

昭和四十四年九月

四日市市議会定例会会議録目次

	ページ
第一号（九月八日）	
会議録署名議員の指名について	一三
会期の決定について	一四
昭和四十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について	
報告	一四
昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について	
議案説明	一五
第二号（九月十一日）	
一般質問	
吉垣照男君	
市民サービスについてその他	三四
坪井妙子君	
霞ヶ浦海浜公園の構想について（児童交通公園）その他	六〇
高橋力三君	

行政の官僚化と市長の姿勢についてその他……………

志積政一君

新都市計画法の施行についてその他……………

山中忠一君

公害と今後の市政についてその他……………

第三号（九月十一日）

一般質問

伊藤金一君

近鉄高架についてその他……………

山本勝君

清掃対策についてその他……………

野崎貞芳君

公園施設の整備についてその他……………

山口信生君

中央緑地と公害防止事業団についてその他……………

宮田勇君

市有建築物の安全管理についてその他……………

第四号（九月十三日）

一般質問

後藤藤太郎君

西部開発についてその他……………

昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてその他

質疑・委員会付託……………

第五号（九月二十二日）

昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてその他

委員長報告・質疑、討論、議決……………

四日市市一般会計補正予算（第三号）その他

委員長報告・質疑、討論、議決……………

公平委員会委員の選任について

議案説明・質疑、討論、議決……………

教育委員会委員の任命について

議案説明・質疑、討論、議決……………

工事請負契約の締結について

議案説明・質疑、討論、議決

近鉄高架促進に関する意見書提出についてその他

議案説明・質疑、討論、議決

請願書等審査結果報告

ページ

三四二

三四九

三五一

昭和四十四年九月八日

四日市市議会定例会会議録（第一号）

昭和四十四年四月四日市市議会定例会会議録 第一號

米田好兼速記

昭和四十四年九月八日（月曜日）

- 議事日程第一号
昭和四十四年九月八日（月）午後二時開会
- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第七号 昭和四十三年度四日市港開発事業団特定事業会
計決算の報告について……………報告
- 第四 議案第六七号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算
認定について……………議案説明
- 第五 議案第六八号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定
について……………
- 第六 議案第六九号 昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）……………

第七 議案第七〇号 昭和四十四年度四日市市競輪事業特別会計補正

予算（第一号）……………議案説明

第八 議案第七一號 昭和四十四年度四日市市畜場食肉市場特別会計補正

計補正予算（第一号）……………議案説明

第九 議案第七二號 昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業

特別会計補正予算（第一号）……………議案説明

第十 議案第七三號 昭和四十四年度四日市市水道事業会計第一回補

正予算（第一号）……………議案説明

第十一 議案第七四號 昭和四十四年度四日市市選舉区及び各選舉

区において選舉すべき委員の定数に関する条例

正予算……………議案説明

第十二 議案第七五號 四日市市農業委員会の委員の選舉区及び各選舉

区における一部改正について……………議案説明

第十三 議案第七六號 四日市市役所設置条例の一部改正について……………議案説明

正予算……………議案説明

第十四 議案第七七號 四日市市立保育所条例の一部改正について……………議案説明

正予算……………議案説明

第十五 議案第七八號 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………議案説明

正予算……………議案説明

第十六 議案第七九號 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改

正予算……………議案説明

正について……………議案説明

第一七 議案第八〇號 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改

正について……………議案説明

第一八 議案第八一號 土地の取得について……………議案説明

正について……………議案説明

第一九 議案第八二號 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認

並びに町の区域の変更について……………議案説明

第二〇 議案第八三號 町の区域の設定について……………議案説明

正について……………議案説明

第二一 議案第八四號 町及び字の区域並びに名称の変更について……………議案説明

正について……………議案説明

第二二 議案第八五號 町及び字の区域の変更について……………議案説明

正について……………議案説明

第二三 議案第八六號 市道路線の認定について……………議案説明

正について……………議案説明

第二四 議案第八七號 市道路線の一部廢止について……………議案説明

正について……………議案説明

第二五 議案第八八號 市道路線廢止について……………議案説明

正について……………議案説明

第二六 議案第八九號 鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結について……………議案説明

正について……………議案説明

○本日の会議に付した事件

第一 会議録署名議員の指名について

第二 会期の決定について

第三 報告第七号 昭和四十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

笠 大 岩 伊 伊 伊 伊 伊
田 島 田 藤 藤 藤 藤 木 春 岡
七 武 久 信 太 泰 金 武 文 一
衛 雄 雄 一 郎 一 一 治 雄 郎
君 君 君 君 君 君 君 君

○出席議員（四十一名）

- 第二二 議案第八四号 町及び字の区域並びに名称の変更について
第二三 議案第八五号 町及び字の区域の変更について
第二三 議案第八六号 市道路線の認定について
第二四 議案第八七号 市道路線の一部廃止について
第二五 議案第八八号 市道路線廃止について
第二六 議案第八九号 鋼製丸胴型消防艇の建造契約の締結について

- 第四 議案第六七号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について
第五 議案第六八号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定について
第六 議案第六九号 昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）
第七 議案第七〇号 昭和四十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）
第八 議案第七一号 昭和四十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）
第九 議案第七二号 昭和四十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）
第一〇 議案第七三号 昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）
第一一 議案第七四号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
第一二 議案第七五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について
第一三 議案第七六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について
第一四 議案第七七号 四日市市立保育所条例の一部改正について
第一五 議案第七八号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について
第一六 議案第七九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
第一七 議案第八〇号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について
第一八 議案第八一号 土地の取得について
第一九 議案第八二号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について
第二〇 議案第八三号 町の区域の設定について

○欠席議員（二名）

谷 大
口 谷
專 喜
九 正
君 君

吉 山 山 安 六 宮 松 增 前 藤 日 日
垣 本 中 口 垣 平 田 島 山 川 井 比 沖
照 忠 信 豊 良 英 辰 泰 義 武
男 勝 一 生 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

早 服 長 野 生 豊 坪 遷 高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 加
谷
川 部 川 崎 川 田 井 橋 積 上 藤 林 林 頑 野 村 藤
正 昌 鐸 貞 平 妙 誠 力 政 長 藤 喜 哲 也 定
十 太
夫 弘 元 芳 藏 稔 子 二 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 潔 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議案説明のため出席した者

○市議會事務局

次	教	教	助	助	市	市
育	育	委員	長	長	長	長
長	長	長	役	役	役	役
滝	西	龍	村	園	三	中
川	池		木	浦	輪	山
伝	棟	清	喜	和	喜	英
之	助	助	代	代	忠	輝
伍	伍	真	次	己	臣	涼
君	君	君	司	郎	彦	清
君	君	君	君	君	一	文
君	君	君	君	君	三	良
君	君	君	君	君	男	寬
君	君	君	君	君	一	見
君	君	君	君	君	嗣	喜
君	君	君	君	君	齊	久
君	君	君	君	君	君	男

午後二時三分開会

○議長（服部昌弘君）　ただいまから昭和四十四年九月、四日市市議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は、三十九名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第一号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

要求いたしておきました議事説明者の氏名は、お手元に配布いたしました要求書写のとおりであります。なお、水道局技術部長は、欠席いたしましたからご了承願います。

公会堂本館等の火災に関する報告

○議長（服部昌弘君）　会議に先立ちまして、市長から発言を求められておりますので、この際、発言を許します。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）　本日の会議に先立つて先月二十七日未明に起こりました公会堂本館の火災に際しまして、議員各位にはご多端の折、種々ご心労、ご配慮をわざわざしましたことを深くおわび申し上げますとともに、火災の状況並びに残存建物の措置についてご報告申し上げご了承賜わりたいと存じます。

出火時刻は、消防本部の望楼発見による午前二時三十二分ごろと推定され、直ちに第二次出動によりはしご車等消防車八台と、橋北・塙浜・神前・常磐・日永各分団のご協力による懸命の消火活動により午前三時五十五分鎮火いたしましたが、公会堂本館等八三九平方メートルを焼失いたしましたのであります。

出火場所は、本館北東隅の屋外との現場検証の結果報告を受けておりますが、原因はいまだ判明いたしません。引き続きご調査いただいており、また、焼失による損害額は、消防本部の調査結果約四百三十五万円と推定されております。

当公会堂は、昨年十二月七日未明、原因不明の火災により付属建物の日本間を焼失いたしまして、以来、新庁舎の建設計画と相まって、由緒ある本館の措置を検討考慮いたしましたとともに、建物の保全のため、配線の点検整備、夜間の警備等、火災の安全確保には特に留意いたしましたのでありますが、不測も、たまたま昨年と同様の結果となり、まことに遺憾に存じますが、ここに深くおわび申し上げる次第であります。

当公会堂建物の火災保険は、玄関、便所を含め五百四十七万円で、現在、玄関部分を除き全焼ということで手続きいたしております。

なお、残存建物の措置につきましては、一応危険部分を除去し、後日、時宜の措置をいたしたいと存じますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。

また、この度の火災に際し、警察署はじめ各方面からのご協力並びにお見舞に対しましては、とりあえずお礼状をもってございさつ申し上げた次第であります。

現在までに判明いたしました情報により概要ご報告申し上げた次第ですが、事情ご高察いただき、ご了承賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君）　市長の報告に対しましてご質疑がありましたら、ご発言を願います。

山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 簡単に関連をして質問をいたします。

公会堂を焼失する前に懐雪寮日本間が焼失いたしておるわけですが、現在、市庁舎の警備は警備保障の会社に委託をしておるこの状況にあるわけですけれども、警備を委託をしておる内容と、日本間及び公会堂を焼失した結果、今後このような市有財産の管理をしていくに当たってどのように考えておられるのか、その点をお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） ただいまご質問の庁舎の警備等の状況につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

昨年、公会堂の付属建物が焼けましてから、その後警備の体制に検討を加えまして、新年度からは警備の本拠を一応中央緑地に置きました、そしてここを本拠にいたしまして市庁舎、それから橋北出張所、なでしこ保育園、それから失対事務所、常磐の出張所、それから常磐の保育園こういったところを毎夜四回ずつ巡回警備に当たっておったんでございます。

それで、今回の公会堂の火災に対しましてこの付近を警備員が通りましたのは、二時ごろということを言つとります。で、そのときに火災について何ら気配を感じなくて、それで一時半にこういった望楼発見による火災が出ているということに、私どもも不審を抱きました、いろいろ消防本部の意見等も聞いてみたんでございますが、木造の建物のような場合に、三十分後にこういうふうに火災上するということはあり得ることだと、こういうことをいうておりますので、この問題につきましては、検討を重ねておる状況でござります。

それで、公会堂を燃やしましてその後西館の問題もございますので、関係部が集まりましてとりあえずどういった処置をするかということについて話し合ったんでございますが、第一番には西館の付近をもつと明るくしようじやないかということで、さらに西館の周囲に電灯をふやしたのでございます。それと同時に、やはりその公会堂の今度燃えましたところがくいとか、また懸垂幕の古いものが積んであったと、こういうふうなこともございましたので、まわりをもつときれいにして、そういった燃えやすいようなものとか、そういったものを取り片づけておこうと、そういうようなことも直ちに実施したのであります。

それから、警備の問題につきましては、さらに一名増員しまして、現在、青少年課の事務室に常駐させて警備に当たつたるんでございますが、先ほど申し上げましたように警備員がおり回ったあとでも、三十分後にこういった火災が発生したということがあり得ることだとすれば、なおこの問題につきましては十分検討していただきたいと、こういうふうに考えております。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ございませんか。

他にご質疑ございませんので、以上で市長の報告を終了いたします。

○議長（服部昌弘君） ただいまより会議を開きます。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（服部昌弘君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により議長において荒木君及び藤井君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

今期定例会の会期は、本日より二十二日までの十五日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕。

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、会期は十五日間と決定いたしました。

日程第三 報告第七号昭和四十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三、報告第七号昭和四十三年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告についてを議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の議案についてご説明申し上げます。

報告第七号は、四日市港開発事業団特定事業会計決算について、関係書類を地方自治法の規定に基づき報告するものであります。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段ご質疑もありませんので、報告第七号は了承することにいたします。

日程第四 議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし
日程第二十六 議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第四、議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十六、議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結についての二十三件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまご上程の各議案についてご説明申し上げます。

議案第六十七号は、昭和四十三年度市立四日市病院事業の決算であります。

まず決算報告書の収益的収入及び支出においては、収益的収入の決算額は、医業収益及び医業外収益を合計して五億四千八百四十五万一千十五円となり、予算額に比し、四千三百三十六万七千九百八十五円の収入減となりました。これは医業収益中の入院収益及び外来収益において、診療報酬の実質的据置きと、医師の欠員等が原因して、予算を下回ったことによるものであります。

収益的支出の決算額は、医業費用、医業外費用及び准看護婦養成所費用を合計して五億七千九百九十二万四千六百六十四円となり、予算不用額は五百七十五万四千三百三十六円を生じました。これは医業費用で一般諸経費の節減に伴い生じたものであります。

期間外収入及び支出においては、期間外収益の決算額は七十四万三千七百三十六円となり、期間外費用の決算額は五十七万六千五百六十七円となりました。これは過年度損益に属しますので、前年度未処理欠損金を修正しております。

資本的収入及び支出においては、出資金及び長期借入金の収入決算額は四千百五十四万一千十一円で、これに対し建設改良費及び償還金の支出決算額は五千八百十三万六千七百五一円で、差し引き一千六百五十九万五千七百四十円の収入不足は、期末留保資産をもって補てんいたしました。

なお、建設改良費中、外来診療棟及び小児科病棟改良工事二千五十万円を工期の都合上、予算繰り越しを行なっております。

次に、損益計算書においては、医業関係で、医業費用が医業収益を上回り、三千四百十四万六千五百六十四円の医業損失を生じましたが、医業外関係で、医業外費用及び准看護婦養成所費用が医業外収益を下回った結果、差し引き三千百四十七万三千六百四十九円の当年度純損失となりました。

剰余金計算書においては、欠損金は、前年度未処理欠損金が過年度損益修正により、三百九十九万七千三百三十三円となり、これに当年度純損失、三千百四十七万三千六百四十九円が加わり、当年度未処理欠損金は、三千五百四十七万七百八十二円となりました。

資本剰余金は、前年度繰り越しにかかる寄付金、五十三万円及び補助金九万七千五百円、合計六十二万七千五百円が次年度へ繰り越しとなりました。

欠損金処理計算書においては、当年度未処理欠損金三千五百四十七万七百八十二円を翌年度へ繰り越しいたしました。

欠損金処理計算書においては、当年度未処理欠損金三千五百四十七万七百八十二円を翌年度へ繰り越しいたしました。

次に、貸借対照表においては、資産は固定資産及び流動資産を合計して五億五千四百万一千八百四十六円、負債は固定負債及び流動負債を合計して一億二千二百五十一万五千九百九十六円、資本は、資本金及び剰余金を合計して、四億三千百四十八万五千八百五十円となりました。

以上が、昭和四十三年度市立四日市病院事業決算の概要であります。

次に、議案第六十八号は、昭和四十三年度四日市市水道事業会計の決算であります。

まず、決算報告書において、収益的収入の決算額は、六億二千四十一万七百十一円で収益的支出の決算額は、五億八千二百十七万六千九百五十四円となりました。

収益的収入は、予算額に比較して、三百九十七万六千七百十一円の増収となりましたが、これは、主として給水戸数の自然増加と生活水準の向上による使用水量の上昇に伴う水道料金収入であります。

収益的支出は、三千四百十四万九千四十六円の予算不用額を生じましたが、このおもな理由は、受託工事が一部翌年度施工となつたことによる材料費、工事請負費、施設購入費の不用と企業債の本借り入れを予定より延伸したことによる企業債利息の不用によるものであります。

期間外収入及び支出は、過年度損益修正事項でありますので、いずれも繰り越し利益剰余金の増減を行ないました。

資本的収入の決算額は、二億四千八百十五万六千二百十七円で、予算額に比較して、二千二十万六千七百八十三円の減収となりましたが、このおもな理由は、建設改良費の一部が翌年度繰り越しとなつたことにより、その財源である企業債のうち、二千万円の借入を延伸し、昭和四十四年度において借り入れることとしたためであります。

資本的支出の決算額は、三億六千二百八十四万百三十九円で、地方公営企業法の規定による繰り越し額二千三百八十四万円を加えますと、三億八千六百六十八万百三十九円の支出総額となり予算不用額は、八百十万一千八百六十円であります。このおもな理由は、固定資産購入費で土地の買収が年度内にできなかつたためであります。

収入決算額に対し支出決算額が一億一千四百六十八万三千九百二十二円超過することとなりますので、この補てん財源は、当年度利益剰余金処分額、前年度繰り越し損益勘定留保資金及び繰り越し工事資金を充当いたしました。

損益計算書につきましては、収入額六億二千四十一万七百十一円、支出額五億八千二百十七万六千九百五十四円で差し引き三千八百二十三万三千七百五十七円の純利益であります。

剰余金計算書は、各剰余金の年度内における増減を科目別に表示したものであります。当年度未処分利益剰余金三千九百五十五万六千九十二円、次年度繰越資本剰余金、三億九千九百八十一万四千六百七円となりました。

剰余金処分計算書は、前述の計算書により当年度未処分利益剰余金の処分を定めるものであり、地方公営企業法の規定により三千七百万円を企業債償還のため減債積み立て金として処分し残額二百五十五万六千九十二円を、翌年度へ繰り越ししたいと存じます。

貸借対照表は、資産総額三十億九千六百九万八千百三十七円、負債総額一億四千六百六十八万六千六百十六円、資本総額二十九億四千九百四十一万一千五百二十一円であります。

以上が、昭和四十三年度水道事業会計決算の概要であります。

議案第六十九号は、本年度本市一般会計補正予算（第一号）案であります。今回の補正のおもなる内容は、国県費補助金、市債その他特定財源の決定または見通しを得たもの、希望退職者に対する退職手当金等すでに支出の決定をみたもの及び緊急に実施を要する市単独事業その他五億一千三百四十三万七千円の追加補正と、これに関連した地方

債の補正であります。補正後の予算総額は、七十六億一千五百七十八万六千円と相なるのであります。

以下、歳出から各科目的概要を申し上げます。

第一款総務費は、市長会負担金、本年度希望退職者に対する退職手当金、給与計算事務の委託に要する諸経費及び前年度に引き続き県保留地公会堂敷地の購入費を計上し、交通安全対策費においては、今回、国庫補助割当がありました塩浜・大治田線歩道橋その他通学路整備事業費等を追加いたしました。

また、庁舎建設費につきましては、かねて起債の申請をいたしておりましたが、このほど本年度から三ヵ年継続事業として承認を得られる見通しがつきましたので、今後の工期等を考え、ここに設計費等の計上をお願いしたものであります。具体的な構想については、設計の段階において議会のご意見を承りつつ進めてまいりたいと存じます。

諸費におきましては、警察官派出所建設費に対する地元負担金及び桜町南公会所建設費に対する補助金のほか、前年度施工の踏切改良工事について工事費の精算結果による国庫補助金の返還をお願いいたしました。

第三款民生費のうち、社会福祉費は県社会福祉事業職員共済会に対する本市負担金、夏季及び年末に要援護者及び準要援護者に支給する法外扶助費の不足見込み分を追加し、老人福祉費は、寝たきり老人対策の一環として來たる十一月から増員補助割り当ての決定した老人家庭奉仕員の所要経費を計上したものであります。社会福祉施設費では、今回、国県費補助の決定をみました保々西小牧道路舗装事業を追加したものであり、老人福祉施設費は、寄付の申し出がありました寿楽園納骨堂建設にかかる追加工事等をお願いしたものであります。

児童福祉費では、さきに竣工いたしました私立三重愛育保育園の収容定員増に伴う園舎増築費に対する補助金を計上し、保育所費においては、このたび内部保育園の建設について国県補助金、市債等財源確保の見通しを得ましたので、定員百二十名の園舎新築費を計上し、その他はまことに保育園の改築に伴う仮園舎の所要経費並びに付帯工事費を

追加し、あさけ、なでしこ保育園の定員増加による園舎改修費及び初度調弁費等を計上しました。なお、児童委員、民生委員の活動費につきましては、今回、県委託金の増額をみましたので、交付金の増額をはかりました。

第四款衛生費は、さきに本市において開催の県下理容競技大会に対する補助金と、今回、厚生省から県を通じて委託を受けました本年度分の悪臭の調査研究費を計上したものでありまして、本調査研究は、今後三ヵ年にわたり厚生省の助成をもって継続実施の予定になつております。また、火葬場墓地費では、北大谷墓地整備関係工事費等を追加したものであります。

第六款農林水産業費のうち農業費にありますては、県支出金の決定いたしました構造政策推進基本資料整備及び都市近郊地域農地対策事業費の追加並びに茶園開拓バイロット事業の水源試掘工事費と、貝家地区土地基盤整備事業に対する補助金を追加計上したものであります。

農地費は、今回、県補助割り当ての決定いたしました市営土地改良事業にかかる尾平及び生桑農道工、羽津水路工の追加補正を行ない、受託土地改良事業については、桜圃場整備を県費補助事業費の決定により、貝家圃場整備事業と水沢野田、大鍤地区の区画整理事業費は、一部設計変更と単価増が認められたことにより、それぞれ追加補正を行なうほか樋門等の維持管理費を追加いたしました。水産業費では、県費補助割り当ての決定をみました磯津漁港物揚場改良工事費を追加いたしました。

第七款商工費は、万古陶磁器見本市開催委託料の増額、三重県貿易振興会に対する負担金及び三重県勤労者福祉センターの運営助成のため、貸し付け金等の追加をお願いするとともに、勤労青少年ホーム建設工事について防火シャツター、放送設備等の追加工事費を計上いたしました。

第八款土木費のうち道路橋梁費では、水道局その他の道路路面復旧委託工事費、大治田町一号線の改良、末永・大

正橋線及び塩浜・大治田線舗装改良等工事請負費並びに東坂部四号線ほかの道路拡幅用地購入費の追加を行ない、また、市道日永・八郷線新三滝橋架設について明年度から国庫補助対象事業として採択されるよう本年度調査測量費を計上したほか、道路調査委託料の一部を都市計画費へ組みかえたのであります。なお、大治田町一号線工事費に対しては、クラレ油化株式会社からの指定寄付金を歳入に計上しております。

都市計画費では、新都市計画法施行に伴う事務費の追加、浜田第二区画整理事業推進のため区域決定に要する資料作成委託料及び西浦土地区画事業特別会計への繰り越し金等を追加し、街路事業につきましては、国庫補助金の決定により子酉・八王子線跨線橋架設工事、六地蔵・中川原線改良工事等の事業費の補正を行なうとともに、新たに子酉八王子線改良工事、稻葉町・内部線街路舗装工事等の事業費を追加いたしました。また、単独事業として諏訪公園等駐車場の整備費その他を追加し、近鉄連続立体化関係調査費を道路費から組みかえ計上いたしました。

公園費につきましては、今回、国庫補助金の決定した天ヶ須賀児童公園の整備費のほか、近鉄四日市駅前噴水、塩浜・大治田線及び名四国道高架下の整備工事費その他を追加したものであります。なお、近鉄駅前噴水改良植樹等の工事費については、ジャスコ岡田屋からの指定寄付金を歳入に計上いたしております。

都市下水路費は、磯津ポンプ場はき出し管布設工事費並びに富洲原地区排水施設新設改良工事費を追加し、落合排水路新設工事費については、国庫補助割り当ての決定により減額補正いたしました。

住宅費は、老朽化した新浜町市営住宅の除却費の追加と、住宅建設事業において日永同和住宅建設について二戸の割り当て増加がありましたので、用地費の不足額とともにこれを追加し、坂部団地のくい打ち工事費等不用見込み額を減額いたしたものであります。なお、歳入において、本年度から住宅建設事業のうち用地費に対する国庫補助金は起債によることに変更されましたので、財源更正を行なつております。

第九款消防費は、職員退職手当て金の追加及び消防団員等公務災害補償負担率改正による増額並びに中消防署港出張所移転に要する工事請負費その他をお願いしたものであります。

第十款教育費のうち教育総務費におきましては、県立学校施設整備期成会等の負担金、希望退職者の手当て金、産休代がえ職員等臨時傭人料の不足見込み額並びに学校保健講習会等の開催費に対する補助金及びさきに竣工の私立あおい幼稚園外三園の新增設費補助金その他をお願いしたものであります。

小学校費では、校舎補修費及び救助器具、防火シャッターの取り付けその他の工事請負費を追加し、放送設備及び給食用脱脂粉乳の生牛乳への切りかえに要する備品等の購入費並びに中部東小学校の用地購入費その他を追加計上いたしました。

また中学校費は、校舎補修費、救助器具及び防火シャッター取り付け工事費その他について追加をお願いいたしました。

幼稚園費は、高花平幼稚園園舍新築費と、保々幼稚園の敷地造成工事費その他を計上したものであります。社会教育費は、貝野遺跡発掘調査報告書印刷費、垂坂観音寺に対する文化財防火設備費補助金の追加と、公民館費においては、臨時用務員の賃金不足見込み額並びに今回県費補助の決定がありました同和地区子供会育成事業費を追加いたしたものであります。

第十一款災害復旧費は、公共土木施設の過年度発生補助災害復旧費の単価増等による追加及び去る七月の集中豪雨による応急復旧工事費及び市単独災害復旧費の追加であります。

以上、歳出について概要のご説明を申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関連の特定財源のほか、一般財源として前年度繰り越し金及び市税の増収見込み分を計上し、收支の均衡をはかりました。

なお、ここで前年度繰り越し金の使用についてご了承をお願いいたしたいと存じます。本市財政調整基金条例によ

れば、前年度実質剰余金の二分の一を下らない額を積み立てることになつておりますが、本市財政の現状から、本年度も同条例第五条の規定を適用し、積み立てを停止いたしたいと存じますので、なにとぞご了承賜わりますようお願い申し上げます。

議案第七十号競輪事業特別会計の補正は、車券売り上げ高が当初の予想をはるかに上回るに至りましたので、従前の実績に今後の売り上げ額を記念競輪五億円、普通競輪三億六千万円と見込み、所要経費を追加したほか、競輪場内外における施設整備工事として、場内退避路の建設、駐車場の整備等の実施並びに庁用備品購入費その他をお願いし残余金は、前年度繰り越し金を含めて一応予備費に計上いたしました。

議案第七十一号と畜場食肉市場特別会計の補正は、場内整備のため舗装工事費の追加をお願いしたものでありますて、財源には、前年度繰り越し金を充当いたしました。

議案第七十二号公共下水道特別会計の補正は、各処理場及びポンプ場における施設修繕費並びに下水管清掃工事費等の追加と、今回県費負担の決定をみました箇川団地下水施設維持修繕費を計上したものであります。

なお、財源につきましては、前述の県負担金のほか、前年度繰り越し金を追加計上いたしました。
議案第七十三号西浦土地区画整理事業特別会計の補正は、関係者各位の深いご理解とご協力により家屋移転事業が順調に進み、当初計画を上回るにいたしましたので、ここに移転補償費及び用地造成費等の追加をお願いしたものでありますて、財源には、前年度繰り越し金のほか、一般会計繰り入れ金をもって充当いたしました。

議案第七十四号水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出においては、山の手配水池専用道路排水溝築造工事の追加と、給与計算事務委託のため経費の一部組みかえ等を行なうものでありますて、工事財源につきましては、寄付金をもって充当いたしました。

資本的収入及び支出につきましては、市内各所の給水を円滑にするための配水管布設工事費及び民営団地の開発に伴う配水管等の布設工事費並びに笛川団地加圧ポンプ所稼動に伴う電話架設費を追加したものでありまして、収入には、受益者からの寄付金を計上し、なお不足する分につきましては、前年度繰り越し損益勘定留保資金をもって補てんいたしました。

議案第七十五号農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例並びに議案第七十六号四日市市役所出張所設置条例の一部改正案は、去る七月四日から新たに八郷地内に平津新町が設定されたことに伴い、当該選挙区の区域及び出張所の所管区域について所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十七号市立保育所条例の一部改正案は、なでしこ保育園及びあさけ保育園の園児収容定員の増員申請に対し、このほど認可がありましたので、所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十八号国民健康保険条例の一部改正案は、国の母子保険充実対策に沿い被保険者に対する助産費の引き上げを行なうとともに、本年四月地方税法施行令の一部改正による国民健康保険料の減額対象世帯範囲の拡大に伴い所要の改正をしようとするものであります。

議案第七十九号消防団員等公務災害補償条例の一部改正案は、非常勤消防団員等にかかる損害補償の基準を定める政令の一部改正により補償基礎額の引き上げ並びに遺族補償の範囲の制限が新たに加えられたことに伴い所要の改正をしようとするものであります。

議案第八十号市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正案は、人間ドック使用料を改定しようとするもので一般療養費につきましては、昭和四十二年十一月一日国民健康保険法の改正に伴い改定がなされましたが、人間ドック使用料は現在まで据え置きとなり一般療養費との均衡並びに他都市の実情等を考慮し、使用料の改定をお願いしようとするものであります。

うとするものであります。

議案第八十一号土地の取得については、川島町地内において将来市立川島小学校の建設用地として一七、八四八平方メートルの用地を価格二千百六十二万八千円をもって市内川島町一、九一五番地泰野政儀ほか五十九名から取得しようとするものであります。

議案第八十二号あらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更は、昭和四十三年八月三十一日管理組合指令港第二〇七号及び昭和四十四年一月二十日管理組合指令港第二九五号をもって埋立竣工認可のありました千歳町九番の一地先公有水面埋め立て地について、新たに土地を生じたことを確認するとともに、同区域をそれぞれ千歳町に編入しようとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第八十三号町の区域の設定案は、三重地区における四日市市開発公社並びに三重県労働者住宅生活協同組合による住宅団地の造成に伴い同区域に含まれる東坂部町、山之一色町及び西坂部町の各一部を新たに画して坂部が丘一丁目から同五丁目までを設定しようとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第八十四号は、本年度の住居表示整備事業実施に伴い、住居表示審議会の答申と法定の公示手続きを経て、お手元の別図に示す字の区域及び名称を隣接の本町に編入し、別図二に示す港、浜田、共同及び常磐地区における二〇一五平方キロメートルの町及び字の区域並びに名称を、別図三に示す町の区域及び名称に変更しようとするものであります。

議案第八十五号町及び字の区域の変更は、平津土地改良区が実施する土地改良事業の施行により、中村町字深谷、平津町字入ヶ谷、同字畠室、同字分代及び萱生町字武十郎の各一部について、町及び字の区域を変更しようとするもので、区域は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第八十六号市道路線の認定は、明治橋付近の交通渋滞緩和のため、本年度市の単独事業として施行する海蔵地内三滝川左岸堤塘敷を道路として使用するため、市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第八十七号市道路線の一部廃止は、八郷地区萱生町地内及び三重地区生桑町地内の住宅団地内に介在する市道の一部並びに日永地区大字六呂見、桜地区智積町地内の工場等の敷地内に介在する市道の一部について付けかえ交換に供するため、その用途を廃止しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第八十八号市道路線の廃止は、八郷地内において三岐開発株式会社が造成する住宅団地内に介在する市道並びに日永地内の三菱化成工業株式会社の工場用地の拡張に伴う同敷地内に介在する市道について、それぞれその用途を廃止しようとするもので、所在は、お手元の図に示すとおりであります。

議案第八十九号消防艇の建造契約の締結は、このたび消防本部が建造しようとする鋼製双胴型消防艇の建造工事であります。随意契約により、金額四千二百九十万円をもって、東京都墨田区堤通一丁目二番八号墨田川造船株式会社と建造工事の請負契約を締結いたしました。提案申し上げるものであります。

以上、九月定例会に提出いたしました各議案についてご説明申し上げましたが、具体的なことにつきましては、議事進行に伴い、ご質疑に応じてご説明申し上げたいと存じます。

○議長（服部昌弘君） 提案理由の説明、お聞き及びのとおりであります。議事日程に従いまして、本件に関する審議は留保いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

次会は、来たる九月十一日午前十時に会議を開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時四十四分散会

昭和四十四年九月十一日

四日市市議会定例會會議錄（第二号）

四日市市議會

昭和四十四年九月四日市議会定例会議録 第二号

米田好兼速記

昭和四十四年九月十一日（木曜日）

○議事日程 第二号

昭和四十四年九月十一日（木）午前十時開議

第一般質問

○本日の会議に付した事件

第一般質問

○出席議員（四十名）

伊荒天味

藤木春岡

金武文一

一治雄郎

君君君君

吉山山山安六宮松増前藤日日服長野生豊
谷垣本中口垣平田島山川井比沖部川崎川田
照忠信 豊 良英辰泰義武昌鐸貞平
男勝一生勇司勇一一男郎平男弘元芳藏稔
君君君君君君君君君君君君君君君君君君

坪辻高志坂後小小訓喜川加笠大岩伊伊
多井橋積上藤林林霸野村藤田島田藤藤藤
妙誠力政長藤喜哲也定七武久信太泰
十太子二三一郎郎夫夫男等潔男衛雄雄一郎一
君君君君君君君君君君君君君君君君君君君君

○欠席議員（三名）

○議案説明のため出席した者

名												め出席した者								
代表監査委員	消防長	技術部長	次長	水道事業管理者	病院立事務長	市役員長	教育委員長	次長	教育委員長	建設部長	副取扱部長	土衛生部長	厚生部長	産業部長	税務部長	総務部長	市長公室長	市役員長	助役長	市役員長
	森	富山	新光	三	藤井	山	村山	滝川	西池	龍浦	園木	三輪	中小	阿南	伊藤	平井	谷沢	司藤	庄野	加鬼
新八	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	喜代司	英忠	輝涼	清文	良寬	見喜	久斎	喜久男	正喜
	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	代郎	彦臣	一彥	三男	一男	嗣君	君	正夫	

事務局長 鶴野正和君
次長 森正太郎君
議事係長 小坂靖君
主事 柴田静良君
事務板崎大之丞君

午前十時三分開議

○議長（服部昌弘君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十七名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

お手元に配布の一般質問通告一覧表のとおり各会派から通告がまいております。発言の順序は、一覧表のとおりであります。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君） それでは、日程第一、一般質問を行ないます。

吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 先陣を賜わりまして、私は公明党を代表しまして通告の順に質問をさしていただきますので、よろしくお願ひいたします。

第一問は、市民サービスについてでございます。

第一点、市民サービスの一環として窓口となる案内所が必要ではないか。そこへ行けば一切の書類もそろうし、一回で済み、何を聞いてもはっきりわかるという窓口案内をつくるべきであります。

第二点、相談所として、現在、事故相談所があるわけでありますが、それと並行して暮らしの相談、身の上相談、法律相談等消費者相談コーナーをつくつたらどうかと思います。この点についてお伺いします。

第三点、平日に市役所に来られない人のために、日曜日の午前八時から十二時まで、昼まで市民課の業務を行なったらどうかと思います。なぜなら、日給で働いておる人が多くおります。その人たちが市役所に用事のあるときには、休んでこなければならないということであります。この点について、よろしくお尋ねいたします。

第二問は、教育行政についてでございますが、第一点は、学校教育についてお尋ねします。

私は、教育問題について論ずるものではありませんが、青少年がりっぱな設備と環境の中で勉強ができるということは、次代をになう青少年にとっては最高の喜びであると思うのであります。

そこで、まず第一点には小学校の建物であります。校舎の老朽及び増改築の学校が多くあります。この点についてどのようなお考えか、お尋ねいたします。これは、ぜひ必要であると思うのであります。

次に、特別教室が全部そろっていない学校が多く見受けられました。この点についてもよろしくお願ひいたします。それと、視聴覚室のない学校もありました。学校の格差のないように、早急に考えていただきたいと思います。

第三に、東橋北小学校の鉄筋の校舎が、地盤沈下のために百メートルぐらい廊下の横すみに亀裂が生じてきており

ます。また、十メートルほどの間隔に三センチほど廊下が下がっております。窓のあかない個所ができておるのが現状であります。早急に修理すべきであります。この点についてどのように手を打たれたのか、工事に当たつてのボーリング調査は完ぺきであったのか、基礎工事のほうはきちんとされていたのか、その点をお伺いいたします。

また、廊下のPタイルであります。七百枚もはずれているのが現状であります。関係当局はご存じのはずであります。その個所がまだいまだに修理されていないのは、少し手の打ち方がおそいのではないかと私は感ずるのであります。この点についても、よろしくお願ひいたします。

第四に、公書地域の学校にエアークリーナーが使用されております。そのために窓を締めるわけですが、そうすれば、暑い日には当然温度が上がります。それで、暑いのために窓を開けてしまうのであります。せっかくのクリーナーが何の役にもなりません。それで、各教室にルームクーラーが必要ではないかと考へるわけであります

が、この点お伺いいたします。

第二点は、図書館の増設と移動図書館の充実についてであります。最初に四日市市立図書館であります。

昭和四年に竣工され、戦災を受け現在に至つておるのであります。あまりにも市の図書館としてはスペースが小さ過ぎ、耐久的にいつても古くなり過ぎているのではないでしょうか。市の図書館であるならば、市民のおばさんがエプロンをかけてでも行けるような雰囲気で、みんなが気楽に入れるような図書館が最も望ましいのではないでしょうか。それで、新しく先に述べたようなくふうをこらした図書館をつくつたらどうか、お尋ねいたします。

次に、子供専用の児童図書館であります。これは各地域につくつていかなければならぬないと判断いたしております。ちなみに市立図書館の利用者数は、六万二千三百四十六人のうち児童数七千五百七十九人で、わずか一二%、学生が六〇%、社会人が二六%であります。これでは市の発展も文化の発展もおくれを生ずるのではないかと感ずるわ

けであります。プレハブでもけつこうであります。各地域に早急に児童公園をつくるべきであると思ひます。またかぎり子対策の一環としてもぜひ必要であると確信します。

次に、移動図書館でありますが、三十九年十一月一日より自動車文庫みなと号が巡回開始されたわけであります。はや五カ年を経過しておりますが、いまだに一台とは少し進歩がないのではないかという気がします。そこで、もう一台ふやしてはどうかと思うのですが、その点についてお伺いいたします。それと、もっと巡回日数をふやしたらどうかと思うのであります。一ヶ月に七日では、広範囲を回り切れないのではないかと心配するのであります。その点をあわせてよろしくお願ひいたします。

第三点は、児童交通公園についてであります。児童が遊びながら交通法規、交通道徳を学べる交通公園であります。が、新聞紙上で、東橋北小学校に児童交通公園ができると出ておりました。いつ完成し、使用はいつになるのかお尋ねいたします。それと、場所的にいつても小さいように思うのでありますが、もっと大きな、多くの子供たちが使用できるような児童交通公園が必要であると思います。

第四点は、給食費値上げと給食センター設置についてであります。給食の問題でありますが、脱脂粉乳からなま牛乳になるということで百五十円値上げをしたいという話を聞いたのであります。私は、脱脂粉乳からなま牛乳になることは大いに賛成であります。子供さんが栄養を取り、強力な体力をつけて勉強に力を出し切つていける点においては、非常に喜ばしいのではないかと思います。しかし、百五十円を値上げすることは、おのおの父兄にとっていいへんなことであると考えます。そこで、もし値上げをするならば市が負担をしていったらどうかと考へるわけあります。その点、市長のお考へをお伺いいたしたいと思います。

次に、給食センター設置についてであります。給食センターをつくるようなことを聞いておりますが、どのよう

なセンターをつくるのかお尋ねいたします。

第五点は、災害対策についてであります。第一は学童等災害共済制度でありますが、市長は、将来の問題としてよく検討していきたいといっておられます、その後どのように検討が進められておられるのかお尋ねいたします。

第二は、交通災害共済制度であります、この制度も一年をようやく迎えようとしております。有効期間が今月末で満了するわけで、更新の手続を取らなければならないのですが、この際、新入学の現在一年生の子供さんには、無料で加入させてあげたらどうかと考えます。あるいは生活保護家族、あるいは交通遺児の人等は無料で加入させて、あたたかい手を差し伸べてあげたらどうかと提案するのであります。市長のお考えをお伺いいたします。

第三には、交通災害共済制度の繰越金の中から、交通遺児の方に見舞い金を出してあげたらと考えるわけであります、その点についてもお伺いいたしたいと思います。

第四に、四日市に歩道橋を多くつくっていただきましたが、しかし、歩道橋は夜になるとまゝ暗で危険でありますそれで、照明灯を歩道橋の上につけたらと思うますが、その点お伺いいたします。

第五は、東橋北小学校には火災のための自動警報機がございません。古い鉄筋で、まだそういう装置ができていいということでございますが、もし火災でも発生したらたいへんであります。中央高校においてもあのような火災が発生しております。そういった点から考えてみましても、大至急警報機を設置してもらいたいと思いますが、この点よろしくお願いいたします。

第三問、中小企業従事者対策についてであります。

わが国の中小零細企業に従事する人たちの生活は、いまさら付言するまでもなく、いつ襲ってくるかもしない倒産風、破産風に脅かされて、安心して余裕のある生活を送れないのが実情であります。したがつて、私はここで中小

企業退職金共済制度を提唱するものであります。中小零細企業の使用者と従業員が、自己の報酬から何がしかのお金を提供することによってお互いの生活不安を解消することは、労働力の安定と老後の保障を確保するために必要な一つの手段であります。

この制度は、前述したように、市内の中小零細企業に勤務するものが職場で安心して働くことができるよう、労働の安定と老後の保障を目的としてあるのであります。その内容は、従業員が事業主を通し毎月の給与から二百円を納付金として市に納め、事業主は従業員一人につき毎月千円を掛金として同時に納めるようにするわけであります。事業主がこの制度に加入申し込みをすると、従業員はその翌日から被共済者としての資格を持つことになるのであります。これによって被共済者には退職一時金、または退職年金が支給され、さらに業務上死亡障害年金、若年労働者厚生研修費、産業別功労金、住宅建設資金、あるいは結婚・進学給付の貸し付けなど七項目の特典が得られます。ちなみに四十三年度の四日市の場合、三百人以上の事業所が二十二カ所ございます。わずか一〇〇%の中の一%にすぎないのであります。二百九十九人以下の事業所は千八百九十七カ所、九九%に相当しております。従業員はといえば、三百人以上の事業所の場合、二万四千七百八十八人、四八%であります。二百九十九人以下の事業所の場合、二万六千五百二十八人、五一%という数字が出ております。二万六千五百二十八人の中小企業従事者に救いの手を差し伸べてあげてはと思う次第でありますが、この点についてよろしくお願いいたします。

第四問、防災対策についてであります。

天災は忘れたころにやってくるということわざがありますが、第一点は、ことしは大型台風が来ると気象庁も予告しておりますが、台風に対する防災対策はできているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

第二点、東新町の東洋紡の中に材木が置いてありますが、あれは聞くところによりますと、組合のものであるとは

いわれております。もし伊勢湾台風のような大型がくれば、たちまちあの大きな材木が流れ出すおそれがあるわけであります。そうなると大きな被害になると思います。それで、その責任はどこがとるのか、だれがとるのかはつきりさせておく必要があるうかと考えます。それも早急にしなければ、事が起こってはおそいのであります。この点についてよろしくお願ひいたします。

第三点、河川対策ですが、内部川の内部橋から五百メートルぐらい上流の左岸であります。大きな穴があります。前年の台風で危険な状態になっております。これは去年の九月ごろ、土木に個人的にお話ししたのあります。あれは県の担当ですから県に言っておきますということです。一年たつてもまだ直っていません。これに対しても、何といつても責任を持ってやつていただきたいということを強く要望いたします。

第五問、公害問題についてであります。

第一点は、市が大企業に規制のできるように、四日市は政令都市にすべきであると思うのですが、市長はじめ関係理事者は、国へ積極的に働きかけてはどうかと提案するものであります。

第二点は、公害認定患者の認定基準を緩和すべきであると訴えたいのです。また、認定患者以外の公害患者に対しても医療費は市でみてあげるべきと考えるわけであります。市長の答弁をお願いいたします。

第六問、福祉行政についてお尋ねいたします。

第一点は、身体障害者の対策であります。現在、わが国の身体障害者、児を含めて総数は約百六十七万人と推定されております。国民の約六十人に一人は心身に障害を持っているという驚くべき実情なのです。私どもがまず認識しなければならないことは、災害者も健康者も同じ人間であるということです。人間としての営みは当然受けていかなければなりません。だが、現実は非常にきびしい環境の中に当人も家族もさらされているのであります。

そこで、私は心身障害者保険扶養制度が必要であると考えるわけであります。この制度は、手足やからだが不自由であったり、知能の発達がおくれている人、児童を含み障害者を持つ保護者にとって最も大きな悩みは、自分が元気で働いている間は何とか障害者のめんどうを見ることができるが、もし自分に万一切のがれば、あとに残された障害者をだれが保護し、めんどうを見ててくれるかということです。もちろん家族や親戚がめんどうを見てくれるとても、経済的、精神的負担ははかりしれないものがあります。保護者にとって心残りの多いことは言うまでもございません。そこで、このような悩みを少しでもやわらげるために、保護者に万一切のがった後の障害者の扶養を市が一定の方法で行ない、家族や親戚の負担を軽くし、障害者の日常生活に事欠くことのないように配慮しようとするものであります。

毎月二千円の保険料を払って、そうして保護者に万一切のがったときは、市はあとに残された障害者のためにその障害者が普通一般の人と同じ程度の生活をしていくのに必要な年金を毎月支給するとともに、指導員をその家庭に派遣して生活相談、医療相談などに応じていく方法であります。この点について、よろしくお願ひいたします。

次に、在宅の心身障害児に対する特別ベットを貸し与えたらどうかと考えるわけでありますが、市長はこの点についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

また、精薄者に愛護手帳というべきものを出してあげたらどうかと思ひます。愛護手帳所持者に交通費の割引、あるいは住民税の減免措置等あたたかい手を差し伸べてあげるべきだと考へるわけですが、この点についてもお願いいたします。

第二点は、福祉総合センターについてであります。市長は、四十五年をめどにしてという話でありますたが、その後の経過をどのようになつておられるのか伺いたします。

第七問、住宅問題であります。第一点は、市営住宅の入居基準を大幅に緩和したらという問題であります。

たとえば、一回の申し込みで入居をされる人や、あるいは十回申し込んでも当たらない人もいるわけであります。せめて十回以上は優先的に当てるとかというように、入居基準を考慮すべきではないかと考へる次第であります。この点について、よろしくお願ひいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

まず、市民サービスの点についてでございますが、最近、特に住民と直結する窓口業務ということが非常に重視されておりまして、市民サービスを充実するということが重要な問題になつてきておりまして、四日市市におきましても四十四年四月からこの業務の統合をいたしておる次第でございまして、たとえば市民課におきましては、戸籍住民登録事務が中心ではございますけれども、さらにこれに国民健康保険、国民年金事務等を同一窓口で取り扱つておりますし、総務課の業務でありますところの交通災害共済制度の加入の受け付け、また、選挙人名簿の縦覧等を扱つております。また、衛生課の仕事では母子手帳の交付であるとか、埋火葬の許可証であるとか、畜犬登録等の事務を扱

わさせていただいておりまして、そのほか住宅課の業務であるところの市営住宅の入居の申し込み等を、市民課で総合的に扱わさしていただいております。なお、その他身上相談であるとか、案内業務等につきましては、市民相談室でこれを特設して扱わさしていただいておる次第でございます。なお、これらの届け出事務であるとか書類事項等につきましては、関係各課へ情報を間違いのないように情報の伝達をいたしております。また、窓口しおりといふもの——こういうものでござりますけれども、すでにお目にとまつておると思いますが、窓口しおりといふものを各戸へ分配いたしまして、住所、世帯の変更の届け出であるとか、国民健康保険、国民年金あるいは戸籍の届け出等との各業務、戸籍抄本、住民票、印鑑登録、印鑑証明その他わかりやすく解説した窓口のしおりを市内全戸に配布をいたしまして、市民相談に応ずるような形になつております。

大体このようことで、窓口の来庁者は一日に大体三百人から五百人ぐらいの市民が来ていただいておりまして、市民課だけでは、大体平均いたしまして二百五十人から三百五十人の方々が毎日来ていただいております。

このようことで市民サービスにつとめさせていただいておるわけでございますが、何と申しましても市民の申出事項が迅速に、かつ親切に処理されることが最も大切ではないかと考えております。特に新しい庁舎ができました場合には、特にこういう点に配慮をいたしたいと考えておるわけでございます。

ただいま申し上げました窓口業務の統合につきましては、四十四年と申し上げましたが四十二年の間違いでございますので、四十二年四月からということでござります。

窓口の案内所等の点につきましては、いま申し上げましたが、そのほかに法律相談であるとかいろいろの相談コーナーというものにつきましては、大体、一応この市民相談室というところで処理をさせていただきたいと考えております。まして、新しい庁舎の場合には、また新しい庁舎で十分そういう点につきましては配慮をさせていただきたいと思つ

ております。

日曜窓口につきましては、ただいまのところこれを実施する考えは持っておりません。

教育行政でございますが、小学校等につきましても、まだ本年、水沢小学校等老朽校舎の解消につとめさしていただきますが、まだ若干の老朽校舎が残りますし、社会増等によるところの生徒増のために、特別教室等がこわされているような面もございますが、こういう点につきましては、至急配慮をいたしたいと思っております。また、ルームクーラー等につきましては、ただいまのところそこまで実施をする考えは持っておりますが、将来の問題として十分検討はさしていただきたいと思っております。その他詳細につきましては、教育委員会から申し上げさせていただきたいと思います。

図書館等につきましても教育委員会のお考えがあろうかと思ひますけれども、ご指摘のとおり規模がきわめて狭小で、貧弱なものである、新しい図書館が必要であることは、もう非常に明らかなことでございますので、庁舎の次にほりっぱな図書館をと考へておる次第でございます。なお、その他児童図書館、移動図書館等につきましては、教育委員会のお考へもあるかと思いますので、教育委員会のお考へを聞いたうえで十分検討をさしていただきたいと思っております。

給食費の値上げの問題につきましては、どのような形になるのか私もまだ詳細、教育委員会等とも打ち合わせをいたしておりませんので、これらの点につきましても、給食センターの問題と合わせて今後、教育委員会の考へを聞いたうえで対処いたしたいと考えております。

学童の交通災害共済制度でございますが、新入学の児童の無料加入というようなご指摘がございましたが、ただいま三重県では、広域行政的に県を一本にしてこの交通共済制度を推進しようとしておるような機運がございますし、

また、それにせひとも近い将来において統合したほうがいいのではないかと考えております。

一例を申し上げますと、ちよっと場所は遠うございますが、高知県におきましては、高知市あるいはその他関係の市で、独自で交通災害共済制度をやつておりますし、その他宿毛市等四十六の市町村が共同で共済組合制度をやつておるのでござりますけれども、その広域的にやつておる四十六市町村の共済制度以外は、ほかの全部の共済制度が高知県では赤字になつておるということでございますし、京都府と京都市、あるいは名古屋市その他のところでも、黒字ということは非常にもう不可能な状況になつてきておるわけでございまして、新入学児童の無料加入等につきましては、県の共済組合制度と歩調を合わせていく必要がこの際あるのではないかと考えます。

交通共済制度の剩余金等の問題につきましては、これはますます見舞い金がふえる情勢でございますので、その剩余金をほかに利用するという点につきましては、十分今後検討を要する問題であるというように考へております。

歩道橋の照明灯の設置等につきましては、よく土木等に検討をさしたいと思っております。

火災報知機等につきましても、最近、火災が続出いたしまして申しわけないと思っておりますけれども、設置する必要のある場所につきましては、できる場所につきましては、今後こういう問題は十分配慮をしていかなければならぬと思っておりますが、よく故障をいたしたりしておりますので、火災報知機等につきましても設置と同時にそういう管理の問題も十分注意をしていかなければならない問題だと思っております。

中小企業従事者の対策でございますが、この中小企業の従業員が恵まれないということは、たいへん重大なことで三百人以下のといわれますが、三百人とか二百人というような大きな数字でなしに、六人、五人、三人というようないわゆるほんとうの小企業の従事者というものが一番問題になるのではないかと思います。また、このような状態を考えた場合に、中小企業の実態というものが非常に複雑であるという点でございまして、中小企業退職金共済制度と

いうご指摘がございましたが、国におきましても中小企業退職金の共済制度がございますので、これを十分に利用していくだくようにPRする必要があるのではないかというように考えております。

防災害問題でございますが、東新町の東洋紡木材置き場等におけるところの台風に備えての準備はどうかということございますが、これはすぐ片づけるというようなことを聞いておって、われわれは了解しておるわけでございますが、東洋紡績といたしましては、この土地を処分をしたいというような考え方もあるやに伺っておりますので、今後こういう危険等も十分合わして考えたうえでこの土地の処理問題について市も積極的に意見を申し上げたいと、東洋紡等に、あるいは材木を置いておる人に対し意見を申し上げたいと考えております。

責任問題ということにつきましては、そこまで長期的な考え方で対処いたしておりますんで、もうかなり長期間にわたって材木が置かれておる事情がございますので、なおこの材木置き場につきましては、東洋紡あと地のみならずほかの場所にも置いておる場所がございますので、あわせてこういう問題も検討しなければならないと考えております。

河川対策の内部川左岸というのは、先ほどの出水でこわれた場所であると思います。

私もこの土地は、場所は拝見しにまいりました。建設省の人と一緒に拝見しにまいりましたが、建設省に対しても十分早くこれを直していただきますように申し上げた次第でございます。材木を切って杉の丸太を並べて、杉の葉で水流を防ぐという臨時的なことをしておのを拝見いたしましたが、天白川等の左岸の決壊と同じように、これは県の事業でございますけれども、建設省、県と十分今後ご指摘の線に沿って協力をさしていただきたいと考えております。

公害問題でございますが、政令都市にする必要があると思うがということでございますが、政令都市につきまして

は、自治省等におきましても百万都市でも政令都市にすることをなかなか認可しない、百万都市でも認めないという考え方でござりますので、この問題は非常に困難であると思います。

認定患者の基準の緩和、医療費の支給等につきましては、現在の段階では、国が医療費の支給である等の法律につきましては、引き続いて次の国会に強力に厚生省がこれを提案し、公害患者の救済制度を充実したいという考え方を出しておる時期でござりますので、これらにつきましては、国の制度と合わせてその推移を見たうえで対処していくたいと考えております。

身体障害者の対策につきましては、いろいろご指摘がございました。もちろん非常にけつこうなことでございましたて、恵まれない精薄児であるとか重度の身体障害者等につきましては、ご指摘のとおりでござりますけれども、一地方自治体というものの能力というものと限界というものは限度というものがございますので、非常に困難な問題もある。また施設、看護人の充実ができるかどうかという点につきましても、愛知県のコロニー等を見ても看護人が寄らないというような問題がございまして、いろいろむずかしい問題がございます。特別ペットであるとか精薄者の愛護手帳というような問題、こういう問題につきましては、厚生部で十分今後検討をさせていただきたいと考えます。

福祉総合センターでございますが、これは泊山の寿楽園の周囲、あるいは小古曾の測候所の裏のほうの約四、五千坪（一六、五〇〇平方メートル）の国有地等について、ただいまいろいろの問題で検討中でございます。

住宅問題につきましては、入居基準の緩和をしたらどうかということでございますが、三年以上連続して申請をしておる人に対するは、条例に従って第一次抽せんを省略するような優先措置をとらしていただいておりますが、さらに、この申し込みの回数のみでなくさらに申し込み者の実態の調査を詳しくとしていただきまして、住宅困窮度の高い人等につきましては、優先するような方向で選考委員会の審査に付さしていただくというように対処をさしていきた

だきたいと考えております。

なお、その他の点につきましては、担当の部長から申し上げたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ご質問いたしました学校関係の、教育関係のご質問に対しまして、私は図書館関係のことだけをちょっと申し上げてみたいと思います。

現在の図書館は、ご質問のとおり昭和四年に熊沢一衛氏のご寄付によって建てられたものであります。その当時としては、その当時の四日市の人口に匹敵するようなりっぱな図書館であったのであります。その後、地域の拡大に従いましてこれが狭隘になつてきましたのは当然のことであります。教育関係の施設として一番おくれておるのがこの図書館であるように存じております。これの改築でございますが、ご質問の方は、気安く市民が入れるような図書館というようなご要望もございましたが、四日市の特性を考えてみますと、騒音に悩まされておる学生にたくさん来てもらいたいというような気分もいたします。また、四日市の現在の図書館で非常に特徴のあるのは、特許公報を全部ここに収蔵しておりますので、これは、今後特許のふえるに従いまして相当膨大な量の関係図書がまいることになつております。したがいまして、書庫もそういうような意味合いで設計をいたさなければなりませんし、また、この特許関係も含めましてデファレンスの業務もやつておるんでもあります。現在、質問は毎月七十三件ほどまいりまして、解答のための複写が月に一千枚くらいになつております。

こういうような四日市図書館の特殊性も考えて、新しい四日市の文化を象徴するような意味合いの能率的な図書館をこしらえていただきたいと、目下、基礎設計を督励しておるような状況でございます。

次に、児童向けの図書館でございますが、これを各地につくれというようなお話しでございましたが、この一つのテストケースとしまして、先年、宗村氏の寄付によりまして富洲原の小学校地内に児童向きの図書館の分館をつくつたのでございますが、その利用状況を見ておりますと、これは図書館として使うよりは、むしろ児童館としてかぎつ子対策なんかとかみ合わせて使つたほうがよりよろしいように考えまして、現在ではたしか児童館として使用しておるよう思います。子供向きの図書館としましては、各学校に図書館がございますので、この図書の充実によってその辺のことはまかなえるのではないかと、こう考えております。

次に、移動図書館としてのみなと号であります。これはもうそろそろ耐用年数がまいつておりますので、これも新しい、より能率的な大型の自動車を購入していただきたいと思っております。

現在のこのみなと号の利用者であります。毎月百五十名程度の貸し出しの申し込みがありまして、千四百冊ぐらいの本を毎月貸し出しております。現在、四十八ヶ所市内に停留所をつくるべくあります。これも雨が降ると現在の車では非常に不自由をいたしますので、雨天でも使えるような車というような点で、新しい大型車を入れたいつもりであります。

図書館関係につきまして、現在、委員会として考へておることは、以上のようなことでございます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） ただいまの市長説明にちょっと補足をさしていただきますが、保険扶養制度のことにつきまして、ちょっと申し述べさせていただきます。

承知のように、ご指摘のありましたように、非常に社会問題でございまして、このことを国のほうも昨年度から

考えておるわけでございますが、今度、今国会に提案をされておりました社会福祉事業振興法案が廃案になつておりますので、それに伴いまして時期がいささかずれるような予測をしておるわけでございます。

厚生省の当初の考え方といたしましては、その振興会に八月から正式に保険部というのを設けまして、そして地方自治団体が秋の議会にかけて条例を通して、十月から振興会の実際の業務を開くというようなことでございましたが、先ほど申し上げましたように振興法案が廃案になりましたので、少なくとも首相の渡米後、十二月ごろの通常国会で成立されるんではなかろうかという見通しを立てたうえで、一応県でおきましてもその見通しに立つたうえで事務的に進めております。

そういうことで、四日市に向けて大体該当者の調査依頼がまいつておりますので、簡単に数字を述べますが、大体推測されておる心身障害者というのは、千二百七十五を四日市は推測しておつたわけでございますが、調査で、報告であがつておりますのは七百十五名でございます。そのうち四百八十三名、約八〇%のものが加入をしたいということで申し込んでおりまして、その分につきまして県のほうへ報告済みでございます。したがいまして、一月ごろから地方公共団体が踏み切って、実質的には四十五年度に入るんではなかろうかと、こういうふうに思つております。簡単でございますが……。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 台風に対する防災対策について申し上げます。

災害対策基本法の規定に従いまして、本市には防災会議が設置されております。この七月の初旬、同会議におきまして本年度の水火災、地震等に対する防災計画を検討しまして、本年度計画を策定いたしております。その計画に従

いまして対処していきたいと、このように考えております。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お答えいたします。

まずお尋ねの件でございますが、小学校の建物でございます。これは小・中と、こうお考えいただきたいと思います。いろいろと調べてありますが、老朽校舎、危険校舎かなりの数でございまして、が、順次それについて改築なりまた、あるいはときに増築というような問題を解決していきたいと、こういうので五ヵ年計画を持っておつたわけでございます。大体四十四年、ことは第三年目になっておるわけでございます。それから、それだけではもう、だんだんその問題もおかげで片づいてまいりましたので、次の五ヵ年計画を現在立てておるわけでございます。近日中に各学校へ現場の要望を出すように、いろいろと文書を作成しまして流すつもりでおるわけでございます。それをまとめまして、そしてまた考えを新たにして出発していきたいと、こんなに考えておるわけでございます。

それから特別教室、視聴覚教室の問題をお尋ねいたしましたけれども、なかなか私もいろいろと現場について見てたわけでございますが、なかなか各学校とも十分でまだございません。格差がかなりございます。格差を是正していくということも一つの考え方でございますので、そういう問題とかみ合わして考えていきたいと、こう考えておるわけでございます。

それから、東橋北の小学校の地盤の沈下の問題ですが、いろいろと話は聞いておるわけでございますが、長年の間に多少沈下いたしましたけれども、いまのところ構造上危険はないというのが専門家の考え方でございますので、いろいろと修理、改築そういうことがございますので、まだ手がついておらぬわけでございます。いまの地盤沈下でござ

いまずけれども、国鉄の路線の影響等もありましてあらうふうになつたわけでございますが、これについても係として十分検討をさしてあるわけでございます。

それから、ルームクーラーについてはさつきお答えがあつたわけでございますが、教育というのは、そういうことに對してのいろいろの施設、設備をしていくということも大切でございますし、一方、児童、生徒を鍛練してそういうものに耐えていくところの人間をつくり、こういうことも必要でございます。しかし、こういう問題はできるだけそういう施設、設備ができることが望ましいのでございますので、よく検討をいたしたいと、こう考えておるわけでございます。

図書館については、すでに教育委員長からお話をいたしたわけでございますので、これ以上申し上げません。

それから児童公園でございますが、いろいろと各県でも児童交通公園をつくりまして公園についての問題を訓練をするようにということでございますが、まだそこまでこととしてやっておりませんが、東橋北小学校に一つのモデルとして、大体二十数万円の費用で信号機、標識、子供の自転車等というものを現物支給いたしまして、モデルとしてやつておるわけでございますけれども、まだ十分にこれは施設と申し上げるまでには至つておりません、場所も小そ

うございます。

交通教室のあおさぎ号が実は教育委員会に寄付していただきて、安全協会から寄付していただきてございますが、これも一年にせいぜい一回か二回、そういうことでございます。それは北、南の警察署の管内を巡回しておりますのでまだきわめて不徹底と申さねばならないと思つんでございます。こういう問題は毎日やりませんと効果が少ない、こういう考え方を持っておるわけでございますが、こういう交通地獄の時代でございますので、そういうご趣旨に対しうござるだけ考えていきたいと、こういうようと思つておるわけでございます。

それから、給食費の問題でございますが、安いのにこしたことはございませんけれども、いろいろの観点から給食費を値上げをしなければならぬ事態に立ち至つたわけでございます。前の給食費の値上げからもう二年かたつておりますし、今度はなま乳にするということが一点、それからいろいろ添加物を加えておいしくするということが一つ、それから内容の低下をしないようにして栄養価を維持すると、こういう三點からこういう値上げに立ち至つたわけでござりますけれども、好ましいとは申し上げるわけじやございません。好ましいとは思つておりませんけれども、こういう時代でござりますのでひとつ了解をいただきたいと、こう思うわけでございます。

それから、自動警報機の問題でございますが、先日来ちよいちよいと火事もござりますし、私、着任しましてからも繰り返して災害に対する学校の態度というものを十分考えてやるようなどいことは申しておるわけでございますので、できるだけそういうことに対して対処できるような態勢をつくつていただきたい、こう思つておるわけでござります。

それから、特にその際に気をつけたいことは、電気関係の問題が相当いつも出てまいります。そういう点については消防署なりまた中部電力関係、中部配電そういう関係等ともよく話をいたしておるわけでございます。

お返事になりましたかどうか何でございますが、どうぞひとつお許しをいただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 いろいろと答弁していただいたわけでありますが、第一問の問題については、何といつても今までの市民サービスというような考え方ではなしに、新しく脱皮したそういう市民サービスの窓口を行なつていくべきではないか、こういうように考えます。

相談所の件でございますが、この点においてもただ市民課でやっているという程度じやなしに、だれが見ても市役所へ来れば直ちにそこへ行かなきならぬのだと、そこへ行けば一切が解決するんだというような一日で目立ち、そうして一番よく目立つようなそういう体制で行なつてはどうかと思います。先ほどの答弁では新庁舎ができれば考えていいたいということでございますので、その点よろしくお願ひいたします。

平日の市役所に来れない人のために日曜の市民課の業務という点でございますが、これは考えていないことがありますけれども、何といつても日給制で働いている人にその間休んで来なきやならない、たちまち生活にも響いてくる現状ではないかと思います。そういう点においては特に考慮していただきたいと思います。

第二問の教育行政についてでありますけれども、特に東橋北の学校なんかは地盤沈下であるように沈下しておる、いまは問題ないということでありますけれども、工事に当たつてのボーリング調査はしたのかどうか質問しているのであります。要望いたします。

それと現在、廊下のPタイルが七百枚もはずれているという点に対し、これも答えがなかつたわけでありますけれども、その点、きちんとして答えていただきたいと思います。

第四の公害地域の学校にエアークリーナーが使用されている点について、ルームクーラーが必要であるという質問を私がしたのでありますけれども、特にこの間も納屋小学校へ行つたときなんかは、もう暑くていられない、入つていられない、こういうような現状であります。あれでは勉強もできないのではないかとういうように感じました。早急に、こういった公害地域の学校に対してはルームクーラーが大至急必要であると考えますので、よろしくお願ひいたします。要望いたします。

第二点の図書館の増設と移動図書館の充実についてでありますけれども、新庁舎の次につくるということであります。

子供専門の児童図書館でありますが、これは、この間春日井市へ行つてきました。その春日井市もプレハブで図書館ができるわけです。毎日、何百人かの子供さんが入つてているわけであります。中へ入つてみましたところ、いろんな漫画の本とかもいろいろな本がぎっしり詰まつていて、そしてその中で気楽に子供さんが本を読んでいる。こういう姿を見たときに、特に四日市においてはこういった児童図書館が行なわれていない。こういう点で、各地域にそういう図書館をぜひつくっていただきたい。答弁の中に、学校の図書館でまかなえるのではないかという答弁がありましたけれども、かぎつ子対策の一環として学校のその図書館の放課後の開放なんかをやつたらどうかと、私は考へておるわけでありますけれども、そういう点もう一度お願ひいたします。

移動図書館でありますが、雨天も使えるよう新しい大型の自動車にかかるということでありますけれども、特に日数もふやして全般の人が、市民全域に行き渡るようなそういうふうな計画性を持ってやつていただきたいと思います。いまは一部の人にしか使われていない。聞くところによりますと、移動図書館があるのかわからない、知らない人もたくさんいます。広報では出ていますけれども、それだけ広報に出すだけのものがあるならばもっと積極的に考え、そしてりっぱな移動図書館をつくつていただきたい。台数をふやしたらどうかと私は思うのでありますけれども、ちょっと一台じやまかなえないんじやないかと考へる次第でありますけれども、この点もう一度よろしくお願ひします

児童の交通公園でありますけれども、東橋北小学校のところにつくるということで現地を見ました。非常に幅も小

さいし、モデルケースでやることでござりますけれども、非常にその考え方が小さいと思うんですね。四日市のその児童交通公園というもののわれわれの考へてゐる児童交通公園と、全然違うと思います。そういうたてで、もう一步も二歩も子供の遊びながら交通法規を勉強する、学べるそういう交通公園ありますので、大々的にやっていただきたいと思います。

第四点の給食費の値上げであります。何といつてもなま牛乳になることは、非常に喜ばしいことであります。われわれとしても大賛成でありますけれども、そのまま父兄に負担がかかるという点にわれわれは、私は少し問題があるんじやないかと思います。特に父兄に負担のかからぬような考え方をしていただきたい、そのように要望いたします。

給食センターについては、反対者もあるように聞いておりますので、慎重によく検討して設備面、運搬面、衛生面こういふた面を検討したうえでよく考へていただきたいと思います。これも要望いたします。

学童等の災害共済制度でありますけれども、この点について市長の答弁がなかつたように思いますが、この点よろしくお願いします。

交通災害共済制度でありますけれども、県に移行するという考え方もあるうかと思ひますけれども、一番早くやつたのが四日市でありますので、何ごとも前進的に考へていかなければいけないかと考へるわけであります。新入学の一年生の子供さんには当然無料であれば、どれだけか父兄の方も喜ばれるだろうし、市民の方も喜ばれると考えます。また生活保護の家族の方、あるいはおとうさんやおかあさんを事故でなくした子供さん等は、当然無料加入でいいと私は考へるわけでありますけれども、この点、よろしくお願いいたしたいと思います。

交通災害共済制度の中から交通遺児の見舞い金でござりますけれども、百三十四人の交通遺児の方がいるというこ

とであります。この方に対しても今まで市は何をやつてきたのか、私の知つてゐる範囲では何もありません。こういった点を考えれば、特に繰越金が余っているならば、それでもしだめなら他のほうから見舞い金を出してあげたら非常に喜ばれるんじやないかと私は思います。そういう点もよろしくお願いします。

歩道橋の照明灯は、特によろしくお願いいたしたいと思います。

東橋北の自動警報機の場合ですね、いまの答弁では全般的にわたつてのお話しでございましたけれども、私の質問しているのは、東橋北小学校にその自動警報機がないということを言つてゐるのであります。この点について、やるのかやらないのかという点であります。それでもしだめなら他のほうから見舞い金を出してあげたら非

常に喜ばれるんじやないかと私は思います。そういう点もよろしくお願いします。

東新町の東洋紡の材木の問題でありますけれども、厳重に関係者に申し上げておいていただきたいと思います。

内部川の問題は、よろしくお願いします。

第五問の公害問題についてであります。特に百万都市でなければ政令都市はむずかしいんじやないかということでありますけれども、國のほうへ要望しなければ、働きかけなければ何ごともできないと思います。そういった点で四日市は特に公害で有名でありますので、どんどんと國のほうへ働きかけていっていただきたいと思います。

公害の認定患者の点においても認定基準の緩和は必要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

心身障害者は、特にわれわれから考えてみましても、どうしても何か事がなきやならない、四十五年一月にやると
いうことでありますけれども、それまでに他の方法で何かないかと、そういう点を考えておるわけでありますけれど
も、そういう点もよろしくめんどうをみてあげていただきたいと思います。

在宅の心身障害者に対する特別ベントも考えていただきたいと思います。

第二点の福祉総合センターについてでありますが、特に公害のないところで、そしてそういった総合センターがで
き、そういう関係の子供さん、あるいは人々から喜ばれるようなそういう総合センターをお願いいたしたいと思いま
す。

住宅問題についてでありますが、この問題は特に市民の不満の声でありますので、こういうことをよく考慮してや
つていいいただきたいと考えます。

以上で私の質問を終わりますが、あと特に答弁をお願いした分だけは、やっていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時十四分休憩

午前十一時二十六分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

教育次長。

〔教育次長（滝伝之助君）登壇〕

○教育次長（滝伝之助君） 教育委員会へお尋ねの東橋北小学校の廊下でございますけれども、現況は、廊下が教室

の床面積よりも一寸くらい沈下して下がっていっておるわけでございます。この建物が建ちますときの地盤の強度で
ござりますけれども、それはボーリングも、あるいは強度計算も全部やつていただきまして、建物の柱そのもの、あ
るいははりそのものには狂いはございません。ただ廊下が下がっていったというふうともない現状でございます。こ
れにつきましては、さっそく私のほうで修理をさしていただきなければならないんでございますけれども、昨年の夏
休み、本年の夏休み、あれは夏休みを利用していたしませんと、廊下を全部掘り割って中の土を締めてそれから廊下を張
ると、そういうような工事になりますので、夏休みを利用したいと思っておりますが、木造の廊下と違いまして生徒
に危険がございませんのと、それからこの夏休みまでそれをようやらしてもらつておりますので、これは機を見ま
してさしていただきたいとは思っておりますけれども、冬休み、あるいは夏休みと、こういう時期を利用しないとち
ょっとできませんので、来年度あたりにはぜひともさしていただきたい、こういうような考え方であります。はなは
だみつともないことで申しわけございません。

それからもう一つ、東橋北の自動警報機でございますが、この自動警報機につきましては、鉄筋の建物の自動警報
機、現在の木造の自動警報機と各所にあるわけでござりますが、順番に整備さしていただきたいとします
報機につきましては、なるべく早いところるように計画しておりますので、いましばらくお待ち願いたいと思います

それから図書館の件でござりますけれども、ご指摘のようにいま図書館も蔵書の問題、あるいは分館の問題、移動
図書館の問題これにつきましても、大型のもの小型のもの、いろいろ理想的には幾らでも考えられますので、本館の
建設に合わせてそういうことを理想的に、お申し出のような方向に進ましていただきますので、ご了承願いたいと思
います。（「Pタイル」と呼ぶ者あり）

Pタイルの件でございますが、それもそれと合わせて一緒にやらしていただきますので、いましばらくお許しを願

いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） 心身障害児の特殊寝台の貸与の件でございますが、八月三十一日の現在すでに四台貸与しております。その後七名の方から申請がありまして、現在、児童相談所へ進達中でござります。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 吉垣君。

〔吉垣照男君登壇〕

○吉垣照男君 いろいろ申し上げましたが、市民の要望でありますので、よろしくお願ひいたしたいと思います
以上で質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 坪井君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 自由クラブを代表いたしまして、ご通告申し上げました諸点につき順を追つてお尋ねを申し上げます
多少意見をつけ加えさせていただきますが、よろしくお願ひいたします。

質問の第一点は、霞ヶ浦海浜公園の構想についてということで、市民の前に市長のご構想を青写真としてお示し賜
わりたいのでございます。すなわち、市長ご就任早々より幾多の曲折を経て、四日市市を工業都市として臨海工業地
帯を石油精製とともに石油化学工場の誘致に踏み切られ、霞ヶ浦地先百二十五万八千平米、三十八万坪を第三石油コ
ンビナートとして埋め立てが決定されました当時の不安と混乱は、感無量のものがございます。その後、市長はじめ
ての努力等により公害防止協定の設定や現代科学への信頼と、新設企業の良識への期待が公害ということばにの
み塗りつぶされた工業開発に新しい期待を抱かせ、希望を持って見詰められているのが、すなわち企業の協力による
といふ霞ヶ浦海浜公園のプランでございます。

市民の唯一の海水浴場を奪い、生活環境の侵略者として冷たくうらみの対象でしかなかつた進出企業と市民が融合
できる接点でもあると考えられますこの遮断緑地を中央の場合は、体育館とかプールその他の体育施設の充実という
点において市民のかつさいを得たわけでございますが、この海浜公園をいかにご活用いただくかに市民は刮目いたし
ておるわけでございます。

なお、過日、議会より再度浜寺公園を見てまいりまして、そのプールの利用状況等は海水浴場当時以上なのではな
いかと思わせるほどでございました。学ぶべき点を十分ご研究賜わり、四日市市民にも明るく安全で、健康的な、お
となも子供も楽しめる海浜公園の出現を念願するものでございます。

また、たいへんうらやましく存じましたものに交通遊園がございました。激増する交通事故対策として、ゴーカー
トや自転車など楽しく遊びながら都市生活の中の交通道徳やルールを教え、社会生活のマナーを映画やスライドも使
つて身につけさせるのだとことで、本市にもぜひこの出現をお願いいたしたいと希望いたします。

新聞等によりますと、霞ヶ浦海浜公園三十ヘクタールが、四億四千万円で公害事業団の認可を得て企業がその四分
の一を受け持ち、補助対象事業の三分の一を国の補助、残りを市が負担する、とございましたが、資金計画はそれで
十分まかない、市民の期待にこたえられるのかどうか、またいつまでに完成いたしますものかお答えを承りたいと存
じます。

第二点、都市環境の整備についてお尋ね申します。

住宅団地をつくり、公園緑地をつくり、公共下水や道路を整備し、文化的社会施設を配備するというのが都市環境の整備であるとするならば、一応目ざましい変貌を見せた地域もありますことは、九鬼市政のよきあらわれとしてご同慶に存ずるところでございます。しかし、地域によってその格差があまりにも大きく、人口密度、社会生活環境の同じような地域を並べましたときにも、道路舗装率、側溝の延長キロ数等に住民にはつきりと指摘されるような状態でありますことは、たいへん残念に存じます。せめて住宅地の付近には、平等の恩恵を与えていただきたいとお願いをいたしたいと存じます。

そこでお尋ねをいたします。海蔵川においては、いまだに下水、排水の幹線計画がつまびらかにされていないようで、ただありますのは、農業用水路のみで、しかも住宅化とともに用水として使用できないものも生じてまいっております。幹線排水、下水のマスター・プランがおりになりましたらお示しいただきますと同時に、住民にご指導いただきたいと存じます。

道路がそのまま排水路であったり、行方不明の水が道路にあふれ住宅に浸水いたしております現実に対し、公共下水道等は遠い将来の夢であるにいたしましても、せめて素掘りでもよろしいから周囲の住宅化による水量を十分受け足るものであり、市民生活に不安をなくしていただきますようにお願いをつけ加えておきます。

なお、環境整備に関連しまして三月議会でしたかに喜多野議員より、空地雑草除去に関する条例を定めて、火災、交通事故、防犯及び衛生の見地から住みよい美しい町づくりのご提案がありましたが、その節市長より、事前に行政指導を自治会等を通じてお願いするのがよいのではないかと、ご答弁がございましたが、その後どのようにご指導いただいたかお伺いいたしたいと存じます。

なおまた、伊坂ダム周辺の整備と俗悪化を心配する声が高いのでございますが、ここを風致地区に指定をいたしま

して、建築規制をしたらよいと考えるとのお答えも伺ったわけでございますが、その後青年の湖としてどのように守られておりますのか伺いたいと存じます。

第三点、社会福祉政策についてお伺いいたします。

一つ、敬老祝い金制度でございます。ただいま国民祝日のお年寄りの日を中心に、ちょうど敬老月間に入りまして市内各地において敬老会が開催されようといたしております。世代の断絶とか、また核家庭生活の形態により老人疎外とか心寒い社会風潮の中で、とにかく敬老行事が盛大に行なわれることは、敬老思想を打ち出された国の老人福祉の対策に加えて、市当局のあたたかい補助行政が大きく基因いたしておりますことを承知いたしております。それゆえ感謝もいたしておりますが、その内容についていささか不満に存じますので、あえてお願いを申し上げる次第でございます。

ただいま、国民皆年金ということで本市におきましても国民年金のお仕事に成果をあげておられますのが、この発足当時、すなわち昭和三十六年四月一日に、五十歳未満の国民は年金に加入できたのですが、当時、明治四十四年四月一日以前に生まれた方々、ただいま敬老会の対象になつてみえる方々に対しても、その資格を認めず、ために満七十歳を迎えたとき、本人が年収二十八万円以下で妻や扶養者の三人の場合、七十六万円以下の場合にのみ無拠出年金を年間二万四百円、月千七百円が加給されるわけでございますが、この所得制限がございますためにそれのところで年金のアミの目を漏れた、さびしい思いをしている方がたくさんあるのでございます。もちろん、経済保障のたてまえをとる以上、制限は当然のことでもございますし、国の行政でもあり、市において問題にすることではないかもしません。しかし、現在世界第一位の国民生産力を誇る国家の繁栄の基礎づくりになつてこられたご老人に対し、市独自に敬老祝い金の制度でもつくって感謝と祝福をされる意向はないか、お尋ねをいたします。

ただいま本市において満七十歳以上の方が八千二百八十七名で、満八十歳以上になりますと、千八百七名の少数でしかありません。他都市においても、年額千円から六千円まで多数その前例があるやに聞いております。何とぞ、市長のあたたかいお答えを期待いたします。

なお、老人のいこいの家についてはさきの機会にもお願い申し上げたわけでございますが、一宮市の例をあげるまでもなく、その設立効果は大きなものがあると存じます。市長の老人福祉政策としてお考えを伺いたいと存じます。

次に、乳幼児保育についてお尋ね申し上げます。現在、高度経済成長の陰に家庭婦人の労働力動員ということが大きな力になっておることも、見のがせない事実でございます。幼い子らが乳ぶさを求める間は、母のひざが子供らにとって最高の生活の場であると唱える学者の説を借りるまでもなく、当然のことでもございますが、はなやかな消費経済の波は家庭を強く動搖させ、幼な子のために仕事を放棄することは家庭の崩壊につながるのだとする若い家庭が多くなり、また、企業によりましては職場に保育所を開設したりいたしておりますものの、中小企業によりましては望むべくもなく、せっかく授かりました命を経済的理由によって中絶などいたしております悩みをよく聞かされるわけでございます。そのことの可否は論外といたしまして、労働力不足の現在、働くかねば生活ができない階層のために、市はもう乳児保育について真剣にお取り組みになるべき段階ではないかと考えるわけでございますが、お考えを承りたいと存じます。

過日も市内のひよこ保育園を拝見してまいりましたが、三十人の赤ちゃんたちに対して一生懸命立ち向かっておられたご婦人方のご努力とご熱意には感心もいたしましたが、たぶんに問題点のあることも承知いたしたわけでございます。福祉法人として赤ちゃんの家の計画も立ち消えのようですし、あわせてその経過もご報告賜わりたいと存じます。

次に、勤労青年定着対策としての結婚相談所についてお尋ねをいたしたいと思います。青年都市とか工業生産都市とか呼ばれます本市が、福祉行政の立ちおくれのために公害都市のイメージが先行いたしまして、西部劇の出かせぎ人の町のことく喧伝されておりますことは、まことに残念なことであると思ひます。しかし、績業をはじめ大企業の従業員はその四〇%以上、多くは七〇%を占める独身者がございまして、その生活は不安定であり、せっかく東北から九州まで求人活動の末求めた青年たちが、よりはなやかな、より安易な職場に心を引かれたとしたら、これはたいへんなことだと思います。これらの方々に出かせぎ人でなく企業とともに市の繁栄の一翼をになっていたいただく市民として定着していただきために、勤労者対策として、また福祉政策として、また一面社会教育の見地からも市の行政の一端としてお取り上げになる意思はないかお尋ねをいたします。

なお、本市においては生活援護家庭などを対象に、民生委員さん方の有志によつて南北公民館で週一回開催されており、近くは婦人会によつて社会会館において開設されましたが、いずれもボランティア活動としての域を出ないのは当然でございまして、あるときは熱中し、あるときは中傷に負け、またあるときは逃避するという当番制の弱点を否定することができないものがあるのでござります。この辺で、方々の窓口の受け付けましたものに対し全市的に対象を求める、専任してこれに当たる人を得ませんと、前進いたさないのではないかと心配するものでございます。

一宮市におきましても、婦人館の一部において市の結婚相談所が開設されおりましたが、本市においては結婚式場が併設されておりますので、相談所としての窓口もあわせかねていただくのもよろしいかと存じます。福祉行政の一歩前進をお願いいたしたいと存じます。

次に第五点、PTAの負担軽減についてお尋ねいたします。

理事者各位並びに市当局のご努力により校舎の鉄筋化も順次進んでまいりましたが、同時に、机、いすのよ

うなやもするとPTAの負担になるのが慣例であったような点も全部市において配置され、需用費も漸次増額されてしましましたことは、まことにありがたく感謝にたえないところでござります。しかし、最近思いもかけないところで父兄の不満を訴えられびっくりいたしましたが、たいへん複雑な要素がかみ合っているように思いましたので、お尋ねをするわけでございます。

夏休みも終わりに近い日曜日の午後三時半ごろでございました。ある学校の校庭でPTAの役員方が炎天下、大型トラックに山なす雑草を積み込みの最中で、ちょうど通りかかりました私に対し、こういうことを市はどう思うかとの問い合わせがございました。伺いますと、朝八時から全校生徒の父兄が草取りに集合し、九百人以上の手によって校庭は美しくなりました。PTAの年中行事になつておりますとか。新学期を美しい環境で迎えさせるために親たちが学校奉仕作業に動員され、学校側も感謝していることですが、子供がごやつかいになつてるので参加しないと子供の手前もありますしね、とつぶやく母の気持ち、一時間百二十円とか百五十円とかでパートに働く母親たちもあります中で、勤労の汗を流すうるわしい奉仕活動とだけ受け取つてよいものか、またそのような管理がPTAの責任なのか、このような行為が子供たちに教育的に受け取られるであろうか、たけなす雑草も初めから大きいのではないか。教育の一環として学童にも参加させてもよいのではないか、自分たちの生活環境に無関心で依頼心のみ強い子供になるのではないだろうか、校庭の遊具づくりから排水や土入れ、植木の枝切りまでPTAの奉仕活動に入つているとのこと、これらは業者に委託するのがほんとうではないか、ただありがとうございますとのみではすまない思いでございました。このような例は、全市にも多いと伺つております。ご当局のお考えを承りたいと存じます。

第五点、船員会館の近代化についてお伺いいたします。

開港七十周年の歴史の上に、コンテナー埠頭の稼動とか大遠冷蔵株式会社の進出等により、遠洋漁業基地等も活気

を呈してまいりました。せつかく入港されました船員のために、船員会館がその役割を果たし得ないというのが実情のように承っております。毎年、五十万から百万の赤字経営のようですが、環境もけつこうですし、いま少し近代的な設備に改築していただきたい、四日市へ入港した喜びを味わつていただけるよう、また数少ない情緒ある集合場所としても多方面に利用できるものにしていただきたいと存じますが、ご計画などありましたらお伺いいたします。

次、第六点、清掃事業の推進についてでございます。

清掃事業につきましては、かねてより現場の皆さまにご苦労いただいておることでござりますし、日常生活の上での何ごともないときは忘れられているような部面でもございますが、ひとつ困つてきますとたいへん切実でございまして、週日もある町内から、市へくみ取りのお願いの電話を何回もしたのですけれども、そのたびにお返事はよいのですが来てくれないのは何か理由があるのだろうか、という問い合わせがございました。何回目かに来ていただきましたが、近所は取つていかないというのです。たまたま他の作業日程を繰り回して来てくれたのでしようと申しておきましたが、定期的にくみ取りもごみの収集もお願いいたしたいと思います。

ごみのほうは大かた毎週取りで軌道に乗つてているようでございますが、くみ取りのほうに問題があるようでござります。すなわち、人員、車両が少ないのでないか。また市民の窓口と現場との連絡ができにくいのではないか、直営と委託業者が、同じ区域を取りやすいところだけ扱い、取り残していたりすることはないか。また、業者において料金に開きがあるということをよく聞くのでございますが、指導がなされているかどうか。市民と直接サービス業務として接するこれらの現業員の方々は、行政の最先端にあるものとしての自覚をしていただきたいと存じます。所感をお伺いいたしたいと存じます。

以上、多方面にわたりましたが、よろしくお願ひいたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午前十一時五十四分休憩

午後零時五十五分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。 「市長（九鬼喜久男君）登壇」

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの午前中の質問にお答えを申し上げます。

霞ヶ浦海浜公園の構想についての問題でございますが、ご指摘のようにこの事業につきましては、公害防止事業団の事業にお願いしようという考え方と、市の単独事業でやろうという考え方方がございますが、ご指摘のように四億四千万円で事業団事業としてお願いしたいということで、いま折衝中でございます。いずれ機会を見まして、さらに詳細には市議会等、建設委員会等にもおはかりをさしていただきて決定をいたしたいと考えておる次第でございます。この緑地につきましては、プールといたしまして競泳プール、親子プール等、それからテニスコート、これは国体のためのものを含めての意味でございますが、テニスコートを含めた緑地公園を中心としたものにさせていただきたいというような構想でございます。

寄付金、国庫補助等については、公害防止事業団のときにはご指摘されたような数字のとおりでございます。

都市環境の整備についての問題でございますが、ご指摘のように道路と下水と公園緑地というようなもの、それから文化施設というようなものが都市環境の整備に必要欠くべからざるものであると考えておりますが、同じ都市の中

でもすでに市街化しておる区域、市街化が進展しつつある地域、市街化がまだ進んでいない等の地域等に分けて考えることができます。市街化が進展しつつあるような地域等につきましては、道路の問題におきましては、市道の問題と農道の問題というものが相矛盾する問題がございますし、下水の問題におきましては、下水と農業用水の問題の非常に入りまじった問題がございまして、ご指摘のような格差の問題が生ずるわけでございますが、市街化の程度に応じて環境整備を進めていかなければならないという現状からするならば、ある程度の格差が生じてもやむを得ないものであるというように判断をいたしておりますけれども、できる限り格差のないように努力をいたしたいと考えておるわけでございます。

ご指摘のよう、阿倉川以北の都市下水につきましては、本年度は富洲原、富田、羽津の地区を重点的に考えさせていただいておるわけでございまして、富洲原の地域につきましては、須賀のポンプ場から東一帯の地域の都市下水道、それから富田につきましては、国鉄富田南側の運河からポンプ場までの地域、松原より東洋紡東側の水路に至る幹線水路。羽津につきましては、近鉄の踏切から堀切川に至る幹線水路。それから海山道、塩浜等にもございますが大体北部につきましては、この三つを重点的に考えさせていただくわけでございまして、四十四年度当初予算におきましても、都市下水路の新設改良費として五千万円を計上さしていただいておる次第でございます。なお、その他一般の都市下水路のしゆんせつ費等に二千万円を別に計上さしていただいておるとおりでございます。

なお、伊坂ダム周辺等の問題と船員会館の近代化の問題は、担当助役からお答えをさしていただきたいと思います。社会福祉政策の問題の敬老金の問題でございますが、先般の議会におきましても、敬老金の問題については十分検討をするというお答えを申し上げたわけでございますけれども、従来の敬老のお祝いのお菓子等は、本年度は倍額を計上さしていただいておるわけでございますけれども、無差別に敬老金を支給するという点につきましては、若干の

疑義を持つておるわけでござりますので、そういうような制度をする前に、さらに養老院施設の拡充、整備等の施設づくりを重視していくべきではないかというようなふうに考えておるわけでございます。

乳児の保育所につきましては、ご指摘のように鈴木さんが交通事故で急遽なくなられましたので、赤ちゃんの家の閉鎖をせざるを得ない事情に至ったのはまことに遺憾なことでございますが、まだほかにやつておるところがござりますので、これらの点につきましては、担当の部長からお答えをさしていただきます。

結婚相談所につきましては、ご指摘のようにわれわれも青少年の健全育成の問題と定着化、勤労青少年の定着化という対策のうえから重視をいたしたいと考えておるわけでございまして、最近民営の結婚式場であるとか、あるいはまた婦人会、あるいは同志会等におかれましても、いろいろと結婚相談所等のことが実現せられておりますことは感謝にたえないところでございまして、そういう意味から本年、四十四年度も社会会館の改築費として四百万円を計上さしていただきておりますことは、ご承知のとおりでございます。

なお、私當のものといたしましてはすでにご承知のこととございますが、現在、北部公民館と日永の公民館で市営の結婚式場をやらしていただきておるわけでございますが、四十三年度の実績をご参考までに申し上げますと、四十三年度中に結婚相談の申し込みのあった方は、四百二十九名でございまして、そのうち成立いたしましたのが三十二組、六十四名でござります。また、本年ただいま建設中の青少年ホーム等におきまして、健全育成と定着化の問題を踏んまえまして結婚相談等の措置も十分講じていきたいと考えておるわけでございます。

ただいま結婚式場と申しましたが、結婚相談所でございますので、北部公民館、日永公民館の式場と申し上げましたのは結婚相談所という意味でござりますので、訂正をさしていただきます。

P T A の負担の軽減の問題でございますが、校舎、机、いす等あるいは体育施設、プール等につきましては、もう

全額市費で対処するというような方向で努力をいたしておるわけでございまして、ご承知のように、近隣の市におきましても最近プールをこしらえましたのに、一千万円のプールにP T A の寄付金七百万円を計上しておるというようなのが、まだ最近の三重県等の例でござります。今後、こういうようなP T A の負担の軽減については努力をいたしたいと思いますが、ご指摘のような校舎の父兄によるところの清掃というものは、従来からうるわしい奉仕活動として、一つの美俗として私は尊重してきたものではないかと思います。依頼心ができるとかそういうことはあると思いますけれども、さらにこれに学童を参加させるというようなことは、それによつて危険が伴わない限り、私は教育的な効果があるのではないかと考えております。

清掃事業の推進につきましては、衛生部長からお答えをさしていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 伊坂ダム周辺の問題と船員会館の問題について、お答えを申し上げます。

伊坂ダム周辺の公園化につきましては、昨年来県と種々折衝をいたしておりましたが、当初、県は企画部の青少年室の取り扱いございまして、青少年室を中心協議を続けておつたんでございますが、青少年室ではここを青年の湖という構想で、青少年の湖という構想で、どういうふうに整備したらいいかということを日本技術開発にマスター プランの作成を依頼をしたわけでございます。ところが、そのマスタープランの呈示がかなりおくれて、昨年の九月時分にあつたと思うんでございますが、そのマスタープランによりますと、非常に膨大な計画でございまして、県におきましては、その計画を実現をさせるということについての県内での調整が取れなかつたために、とうとう四十四年度の予算から実現をしなかつたわけでございます。

しかしながら、本年に入りましてこのダム及び周辺用地の管理については、青少年室から企業庁のほうへ移管をす
るということで、業務の主管課がはつきりいたしました。そこで市といたしましては、本年の八月十八日に企業庁の
工業用水道課長を尋ねまして、この伊坂ダム周辺の計画につきまして打ち合わせをいたしたわけでございます。

その打ち合わせの内容は、打ち合わせによりまして確認をいたしました内容を申し上げますと、まず第一に、今後
伊坂ダム周辺緑化開発整備全般に当たる窓口は、企業庁の工業用水道課である。第二番目に、工業用水道課では、市
の議案について十分検討、調査のうえ、四十五年度に予算化を目標として努力をすると。たいへんおくれてまいった
わけでございますが、市のほうから出しました議案というのは、きわめて抽象的なことでございますが後ほど申し上
げます。

それから三番目に、県・市の管理体制を十分きめていこうと、こういうことで話し合がついております。

それから、この緑化といいますか公園化といいますか、その具体化につきましては、施設は市が行なって維持管理
を県がするというようなこと、あるいはこれは一つの考え方でございますが、当初、予算化できなかつた場合には、
そうでもして早く計画を実現をいたしたい、かような話が出ております。それから、いずれにしましても今年度じゆ
うにこの問題をはつきりさせて結論を出すという姿勢で臨みたいと、こういう申し合わせをいたしております。した
がいまして、十月じゅうくらいには担当者の協議を、協議といいますか意見調整を終わつておきたい、こういう姿勢
で現在臨んでおるわけでございます。

市が現在呈示いたしております基本的な考え方は、まず第一番目には、この事業は県・市共同で推進をはかる、そ
して、事業主体としては市が当たつて、事業に必要な費用の一切は両者が半分ずつ負担をしたらどうだろかと、そ
れから第二番目に、開発整備の基本構想といいたしまして、自然環境をそのまま生かした緑地公園といたしたい。それ
から

から次に、芝生公園、あるいは子供遊園地を主体にいたしました遠足、ハイキングコースの適所とする環境整備を行
ないたい。それから、施設の完成後には地元の協力を得てこの企業庁の所有になつております十六万坪（五十二万八
千平方メートル）以外にも区域を広くして、できれば風致地区の指定を受けたいというふうに考えております。風致
地区の問題につきましては、私権の制限がからみますので、これは地元の方々のご納得を十分得るように努力をした
うえでないとできないというふうに考えておりますが、現在は、鳥獣捕獲禁止区域になつております。

以上のような考え方で絵をかいてみると、二千万から三千万くらいでできるのではないか、その事業を一ヵ年で
やってしまうということは、かなり無理があろうかと思いますので、三ヵ年くらいの継続事業としてやってみたらど
うだろうかというような程度に考えておるわけでございます。

いずれにいたしましてもこの問題は、たまたま青少年の湖という構想を打ち出したタイミングが非常に悪くて、た
いへんおくれおくれになって申しわけないわけでございますが、以上申し上げましたような方法で今年度じゅうに事
務ベースでの打ち合わせを終わつて四十五年度の予算においてできるだけ予算化を進めていきたい、かように考えて
おる次第でございます。

次に船員会館の問題でございますが、ただいまお話をありましたように、船員会館の現状は毎年赤字が出ておると
いうことでございます。最近の傾向を見ますと、宿泊人員が四十一年が約二千八百名、四十二年が二千五百名、四十
三年度が二千七百名ということでございまして、船員並びにその家族の宿泊数は、年々わずかずつではありますが最
近ではふえつつあるという現状でございます。しかしながら、一方で特別会員、特別海事関係者の利用が減つており
ますので、年収におきましては、年々苦しい状況を続けておるというような実情でございます。
が、最近といいますか昨年来、船員会館の理事会あるいは常任理事会等を開催いたしました際に、各理事さんない

し常任理事さんから船員の話を聞くと、四日市にりっぱな船員会館がないことはまことに残念である、したがって、船を四日市へ入れたがらないというような話がありましたので、昨年度の総会におきましては、近く船員会館の近代化をはかるということで進みたいということを了承を得ておるわけでございますが、その後、常任理事会で再三審議をいたしました。最終的にまとめました案は、鉄筋コンクリート三階建てで大体二十四室ぐらいの会館をつくれたらどうだろうかと、延べ面積にいたしますと四百五、六十坪（千五百平方メートル）程度になろうかと思います。もちろん冷暖房完備で、定員が大体四十五名から五十名程度の船員会館を建設するのが一番よからうかといふように案をまとめたわけでございます。

これによりますと、建築費は約一億ちょとこえる程度になります。調度品その他を入れますと一億一千万から二千万ぐらいの間になるのではないかと、かように考えておるわけでございますが、他市の船員会館等を見ますと、いずれもその運営は財団法人でなされておりますし、私のほうで調査をいたしました結果では、財団法人にして初めて日本船舶振興会であるとか、あるいは海運振興会であるとか、あるいは船員福利厚生基金財團であるとかそういうようないところから、船員会館建設の補助金がちょうどだいをできるということがはつきりしてまいったわけでございます。それで、なおこの程度の船員会館に対しましてこれらの各団体から出していただきます補助金は、およそ三千万程度であろうかといふうに推測をいたしますので、残り七千五百万ぐらいの金額を県あるいは市において調達をしなければならない、こういう事態になつておるわけでございます。そこで、まず財団法人を設立しなければなりませんので、財団法人の設立につきまして、一応市としての案を、試案をまとめまして船員会館の常任理事会におはかりをいたし、ご了解を得たわけでございますが、さらに財団法人の設立につきまして、非公式ではございますが、議会の建設委員会さん、あるいは総務委員会さんのほうにも一応お話を申し上げたわけでございます。その段階におきま

して議会側のほうからご意見がございましたのは、元来船員会館というものは港に付属する施設であるといふうに考えれば、管理組合でめんどうを見るべき筋合いのものではなかろうかというようなお話がございました。これは、お話をしましてはもともなことでござります。この問題は、本来、管理組合ができました当初においていろいろ議論があつたことのように聞いておりますが、結果は現在のような運営になつておるのでその点をどうするかということを、現在、県・市において話を進めつつあるという最中でございます。すでに県のほうに対しましては知事、副知事あるいは管理組合等に、あるいは事務局に、あるいは三役のほうで話し合いをいたしておりまして、港の問題と若干関連をするというようなことから県の結論を得るまでには至つておりませんが、この問題も議会終わり次第早急に詰めまして、態度をはつきりさせていきたい、かように考えておる次第でございます。

いすれにいたしましても、財団を編成をしなければできませんので、財団を編成するということまではさして異論がないではなかろうかと、財団編成のあと、その船員会館をどこが中心になつて、実際はその財団がやつていくわけでございますが、その中心にどこがなるかということだけが問題として残されておると、かような状況でございます以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） ご質問の乳児保育所についてお答えをさしていただきまます。

ご案内のように、乳児の定義はもう零歳児であります、ご質問の趣旨は、厚生省の措置基準の一つの段階になります三歳未満児をご指摘であるうかと思いますので、その観点からお答えをさしていただきたいと思います。ご指摘のありましたひよこの家、あるいは赤ちゃんの家とも関連をさしましてお答えをさしていただきますが、ま

す、ひよこの家でございますが、現在は零歳児が五人、一歳児が十五人、二歳児が十人計三十人預かっておるわけでございます。それから赤ちゃんの家は、鈴木みつさんがなくならまして、七月の三十日に存続が不可能になりましたて閉鎖しております。その後赤ちゃんの家を何とかこの家の乳児の施設としてお借りできないかという申入れがありました、ご案内のように無認可施設でございますので、当事者同士でお話し合いをしていただくようのご指導を申し上げましたが、その後の経過は聞いておりません。そういう経過になっております。

ちなみに公立の収容状況を申し上げますと、しらゆりが九名、なでしこで六名、海賊で四名、今後取り扱う計画の中にはまきくが入っておりますし、高花平もそういうふうにやつていただきたいというように考えております。ただ、いろいろと取り扱っていくうえの私どもの最も注意をすべき事項と申しますか、これには零歳児でございますが、新聞等でご案内かと思いますが、岡山県の玉野市でひなどりの家という乳児保育所がございますが、そこで生後五ヶ月の乳児が窒息死をいたしております。これも保母さんがちよつと手を離しているときに寝返りを打つて窒息死をしたという状態でございます。

それから、本市がさきに福祉総合計画の構想というのを大阪市立の岡村教授にお願いをいたしまして、樹立いたしました際、その先生の最も乳児に対する見解として述べた事項があるわけでございますが、零歳児は、原則として離乳以前の零歳児でございますが、離乳以前の児童を扱うべきではないというのは、保健衛生的に見ても危険であつて心理的に見ても母親を通じて自我を形成する最初の段階であるからであるというふうにご指摘があります。坪井先生のご指摘の点は、どうしても働くなければならない方をさしておると思いますので、そういう観点から今後もこういう問題を重要視して対処していきたいと、こういうように考えております。

あわせてご報告申し上げたいのは、四十四年の、本年の四月の十日に県の通達から乳児保育の対策ということで通

達がまいっております。これは非常に、ご指摘のように無認可保育所が続々とふえつゝございます。中にもいま申し上げました低年化されつつある傾向でございますので、それを何とか施設を充実して公認にもつていく対策の一つに県が考えておるわけでございまして、その一つの要件といたしまして、大体そういう位置づけでございますが、そういう乳児の非常に多い地区に位置をしておつて、しかも低所得者の子供が九人以上おるような地区でひとつ買い上げてもらいたい。そういう場合には、これは公立でもいいえることでございますが、一人五平米の面積を取つてもらつて、いろいろな条件がございますが、おもなとこを申し上げますが、いろいろの基準がございますけれども、そのようないい縁に沿つてやっていった場合には県費で助成をしていて、将来認可施設にもつていきたい、こういうような指導がまいっております。

それから、この際、前回の市会でも私述べ上げましたように、第一条件は、福祉法人を名乗るということが先決条件でございますが、そのように私立についてはご指導を申し上げていきたいと、こういうように考えております。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 清掃事業の推進についての所管事項についてのご質問にお答えいたします。

具体例として、くみ取りに電話で催促したがなかなか来なかつたと、それについて人員、車両が不足ではないのかと、あるいは直営と民営との格差、料金の問題があるのでないか、これに対する所見はどうだということだと思います。それで、まざご説明申し上げるのに、現在の清掃体制ということについて、ごく簡単に申し上げたいと思います。

昭和四十四年度の清掃関係の職員定数は、二百四十七名であります。それで、本日現在、人員関係から申し上げますと、それに対する現在人員、正職員が二百三十九名で、定数からきますと八名不足ということになつております。ただし、この八名不足に対しまして臨時職員といたしまして八名減員をしておりますので、身分の差はございますけれども、一応予算定員に対して一応びつたり現に充員されたということでございます。ただし、この充員の状況につきましては、例年と違つた状況がございまして、本年度の場合、前年度に比べて清掃職員の関係は、十六名の増員をご認定なつたわけでございますが、それにつきまして、それを前後として市長部局への転出、退職者ということで、一応増員分を含めまして四月当初には二十数名の欠員があつたというのが実態でございます。これが職員の充足につきましては、人事課のほうで第一次、これは四月の中ごろでございますが、並びに六月の下旬、それから八月の中旬というふうに第三回にわたって募集し、テストいたして採用したという状況でございます。これが例年に比べますと大体六月ないし七月に全部充足されるというのが、一ヵ月半ないし二ヵ月おくれたという人員充足状態でございました。

それから、車両につきましては、四十四年度の業者分がごみのほうで三台、し尿で二台ということで、これは火葬関係その他がございまして一番おそいので、大体七月の初旬に全部完了並びに借りかえ分が、十両でございますが、借りかえ分につきましても同様な時点で研修、現場へ配置ということに相なつたわけでございます。それで、本年度四十四年度の当初予算の際に申し上げました準特掃区域の拡大ということにつきましては、当初の予定は七月でもつて切り変えるという作戦を立てておつたのでございますが、人員の関係ということから班編成がおくれまして、現時点では九月の十六日付をもって班の編成がえと、それから正規の準特掃地域の拡大を実施いたします。

その概況につきましては、水沢地区におきましてごみと、それからし尿の中間貯留槽が前年度末で完成しております

す。それから部田川べりにし尿中継槽が四月一ぱいで完了いたしましたので、中継基地、中継するというたてまえをとりまして、これは水沢地区、小山田地区、三重地区、県（あがた）地区と、従前入つてなかつた地区を本年度やるというふうにして、概算、ごみとし尿と、し尿は申し込みの程度がござりますけれども、大体七百世帯分をこの地区で市街地を形成した地区に入るということで、一部は小山田地区、あるいは三重の地区は現有勢力で七月の上旬に入つておりますが、正規といたしましては、九月の十六日付で計画収集に入ることにしております。

なお、一部県（あがた）地区につきましては、赤水町を中心とした市街地を形成した場所につきましては、申し込みのアンケートを現在収集し、十六日に間に合わすというようなやり方をやっております。現有勢力でもちまして九月十六日以降こういう体制で、今年度の事業を推進していきたい。これに対する人員、車両は予算でお認めいただいたものにつきまして、一応作業計画と現場と打ち合わせました結果、いけるというふうにいたしまして、なお能率の向上によつて付近の漏れておるところをなるべく収集するという考え方であります。保々地区につきましては、現在垂坂山に設定しております四万坪（一三二、〇〇〇平方メートル）の用地、その進入道路の完成ということで来年度の計画にいたしたい、こういうふうに考えております。

それから、具体例としてごみとし尿の扱い方が違うというご指摘がございましたのですが、ごみにつきましては、四十年度以降大体毎年一三%から一四%の自然増を見ています。それにつきまして、格段の配慮によりまして人員、車両をふやしていただいたわけでございますが、し尿のほうは、文化生活の向上に伴つても総量といたしては統計的にほとんど変わっていません。ただ、世帯分離、あるいは交通難、あるいは山の中にうちが建つ、非常に取りにくいという収集量の収集経過のロスがございます。

したがいまして、ごみのほうは無料で、道へ出してもらうとかという協力態勢が得られます、し尿のほうは申し

込みによってそれを受けて入ることでございますので、一例としてあげられました電話で緊急申し込みと思想ですが、なるべくこれは申し込んでからの緊急申し込みか、あるいは申し込みがなくて緊急取りに行くのかわかりませんが、いずれにいたしましても、住民要請としての形は、平常の収集と緊急の収集と二つにし尿は分けておりますので、住民の要請にこたえたいというふうに考えております。

それからもう一つの問題は、直営と民営とのし尿関係で料金格差の問題が提示されたわけでございますが、率直にいいますと、市の場合には取りにくいくこと、それから大量にあるところ一律でござります。もちろん、民営業者の許可業者二社ございますが、それにつきましても、条例どおり料金は市の場合と一緒にござりますが、住民苦情の傾向としては、業者のほうは高い、実質においては高そうだ、文句を言うとおどかされるのでよう言わんとする、市のほうから言えということでございまして、私自身も現場の所長、課長からもそのつど日を聞いたり、あるいは自動車の番号の通報によって呼び出し、あるいは現場に行って指導しておりますが、一つの考え方としては、これはまだ結論を得ていません。また、したがって上司にもはかつておりませんけれども、少なくとも料金格差をなくす一つの手だとして、世帯及び人による徴収で一本化するのが一つの方法ではなかろうかと、こういうアイデアのもとに、目下実際担当者に検討を命じております。うまくいけばまた議会におはかり申し上げて、そういう料金の格差がないような手段、方法を講じてあらためて提示するよういたしたいと、こういう所管部長といたしましてはそういう考え方を持つておりますことをこの際申し上げておきます。

それから、先ほど質問の中で環境整備ということで、私のほうの所管で実際、雑草がどうだというご質問でございましたが、私のほうの所管で関係した一、二の例をこの際申し上げておきます。

臨港区域につきましては、管理組合とそれから臨海工場、企業と市といろいろはかりまして、主体は管理組合でござりますが、

ざいますが、清港会というものをつくりまして、水域、すなわち港内につきましてはその清港会で確保した運搬船によつて浮遊物、材木あるいはひどいときには油というようなことも収集して、市のほうで運んでやる。それから陸域のほう、臨港区域、運河を含む臨港区域につきましては、その清港会のチャーターした人間が清掃に回る、そして、そこに一つのことし手がけた例といたしましては、国鉄の線路に雑草がはえています。これを征伐するにつきましては、国鉄の保線区に話をいたしまして、雑草除去剤をまいて集めたものを市のほうの車で運んで、そいつを清掃したという例と、それから、一応そういうことで、臨港地帯につきましては、そういう手立てで、組織化された清港会という機関を通じて私どもは参画して、協力をしております。

それから、大きなまとまつたいわゆる空地、これは先般も申し上げたと思いますが、本日の議会の問題になつております東洋紡績のあとにつきましては、三年前にあいう事件がございましたので、私のほうも特に環境整備ということに毎年注意を払つておりますと、ことしなんかは二月ごろから四月ごろまで、東洋紡績に対してあと雑草の焼却それから除草剤の散布、付近の消毒ということを三回にわたつて実施をしてもらつています。そのほかの地域につきましては、自治会なり、側溝消毒は計画的に衛生課の現場作業でやっていますが、その他の部分につきましては、議会の要請によつて環境消毒という形で衛生課の現場消毒班が実施しております、こういう状況でございます。終わります。

○議長（服部昌弘君） 坪井君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 午前中の私の広範にわたりました質問に対し、ただいまご丁寧にご答弁を賜わりましてありがとうございます。ございました。しかし、一、二申し上げたいことがございますので、追加させていただきたいと存じます。

一の霞ヶ浦海滨公園の中で、特に児童交通公園の件につきましては、午前中に吉垣議員のほうからもご発言がございました、重ねての感はございましたが、幸いこの霞ヶ浦海滨公園の開発とともにぜひお願ひを申し上げたわけでござりますが、一言もお触れにならなかつたことをたいへん残念に思つております。この私たちの期待が大き過ぎるのかもしれません、ただ公害事業団に申請をしているだけであるということでは、まことに残念でございますが、これに対しても少し誠意あるお答えを賜わりたかったのでございます。

二つ目の都市環境整備につきましては、一応計画もありになり、また着々とご努力を賜わつてゐるわけでござりますが、この排水計画につきまして、私どもの訴えておりますこと、ほんとうに長い時間をかけて重ねてお願いをいたしておるわけでございますが、なかなかに進みません。台風を控えて、すぐ住宅地帯のものたちは不安を持っておるわけでございますので、緊急にお進めいただきたいと存じます。

社会福祉の問題につきまして、これはたいへんあっさりと否定をされたわけでございますが、敬老年金制度よりも施設に重点を置きたいという市長のご方針のようでございますが、他都市において現に二十数都市においてこういう制度を持っておりますのに、四日市はそんなに財政的に緊迫いたしておりますのか、施設もそんなに充実いたしておりますのか、私たちたいへん疑問に思うわけでございます。

それから、乳児保育につきましてもただいま厚生部長からお話を承つたわけでございますが、公立において各保育園に分散して行なつてゐるのだということでござりますし、また民間のものにつきましては、法人としての指導をしていきたいということでございますが、それは理想でございまして、なかなかに条件が整備しない間にいろいろの問題が方々で提起されているわけでございますので、これについて社会福祉の政策として市は社会福祉協議会の補助金のかつこうでお茶を濁しておられるようでございますが、それならばそれで、いま少し補助金の増額とか、めんどう

を見ていただきたいと思うわけでございます。

それから結婚相談所の件につきましては、ただいま市営結婚式場があるのだということを伺いまして、ああそんなり私は申し上げることはなかつた、市営結婚相談所というものがないのでお願いをしていたわけでございりますけれども、いつの間にかあるようにご報告がございましたので、それはそのままありがとうと受け取させていただくわけでございます。

それからPTAの負担軽減についてでございますが、市長は、学校奉仕作業はうるわしい慣行事業であるから、ほめていいのだという受け取り方をされているようでございますが、PTAの負担軽減という意味合いでございまして、各自がほんとうに自發的な奉仕の精神で集まつているものばかりではないのだ、大動員を受けてやむなく集まつているものが大多数であるという事実を、ただありがとうございますほつかぶりをしてることは、許されないのでないかと思うでございます。教育委員会のほうのお考えも承りたいと思うわけでございます。ただいまのような市長のお答えでござりますと、学校の管理とか整備は、すべてPTAの責任であるという結論に到達するかと思いますので、その辺をお伺いいたしたいと存ります。

船員会館の近代化につきましては、加藤助役よりるるご計画を承りまして、管理組合との関連もござりますでしょうけれども、港四日市といわれ、市の発展の大きな条件にもなつております四日市港のお客さまに對して、市としても十分ご努力を賜わりたいと存するわけでございます。

清掃事業につきましては、衛生部長のほうからいろいろご説明をいただいたわけでございますが、直営と民営との差については指導をしていくということでござりますが、そのことによつて市民の中にはたぶんに不満を持つておりますので、重ねて今後ともご指導を賜りますようにお願ひをいたしたいと存ります。

ただいまお願ひいたしました点、重ねてお願ひいたします。

○議長（服部昌弘君）市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君）児童交通公園の件でございますが、ただいまの計画では、霞ヶ浦臨海緑地につきましては交通公園等の計画は持ち合わせておりません。ただ、メールをつくりましても、交通公園をつくるにいたしましても名四国道との交通の非常な危険さがある、こういうような問題もこれから一つの解決策として十分検討をしなければならない問題でございますので、すべてそういうものを総合的に今後の問題として検討をしてみたいと考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君）厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君）結婚相談所のことにつきまして、わよーとお答えをさしていただきます。
先ほど市長が申しました「しえい」と申しますのは、「私営」でございますので、その点ひとつご了承願いたいと思ひます。

あわせて、ここでお願いめいたことになるかもしれません、お答えをさしていただきたいのですが、ご承知のように先ほども市長が触れたとおりに、県の委託の同志会、婦人同志会というものを近鉄の百貨店でやっておりますしそれから、民生委員の方々でやっておる南北の二ヵ所もございます。この南北の二ヵ所は、社会福祉事業の一環としてやっております。这一年間に取り扱った件数につきましては、先ほど市長が申したとおりでございますが、いずれにいたしましても、民生委員さんの取り扱っているものも、最初は低所得者が主でございましたが、最近は一般の勤労者も対象になつてふえつつありますし、それから同志会の方々が取り扱つておるのも、いま先生がご質問の、ご指摘のあゝたような目的から出発しておるようになります。目的が一緒ならば、この際、大同結集されることが非常に望ましい姿ではなかろうかと、こういうふうに考えております。「しえい」についての云々は、市長が先ほど答弁をしておりますので、省かしていただきます。

簡単でございますけれども、答弁とさしていただきます。

○議長（服部昌弘君）教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君）PTAの負担軽減でございますが、羽津小学校の校庭の草取りでございます。お尋ねがございましたが、校庭の草取りは、子供にしつけの一環、あるいはまた、広い意味の道徳教育として先生が監督してやらせるという手もできますし、また親から、子供の教育環境をきれいにしてやろうという意味合いから親が奉仕するという手もあると思います。羽津というところはもともと農村でございますので、農村では農道の草刈りとかあるいは排水のどぶさらえということは、定期的に各戸から一人ずつ出て奉仕をしておりますので、そういうふうな習慣がありますために、ついでに学校の草取りもやってやろうかというようなことになりやすいんじやないかと思うんであります。しかし、これはいずれの場合にいたしましても、それはどちらのほうが教育効果をあげられるかというような点で、もともとPTAいうものは先生と父兄との相談の会でございますから、よく両者のほうでご相談をいただいて、最も効果のあがる方法でご実行いただいたらけつこうかと思うんでございます。

もちろん、予算の伴うような大きなことは、これは地方教育基本法の二十三条によつて委員会として取り上げるのは当然でございますけれども、草取りというような程度でございましたら、いま申しましたような方法でご処理いた

だくのがよろしいかと思います。（「教育のうちに入らぬ」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 坪井君。

〔坪井妙子君登壇〕

○坪井妙子君 ただいま重ねてご答弁を賜わったわけでございますが、霞ヶ浦の海浜公園は交通公園の構想はないということでおざいますが、今後ともいろいろご研究を賜わりまして、ただいまのようないに交通の問題が山積いたしておりますときに、よき市民をつくる交通教育の場として一つ小学校にあるだけで、本市の子供の交通問題は解決するものではございませんので、他に場所を求めるにいたしましてもお考えを賜わるべきではなかろうかと考えるわけでございます。また、全部の小学校に平等に交通公園の施設をおづくり賜わるならば、これはまた別でございます。

それから、「し」當結婚相談所の件でございますが、「市営」と「私営」とことばは一緒でございますが、こういうまきらわしいことばで逃げることができるような、福祉協議会の補助金をほんとうにわずかな補助対象として行なわれているものもって、いかにも市が行なっているんだというような態度で逃げることができるようにのは、私は福祉行政の何と申しますか、隠れみのと申しますか、一步後退した姿ではないかと思うわけでございます。市長のあたたかい市民に対する施策としては、いかにも残念でございます。今後ともいま少し積極的に福祉行政にお取り組み賜りますようにお願ひを申し上げたいと思います。

なおまた、PTAの奉仕活動についても、たいへん都合よくお考えのようでございますが、市民はそのことに對してもさまざま思いを持つていてることをお考えいただき、ほんとうに児童のためによい学校経営、また環境をおつくり賜りますように委員会にも重ねてお願ひを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。（「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後一時五十四分休憩

午後二時九分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

高橋君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 自由クラブを代表しまして、通告の順に従いまして大急ぎで質問をいたします。問題は種々雑多にわたりますが、いずれも同僚議員または私が、議員としての日常生活から身をもつて体験したなまなましい事柄ですで、そのつもりで、あたたかい気持ちでご答弁を願いたいと思います。時間がありませんので、私はできるだけくどい再質問は避けたいと思いますので、明快に、簡単に、要領を得たご返答をお願いしたいと思います。

第一番、行政の官僚化と市長の姿勢について。

まず、市の行政がいかに不親切で、いわゆる官僚化しているかなどを例をあげて説明申し上げたいと思います。私どもの近くのあさけ保育園で四十四年度当初予算で、保育園の増築を承認していただき、県当局からも七月一日付で定員増の決定許可をいただき、たいへんに喜んでおったわけです。そこで私は、この三月に保育園に入園漏れをして、たいへんに力を落としている人々に私信で、四月上旬に上記の決定事項、すなはち七月一日からあさけ保育園に定員増があるということを報告をしましたので、皆さんからたいへんに喜ばれ、安心をしていただいたわけです。そこで私は責任がありますので、関係者を督励してその仕事の進捗状況を見守っていたわけです。六月十五日ころに

なり、予定どおり六月末完成、七月一日開園間違いなしと見定めましたので、私は厚生部長に少し早目に、十日ぐらいの余裕をもって各家庭に入園通知書を送つてほしい、とお願いに上がりました。部長も喜んで心よく引き受けくださいましたわけでございます。ところが六月二十三日、二十四日になつても一向に隣の家から、入園通知書があつたといふて来ないので、私はだんだんと不安になつてまいりまして、また、いつかのようだぜいの人に押しかけられればり雑言至らざるなしというような状態になつてはかなわぬと思いまして、二十五日に北部福祉事務所に電話して、入園通知書の件を聞いたが、責任者が不在で要領を得なかつたので、私の用件の趣旨を十分に説明して、くれぐれもよろしく頼んで私は二泊の旅行に出て、二十七日の朝帰つてきたわけです。ところが案の定、私の不安、心配は現実となりまして、入園通知書がいまだ着かないでの、これを待ちに待ち疲れ、いらいらした家族の人々が私の留守宅に押しかけ、役所に対する不満と不信をぶちまけてまいったわけです。

私はここ数ヶ月の間、この最悪の事態にならないように、すなわち役所の善意がすなおにそのまま人々の間に伝わつて、私同様に保育園の定員増を大きな感謝として受けとめていただけるようにと心を尽くし、身を碎いて最善の努力をしてきたわけですが、これが全くむだになつたと、非常に情けなく思つたわけです。ところが、気を取り直しまして、さっそく電話しましたところが、北部福祉事務所は、私のところは知らぬと、本部でやつてゐるはずだといふさっそく本部に電話しますと、入園通知書は本日支所のほうに送つたから、二十九日は日曜ですが、三十日には必ず家庭に着いて、七月一日の入園には大丈夫間に合うというわけです。私は、これでは入園の児童に対しても家庭で何の準備も支度もする時間がないではないかと、なぜこんなに通知書がおくれたのかと詰問しますと、私は上役に言われてゐるよう仕事をしているので、それ以上のことは知りませんと、理路整然役所の事務屋としては實に満点の返事をするわけです。私はことばに詰まりまして、激怒の情を押さえながら受話器を置いたわけです。そして、静かに考

えに考え抜いたわけです。なるほど彼は、私は上役の言われるようになつたと、間に合えばいいだろうというわけですなるほど、この答えは、これはこれとして役所の事務の末端のことばとしては、これは正しいのかもしねど、しかし、ここには人間として、政治として最も大切な何ものかがどこかで抜けているのではないか。その証拠に、当然すなわち市民から感謝され喜ばれるはずの対象が、最後のところで逆転して、不満、不信の原因となつてゐるではないかと。そこで気がついた。これは役所の末端の事務屋と議論をしてゐることではなくて、役所全般に、すなわち市長に対して議場で正々堂々と議会で発言してただすべき重大な政治の根本姿勢に関する問題であると考えるに至つたわけでございます。

しこうして問題をもとに戻しますが、もしも入園通知書が各家庭に私のお願ひしたように六月二十日になつたのと――実際に間に合つたが、三十日に着いたのでは、各家庭の受け取り方にどんなに大きな違いがあつたでしょうか。すなわち、前者であれば入園通知書を受けた瞬間から各家庭では、その入園の日までの十日間は、その児童を中心として入園の準備と期待感で毎日一家は団らんの喜びであり、感謝であり、満足であつたはずです。ところが、後者においてはどうであつたでしょうか。一家はこの十日間は焦慮、いらいらの連続であり、不満、不信であり、その結果は、議員の私宅へどなり込み苦情を言ってきましたといふ違ひが出たわけでございます。

まことに同じく費用を使ひながら、当事者のちよつとした心がけで人間感情に与える影響は、かくも大きく違つてくるわけであります。政治の要諦は、単に筋を通すことだけではなく、庶民の感情を尊ぶことであると思います。この庶民の感情をおそれずして世の中に何のおそれることがございましょうか。私はそれにつけても、無自覚症状の進行ということをたいへんにおそろしく思うものであります。すなわち、自分は病氣でないと思ってゐるのに、すなわち無自覚であるのに、ほんとうは病状がたいへんに進んでいてあぶない状態になつてゐると、これが一番おそろしい

わけであります。病氣と知りながら不養生し、悪いと知りながら汚職をしていると、こういうことはおそろしいことではございません。すなわち役所の人が普通のことをしていて、正しいことをしていると、すなわち上役の言われたようにしておると、間に合えばいいだらうと何の反省もなしにたかをくくっている間に、民は苦しみ世はうらんで政治不信を起こしておるということが、おそろしいわけでございます。

このようなことについて、蛇足ながら、自由クラブで話題にした二、三の事例をつけ加えます。
すなわち、外部の人が役所に来てすぐ気のつくのは、朝から牛乳の空びんが、弁当箱が机の上や廊下に散乱している。また一般に役所の人々は、朝からも話が出ましたが、ぶあいそうでとつつきにくくと外来者にはすぐに感ぜられるようであります。しかしこれらのことも役所ではおそらく、あまり意識されていない症状であります。そこで私は、心の非常にすなおそうな、正しそうな市長に期待するわけでございますが、市長は、部下がどのような環境でどのような気持ちで、どのような働きぶりをしておるかを監察するために、事務所を巡視されたことがあるのか市長は、いままでは道路の視察には喜んでまつ先に出かけられるようだが、役所内をじみちに、役所内の部屋をじみちに巡回して部下の人と話し合っておられることを見たことがございません。最も重要なのは、外ではなくて内地ござります。山ではなくて人でございます。私は、市長は月に一度ぐらいは各部屋の状況と仕事ぶりを見て回る必要があるうかと考えますが、どんなものでしようか。また市長がすなおに日々に研さんして身につけられました柔軟な感覚でもって、この役所の人々のともすればおちいりがちな無自覚症状を早期に診断し、発見して、そのつど微調整をしまして、かすかな調整をしまして、しらずしらずのうちに市長の方針が全般に浸透していくようにつとめる必要があろうかと思うものでござりますが、どうでございましょうか。

また、市長は部長以上とだけ直接に話をするのではなく、月に一度ぐらいは課長以下の人々とも直接に話をする機

会をもって、人間関係において平素から風通しのいい環境をつくっておかれることが、これまた市長として意義のあることとと思うわけでございます。

しかし、また一方、目を外部に向けてみると、現在はある意味では、外部の一般市民の間に非常にコミュニケーションが発達をしているので、市民は十分に自分の権利を知るよう教育されておる。もはや市民は何も知らないといふ思想の上に立って、権力をあるいはいく時代となつております。まさにわれわれを含めて役所の全員が、すでに謙虚におのれを反省し、おのれをただして心の正しい、信用のある本物の人格におのれを高めているのでなければ、ほんとうに血の通うきめのこまかい政治はできない時代になつております。すなわち、一つの現象をどのように受けとめるかは、各人の心の持ち方次第でございます。一定の予算で仕事をするのならば、その範囲内で人々ができるだけ喜ぶように計画し、実行するというあたたかい理念が行政の根本思想として全役所にみなぎつていなければ、とうてい市民の感情に訴えるようなあたたかい行政はできるものではないと考えます。

すなわち、若い市長がここに緊こん一番、勇猛心をふるい起こして、この久しく慣れておそろしい無自覚症状になつておる役所の考え方を根本的に全役所から払拭して、真に市民のためのあたたかい政治を行なおうとする強い意欲があるのかどうか、市長の心の姿勢をお伺いたいと思います。

次、第二問から調子がだんだん低くなりますので、（笑声）非常に答えやすい問題になりますから、どうぞご安心を願いたいと思います。

第二番目、共同排水溝工事について。

最近、方々の地区で都市のスプロール化、すなわち無秩序拡大によって種々の問題が生じています。その中に最も大きいのが排水処理の問題であります。最近、数カ所の部落で深刻な家庭排水の問題を訴えてきています。これらの

部落の一部では、無統制に農地を埋めて、埋め立て、最初から排水のことを考えずに家を建て、排水は周辺の低地から宅地内に穴を掘って捨てて流していました。ところが、最近になってこの方法がだんだんと行き詰まり、最近の夏季、雨季には悪臭を放つて、たいへんに不衛生な状態になり、たまりかねて近所の人々が話し合って私のところに家庭排水の対策を訴えてきた次第でございます。私は、最初は自分の出したものは自分で処理するのが原則で、市役所としてはどうのこうのすべきではないと考えていましたが、だんだんと事情を聞いて調べているうちに、この問題は個人個人で処理するにはあまりにも問題が大き過ぎると考えるに至りました。

すなわち、私はこれらの排水工事は市単工事として予算化し、一定条件下に合えば一定ルールに従って市の工事として採用して、下水課のほうでもよりの公共排水所までこの工事の世話をするようにすれば、これらの人々にはたいへんに喜ばれ市としても大きな意味があると思います。従来は、この種の工事はとくに強引なもの、声の大きいような特殊技能を持ったものだけに認められるような傾向があつたようになりますが、条件さえ整えれば、一定ルールに従ってわれわれでも利用させていただけるような予算書に載っている平凡な制度にしていただきたい。すなわち特殊技能者でなくとも利用できる制度にしてもらいたいと考えるものでございます。その点について、助役または部長の見解をお伺いしたい。

第三番目、かけくずれ防止法について。

つい最近の六十国会において成立した上記のがけくずれ防止法によれば、知事は災害防止のため必要と認めるときは、土地の所有者にかけ防止工事の施工などを勧告することができる、となっています。しこうして、去る七月九日の豪雨において垂坂分教場、学校でございます、垂坂分教場の土砂が崩壊落下して、その下の小川がせき止められ民家二戸が全面浸水して、垂坂町全員が出動して土砂を掘り上げ、やっと危機を脱することができたというような事

故がございました。この垂坂分教場、すなわち教育委員会に所属するこの分教場の状況はたいへんに危険で、一触即発の状況にあります。まさに前記の法律に該当します。

必ずや近い将来、台風、豪雨のときは再び崩壊し、かけ下の住民の生命、財産に影響があるだろうと思います。私はあまりにも心配なものですから右の状況を市当局に報告しておりますし、また教育委員会でも、この分教場の危険な状況はよく認識していると思うわけです。私は、知事にまで嘆願書を出して上記の法律の発動をお願いしまして、四日市市の行政の貧困を訴えたくはございませんので、助役または部長のほうで善処方をお願いいたしたいと思います。この点について、助役または部長の見解を承りたいと思います。

第四番目に、病院の管理運営について申し上げます。

四十三年度の病院会計は、三千百四十七万の赤字であったという報告を受けております。私は病院のことはしろうとでありますが、ただここで言えることは、病院の責任者は、一時の赤字をおそれていたらずに消極的になつて、設備の充実を怠つて、悪循環におちいり、患者が減つてますます赤字がふえるというような事態に落ち込ませないよう前に向きの姿勢で努力する必要があると思うわけでございます。

病院は尊い、かけがえのない生命を預かっているところですから、建物はいかにこなしても、設備の悪い、内容のからっぽの病院ならば、これは罪悪で、かえつてないほうがよろしいということになるわけでございます。たとえば最近の病院としてぜひとも持つていなければならぬような設備は、医者からお伺いしますと、何かイメージレントゲンとか索引手術台とかというようなことをいついていますが、とにかくぜひとも持つていなければいけない設備は、万難を排してもさっそく充実して、病院として市民の信頼にこたえ、その存在意義を確立し、市民が安心してその生命をゆだねられるようなところでありたいと思うわけであります。このように設備を充実し、努力していくれば、自然

と信用は増し、患者はふえ、病院は黒字となっていくことは明らかであろうと思います。

聞くところによれば、病院は薬代が年間が二億四千万円もあるということです。そして、世間の商取引では、大体百五十日の手形が常識であるそうですが、最近まで病院は現金払い薬代を払っていたということのようです。この辺に頭を使って、くふうしていただければ、赤字は案外に容易に解消するのではないかと考えるわけでございます。また最近、全国的に正看護婦さんがたいへん不足をして、各病院ともに困っていると聞いているが、市民病院はこの点大丈夫なのでしょうか。看護婦さんは病人相手であり、夜勤があるのでたいへんにきつい仕事と思うが休養室、昼の仮眠室と十分にあたたかい配慮がなされているかどうかお伺いいたします。

最後に、私は病院についてはいろいろと方々で、断片的なお話を伺っていますが、全般的に見まして、この病院が公立病院としてどの程度のものであるか、現在どのようになっているのかさっぱりわからないわけでございます。この際、病院白書のようなものをつくれていただきて、現在の病院の実情を説明するとともに、将来の病院の展望を明らかにして、一般の人々にPRをすることが病院の一そうの発展のために、ぜひとも病院としてやるべき仕事であると考えます。これらの点について、事務長、市長からご答弁を願いたいと思います。

第五番目、日本エロジル四日市工場の排水問題について。

四日市海上保安部は、八月十五日に、日本エロジル四日市工場が数カ月にわたり塩酸を放出していたということを発見したと発表しております。新聞紙の報ずるところ、また、十九日にエロジル四日市工場の現場を親しく調査してこられた都市公害対策特別委員会の議員の話によれば、工場の排水設備及びその管理は全くでたらめで、非常識無神経ぎわまるということでございます。市の公害課にはパトロール車があつて、毎日パトロールをしたはずであるが、この数カ月、このようなでたらめの工場を見のがして一体どこをパトロールしていたのか、お伺いしたいと思ひます。

（笑声）

また、心配になつてくるのは、日本エロジル工場以上の無神経な工場があるにかかわらず、パトロール車に発見されずにいるのではないかという心配でございます。部長は、パトロールといふことはドライブの物見遊山とは違つて、法律に違反している工場があれば摘発をしたり、報告をしたりする義務があるということをご存じかどうかお伺いしたいと思います。簡単に願います。この点について、今後このような不祥事がないよう、監督機関として今後どういうふうに工場排水を監視していく体制を確立していくか、これもひとつ簡単にご返答を願います。

次に、六番目として、近鉄高架化期成同盟の結成について。

市政発展のポイントである近鉄高架の計画に対し、県も国に四十五年度の予算に調査費を繰り入れるよう必要建設費も調査費として二千五百万円を、来年度予算に計上する見込みだと聞いております。すなわち、近く完成する東名阪の開通は絶好のチャンスで、この機会をとらえて県・市・商工会議所・自治会等が一体となって近鉄高架期成同盟でもつくつて、中央に猛運動をすべき時期が到来したと思うが、市長はどうお考えになりますか。

簡単でございますが、以上ひとつ簡単に、皆さんにご返答を願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

第一点の行政の官僚化が無自覚症状として進行しておるのはないかというご指摘でございますが、ご指摘のような点がございましたことは、まことに申しわけないことと存じております。本日の第一点の質問にございました市民サービスについてという質問がございましたが、そのときにお答え申し上げましたように、市民と市の職員、並びに

市の行政というものの間に断絶があつてはならないというように、とくと心得ておりますので、今後そういうことのないように特に配慮をさしていただきたいと思います。

市立四日市病院の管理運営についてでございますが、ご指摘のように、私は患者の増加策をどうしたらよいかということと、医師、看護婦の確保をどのようにすればよいか、薬の購入方法はどうかとの三つの点に、非常に大きな問題があるのではないかと考えております。薬の購入にいたしましても、ご指摘のような決済方法であるとか、貯蔵庫の方法であるとか、また看護婦等につきましても、いろいろのそのようなご指摘の仮眠室等の勤務条件の整備の問題等もございますので、ご指摘のような病院の展望を明らかにするようなものは、十分今後検討をして、作成をし、皆さんのお手元にもお配りをさしていただきたい、ご協力を賜わりたいと考えております。

近鉄の高架化期成同盟につきましては、幸い非常な機運が盛り上がつてまいりました。県営事業としてこれをやろうということで、建設省にお願いを申し上げておる段階でございますが、会議所を中心として期成同盟会がつくられるということをございますので、期成同盟については十分協力をさしていただきたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 第二問と第三問について、答弁いたします。

下水の共同排水溝工事につきまして、これにつきましては、私のほう下水道課といたしまして、現在、幹線水路あるいは基幹水路となるものに対し、重点的な工事計画並びに工事を施工するようになっておりますが、この次第でございます。何と申しましても、幹線水路と基幹水路の解決が先行するのではなかろうかということで、これを下流のほうから整備するように、現在、重点的にやっておる次第でございますので、ただいまご指摘の共同排水溝のようなものにつきましては、いま新都市計画法との関連もございますので、その辺十分検討のうえ、逐次善処できる方向にもつていくように検討いたしたいと、このように思つておる次第でございます。

次に、がけくずれ防止法でございますが、八月一日から施行になりました急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、この法律でございまして、これによりますと、一応都道府県知事が指定して、一定の制限を加えておるわけでございます。なお、ここでいわれておりますのは、傾斜の角度が三十度以上であって、しかもその下に官公署、学校、病院あるいは個人の住宅が五戸以上、こういうふうなことが指定の基準になつておりますので、この点につきましては、いま現在、私のほうの土木課と県とでどこを指定するかということを検討中でございます。協議中でございます。したがいまして、協議が整いましたならば、いまご指摘の垂坂分校の用地につきましては、教育委員会の行政財産になつておるよう聞いておりますので、一応教育委員会にも通告いたしまして、教育委員会のほうで予算等を計上していただき、工事は当然私のほうでやらなければならぬと思いますが、できる限り早急に善処するようわれわれいたしましたが、協議会のほうへ話しかけたい、このように思つておりますので……。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 日本エニヨジル四日市工場の排水事件問題に関連して、市の保有しておるバトロールの行動、性格、それから法律的な問題についての所見を求められましたので、お答え申し上げます。

まず、市が現有しております公害課の所属の車両は、無線つきのものが一台、これは下水処理場の分析室を定位置としております。一台は、公害対策課の西館に定位置をする。この性格は、法律並びに条例に基づく工場監視、並びに法施行のための法令監視のというバトロールではありません。これは、主として運用面は一台の無線つきの俗称

パトロール車につきましては、いま申し上げたように下水処理場に定位置をしておりますけれども、主たる任務といたしましては、行政運営面におきまして、公害に関する苦情並びに調査依頼、あるいは緊急措置の際の連絡ということを主任務として、特に一台分につきましては、今までいたしましては、悪臭その他の苦情で夜間に備えまして夏季は八時まで超過勤務をする、時間外勤務をするという運営をしております。一台につきましては事務調査、ことに騒音関係は、市長に委託されておりますので、現場の点検、市長に委任された届け出の義務ということで、これは市長に委任された騒音関係の委任事務の現場検証的なことをやっております。

それから、先ほどのお尋ねの件で、パトロールは何をしておったんだと。この排水問題につきましては、率直にいしまして、市の状態といたしまして住民苦情を受けて立つという立場から、上に向いて走つとったと。ちょっと表現がオーバーですけれども、悪臭その他で上に向いて走つとったというのが実態でございます。（笑聲）

今回の反省といたしましては、したがつて下のほうを見て運行するといいますか、排水については第二次に考えておつた。実質的には考えてなかつたというのが、正直なところの告白でございます。今回の事件につきまして、工場排水法の適用を受けません。ただ、県の条例の適用を受けるわけでございますが、今回の事件は、知事宛の陳情書にございましたように、工場自体が届け出の義務を怠つて、県条例に基づいて告発されて、これは刑事事件として所轄警察署で扱つておられます。

パトロールというのはそういう性格で、反省としては、今回の事件を契機として、法令に準拠しようがしなからうが、行政区域で発生し得る公害現象については、上も下も気を配るべきであるという反省をいたしております。

次に、義務ということばで、私ちよつと理解しにくんですか、法律的に権利義務という関係を申し上げますと、工場排水適用を受けていません。それから、県の新しく条例をした臭気に引っかかるということでございます。これ

は厳密にいいますと、いま県の条例は施行期間中でございますので、届け出のものについては県が始末しますが、県条例に基づくところの改善命令というものは、いまは出せないわけでございますが、行政運営によりまして海上保安庁、それから名古屋の通産局、それから警察、労働基準局、それから薬事環境衛生課の毒物の主管課、それから一般市民のあれとして市の公害対策課がよりより協議をいたしまして、通産省の指示する応急措置を実施し、八月の四日にこれが試運転を一応合格して、応急措置として認めるという態度が決定されております。

今後、この事件を契機として、少なくとも通産局においてもそういう工排法の適用を受けないんできていますが、この間われわれ寄りまして、厳密にいいますと八月四日に寄りまして、申し合わせといたしましては工排法の適用を受けなくとも、一般通産行政の指導という形で名古屋通産局、それから公害の県条例の施行責任者として県の公害課、それから市民の安寧を保持するという立場から法的に根拠がなくともそういうことにつきましては、市民に直接影響がある、この安全を保持する市の行政責任者という立場から、市が参画していくという立場を確認いたしまして、相互に協力し合うという態度を確認しております。

具体的な動きといたしましては、第一発として、県が行政権限をもつて条例に基づくものは条例に基づき、基づかないものは要請ということで、法令に引っかかるまいが総点検をやることを申し合わせまして第一発としては、九月の二日に汚水関係で十五工場につきまして、一応届け出の督励、現場検証ということを実施しております。以降につきましては、第二次といたしまして今まで苦情のあった水域について、県の公害課が出つてきて、市がそれに協力するというたてまえで、一応総点検の申し合わせをしております。

したがいまして、その総点検の点検につきまして、逐次法に触れるものは法に則し、法に触れないものは行政運営ということで、この問題を契機として態度を改め、市民の不安のないような努力をいたしたい、こういうように考え

ております。終わります。

○議長（服部昌弘君） 病院事務長。

〔市立四日市病院事務長（村山了君）登壇〕

○市立四日市病院事務長（村山了君） 市長の答弁に、事務長として若干補足させていただきます。
赤字三千四百万が出ておりますが、これをおそれて設備への投資を怠るというようなことはないかと。具体的な例をあげてご指摘になつたんですが、少なくとも診療に必要な備品の整備については、赤字があるとなからうと、当然これはしなければ迷惑がかかることですから、その点でご心配をかけることはないと思います。しかし、赤字が出ておることは、公営企業の立場から申しますと非常に遺憾な状態でございますので、私たちとしては、赤字解消のために鋭意努力をしていきたい。

その一例として、手形などの件がございましたが、現在、病院は六十日後に決済をしておりますが、現在の病院の財政事情では、資金のやりくりができませんので、九月から九十日後決済にもつていただきたい。それでも無理であるならば、さらにおっしゃったように期間を延ばしていただきたいと思います。

それから、次の看護婦の点でございますが、現在の看護婦の定数というものは、医療法、あるいはまた診療基準に照らした結果はしき出された数でございまして、医療法なり診療基準に基づいた定数から申しますと、若干上回った数字でやつております。しかし、日々の看護業務等をこまかく分析していくと、若干無理な面も出ておりますので、この点については十分検討して、改善の方向に持つていきたいというふうに考えておりますが、何せ現在の看護婦の数というものは、いま申し上げたように診療報酬、すなわち看護料の計算の基礎になっている数から出ておりますので、いたずらにかってに病院がその数を変えますと、たちどころに歳入欠陥を生じてまいります。私たちと

しては、できるだけ現在の低い実情とちよつと矛盾を来たしている診療報酬の基準を引き上げて、その引き上げたことによって収入が増加し、看護婦の定員をやすことができる、これは理想的な形でございますが、その方面の運動も展開しておりますが、いま直ちに解決ということになるとかなり財政事情を悪くする結果になりますので、この点については十分検討していきたいと思っております。

それから最後に、四日市病院の白書を出してみたらどうだ、この点につきましては、病院の医署なり、あるいはまたいろんな病院の職員その他協力機関等に対しても、この辺で公立病院の実態を明らかにし、特に経済内容を明らかにしないといろんな点で問題がございますので、ご指摘になつたように、できるだけ早い機会に四日市病院の現状を分析した結果を皆さまに、あるいはまた病院関係の方々にお配りして、協力をしていただきたいというふうに考えております。

○議長（服部昌弘君） 高橋君。

〔高橋力三君登壇〕

○高橋力三君 ただいまは、たいへんに正直な、ご丁重なお答えをいただきましてありがとうございました。若干、ご返答の内容には意に満たないところがありますが、ご返答いただいた内容については、よくよく責任を持って実行していただきたいと思います。

どうもありがとうございました。これをもって終わります。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩をいたします。

午後二時五十分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

志積君。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 市政クラブを代表いたしまして、ご通告の順に従いましてお尋ねいたしたいと思います。先ほどの高橋議員のような大きな声が出ませんので、あとわからぬところはひとつ了承願いたいと思います。

まず、新都市計画法の施行についてをお尋ねいたしたいと思います。

この問題は、すでに六月定例議会におきまして藤井、辻の両議員から詳細なご質問がありました。これに対しまして、市長はじめ担当部長より詳しくご答弁がございましたが、まだ時期尚早のためか何か要を得なかつたようにも思いましたので、再度お尋ね申し上げます。

ご承知のとおり、この法案は昨年五月、第五十八国会で成立し、本年の六月十四日から施行の運びとなつております。当市としては、十二月ごろまでにはいろいろ計画決定がなされるという市長のご説明が前回ございました。その後、何ら具体的なお話を聞いておりませんが、すでに早くも六月以来三ヶ月を経過いたしました。しかし、自來理事者におかれましては、真剣にご研究されておられることは存じますが、十二月までに余すところわずか三ヶ月、まさに光陰矢のごとし、市長はできるだけ民意を反映したいといわれますが、時間切れになりはしないか心配するものであります。

いま、農家にとってこの問題が一番重大な関心事であります。それは、この区域設定によって固定資産税の問題、都市計画税の問題、いわゆる市街地化区域に入れば、農地も全部宅地みななるとか、あるいはいろいろの事業は全

都市単に変わるとか、都市計画税のしわ寄せはないかとかいろいろ心配ごとが一ぱいあるのであります。調査区域に入りますと、都市計画税は免除されましても、そのため従来なされておりました事業はどうなるのか等々、みな心配の種ばかりであります。これらにつきまして、ぜひご見解を承りたいのであります。ちなみに、区域設定は知事の権限になります。知事が区域設定の案を作成するにあたりましては、関係市町村の意見を聞くことになりますが、県においても都市計画地方審議会にかけなければなりませんが、その審議会は発足したかどうか。構成メンバーはどの程度なのか、おわかりになつたらお示しいただきたいと思います。

また、その前に、本市におきましても市長の意見具申のために審議会をつくり、審議研究すべきであると思いますが、そのご意思がありやいなや、もしあるとするならば、その構成メンバーはお考えになつておるのか、もしありますしたらお示しいただきたいと存じます。

このような重大問題は、時日をかけて慎重に処理しなければいけないと思われますので、これについて先ほどからお尋ねの数々、各部門について具体的にお答えを願いたいと思います。第一点です。

次に、建築確認書に関する問題点としてお尋ねいたします。

最近は、各地に団地が造成されまして、住宅難を解消しつつありますことは、まことに喜ばしいことと存じますがしかし、なおほかに個人住宅がどんどん建てられますことは、市発展のしるしとして非常にありがたい限りと存じますが、ここに問題が起つります。いわゆるスプロールの進行ともいえましょうが、それは建築許可規制の問題かと思います。

建築基準法第四十二条第二項には、四メーダー以下で一メーダー八十までの市道については、道路を中心より一メーターアズつあけて建築するよう指導されておりますが、従来、申請書類には一点の欠陥もございませんので、申請ど

おり許可されておられますか、ところが、現地では申請どおり建築されておらないところがたくさんあるのです。いわゆる現地査定がないからです。そのために、ところによつては、団地はきれいに道路整備がされておりますが、団地を出たとたんに道幅は狭くなり、下水は完備せず、はなはだしいところでは、一メーター八十の道幅にぎりぎりに両側へ家を建て、そのために排水が悪く、お互いに両側へ素掘り側溝を掘つたので、道幅はせきとめられて一メーター三十くらいの道になつて、結局単車か自転車でなければ通れない、このようなところが現在各所にあります

ご参考に一例をあげてみますと、みゆきヶ丘団地の隣接地の西阿倉川の西山、北山、日永の方面で最もよい例かと思ひます。行ってみていただきますならば、一目瞭然と存じます。また、排水溝工事をやらずに道路面より高く土地を造成してここに建築し、排水をそのまま道路上に流している例が常磐地区にもあります。

次々と無統制に建てられていますが、これでよいのでしょうか。これが昔ながらの町ならばまたやむを得ませんたとえば塩浜地区磯津町のことくお互いにわかつておりますが、いまではぎっしり詰まって何ともいたしかたないのであります。しかし、もし大火災でも起きたらと、りつ然たる気持ちであります。昔の人はいいます、ころばぬ先のつえとか。建築許可をするのは県であつても、災害が起これば小言を食うのは市であります。聞くところによると、年間四千件以上の申請があるとかで、わかついても現地指導は人手不足でできないようですが、これは県・市とも同じようにお聞きしております。早急に何とか対策を考えないと、取り返しがつきませんが、これについて、具体策がありますならばお示し賜わりたいと思います。

次に、汚水対策についてお伺いいたします。

汚水問題は、公害の一環として早くから叫ばれております。先ほど衛生部長は、上を向いていたからわからぬといふことですが、お聞きしますと、水質基準の調査も着々と進められておるやにお聞きしておりますが、関係企業に対

して勧告、ご指導をしておられますのか、汚水必ずしも大企業のみではなく、中小企業の中にも問題点のあるところもあります。しかし、現実には相変わらず汚水は流れっぱなし、何の変わりもありません。

たとえば、先般、企業汚水処理場が発足され、その後事業は進んでおるやにお聞きしておりますが、それが全体ではなく一部であるために、その下流の大井の川はいまで何ら変わらず、川の中には生物は虫ケラ一匹もおりません。このような例は幾らであります。羽津米洗川のこときも、昔はきれいな水であったがいまは汚水のために見る影もないあわれな姿であります。

町の美化運動もどこか足りないようと思われます、きれいな川、きれいな小川こそ美化の対象かと思われます。

ところによつては、いまは小川も汚水でいっぱい。そこで、水質基準の踏査もわかりますが、内容はともあれ、白い水赤い水、黒い水、黄色い水、みな汚水であると思ひます。これだけいえ、賢明な理事者の方々には大かたお察しがつくと思いますが、いまとのような対策、指導をしておられるのかお尋ねいたしました。

また、至るところに堤防にじんあいが捨てられておりますが、こんなことはすでに何回となく、機会あるごとに各議員の皆さんから要望、勧告されておりますが、まだそのあとがたえません。これも汚水の原因となつております。この際、抜本的な対策はお考えであるかないか、お伺いしたいと思います。

次に、道路行政についてお伺いいたします。

まず、その一、都市計画事業完了後の処置についてであります、ご承知のとおり、都市計画事業の中でも最大な事業として、戦災復興都市計画と海山道臨海都市計画とがありますが、とともに県営事業であります、すでに臨海都市計画事業は、去る昭和二十七年末に完了し、市に移管がえされております。ここに私、その完了の図面を持っておりますが、りっぱにできつていて、道路等の区画もはつきりしております。ところが、現地に行きますと、四メート

一から六メーターもある市道が形づくりもなく、うば車も通らない、よほどじょうずな人でないと自転車にも乗れない姿であります。

これではたして市道といえるでしょうか。もちろん、県より引き継ぐときにも完備しておらなかつた事実はわかります。が、引き継いだままでに十数年、二十年に近い期間を放置してあります。私どもも、いまいかと待っておりましたが、一向に整備する気配が見えませんので、ここにしびれを切らしてお尋ねする次第であります。

この計画は、減歩率五割でありました。当時、地元には相当の反対がありましたが、将来大きく発展する基盤であるからという説明で、しぶしぶ承諾したものであります。ところが、最近、図面を見て広い道路があるからといって敷地を買って宅地に埋め立てようとする、まず市道の埋め立て整備から始めなければなりません。個人が宅地をつくるために市道の整備まで始める、これでよいのか。これでは、市に対する不信の声が高まるばかりだと思います。この際、できるだけ早く、少なくとも二ヵ年くらいで市道としての機能の發揮できますように希望するものであります。すが、市長のご見解を賜わりたいであります。

次に、一般道路拡幅についてお伺いいたします。

今日の社会情勢では、自動車の増加率と道路の整備率とがアンバランスであるために、自動車交通の渋滞、あるいは事故の続発となつてゐる現象であります。市長は、道路整備拡充を市政の重要な施策として取り上げておられることは、まことにけつこうであります。しかし、その事業実施の状況を見るとき、国・県・市の新計画道路の土地代は適正な価格で購入されているが、市民の要望する一般道路の土地代は従来無償提供となつております。一例をあげますと内部地区を長さ千七百メートル、幅二メートルの道路を、幅六メートルに拡幅するに約六千八百平方メートルの水田を無償提供して道路の拡幅を講じておる現状で、これに準ずる例が市内の各地に多くあると思います。

しかるに、今日では土地代がますます高くなり、従来のように土地無償提供による道路拡幅が、相当困難になつております。ゆえに、新計画道路に準じて、道路六メーター以上の一般道路の拡幅につきましては、その土地の一部を市において負担して市民の協力を得て、地方の道路整備拡充を促進し、交通の便をはかるとともに、産業の発展並びに交通安全をはかるご意図はないかどうか、お尋ねする次第であります。

次に、一般道路の舗装の現況についてお尋ねします。市民が道路行政に関心を持っていることは、市道の舗装に対する要望が最も強く、したがつて、本議場におきましても、本市の道路舗装についてたびたび論議もなされたところであります。本年度の当初予算において、道路舗装新設工事請負費として一億五千万円が計上され、その工事の実施中であります。市民もまた、本年度は相当広範囲にわたり舗装が進捗するものと、強く期待しておるところであります。市民が強く要望するところは、新設計画道路の舗装もさることながら、従来から一般道路が各地において、公平な割り合いをもつて舗装工事が実施せられることを期待しておるものであります。

そこで、本年度の一般道路の舗装事業量の進捗状況を昨年度と比較して、わかれば地域別に発表していただきたいしかし、時間的に非常に無理であるなら、後日にしてもらつてもけつこうです。なお、市長がたびたび舗装の年次計画について、議員の質問に答弁しておられます。が、本年度計上されます予算額を年々実施して、その計画予定目標を達成することができ得るか否かの見通しについて、ご答弁をお願いいたします。

また、來たる十二月議会、道路舗装費の補正追加のご用意ありやいなやについてもお尋ねいたします。

次に、一般道路の駐車制限についてお尋ねいたします。

自動車の激増に伴い、一般道路に駐車されておる自動車数は、日に日に増加するばかりであります。一例をあげれば、国道一号線の裏道になつておる旧国道を調査すれば、一日瞭然であり、道路においては、各所にその例を見ること

ができます。これがためその地区の交通安全を阻害し、事故を誘発することが大であります。歩行者の安全、あるいは学童の安全と人権を尊重する立場から、一般道路の駐車を制限する具体的な方策を講ずる意図についてお尋ねをいたします。

もちろん、これら具体的な方法を講ずるには、警察官の出動、協力を得る必要のあることは言うまでもありませんが、自動車の保有者の自覚ある行動、すなわち車庫の建設を奨励し、路上駐車の制限をはかることが大切であります事は平易な問題である感がありますが、善良な市民の生活に重要な関連がありますから、あえてここに問題を提起し市長の実行可能なご意見を承りたいのであります。

以上をもちまして、ご回答いたしました質問は全部終わりました。どうか再質問をしなくてもよいように、具体的にわかりやすくご回答を賜りますようお願いいたします。以上であります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

新都市計画法の施行に伴う問題でございますが、ただいま県・市協議中でございまして、県段階から市に対してその計画の回答を待つ時期になっております。すでに県の段階におきましては、新都市計画法の審議会が八月の十五日に発足をしております。したがいまして、市におきましても審議会を構成いたしまして、十人から十五人ぐらいの人數になると思いますが、審議会を設置いたしまして、十分この区域決定についてご納得のいくような処置を講じたいと思っております。

建築確認書に関する問題点についてでございますが、お説のとおり、建設についての現地査定というものがなされ

ておりますので、きわめてご指摘のような不十分な事態に立ち至っておりますことは、まことに申しわけないことでございますが、何ぶん農地転用の段階におきましても、また県の土木事務所の認可の段階におきましても、なかなかこれを規制することは困難でございますので、具体策といわれますと、これというきめ手はないわけでござりますけれども、われわれといったしましては、市の土木、下水、県の土木等と十分協議を重ねる以外には対策はないというようになりますが、スプロール化を防ぐためには、その努力をしなければ防げないことであるということは、十分了解をいたしておりますので、ご指摘されております点につきましては、今後十分調整をするように努力をいたしたいと考えております。

汚水対策でございますが、汚水につきましては、経済企画庁の監督でございましたけれども、四月から三重県知事に、各県の知事にこの権限が移譲されておりすることについて、ご承知のとおりでございまして、県の段階におきましても、いろいろ汚水の対策について準備中であると思います。したがって、県の当局に対しましても、工場排水等につきましては特にいろいろ要望申し上げておる最中でございまして、アエロジルのよなきわめてふらちな、また申しわけないような問題が起こっておりますけれども、このような新しい業種、たとえばアエロジルのよな新しい業種で、また規模も小さい段階においては、これまで取り締まりの方法がなかつたわけでございますけれども、いろいろ薬事法の違反であるとか届け出義務に違反しておるというようなことで、アエロジルが取り上げられたわけでございますけれども、今後この工場排水につきましては県・市相協力しなければ問題は解決しないのではないかと、いうように考えております。

また、じんあいを捨てるために河川が汚染するということについても、そのとおりでございまして、そのためにはじんあいを捨てないように監督すると同時に、ごみの収集を強化しなければならないわけでございますけれども、一

例を申し上げますと、国道一号線の米洗川の左岸の国道一号線の橋のところなんか、いつも金ものが捨てられておる取り片づけましてもすぐまた捨てられるというようなのが実情でございますので、今後も引き継いで、強力にそういう努力は重ねたいと思っております。

また、共同排水処理場であるとか、また市営の屠場の污水対策等も四十四年度に完成したわけでございますが、こういう事業を今後、市の污水対策事業として積極的に進めていきたいと考えております。

道路問題でございますが、私のお答えをさしていただきおりません点につきましては、土木部長からお答えをさしていただきますが、ご指摘のように臨海都市計画事業これは、ちょうど戦争と戦後の間にはさまたた混乱期の所産でございまして、ご指摘のようにまことに申しわけのないような事態に立ち至っておりますが、市の道路管理者としての責任上からこれを放っておくことができないことでございまして、名四国道の完成を目の前に控えて、今後あの地域の整理ということは緊急を要する問題であろうと考えます。したがって、単年度でこれが整備されるかどうかという点につきましては、たぶんに疑問がございますが、道路が畑になつておるというようなところもあるようでございますので、そういう点につきましては努力いたしたいと考えております。

一般道路の整備の問題でござりますけれども、六メートル以上の道については一般道路として拡幅をする場合には有償でそれをるべきじゃないかというようなご見解でございますけれども、市街化していない地域の道路拡幅につきましては、ある程度の受益者負担をお願いしなければならないのではないかというふうに考えております。しかしながら、その市街化の進展に応じまして柔軟な態度でこの道路の拡幅については臨みたいと考えております。

一般道路の舗装の問題でございますが、先般の当初議会におきまして、昨年の七千五百万円の道路舗装費を四十四年度は一億五千万円計上さしていただきておるわけでござりますけれども、最近の車のふえる事情並びに重量トラック、

ダンプカー等が走る現況から非常にいたみが早いというようなことでござりますので、計画的にこれが完成できるかどうかということにつきましては、きわめて疑問でございますが、私は、五年ぐらいでおもだつた市道の舗装を完成をしたいということを申し上げたわけでござりますけれども、でき得る限りその計画の線で努力を重ねたいと考えております。必要があれば、十二月補正もまた必要の段階において組ませていただきたいというふうに考えております。一般道路の駐車制限でござりますけれども、この問題につきましては、商業活動との調整の必要がございますのでいろいろ困難な問題がございますが、公安委員会、警察等とも十分協力をいたしまして、交通事故を防止し、また交通の渋滞化を防ぐためには、駐車制限をすることがどうしても必要でございます。旧東海道等の浜田の地域等につきましても、そのもう駐車制限をしなければならない時期に来ておるということでござりますけれども、商業活動等との問題がござりますので、地元のご了解がなければならないわけでござりますけれども、こういう点につきましても地元とよく話し合いを進めたいというふうに考えております。

なお、その他の点につきましては、土木部長から補足をさしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁に補足をさしていただきます。

第一問の新都市計画法の施行についての県の委員会が設置されておるかどうか。これは、八月十五日付で発会式を終わっております。構成メンバーといたしましては、学識経験者七人、関係行政機関の職員八人、市町村長を代表するものの二人、これは市長会の会長さん、それから町村長会の会長さんこの方二人、それから県議会の議員六人、それから市町村の議会の議長を代表するもの二人、これは三重県市議会議長会の会長の方と、それから三重県町村議会議

長会の副会長の方、この方がお二人任命されております。なお、会長は三重県商工会議所連合会の会長でございます。それから、会長の職務を代理するものといたしましては、三重県住宅供給公社の副理事長が任命されております。これは、新都市計画法に基づきまして知事が任命をした三重県の都市計画地方審議会委員でございます。また、県の審議会の委員でございますので、ご参考までに。

それから、新都市計画法に基づきまして、都市計画のサイドから農業政策をどのように考えるかというふうなご質問のようく承ったわけでございますが、六月の議会にも申し上げましたと思ひます。特にこの四日市周辺におきましては、農地の開発行為が多うございます。したがいまして、ここで農村関係との間に調整が必要になつてくると思ひます。私がほう産業部のほうでお聞きいたしましたと、産業部のほうといたしましては、この新都市計画法の施行に関連いたしまして、農林省の通達によつて本市は都市近郊地域農地対策事業の実施区域に指定されておりますのでただいまご提案いたしております追加予算の中で調査費を計上したと、こういうふうにお聞きいたしております。これによつて産業部のほうでは、農業委員会に地区協議会を設置いたしまして、区域区分の県案が出される段階からPR、農民の意向把握、必要措置の調整、対策事業計画の作成実施に当たることになるんではなかろうか、こういうふうに推測いたしておりますが、今後、私のほうといたしましても都市計画のサイドから既に農林部門と十分連絡をとりながら、理想的な都市開発を行なうと同時に、農業開発にも支障のないような方向づけをしていきたいと思ひます。したがいまして、これにつきましては、十分検討をわれわれといたしましては要する問題だと思います。

ちなみに、この市街化区域に含めない農地とか、あるいは市街化区域に含めない、なるべく含めてはいけないといふような農地、それから市街化区域に対する農政、市街化調整区域に対する農政いろいろ、今度の新しい都市計画の中ににおいて問題が出てくるわけでございますので、ただいま市長からも答弁がございましたように、われわれといた

しましても近く県案が示されてくるのではなかろうかと思ひます。これは、三重県知事が四日市市長の意見を聞いて定めるわけでござりますので、その意見を聞くということでございます。六月ご答弁いたしましたように、またいま市長の答弁の中にもございましたように、現在、事務的な段階におきまして四日市の市の、市中の審議会といいますかこういうものを設置するよう、事務的に検討を都市計画課のほうで加えております。まだ私のほうと折衝をいたしておりませんが、もうしばらくいたしましたら案が出てまいりますので、その案に基づきまして私も検討をいたしまして、また市長、助役のほうへもあげ、そのうえで皆さんのはうへもお願ひをしなければならぬと思ひます。

非常に、ご指摘のように市街化区域、市街化調整区域の問題は、いま志穂議員からご指摘ございましたような税の問題にいたしましても、あるいは農地転用の問題にいたしましても、開発行為の問題にいたしましても、公共投資の面から見ましてもいろいろな問題が出てくるわけでございます。もうすでに発表いたしております他都市のことを聞いてみましても、相当この問題で紛糾をしておるというようなことでもございますので、慎重のうえにも慎重な見解をとりまして取り組みたいと思っております。いずれ近く出てまいりますので、その辺は十分検討をさしていただきまます。

なお、四日市の都市計画につきましては、ご承知のようす楠、川越、朝日、菰野というこれだけのものが含まれております。したがいまして、これとの調整も、たとえば富洲原では川越、塩浜方面では楠というふうに境界が接しております。富洲原の天神町とそれから富洲原地域とのあの境界は道路一本で非常に入り組んでおりますが、ああいうところでは、やはり川越町との調整が非常に必要になつてしまります。

こうしたことでもござりますので、その辺の調整もやつていかなければならない。これはおもに県のほうでやりますが、市といたしましても隣接町村との調整は十分とつて、広域行政的な見地から新しい用途地域の指定、あるいは

市街化区域、市街化調整区域等のいわゆる用途地域等の指定を行なつてまいりませんと、単に四日市市だけの問題として取り上げるわけにはいかないんじやなかろうかというふうに思つておりますが、その辺は今後の問題として十分検討をさしていただきます。

なお、この前の私の答弁の中にも出ておりましたように大きな問題でございますので、当然議会へもおはかりをしなければならないんではなかろうかとこのようにも思つておりますので、その節はよろしくご検討をいただきまして、ご協議をいただきまして、悔いのない絵を書き上げられるように持つていきたいと思います。ただし、またきょうの新聞でござりますか、相当建設省のほうできびしい通達も出されているように聞いております。これをこの用途地域の設定の権限を持っております知事のほうでどのように扱うか、こういう問題等もございますので、いまのプランといたしましては、一応十二月を目標にいたしておりますが、あるいは多少おくれていくのではなかろうかというふうな気もしないではございません。

以上で、都市計画の問題を終わらせていただきます。

それから、建築確認の問題でございますが、市長から答弁がございましたとおりでございまして、一応道路幅員の四メートル以上のものは道路に二メートル以上は接していなければ、二メートル以上あけていないと、二メートルの余裕をもつて建てなければいけないということになつておりますし、四メートル未満の道路では、特定行政庁が指定したものは道路とみなして道路の中心線から水平距離で二メートルの線をその道路の境界線とみなす、というふうなこともはつきりなされておりまして、これはたびたびここでご質問もあり、またおしかりも受けておるわけでございますが、そのつと県とも、土木事務所とも話し合いをしておるのでございますけれども、いまのところ県のほうで言つておりますのは、その人員的な面から四千件。これは四日市だけで約四千件ぐらいございますが、その他の町村を

合わせしますと五、六千件というようなことになるそうですが、そういうものを全部見て歩くのは非常に困難だとうふうなことで、主として書類審査に終わつておるといふうに聞いておりますが、なお強く県のほうへこの点は要請をいたしたい。私のほうで扱つておりますのは、一応チェックいたしておりますのは、主としてこの用途地域の中の問題、それから街路の関係等々でございまして、これも意見を付して言うと、意見を付して進達するということだけでございます。新しい建築基準法ができてまいりますと、二十五万未満の都市においても建築主事の設置ということが認められるそうでございますが、そして市に建築主事を置いていただいて、そこでまた監視員ですか何かそういうもので巡回をさせながら、一々現地を見て指導していくことになれば、これまた別でございますけれども、県の土木事務所長もこの話をいたしましたら、非常にその辺申しわけないがなかなか家屋の建て方が激しいので、というようなことでござります。

いま市長からも話がございましたように、私もう一度、再度県に強く要請はいたしたい。困るのは、これは県よりも私のほうが困るんでございます。そういう点も今後も強く要請をしながら、何とか現地確認等に持つていてけるよう努力をいたしたいと思います。県道に面しておるところではおそらく問題はないと思います。すべてほとんどが市道に、いまご指摘のように二メートル、三メートルの狭い市道に面しておるところに建てられた家屋についての問題点が大半でございます。このしわは、すべて私のほうへ、市のほうへあとはかかるわけでございます。建てられたときは、建てられた時点におきましては、そういうことはおっしゃいませんが、だんだんとそれがその辺に住宅が密集してまいりますと、結局市へしわ寄せがまいつてくる、出てくる。それを何とかしようと思ひますと非常に金がかかって、なかなかやりにくいというようなことで、この辺われわれも非常に困つておるような問題でございますので、十分その辺は県のほうへ意思を十分強く要請して、何とかできるだけこの問題の解決に積極的に、前向きの姿勢

でいくように努力してもらうように、もう一度県のほうへは要請をいたします。

それから、臨海都市計画事業の問題でございますが、いま市長からもうお話をございましたように、いうならば戦争の落とし子的な区画整理でございます。昭和十一、二年ごろに始まって二十八年に終わっております。しかもその中で塩浜本町、あるいは馳出町、あるいは御園町こういうなところは、やったというものの街路を一、三本広げただけあって、それ以外は在来のままでございます。それで終息をしております。ご承知のとおりでございます。でき得る限り、いまのような問題が海山道町とか、あるいは柳町方面、それから大池、大井の川この辺のところにあるわけでございます。これは私も十分承知をいたしておりますが、道路をつけて、それが草ぼうぼうになっておって実際はこれはもう人が通らない。人が通ってくれりや草もはえないんでございますが、実際はもう人が通れない、いわゆる旧第二海軍燃料廠、あるいはいま、現在建つておりますところの三菱油化、モンサント化成、ああいうところの工場用地、これは軍の工場用地でございますが、それを生み出すための区画整理でございまして、相当矛盾もあつたわけでございます。

そういう点も十分考慮をいたしまして、ただこの問題は、道路延長にいたしましても非常に長いわけでございます。道路は約三万キロ、三万三十キロぐらいでございます。面積は、約五万三千から五万四千というふうに聞いております。水路等をめざますと、約六万坪（一九八、〇〇〇平方メートル）ぐらいのものが引っかかるわけでございます。延長で約四万キロ、こういうことでもございますので、そのうちで大体六%ないし七%ぐらいかは管理をされないで市へ引き継がれたという現況でもございます。そういうところでもございますので、われわれといたしましても、予算の許す範囲内においてできるだけ最大限の努力をして、ご期待に沿うるよう努めをしていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたしたいと思います。

なお、これに関連いたしまして戦災復興、あるいは浜田の都市改造これにつきましては、戦後、戦災復興につきましてはまだ完了はいたしておりませんが、浜田はもう近く完了をする予定になつておりますが、こういうところにつきましては、完全に道路、あるいは水路等も整備されておりますので、これには問題ございませんが、この塩浜、大井の川を中心いたしました臨海都市区画整理は、いま申し上げましたような年来のものでございますので、いろいろとご不便をおかけしておりますので、われわれといたしましても十分努力をさしていただきます。

それから、一般道路の駐車制限でございますが、この問題は、ひとつ警察当局とも話し合いをしながら持つていかねば道路管理者としても、警察当局と公安委員会と話をしなければ道路管理者としてできませんので、問題点は残ると思いますが、ただ、一つの警察でこういう会議がございますが、こちらでいろいろ話出てまいりますと、非常に市民の世論といふものも影響されてくると、こういうところを駐車制限したいというとその制限は困ると、それが今度は駐車制限をしておらぬところの横のほうの、裏通りのほうへまた駐車されていくということは、駐車場がないということの一つの原因でございますが、そういう点もございますので、その辺の調整をとりながらできる限りご要望に沿えるように警察当局とも話し合いをしたいと思います。

それから、道路舗装でございますが、実は、本年度もうすでに工事といたしましては七〇%の進捗状況でござります。まだあと三〇%残っております。できるだけ早い機会にこの工事は進めいかなければならないと思いますが、そして、ご要望に沿いたいと思います。実際の本舗装といたしましては、約九キロ。それから簡易舗装といたしましては三十六キロ、延長が三十六キロでございます。平米といたしましては、十六万平米。これだけやっておるわけでございますが、だんだんと舗装もいままでは重点を中心部に置いておりました。これはご承知のように、いま、われわれは交通事情の悪いところというか、自動車交通、交通のひんぱんなところから順次舗装をしておるわけでござい

ますが、本年度あたりから逐次周辺部のほうへ重点を置いていく、もう中心部のほうはほぼできて、ただ再舗装の問題だけだということでもございますので、そういう面もからみ合わせながら、いま市長からご答弁ございましたような方向で、できるだけこの推進はしていきたいと、こういうふうに思つております。

なお、道路の延長も大体、推定でございますが年間六キロから七キロ、こういうようなものが延長されていきます。これは、団地内の道路移管はこれは除外いたしておりますが、開発公社の団地その他は除外いたしておりますが、この辺で、このくらいのところで増加をいたしてまいりますので、舗装というものの、それと単価がアップしてまいります。平米四百円でできたものが六百円、六百五十円というふうに、これは人件費の増、資材費の増、輸送費の増等から単価増もございまして、予算がこれだけ去年の倍になったから本年度事業も倍できるというふうな問題じやございませんので、その辺のところも十分ご了承をお願いいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 志積君。

〔志積政一君登壇〕

○志積政一君 いろいろご丁寧に説明をいただきましたが、一の新都市計画法の施行の問題につきまして、審議委員の県の状況をお聞かせいただきましたが、市はこれに何名ぐらい入るのか、もしおわかりあつたらあとでちよっとお知らせいただきたいと思います。

それから、私どもはなぜこれを急いでおるかといいますと、前回の六月の定例会のときに部長のご答弁の中に、民意を反映するために公聴会とか、あるいは告示等によって十分ご意見を述べる場をつくつてあるというご説明でございましたが、問題は、公聴会や告示のときに出される計画は、案ではあってもすでにほぼ決定に近いものでございま

すので、その以前にいま少し民意を反映する研究をさせていただきたい、そのためにはぜひ何か審議会を早くつくって、先ほど申しましたようにもうあと余すところ三ヶ月そこそこでござりますので、でき得る限り大急ぎで、時間切れのないように民意の十分反映できますように、くれぐれもひとつお願ひいたしたいと思います。

次に、建築確認書に関する問題につきましても、非常にむずかしいことはよくわかりますが、市百年の計を立てるときには、どうしても家を建てる前に十分考慮することが絶対必要だと思います。もちろん県によつて許可されるものでありますけれども、市を経由して書類は提出されますので、市のほうで何とかその面を県と十分話し合つて、善処していただけばこの問題は事前に防げるではないか、このように思うわけでございます。私ども農地に関連しておりますので、農地転用につきましても十分この点は申し上げておりますが、要は建築許可が重点でございますので、ぜひその点をひとつ十分ご研究いただいて、善処されますように特にお願ひいたします。

次に、汚水の問題でございますが、これは別段お答えがありませんが、先ほどちよつと汚水の問題についての説明書きをいただいたので、この際ちよつと申し上げておきますが、いろいろ申し上げましたいろいろの色の水は、わりあいに被害がないように農業改良普及事務所のほうで申し上げておりますが、これは認識不足もはなはだしいのであります。たゞ水質検査が云々といわれますけれども、農家が汚水がかぶつたままそのまま放置しておくならば相当の被害があるわけありますが、農家は、たとえ稻が一本枯れてもすぐ翌日それを植えかえに行って、いろいろと努力をしておるわけです。努力を見ずして非常に被害がありませんということは、少し私はあたらないと思いますので、そういうことをちよつと説明書きに書いてありましたので申し上げますが、かりに白い水にしましても、検査の結果は被害がなくとも、それが冠水して稻が沈んだときには、稻の葉に白いその粉末がかかりますと稻は窒息して、小さい田植直後の稻は全滅するわけでございますので、その辺をいま少し研究されて、ほんとうに農家が努力しなく

とも植えたらそのままで被害がないというのならわかりますが、それまでにはずいぶん努力されますので、その努力を見ずに被害がないといわれることは、少しおかしいと思いますので、その点特にひとつ、今後ご研究いただきたいと思います。

道路行政の問題についてですが、先ほど部長からいろいろとご説明をいただきましたが、海山道臨海都市計画はもちろん戦争の落とし子のようなものでございます。しかし、国は四日市管内で、復興事務所管内と臨海都市計画管内だけは農地法に特例がございまして、農地を宅地にするときには特殊な許可によって行なわれております。県の許可是要らない。それほどまでに国が宅地造成区域として優遇しておるのに、その場所の道路が不備であるということは少し都市計画の内容について性格が違うわけであります。農地法によって十分これは認められておる都市計画の地域なんです。いま、西浦地区がやっておられますか、この農地法は適用されておりません。この臨海事務所については県まで申請しなくとも宅地ができるいわゆる特例法が採用されておられますので、そういう面からでも十分考慮していただきたい。また、その間になぜ市によつてお願ひできるかといいますと、その区域に工場が来ますと、その敷地は市道として工場と市と売買を扱われるわけでございます。道路は全部整備してありますけれども、もしその敷地が整備してなくとも、その地域が工場敷地になる場合がある、それは個人の道路でなく市道でございまして、市と十分折衝する道路なのであります。さすれば、その道路は市道らしい市道につくるべきであろうかと思ひますので、その点特にひとつお願ひしたいと思います。

一般道路の拡幅につきましては、これは先ほど受益者の負担も十分考えてもらいたいというご説明でありますましたがもちろんそのことなんで、時価で道路敷を買い上げてくれというのではございません。いわゆる評価があります。これは時価ではなくしてはるかに低いと思ひますが、その評価のせめて半分でもご負担いただきますならば、関係地区

のその無償提供する人たちが非常に喜ばれると思ひますので、ただ単に無償ということで協力せよということよりもやはり受益者負担として評価のせめて半分ぐらいはめんどうを見てやつていただきたい、これを特にお願いするわけでございますが、もしその点でご意見がありますならば、もし見てやるというおことばでありますならば、ひとつご返事をいただきたいと思ひます。

次に、道路舗装の問題は、もちろんこれは先ほどご説明がありましたか、非常に市民は公平にお願いしたいということを特に要望しておりますので、どうかくれぐれもこの点につきましてはお願いいたしたいと思ひます。

なお、駐車制限の問題につきましては、これはまた非常にむづかしい問題で、困った問題で、ご説明はよくわかりますが、できれば時間制限、駐車禁止というよりも時間制限をして、その期間有料にするとか、何かいろいろの方法があろうかと思ひますので、その点をひとつ十分に研究して処理していただきたい、ぜひお願ひするものでござります。

以上で全部終りますが、先ほどお願ひした点がもありましたら、ひとつご答弁いただきたいと思ひますが、なおこの問題は、大体が建設委員会のほうにいろいろお世話になる問題が多々あると思ひますので、今後この審議につきましては、ひとつ建設委員会の皆さんにおまかせしますので、どうかよろしくひとつただいま申しました要望、希望を取り入れて善処されますように特にお願ひをいたします。

以上をもちまして、私の質問全部を打ち切らしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 県の都市計画審議会へ四日市市の方が何名入ってみえるか、現在のところ二名でござ

います。県会議員が一名、商工会議所の会長さん、これは三重県商工会議所連合会長でございますがそういう人、これ九鬼さんでござりますが、この方がこの三重県地方都市計画審議会でございますか、これの会長でございます。県会議員は山田見次さん、以上でございます。（「建設委員長さん、要望お願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩……はい、何か。

○志積政一君 自席で申しわけありません。先ほどお願いした受益者負担の問題ですが、できたら単価のせめて半分ぐらいお願ひしたいと、この点ひとつ市長、どういう見解を持っていらっしゃるか、簡単でよろしいから。今後の問題だろうと思いますけれども――。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 一般的にそういうことはたいへん困難でございますので、その道路の重要性なり、市街化の進展のぐあいを見てやっぱり判断すべきではないかと思います。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後四時四分休憩

午後四時十五分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山中君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 九月の定例市議会開会に臨みまして、私、公友会の意見を集約いたしまして、公友会のまず代表といふような質問をせよという仰せでございますので、ただいまから、ご通告に従いまして順次質問をいたしたいと思います。

きょうは、私が一番しんがりの質問だと思いますが、早朝より皆さまへんお疲れとは思いますけれども、今回の中会議といふものは私もちょうど十五カ年、ここに、壇上に立つこと何十回立ちますかしれませんが、まず一般質問が三日間といふような、非常に議長のあたたかい思いやりがありますので、その気持ちをあまり無にしてもといふようなことで、ひとつつくりと質問をさしてもらいたいというような気持ちを持っておりますので、皆さまお疲れでございましたら、もうええかけんにやめてあすにでもしたらどうだと、遠慮なくおっしゃっていただきたいとおことわりを申し上げたいと思います。（「ゆっくりやれ」と呼ぶ者あり）

第一問には、私は公害、それに対する四日市市の市政というものを考えていかなければならぬではないかといふような気持ちでお尋ねするわけでございますが、今日の四日市市は、まず石油公害、交通公害、自動車の排気ガスあるいは自動車の事故災害といふようなものに、ほんとうに他都市よりは非常な悪い率で悩まされており、また泣かされておるのでなかろうかと申し上げるわけでございますが、このようなことを直感的に何も自分が考えてみますなれば、ありとあらゆる公害は、これは天災であるなればいたしかたもないし、とめようもないと思いますが、すべて私は人災であると申します。されば、悪かつたらやめいたらあしたの日から四日市は青空が続き、ガスはなくなるというような結果で事至れる、すべては終わると思いますが、ただし、今日の社会情勢を考えてみますなれば、石油化学工場がどれくらい国家産業として大切であるか、またわれわれ日常生活にどれだけの恩恵をこうむらしておるだらうかというようなことを考えてみるならば、そんなに一刀両断に解決のつく問題でないことは、間違いな

いと思いますが、今日そのようなわけで、いろいろ四日市市民は悩んでおるということは確かにございますが、まず考えてみまするなれば、人間が利得に追われて、この地球上から欲のために消滅をしていくということでございますが、ほんとうに人間がこの地球上から消滅するという立場に追いやられたときのわれわれの人間の心境というものは、必ず私は、そんな小さな利得や榮華にこだわって私はついていけないだろう、必ずや自分の姿勢という道を見出すであるうということを私は大言するわけでございますが、さすれば、地方自治体の政治というものは、地方自治体の精神というものは、私は必ずや四日市市民二十三万というものを忘れてはならないと思うのでございます。

すなわち九鬼市長は、四日市市の、自治体の長であり、また市長であるというえにおいては、私は寸時も市民のこととを忘れるることはできないのである、こういうことを思いまして、必ずや九鬼市長はきめのこまかい市政をやるべきがほんとうの市長という職務の責任でもあり、義務でも私はあろうかとかくの観点に立ちまして、ただいまから質問をするのでござりまするが、もしや私の考え方が間違つておつたら、遠慮なく、おまえは二十何年も地方議員をしとるけれどもいまごろそんなところをいうておるのかと、お思いになつたらひとつご訂正を願いたい。

私も六十という歳を迎えたが、昔から五十の手習い、六十の手習いというようなこともございますので、まず死ぬまで勉強だと思って、私ありがとうございましたが、それが今日に至つても何の進展もないといってよいと私は思うのであります。それがゆえに、よろしくひとつご指導を願いたいと思います。

振りかえつてみまするなれば、この十年ばかりの議会で公害の問題の出ぬ議会は、私はおそらく一度もなかつたとすることを記憶しておるんでござりまするが、このうどんに前平田市長も九鬼市長も、私は最善の努力を尽くしてすべきだ、しますという約束をしてまず議会はいつもかもスマーズに流れておるというのが、今日までの私は結果であろうと思ひまするが、それが今日に至つても何の進展もないといってよいと私は思うのであります。それがゆえに、

石油化学工場より排出される亜硫酸ガスのためには、弱き人は倒れ、病魔にくつつかれ病床の上に伏しながら、このありがたい文明をのろい続けておるのが、四日市市民ぜんそく患者ではなかろうかと私は思うのでござりまするが、しかしながら、今日の世の進歩、科学の進歩というものを考えるなれば、これは日進月歩でございます。また、そのうえに市長をはじめ市議会の努力におきまして、中央には、この四日市公害を救うべき何らかの手はないのかという猛運動の結果、今日では政府もいよいよ公害法というものとしつかり取り組んでくれました。そうしていよいよ患者には何がしかの病院の助けもしようと、また家族にもとというようなありがたい段階までは来たことは確かではござりまするが、遺憾ながら先国会はただ自分たちの政党政策のために、肝心なわれわれが待ちに待つた法案も定まらずに流れたようなかつこうだと、私は新聞で見ておりますが、そのような現状に立ちますときに、私はこのまんま捨ておいていいんだろうか、政府の差し伸べる手を待ち、企業の自覚を待ち、それをただ頼りに四日市市としては待つことはできないと思うのでござります。

市長は、最近この公害問題の排出のペーセンテージを下げるのには、低硫黄重油を使うてくれたなら、とうにペーセンテージが下がるんだというようなことをおっしゃつておられます。それを市長がその後において、各社にどのような要請と対談をされたか、その結果はどうなつておりますのか。私が見聞いたところによりますとさういが、その大協石油におきまして、低重油を年間百五十万キロリットル精製をしておる、また四十五年度には、さらに百五十八万キロいま現在に精製しており、またさらに四十五年度には百五十万キロリットルの精製ができるというようなことを聞いておりますが、今日、四日市市では中電をはじめ各社の使用量は、二百二万キロリットルとの使用量のように承っておりますが、さすれば大協石油より精製せられる数字において四日市市の企業が完全に回つて、まだ余るというような状況ではなかろうかと考えるわけでござりまするが、市長はこの低硫黄使用を会社に強く要望して

臨まれる勇気があるのかないのか。いつも議会人の中のうわさでは、市長はどうも既存会社に弱いということを私は耳にしますが、決してそうではないのでございましょうけれども、会社の経営方針によりますとさいが、かりにも企業でございますので損をしてはどもならぬというような市長は思いやりもせられておるのではなかろうか、といふような、老婆心ながら私は考えるわけでございますが、市長は会社の代表者でなく、二十三万市民のおやじなんでござりまするから、そこは少々言いにくくとも勇気を出して、ひとつ会社とかけ引きを強固に私はやっていただきたいということを切にお願いするわけでございます。

そのような今日の四日市の現状でござりまするが、それがためには、まず四日市市のこの公害は、全国にもまことに有名である、もうどこへ行つても、ああ四日市か、あああんたのところは公害のえらい町ですね、金も出さんのに新聞はどんどんと書いてもくれますし、テレビはどんどん放送もしてくれると、まあこれがほんとに私、ありがた迷惑とよう申しますが、なるほどこれはありがた迷惑ではなかろうか。四日市市政を進めていくうえに考えますなれば、確かにこれはこういうことばが言えると思うであります。その影響を受けましてか国道一号線から以東は、ここ五、六年前から見まするとさいが、まず地価は三分の一ぐらいに塩浜方面も下がつておると思います。また、市民のある一部には、居住にたえかねてそうして自分の住宅を越さすというような人のあることもわかつてしておりますが、この人権を尊び、権利を主張する世の中で、会社が来てくれたなら四日市が繁栄するであろうと思うた、会社が来たために自分がその犠牲になつて、四日市市を逃げていかんならぬというようなことは、いかに少数たりとも今日を築き上げてくれた祖先に対して私はすまないのであろうかということを感じるわけでございます。

ここ七、八年前の議会でございましたか、同じこの壇上に立ちまして私は平田市長にこのようなばかな話を申し上げたことがございます。たいへんそのときの同僚議員の池畠君に笑われましたが、笑われついでにもう一ぺん繰り返

してみたいと思います。

そのときに私はどういうことを申し上げたか。平田市長、なるほど市税はふえるし、四日市市はさも発展するよう見えてけつこうではござりまするが、もしされで人間がこの世の中から消滅するということではかなわぬが、あんたは弘法大師さんと違いますか、とすることを申し上げた。なぜだということで、弘法大師は高野の山に立てこもつて仏にならんのために修業をしたと、まあ人間のようなものが私は仏になるというようなのは、五十三段段階があるそうでござりまするが、りっぱな人間ができたならばもう世の中すべて、何でもこだわりもなくほんとうに私は安泰な世の中ができるであろうとは思いまするが、しかし、弘法大師の教えでは女人禁制ということをいうておられます。この世の中に異性の女がなくしてあの子孫がどうしてできるんかと、私はこういうことを申したわけでござります。女なくして、ましてや伊勢の国は世が明けぬというような昔からのたとえ話をござるこの伊勢の土地にそれは私もあてはまらぬじやないかというようなことを申し上げました覚えがござりまするが、将来の四日市を考えるなれば、まずそういう冗談話はさておきまして、私は真剣に一まつの光明をいま見出すべきときだと、こう存ずるのでございます。これが今日四日市市の運命を決するときである、こう市長にひとつ覚悟をしていただきたい。いまこそばかな四日市市民ではありまするが、二十三万という頭がそろうておるわけでございますが、いまこそ二十三万の全知全能をしぼり上げ、そうしてこの四日市の将来に光明を得べき私は立ち上がるべき勇気があるかないかということをお尋ねする次第でござります。

次にお尋ねすることは、先日、新聞報道によつて知られたわけでござりまするが、先ほども高橋議員より第三築港のあのエロジルの汚水問題が質問に出ましたか、私はその質問方向とは少し変わっております。私が存知しておるところによりますとさいが、あの第三築港を埋め立てる当時、市の了承を県から取りに來たと、市長の了承を取り

に来たということを記憶しておりますが、そのとき議会では、知事はもうほんとに信頼できないと、このじろ。四日市にもうほんとに不利なことばかり言いやがるから、何を今度またするやらわからぬので、ひとつよく聞いとかなあかんぞというようなことを申したことがございますが、そのとき市長が知事と対談をした結果の報告を記憶しておるわけでござりますが、もしも県に単独で埋め立てをさせようと、県は若松築港に委託して築いたわけでござりますが、今後、土地の使用やもしも工場を誘致するときには、また市にも一応の了解は得に来るというような約束でござりますので、まず皆さまのご心配はご無用だというようなことを私は確かに記憶しておりますが、本会議におきまして、知事は市長のもとへそのようにあの工場誘致のときのご相談があつたかなつたかといふことと、そうしてまた新聞で見まするときいが、知事は会社を相手どつて告訴をするとやら告発をするとやらといふような云々も出ておりますが、私は、知事自体のやられることにもわけがわからぬ。これが人間のやることだらうかといふようなことも感ずるわけでござります。自分が整地して、自分の権限であり自分の監督すべきその土地に、しかも四日市はいま公害問題で非常に痛めつけられておると、てんやわんやで何か打開策はないだらうかといふような四日市市へこの工場の生い立ちも調べず何を材料にして、何を製品するんだといふことぐらいは調べたら、私は子供でもわかったんやなかろうかと、またそうして、やがて一年にもなるが、あの石原地先の海面の汚れ方といふものは、どす黒い水からまつかな水に一べんに変わって、それに何ら県も市もその調査もせな、結局は保安庁の人がこれはえらいことだといふような結果だったと、それを聞いておつて告訴をしておると、もしも市長もその当時、話を聞かしてもらったということなれば、四日市市民としては私は非常に不可解である、市長自身も不可解なやり方をしておるのではなかろうかと思ひまするが、その辺のところが私はよくわかりませんので、その成り行きはどうであつたかというようなことをひとつ忌憚のない、かくしごとのないひとつ話をしていただきたいと思うわけでござります。

次には、交通公害について市長はどういうふうに考えておられるかどうかということをお聞きするわけでござりまするが、工場ばかり責めて、自動車の排気ガスがはたしてどれくらいあるんだろうかということでござります。それと、日々に起る交通災害というものも、二十三万市民の市長ともなれば、これも市民の幸福のうえに立つて真剣に考えるべきが市長の義務であります。私が、いま市長にお尋ねせんとするところは、全国でもはやもう一万人という尊い人命が消え去らんとしておる、この四日市の現状を見て、打開策として市長は道路の整備、そうしていま市内山の手平原の中間くらいに大国道のバイパス線をひとつ進める気持ちがあるのかないのか。そうすればまず災害だけでも、またガスの排気量も非常に山手のほうへいくので、私はガスも分散されるんじやなかろうかといふようなことを思ひますので、市長がそのようなことを考えておられるか、そんなばかげたことはもうおれは考えておらぬというようなことであらうかと思ひまして、お尋ねするのでござります。第一点はこんなようなことで終わります。

第二問にお尋ねしようと思つたことは、都市計画法の策定が定められましたということで、先ほど志積議員が非常にこことこまかに質問もせられ、土木部長からも詳細な説明がございましたので、こまかいことは私が申し上げるのは遠慮したほうがよいと、同じことを繰り返して皆さまにきらわれるよりはと思ひますので、抜いてはおきますが、いよいよ今年六月よりその実施が定められておりますが、市街化区域と市街化調整区域、農業区域とに分かれてものを考へるということなんだそうでござりまするが、その法の精神を読んでみますとさうが、地方自治体が民主政治の要請にこたえるために、とうたつてありますのが、はたして私は、この施行のいからんにおいては相反する結果になりますしないだらうかといふことを感ずる一人でござりまするが、たとえば四日市市でも一番の策定に困難といふところは、市長の住んでおられる常磐地区、その次には羽津、富田これは非常に決定がしにくいいんではないかと、こう思いましてお尋ねするわけでござりまするが、道路一本、小川一線においてもしそれが定められるとするなれば、そ

こに個人所有の財産価値というものは、たとえ五ヵ年の間にでも非常に評価が下がつてくるというので、まず先ほど志積議員の申されるような質問になつたと思いますが、まず審議会なんかを持って万全を期してひとつ施行するといわれますので、重ねてそういうところに細心の注意を払つて、そうして決定前に民意をただしてもらつて進めていただきたいということを要望するわけでございます。

次には、本市においては全市にわたつて都市計画税というものを定めて徴収しておりますが、この税法の施行してからもう十四年になるのではなかつたかと思いますが、そこで、私は考えますのに、何らわれわれは都市計画税を出しておるけれども、まず二十九年、市に新たに合併せられた十カ村、あとに二カ村の地域の人の声を聞いてみますとさうが、一体都市計画税で一体何の目的に取つておるのかという質問が、これは往々に出ます。何でそんなことを言うのやと、四日市市の町がよくなるじやないかと私ら言うで笑いますのに、そんなばかなこと、中心がよくなつて、おれんとこらの町のかつこうがついてこぬというようなことは、おれんとこらは要是都市計画法を施行する自体、市長がおかしいではないか、というような声も聞くわけでございますが、ただし今日の現状を見て、それを山の中まで一気に施行しろとは私は申しもせんし、このようなことは市民もおそらく望んでおらぬと思いますが、せめて十四年にもなるのに、各町々には将来の発展策というものが必ずある、またそれをすべきであるということは事実でありまするが、いまだにこれが幹線道路になつて将来の開発の根源をなすんだというような道路を一本定められたところがあるか。

先ほど土木部長の話によりますとさうが、将来の広域行政を見越して楠、川越、猿野というようなところには、そういう計画で進めていくのだというようなことを申しておられましたが、そのとおりではございますが、いまやは広域行政に四日市市も踏み切つて、この町村と合併する時期はすでに到来しておると思うのでござりまするが、そ

の下準備というものが私は必要ると、何にも下準備をせぬと合併に踏み切つても、相手はついてもこないだろう。理事者をたいへん悪口を言うというか、こうになりますが、私が一昨年よりもずっと四日市都市計画の進め方を見ておりますときにも、何を資料にして持つていくのだと、向こうで問われたら、どれから幹線道路になつて入るんであろうか、水はどうであろうか、人はどうであろうかといふようなこと、どちらをつかまえてなわをなつてといふようななかつこうで進めたわけでございます。今度の吉田工業もおそらくそのようななかつこうで進んでおるわけでござりまするが、そのようなことではたして広域行政に踏み切つていひんであるか、その心がまえがなくてはならぬと私は思いまするので、市長はどのような心がまえを持つておられるか、それとも私は広域行政、隣接の合併といふようなことは考えておらぬとおっしゃるなれば、まずそれまでござりまするが、もしも市長に構想がございましたなれば、この際承つておきたいと思います。

次に、第三問の霞ヶ浦埋め立てについてのお尋ねでござります。

新聞で見ますとさうが、市長は先日記者会談において、四日市港開発事業団が施工をしておる石油第三次コンビナートの埋め立ての問題につきまして、その埋め立ての一部に盛り上げた土砂の土質について一部が、土質がへどろであるので、この土質の改良をやらなければ工場建設にかかるといふようなことを発表されておりましたが、はたしてそれが真実なのかどうかということござりますが、これも一言付言を私は呈してみたいと思います。

事業団には、現場に事務所を持つて日々工事の進展を監督しておられるわけでございます。いまどんな土質の土があがつておるのかということぐらいは、私わかつておるのじやないかと思う。それに、今日に至つて工場建設が土質の改良をやらなければできないのだと、これはだれの責任だらうと私は存ずるわけでござりまするが、その前にも北

つ側の護岸がくずれて非常に時間的におくれておるということは、事実でございます。いままたそのようなおくれを来たすということは、各会社に対しては非常な私は迷惑であろうと思うのでございますが、この問題につきまして今後、工事建設の事業にあたって、進展にあたって市長はどのような処置をとつて進めていかれるんであろうかといたことをお尋ねするわけでございます。

また、港に関してのこととてござりまするので管理組合の問題でござりますが、これも継続審議とはなつておりますが、この際、一言結果を、知事との会談の結果、県との交渉の結果も聞かしていただけるなれば幸いだと存ずるのでござります。

以上のような私の市長に対する質問でござりますが、ここでひとつちょっと問題からそれると思ひますが、お許しを願つてひとつ聞いてみたい。

市長は、次期市政を担当しようという意欲があるのかないのか。はたして来年度に、あと三ヶ月を過ぎるとさいが任期満了でござりますが、立候補の意思があるのかということでございます。（「はよ言わなあかんぞ」と呼ぶ者あり、笑声）この三月の議会に、たしかに大谷議員の質問にこたえられたときには、私は新幹線に乗つておりますので、まず終着駅へ着いてから考えなければならない、いま考えてみてもどうにもならぬのだというよなことをおしゃつたと思いますが、もう終着どころか、もうぼつぼつ東京へ用を済ませて、もう四日市市へ帰られる時期でございますので、ここらあたりで市長も意思の表明もあつてもよかろうかと思ひますので、老婆心ながら私はお聞きするわけでございます。

この市長の答弁のいかんにおきまして、私は再度質問に立つときに、もしも市長が、もうおまえたちみたいなわけのわからぬへりくつやのわけのわからぬ議会相手に、おれはもう市政担当はこりごりだというよな弱腰の市長なれ

ば、あえて私が声をからしてもう質問する用事もないと思ひますが、私はさにあらず、若きケネディを迎えたつもりでこの四年間、市長には陰ながらの私はご援助を申し上げたと、はばかりながら私は天地に誓つて恥じないと思ひます。（笑声）私はかく感じておるんでござりますが、市長ははたしてそのようなわれわれの意思をくみ取つて二十三万都市のために、この累積する大きな四日市市には仕事が残つておる。おれでなければこれはやれんだというくらいの意欲があるべきがほんとうだと、こういうようなことを感じますので、その一端をはなはだ失礼ではござりますが承りとります。

次にご質問申し上げるのは、教育委員会の委員長または教育長でけつこうでござりますが、女教師とその対応策ということについてご質問を申し上げる次第でござります。

文部省が八月二十一日に発表したところによりますとさいが、全国の小学校で女教師が半数をこしたという発表でござります。そのペーセンテージは五〇・三%と云うことでござります。終戦以来小学校では女の教師の数が増加しつつがあるに対しましていろいろの意見が父兄から出でまいつたところであります。世界各國では女の教師の数が増加しようとさいが、ソ連ではまず六三%の女の先生がおる。アメリカではまた多く、女尊男卑の國だけあって八五%が女の先生である。イギリスでは、これは非常にうちの市長のようす英國調紳士というところで、紳士を重きに置きますので男の先生が多く、七・五%と云うことになつておるそうでござりますが、日本でも大学の教養部六割が女の学生であるというところからみますと、日本も遠からず先進國なみになるのではないかということは、ほぼ推定できる思つてございます。この女教師のふえる傾向につきましては、大都市と団地造成のところに非常に多いということは確かだそうです。大阪でも兵庫でも、十年で一〇%以上が女のほうが伸びてきている。東京、埼玉、千葉でも五・五%から八・六%、愛知でも五・八%を記録しておるそうでござりますが、しかし長野では二四・七%、北

海道では二五・六%，鹿児島が三〇・五%というように女教師は少ない。北海道のように分校の多いところや、教育県といわれる長野では十年前よりは女性の率が一・二%下がつておるというようなところもあるそうでございますが女性の進出は、教育のみならずあらゆる階層に、あらゆる分野に及んでいることは、これは時代の趨勢であろうかと存するのでございます。

ただし、水泳とか登山のある林間学校とか、鉄棒、飛び箱のようない体育指導にかけては、女性は不向きであろうといふような声が出ておることも事実やそうでございますが、また理科には弱いとか、女教師はみんな見方においては非常に批判が多いわけでございますが、大阪の教育委員会が女子教員三千七百人について自分の研究しておる科目を調べてみまするとさういふが、国語、算数、音楽がいずれも一五%を示しております、理科は七%，体育は四・七%と低かったというようなことが出ておりましたが、このような理科、体操に限つて女の先生が非常に、失礼なことで申しますなれば劣つておるのではないだらうかという心配があることは事実でございます、こうしたことからPTAのおかあさん方も、どうしても女の先生の担任を敬遠するというのが今日の現状でございます。

しかし、先ほども述べましたように女性の進出は時代の趨勢でもあり、将来まだまだふえる傾向があるんでございます。この教師が、今後女性がいいよふえるということになれば、何か女性の先生方の開拓の道というのも考えなければならぬのではなかろうかと考えるものでございますが、終戦直後には、わが三重県にも女の校長先生が二人みえたのは皆さまもご承知のとおりであろうかと思ひます。本市でも現在、連合会の会長をしておられます一見みきゑさん、それから水谷みき代さんというようなお二人が校長の坐にすわったこともございます。ただいまでは引退されまして、県下でも女性の校長は一人もなくなつてさびしい現状でございますが、全国的にはそれでも二万二千という小学校で約三百人の女の校長先生、教頭があるということでございます。

過半数を示しておる女性の中に、これだけの管理者では、女性に對してあまりにもさびしいのではないか。男女同権といふこの日本憲法に基づいても私は考えるときが来たのではないかといふようなことを申し上げるわけでございまするが、当教育委員会におかれましては、今後の指導者の管理職またはそのような方面に考えられたことがあるのか、またそういう考え方をお持ちであるかないかということをお尋ねするのでございます。どうぞよろしくご見解のほどを承りとうございます。

以上をもちまして、質問を一時打ち切りますが、明快なるご答弁をお待ちしておりますから、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまの質問にお答えを申し上げます。

公害と今後の姿勢の関連の問題でございますが、私は、就任させていただきまして以来、りっぱな工業都市としての繁栄ということをこいねがつてきたわけでございますが、最近、全国的に工業開発が進むにつれまして、工業開発と公害の問題といふようなことが大きくクローズアップされ、特に四日市におきましてはその問題が非常にやかましいわれてきたことはご指摘のとおりでございます。ことに特別排出基準というものが示されまして、一時間値の平均値が〇・〇三PPMの一般排出基準に対し、四日市等その排出基準を上回る〇・〇六PPM以上の都市については、〇・〇〇九PPMの特別排出基準を採用するというような、全国の五つの地区についてそういう適用がなされることになりました。したがつて、この特別排出基準をどうしても守らなければ、これから工業都市としての存続はもうできないというような時期に差しかかってきました。したがつて、ご指摘のようそこで一大勇猛心

をもつて四日市市は工業都市として生き残るために、この特別排出基準のワクに沿うような環境基準の工業都市にしなければならないというわけでございます。

この特別排出基準は、今後新設されるもの、増設されるものについて適用されるわけでございますが、どうしてもこの線に沿うようにしなければならないというように考えておるわけでございます。

したがって、従来、大気汚染の問題と工業排水の問題というものが、四日市市においては今後一番大きな問題になるであろうということを申し上げてきました。したがってまた、大気汚染の問題につきましては、従来、先ほど衛生部長が申し上げましたように、煙突ばかり見てきたんだというぐらい拡散の問題であるとか、燃料の転換の問題、低硫黄化の問題等につきまして、努力を重ねてまいりました。すでに拡散の問題等につきましては、ご承知のように大協和石油であるとかにおいても実施をされましたし、三菱油化、昭和石油等においても実施をいたしました。またこれから合成ゴム等においても全部集合煙突、拡散煙突で処理をする。また、せんだけの中央緑地の竣工式のときに三菱江戸川〇二十七メートルの煙突からたいへんきたない煙が出ましたわけですが、この二十七メートルの煙突につきましても、近い将来において七十メートルの煙突に切りかえていただくということを約束をいたしておるわけでござります。したがって、先ほど申し上げましたように、特別排出基準のワクにかなうところの工業都市にするというのが、これから四日市の工業都市としての生きる道であるというように考えておるわけでございます。

先ほど、平田市長以来少しも公害対策が、排除が進展しないではないかというご指摘がございますが、じかしながら、それは能力、生産能力がいかに大きくなつたかということを考えていたらば、私はそれに比例して公害というものが大きくなつておらない、ずいぶん生産能力の比例においては公害というものは非常に少なくなつてござります。したがって、先ほど申し上げましたように、特別排出基準のワクにかなうところの工業都市にするというのが、これから四日市の工業都市としての生きる道であるというように考えておるわけでございます。

きておるということがいえるのではないかと思ひます。たとえば三菱油化のエチレンの製造能力を見ましても、四万五千トンからさらに五万トンを増設し、さらに十万トンを増設し、さらに二十万トンを増設したと、合計して、廃棄したもの除去して三十七万トンの製造能力になつてきておるわけでござります。しかもその三十七万トンから三万トンはもちろん協和石油に融通をいたしまして、三十四万トンの現在、三菱油化では自家生産をして自家消費をしておる状況でございます。そういうことを考えますと、公害というものがその製造能力のアップの過程において、かなりの程度において除去されてきた。ことに磯津等の地区においては、磯津は現在〇・〇六P.P.Mの年平均値、一時間値の年平均値が出ておる四日市の唯一の土地でございますが、ここ等におきましては三分の一以下に下がつてきておるということでございます。

しかしながら、この特別排出基準に達するためには、工場全体が努力をしなければならない時期に来ておると私は判断をいたしております。一つの会社だけが煙突を高くするとか、また一つの会社でも一部だけを工場の煙突を高くするというだけでは、もう解決をしない時期に来ておる、そういう判断から、過日、四日市市のコンビナート十三社の工場長、製造部長、大体一社平均三人の方々に寄つていただき、全部集合していただきました。公害防除のそういう総合的な協力、一社だけではない全部の協力、工場が力を合わせて公害防除に努力をしてもらいたいという強い要請をいたしました。これは、かなり前からそういう計画を持っておつたんとございますけれども、過日そういう厳重な要請をいたしました。したがって、新設、増設のみならず既存のものにつきましても、そういうような全部の工場がうつて一丸としてそのような環境づくりをしてもらうということが、私は今後の四日市市が工業都市として生きる道ではないかと考えておる次第でございます。また、これから新設並びに増設されるものにつきましては、すべての公害排除につきまして、積極的な努力をしていただきますように、工場施設のレイアウトあるいは製造品種等につき

まして、積極的に関与をしていきたい、そのように考えておるわけでございます。

日本アエロジル等につきましては、これはすでに先ほど中山衛生部長からも話がございましたが、四塩化珪素からアエロジルという新しい製品をつくる日本唯一の工場でございまして、これを制限する法律は全く日本にないわけでございます。また規模も非常に小さい。従来の工場排水等の規制に関する法律の特定施設に含まれておるもののが何にもございません。したがって、県の公害防止条例等に適用されましたものを見ましても、非常に無理なやり方をしてたとえば酸アルカリとか、酸化物シアン等の特定施設があるという条例を引っかけてこのアエロジルを検挙したわけでございまして、このアエロジルの施設には、一一%以上の塩酸タンク、一基五十トンのが六基ございます。それから苛性ソーダタンク、合計四十五トンのものが二基ございます。二基で四十五トンのものがございまして、いずれもこれは毒物・劇物取り締まり法に引っかかるものでございまして、塩酸タンク等は劇物表示をしなければなりませんし、また特定施設の届け出義務があるわけでございますが、日本アエロジルは、いずれもこの特定施設の届け出義務、あるいは薬事法等の関連の塩酸タンク等の劇物表示の違反をいたしておったわけでございまして、この二つの点から県が検挙したわけでございまして、工場排水等の面から全くこれは盲点であったことが言えると思います。そのような工場がどういう形で誘致されたかということでございますが、三田町の十三万坪（四二九、〇〇〇平方メートル）の利用については、かねて問題がございました、県も、あるいは三菱油化等も昭和石油等も非常に好意的にこの利用について考えていただいたわけでございまして、日本アエロジルは、三菱油化の水素、石原産業の蒸気等のこういうような多角的な利用というもの観点からここに誘致されたわけでございまして、設立の動機とかあるいは経過等については、私は山中議員に満足できるご説明ができないわけでございますけれども、ともがく非常に規模の小さいもので、これまでのいろいろの法律からは制限することができなかつた工場であったということでございましておるわけでございます。

また、燃料計画の問題でございますが、四十五年から実施されるところの公害防止計画というものが策定されるわけでございまして、四十三年度の一・八九%の燃料を重油の中の硫黄分の燃料を一・八九%のものを、ガスを併用することによって一・四三%へ切り下げるというようなことになつております。すでに四十四年度じゅうにこの四日市公害防止計画が完成するわけでございまして、これが四十五年度より実施されるわけでございます。現在、大協石油等におきましては、一・七%のエス分の間接脱硫の重油が製造されておりますが、このような重油の使用等につきましても、今後とも各企業の協力ををしていただきますようにさらに努力を重ねたいと思っておりますが、四十四年度にはしたがつてガスともあわせて一・四三%ぐらいのエス分に下がるということでございます。

引き続いて、交通公害の問題でございますが、交通公害につきましては、ご指摘のように排気ガスの問題と騒音の問題とその他広い意味の交通事故等がござります。先日も一人の幼ない子供が名四国道ではねられた痛ましい事件がございましたが、排気ガス等につきましては、今後燃焼装置等が輸出に適用されておるものが、国内販売のものについても必ずや適用される時期が来ると思いますし、広い意味の交通公害を避ける意味において、丘陵部への国道の計画はどうかということをございますが、建設省等におきましても第二名四国道の案がござりますし、ただいま名阪国道を名古屋へ延長するように真剣にいろいろ運動をしておる最中でございますので、そう何もかもというわけにはま

いりませんが、建設省としては第二名四国道の案がございます。

引き続きまして、市政と都市計画の関連の問題でございますが、市政というものがどういうところに要點があるのかという点でございますが、私は、市政というものは都市環境の整備という問題と、健康で文化的な生活を確保する所と、この二つの問題が、私は市政の要點であるというように考えておるわけでございまして、そういう意味から極端にいえば市政とは都市計画そのものであるというようないつても差しつかえない面があるのでないかというように考えております。したがって、今後の都市計画がいかに合理的にうまく実行されるかどうかということが、その都市の都市環境がよくできてるかどうかということにすなわちつながって来る問題であるというように考えておりまして、この新都市計画法、あるいは農業振興地域整備法等が実施される段階におきまして、積極的にこの都市計画事業を組み入れて、さらにこの道路というものが広域的な観点から処理されなければならない時期に来ておりますので、市町村合併という問題まではいかないまでも、広域的な道路行政として広域行政推進協議会等で処理をいたしたいと考えておるわけでございます。

町村合併の問題は、議会の皆さま方にもお骨折りを賜わっておりますが、こちらばかりはりきつてもどうにもならない問題でございますので、皆さん方のご協力を賜わって今後とも合併の問題は、同時に努力をいたしたいと考えておるわけでございます。その点につきましては、ご指導とご鞭撻を賜わりたいと考えておるわけでございます。

霞ヶ浦埋め立て地の問題でございますが、これが八月末で完成するというのが、現在のような状況に至つておる点につきましては、私、開発事業団の理事長として深く責任を感じておるわけでございまして、このような事態に立ち至つたことにつきましては、まことに申しわけない次第であると考えております。これはたいへん言いわけがましいことになるわけでございますが、何と申しましても工期が一年半というような短かかったという点に、非常に矛盾があつたわけでございまして、いろいろな事情から特名契約というような形になつたといふ点につきまして、このよう

な事態が根本的に生まれてきたという根本的な原因がございます。霞ヶ浦埋め立て地は、現在、約七万坪(二二〇〇〇〇平方メートル)にわたりまして、東北隅の約七万坪のところに二メートルから六メートルのヘドロがござります。これをなくするためにどうすればよいかということで、ただいま真剣にスポンサー、事業団、施工業者と検討中でございまして、砂、あるいは山土等を六十メートルないし五十メートルの間隔に、碁盤の目のようにこのヘドロ地帯に碁盤の目のように六メートルぐらいの幅で埋めていく、固めていくというようなことを考え、またヘドロを砂地のほうに流し込んで乾燥をさせるいろいろのことをただいま実施したり、また検討したりしておる最中でございまして、この事業が少しでも早い機会に完成するように、さらに事業団の職員並びに業者を督励いたしまして、解決をいたしたいと考えておるわけでございます。

また、四日市港の負担金の問題でございますが、ただいま私が知事と話をしておる段階でございますけれども、私と知事と話をする前に、市の土木部長、総務部長、県の土木部長、総務部長等との会合が数回行なわれました。いろいろ事務的には折衝を重ねられてまいったわけでございますけれども、話が結論を得ず、私は依然として前どおり五対三・五の比率でしばらくこの情勢を乗り切つてもらいたい、ことに港域の拡大ということを知事が現在申しておりますが、そのような時期において、またコンテナー基地の拡充強化というものが非常に急を要する段階において、私は五対三・五が市の能力として一ぱいであり、また港域の拡大ということを考えた場合に五対三・五で推移するのが適当であるというような判断から、私は知事に強くそういう折衝を重ねておる段階でございます。

次期市政担当の意向はどうかというきわめて何と申しますか、同情的と申しますか、あわれみと申しますかご質問を賜わりましたが、私は前回、新幹線問答のようなわけのわからぬご回答を申し上げておったわけでございますけれ

ども、すでに次期の市長選を百二十日に控えました今日におきましては、私は議会の皆さまのご支援を賜わったうえで次期市長選、次期市政を担当させていただきたいと考えておるわけでございます。

第四問の女教師の問題は、教育委員会からお答えをさせていただきたいと思つておりますが、私も前々から、女教師の問題のみならず市の女子職員との関連の問題もございますので、若干私の考え方を申し上げさせていただきたいと思つております。

女教師がすでに全国平均で五〇・三%に達したといわれており、四日市においても大体六〇%ぐらいは小学校におきましては女教師であるといわれております。また、女教師が能力の点において、また責任感の点において、また結婚前の一時的な腰かけ的なものではないかというような考え方から、また主婦として、また教師として、また女子職員としての相矛盾するようなむずかしい勤務条件の上にあるという考え方から、女子というものが過小に評価されるおる傾向が從来でございました。ただいま山中議員のご指摘にも、飛び箱等の例においては非常に女子が劣るんではないかというご指摘がございましたが、約数十年間校長をしてきた、他県の例でございますが、校長をしてきた人の読売新聞の記事を拝見いたしましたと、飛び箱等の例においても運動の非常にじょうずな男子の教師が指導するよりも女子の体育教師が指導したほうが平均してきれいに飛ぶことができる、そして全体の飛び箱の例を見ても、男子の教師よりも女子の教師のほうがはっきりといい指導をしておるというような数字も出ております。そういうようなことは、先生あるいは市の職員、公務員等のみならず松坂屋等におきましても、また日本航空等においても女子管理者というものが決して男子に負けない、責任を持たせれば決して男子に負けないというようなはっきりした数字も出ております。

そういう観点から、能力の点においても、体操とか理科において女子が弱いというような意見もありますが、そ

ういうことは、私はないのでないかというように考えます。また責任感、あるいは宿直ができるかどうかというような、そういうようなむずかしい問題もございますが、責任ある地位につかせれば私はそれだけ女子職員として、また女子教師として十分果たし得る能力があると私は判断をいたしております。今後、ことにこのような工業都市、先進国を含めて工業都市等においては、このような小学校等においては女教師に頼らざるを得ない、そしてまた、女の人の職業として私は小学校の先生というものが非常に適切なものではないかというように考えておるわけでございまして、女子の管理職、あるいは女子の校長というようなものが、私は統々と輩出するということが今後は望ましいのではないかというように判断をいたします。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お答えいたします。

いま市長からも相当この問題に触れましたが、私も教育委員会の立場で申し上げたいと思います

現状は、四日市で六〇%が女子教員でございます。小学校です。小学校で六〇・七%、男子教員が三九・三%でございます。中学校では、女子教員が二五・七%、男子教員が七四・三%でございます。これに教員としては幼稚園の教員が女子ばかり、一人男子がおりますが、七十人おるわけでござります。県の公立の小中学校の女子教員、男子教員の割合を見ますと、小学校は女子が五〇・九、男子が四九・一、大体ほぼ同じでござります。中学校では女子が二八・一、男子が七一・九でございます。だいぶんに差がございます。全国的に見ますと、ちょっと中学校の統計が見当りませんので、小学校だけについて申し上げますと、新聞にも出ましたように女子が五〇・三、男子が四九・七とこういうことになつております。昨年は、四十三年度は女子が四九・六%でございました。ちょっと増加しておると

いう形でございます。

大体現状は以上でございますが、その女子教員が都市に集中しておるということ、それからわりあいに固定しておると、いうこと、そういうことが現状でございます。いま申し上げましたように、焦点を小学校にしほっていきたいと思ひますけれども、戦後の女子教員の増加は、実にすばらしいものでございます。最近は、なおなお増加していく傾向でございます。教員養成大学である三重大学なんかでも、入学試験でよい成績を取って入っていく率も多くなったし、よい成績のものも非常に多くございます。非常にということを申し上げておきたいと、こう思います。そういうところで、女子教員があえてくることは、これはもうさつきもお話がありましたが、世界的な情勢もあるし、日本の情勢もどんどんとそういう方向に向いております。

そういうところで、今度は現実そこを踏まえて、一体教育委員会は女子の職員をどういうふうに考えていくかと、こういうことでござりますけれども、さつきもありましたように、能力も知らせないからできないという面もござりますし、また責任感も別に劣るというわけでもございません。責任感なんかに至りますと、かえって女子職員のほうが責任観念が強いと、男子が弱いというわけじやございませんが、したがつて、管理職としてやって非常にノイローゼになる女子校長さんも多いようございます。そういうところで問題もまた多少はござりますけれども、よく考えまして申し上げますと、結局、女子の校長というものは当然あっていいものだと、六〇%の中に一人も女子の校長もない、教頭もございません。四日市について申し上げると、教頭もございません。私まいりましても、まず第一に教頭をつくろうやないかという話を事務局としてはいたしております。今まで女子職員が校長になるということは、戦後少しづつありましたけれども、現在は全くございません、県下で。最近まで一人ございましたけれども、これも定年で退職しました。それでなしになりました。県の教育委員会もそういう点について、何とかこれはしなければならぬという気持ちでおるようでございます。

いろいろとそういう点で、われわれ現実の女子教員のこの人数からも見て、また優秀な人が寄つておるというようなことも考えて、管理職としての任用といいますかそういうことも考えていかなければならぬと、こう強く考えておるわけでござります。山中議員のいまのお話は、女子職員に対し激励や大きな期待を抱いていただいたんだろうと思いまして、女子職員大いに感激するだろうと、こう思つんでございます。何かの機会に大いに激励をされたんだと、いうことを伝えて喜んでもらおうかと、こう思つておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 山中君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 ただいまは、ほんとうに市長はじめ教育長から明快なご答弁をいただいたと、満足に存する次第でござります。あまり時間も長くなつても、同僚の皆さんにもご迷惑ではございますが、一、二点私ふに落ちぬところと要望がござりますので、各四問の間に一、二点ずつ再度ご質問を申し上げたいと思います。

第一問には、公害と市政ということで質問を申し上げたわけでございますが、市政とは何ぞやと、市長のご答弁、まことに地方自治体の精神に徹した言い方であろうと思ひまするが、なかなか言ふはやすく行ないはかたしと、はたして市長の言われるように、今日の四日市現状はそのような状態にいつておるであろうかということを、いまたびひとつ反省をしていただきまして、今後の市政に市長は努力していただくということを、私は特に要望するわけでございます。

次に、公害問題に引き続きまして、三田町で起つたアエロジルの問題についての排出汚染というものの詳しい説

明がなかつたわけですが、市はああいうところにはたして、公害課も設置しておりますんでございますが、入れてもらつて、そうして各工場の中の排出基準というようなものを調べさせてもらえぬものなんかということをひとつお伺いしてみたいと思います。もしもやれるとなれば、私は公害課はそういうところに月に一回や二回は出て、そ

うしてどの会社からどのくらいの汚水が排出されておるんであるかというくらいの統計資料は持つべきだと思います。そのような観点からひとつ衛生部長に、そのような統計をもうすでにつかんでおるんだと、それともまだやつていないんだと。そうして、もしもそういう基準がつかめたとするなれば、これは私は市長の責任であるから、会社に相当の強い交渉を持つて——、私はいつも考えるのでございます。四日市市へ来ていただいたという以上は、嫁をもらつたんと一緒でございます。何もそんなに遠慮をすることもなく、また、来たお嫁さんもそんなにいつまでか主人に対しして他人ぶつまつても、これは私は一家は成り立つものでない、そこで一家をつくり上げるには双方の協力と理解があつてこそ私は初めて美しい町づくりができるんだということを申し上げたいと思いますので、そのようないひとつ方向に進めていただきたい。決して会社をいじめに行くのではない、ということをございます。

次に、都市計画ということですた市政と結びつくわけでございますが、先ほど市長がいわれるよう、計画といふものはいろいろの行政を進め、そうしてそのもとに市長がやる市政において市民が幸福をもたらすというようなことでござりまするが、そのような市政をいよいよ拡大して四日市市に進めていかれるということでございますが、まさにこれだけこうしたことだと思ひまするが、それにつきまして、はたして四日市市の上水道また下水道、道路というような問題で、これは専門の部長にひとつお願いしたい。計画がなつているのかどうか、また資金面なんかもどういうふうに今後計画していかれるかということを承つておきたいと思います。

次に、霞ヶ浦の事業団の問題でございますが、市長の答弁では非常に短期間にあれだけの大きな事業をしたと、

なるほど短期間にあのような事業をやるということは、私は近代建設の進歩だと敬服するのですが、その責任問題のところで、市長はご答弁がなかつたようでございますが、あるところで承りますときが、市長は埋め立てをした会社にその責任を持たして、罰金を取つて押さえてやるんだというようなことをいわれたが、それも市としては金が要らぬのだけ、こうではないかという賛成も申し上げたいとは思ひまするが、はたしてその責任というものを明確にしたうえで私はそのような処置を進めていただきたい。これは個人山中と九鬼市市長とのけんかではありませんので、そのところをひとつ筋の通つた行き方をしていただきたいということをお願いしておきたいと思います。ただいま教育長から女教師の問題についてのご答弁、非常に明快な私の意に沿つたご答弁をいただいたわけでございまするが、これもひとつ要望しておきたい。

現状、六〇%という女子教員がおるということは、いかに男性がきばつてみても、男性で二学級受け持つて、一時に教えていけない。一人が一学級を持っていると、その感化というものがどうしてみたとて先生に感化されるよりほかがない。それで、第二の日本になう子供が成長するんでござりまするから、女にも大いに張りのある教育と、現代の流れにマッチした私は教育行政というものを考えてやつていただきんことを切に要望いたしまして、以上をもつて私の質問を終わりまするが、わからぬ点だけをひとつ部長だけ、こうでござりまするので、ご説明を願えれば幸いだと思います。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 排水に関する工場の検査をやつたことがあるかどうかということでございますが、法に基づく検査はやっておりません。これは市長が申し上げたように、経済企画庁所管でほとんどの権限が四月一日以降

県のほうへまいっておりますので、ただ市といたしましては、排污の調査は四日市海面で一ヵ年継続で衛生研究所に委託して、水質汚濁の海面における汚泥点の調査は継続しております。それから、あとは、工場排水は大体水質基準法によりまして、一日の通常の排水量四百立方メートルというのが基準で、水量が基準で、業種が指定されております。それで市といたしましては、むしろ苦情を受けて、あるいは住民の訴えを受けて随時に工場の排污とか、あるいは河川というふうに断片的な調査は実施しております。それで、法律問題よりも先ほど申し上げたように、上を見るよりも下を見るという態度で県と共同調査で、法令、条例に基づくものはその法なり条例に基づいた強制措置を取っていく法にはずれたものは行政措置でいくと、こういうたてまえで進みたい、また進むべきであるというふうに考えております。

将来の問題といたしましては、水質の基準に適応しない先ほどご指摘がございました黒い色とか赤い色、これは水質基準にありません。しかし、市民苦情からいえばこの色が問題なので、これを何とかしろとこういう要求は、一部志積議員のときに答弁をいたしませんなんだが、そういうことの相談なり、あるいは申し入れということは、苦情を受けてその時点で工場なり、あるいは工場排水でなくしても家庭排水でもこれを処理すると、こういうたてまえをつておりますので、ご了承を願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） くずれたり、工期がおくれた責任問題につきましては、今後おくれた日数等も十分考えまして、違約金で対処をいたしたいと考えております。その他の問題の責任につきましては、理事会等におきましても

十分慎重に考慮をしたいと思っております。

○議長（服部昌弘君） 山中君。

〔山中忠一君登壇〕

○山中忠一君 たいへんつまらぬ質問を長時間重ねまして、ついに六時にもならんと、自分の受け持ちが二時間になんなんとするような、皆さまにご審議をしていただいたわけでございますので、深くおわびするわけでござります。

ただいま衛生部長、市長からのご答弁がありました。衛生部長のご答弁は、どうか衛生部長は、いま私に聞かしていただきましたように、今後その答弁に間違いのないような私は進め方をしていただいて、ひとつ今後進めていただきたいと要望するわけでござります。

市長の答弁は何やら割り切れぬものがござりまするが、ここではたしてこの責任の云々ということは、理事長であり市長であるのちよと申されにくいとは思いますので、まずよろしくご検討を願つて、間違いのない行き方をしていただきたいということをよく要望いたしまして、私の質問をこれで打ち切らしていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（服部昌弘君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日にお願いすることといたします。

明日は、午前十時に会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

四日市市議会

四日市市議会定例會會議錄（第三号）

昭和四十四年九月十二日

昭和四十四年九月四日市議会定例会議録 第三号

米田好兼速記

昭和四十四年九月十二日（金曜日）

○議事日程 第二号

昭和四十四年九月十二日（金）午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

第一 一般質問

○出席議員（四十名）

伊荒天味

藤木春岡

金武文一

一治雄郎

君君君君

吉山 山安 六官 松増 前藤 日服 長野 生
谷
垣本 中口 垣平 田島 山川 井比 沖部 川崎 川

照 忠信 豊 良英 辰泰 義武 昌鐸 貞平
治
男勝 一生 勇司 勇一 一男 郎平 男弘 元芳 蔡

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

豊坪 辻高 志坂後 小小 訓喜 川加 笠大 岩伊 伊
多
田井 橋積 上藤 林林 霸野 村藤 田島 田藤 藤

妙誠 力政 長藤 喜哲 也 定七 武久 信太
十
稔子 二三 一郎 郎夫 夫男 等潔 男衛 雄一 郎

君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（三名）

○議案説明のため出席した者

○市議会事務局

代表監査委員	消防長	次技術部長	水道事業管理者	病院立事務長	市立事務日長	教育長	教育委員長	副収入役	建設部長	土木長	衛生長	厚生長	産業長	税務長	総務長	市長公室	收役長	助役長	市役長
森	富山君	加藤君	菊井君	城君	村君	滝君	西君	龍君	村君	三君	中君	小君	阿君	伊君	平君	谷君	庄君	加君	岩九君
新	光君	藤山君	地君	井君	山君	川君	池君	木君	浦君	輪君	山西君	南君	藤君	井君	沢君	司君	藤君	野君	鬼君
八	八君	新弘君	光也君	義夫君	君	君	君	君	和己君	喜司君	英郎君	忠臣君	輝彦君	涼一君	清三君	文一君	良彦君	寛一君	見齊久君
					了君	英助君	義伍君	君	喜代己君	代司君	代郎君	代忠君	代輝君	代涼君	代清君	代文君	代良君	代寛君	久喜君

早谷大
川口谷
正專喜
夫九正
君君君

事務局長鷲野正和君
次長森正太郎君
議事係長小坂靖君
主事柴田静良君
事板崎大之丞君

午前十時二分開議

○議長（服部昌弘君）　ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十四名であります。

本日の議事は、一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君）　それでは日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

伊藤金一君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君　私は、公友会の二番バッターとして見出しのとおり四件についてお尋ねをいたしますから、市長の答弁をお願いいたします。

まず第一点は、近鉄路線高架化の問題でござります。

去る八月十日の新聞発表によりますと、近鉄路線三滝川以南、国道一号線までの高架化が近く実現するやに報道されておりましたが、この資料の出所は、市長から直接、発表されたものか、事務担当者から出されたものであります。それから、お尋ねをいたします。

二つは、六月上旬に市長から三重県知事に対し、海蔵川以南国道一号線までの二・五キロの高架化を陳情された由に聞いておりますが、その後今回の新聞記事に至る約二ヶ月間の間にどんな情勢の変化があつて、三滝川以南と変更されたのか、その理由についてお尋ねをいたしたい。

また、その変更については、県及び市事務当局間の交渉によるものか、それとも知事、市長間で直接話し合いがなされての変更であるかをご説明いただきたいのであります。

次、第二点は、市営北条グラウンド周辺の問題であります。

この市営北条グラウンド周辺の市有地並びに道路上に約五十戸の無許可建築が建つておることは、市長よくご存じのことと思ひます。これの整理、移転については、過去数年間、同僚議員からたびたび重ねてお尋ねもし、要望もいたしてまいりましたが、今日なお何らの処置も講じられていないよう思われます。最近は増改築がなされ相当りっぱな建築も見かけますし、また売買までなされているやに聞いております。現状で放置されるつもりか、整理される考え方があるか、お尋ねをいたします。

第三点、ごみ収集についてお伺いをいたします。

ごみの収集で、大きい事業所等のものを従来、有料で市の清掃課が取り扱っていたものを、本年初めに中止されて市にかわって市内の清掃業者に代行させてくることがあります。代行させるまでに至った経過とその内容についてお伺いをいたしました。

問題点を申しますと、商店ごみ、たとえば八百屋とか花屋とか収集は市の清掃員が気持ちよく持つていかない。それがために何とか議員として私どもが小言を聞くことが多いのでござります。たとえば、そのつど清掃課に話して料金をもらつてもそんな仕事は困るといつて断わられる。しかたがないので、収集に来た清掃員にいろいろと頼み、自分たちも積み込みを手伝つて事を済してきました。営業用といつても大小さまざま、泊山なり末永へともつてかかるところはよいが、持つていく能力のない小さな商店の営業用ごみに問題が残るのであります。収集を民間業者に委託したのなら、なぜもつとP.R.をして利用できるようになりますか。

次に、料金のこととでとやかく聞きます。これについてどのように行政指導をして貰われるのか。市が委託をした以上、十分、行政指導ができるよう、一応の目安というものを持つ必要があると考えます。その目安とはどんなものか。

次に、私に質問をされたことは、コンテナーを貸してもらえないかということです。この商店主は、過去に借りていたが引き上げていったので、と言つておりますが、引き上げてもつていったところを見ると、営業用コンテナーが貸与できると私は判断をいたしますが、貸与基準がありますかどうか、お尋ねをいたします。

第四点は、海の星第二幼稚園の廃止についてであります。日永前田町の海の星第二カトリック幼稚園が廃園になつたと新聞報道されましたが、この幼稚園には、昭和四十二年二月二百三十万三千円の建築補助が市から出してあり、加えて昨年七月の土砂くずれの災害には三百万円ほどの費用をかけて土砂を除去した事実があります。この廃園について、父兄には何の相談もなく一方的通告で打ち切られておるらしく、関係父兄は不満であるが相手が神父でどうもできず泣き寝入りの状態で、各人がばらばらで内部や泊その他の幼稚園に入園申し込みをしていくという話であります。

昨年から市にもいろいろ交渉があったのでありますよし、この付近の土地管理についても問題があるように聞いておりますので、廃園に至るまでの事情なり経過なりわかつてございましたならご説明をお願いしたいのでござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

近鉄高架の問題に関連いたしますところの新聞資料の出所につきましては、私の記者会見における発表がもとでござります。

それと申しますのは、これまでわれわれといたしましても、四十数億円もかかる事業を市費の負担によつてこの事業をすることは非常に困難である。しかも国からの補助をいただく金額はごく少量でござりますので、ほとんど不可能であるといつうように考えておつたわけでござりますが、六月の二十五日に建設省の道路局長が、三重県知事、土木部長等と一緒に四日市市並びに名阪国道等の視察にお見えになりました。そのときに名阪国道が四十五年の三月に完成するにもかかわらず、それから国道一号線あるいは名四国道に入つてくるところの道路の整備が全くできていない、これでは非常に困るではないかといふような強いご意見がございました。

その後建設省の若い担当者、街路課の担当者三人が四日市に見えまして、四日市市は稲葉町・内部線の地下工事を考へているようであるけれども、もしこれに手をつけるならばもう絶対に高架化といふことは将来考へることはできないぞ、と。この際建設省と国鉄との協定に準じたやり方で、万国博等におけるところの奈良県あるいは大阪府等の例もあるから高架を考えたらどうか。これについては建設省も積極的に協力をするといふような意向を出されましたそれに基づきまして私はあのような記者発表をしたわけでござります。

これにつきましては、議会を軽視したと、議会であれだけやらんと言つておきながら議会への発表以前にそういうことを言うのはちょっとおかしいではないかと、うご指摘がございました。建設委員会並びに議長、副議長に対しても、その点につきまして謝意を申し上げたわけでございます。

海蔵川以南二・五キロといつておきながら一ヵ月後に三滝川以南一・五キロといふような近鉄高架の計画が変わつておる事情はどうか、ということでござりますが、これは申し上げましたように県営事業として認可がされるわけでございまして、県知事が責任をもつてやるわけでござりますが、ともかく二・五キロをやるということは非常にむづかしい情勢である。しかも、三滝川以南の一・五キロにつきましても、建設省の都市局等におきましては、また三本も四本も路線が交わつておる、三本も四本もレールが重つておるようなところで、片方が電車が通つてないから自動車が入ると、すぐに前のほうのレールに電車が来て遮断機もあらすわけにもいかんような非常に危険な場所がまだ大都市の周辺には非常にたくさんあるのだと。そういうところもやれないと、四日市市のこの高架については非常にむづかしいぞと。調査費を計上しろというようなことを言つておるけれども、研究費、単なる研究費ではないのだと。やはり計上する以上、建設調査費であるので非常にむづかしいというような建設省の強い意向がござります。そのためにはやむを得ず三滝川以南一・五キロの工事をぜひともお願ひいたしたいというようなことでございました。一・五キロをやっておつたならばこれはできないという判断のもとに一・五キロの事業を進めてもらいたいとこうすることを、強く県から建設省に対して申請をいたしておるわけでござります。

都市区画整理事業に伴うところの不法占拠住宅のある北条グラウンドの周辺のこととござますが、ご承知のようにここは約千坪ござりまして用地は県有地でござります。現在、占拠建物が五十二戸ござりまして、その五十二世帯のうち、さらに詳しく申し上げますと約二十一世帯が援護家庭でござりますが残りは普通家庭でござりますが、なかなか五十二世帯の中に外国人……朝鮮人でござりますが十八世帯入つております。したがいまして、こういう事情でござりますので、これを整地をいたしますと、うことは、重要なことではござりますが非常に困難である。したがつて、われわれのほうといいたしましては、民生行政という観点から援護家庭を市営住宅へ優先入居をさせて解決をいたしたいと。すでに三件そろいようのような形で処理をし、その住宅を空地にして緑地にいたしたいといふような考え方でござります。ただし、家の持ち主がその家の撤去に応じない場合はそういうことは認めておりませんが、建つておる家を除去することによって北条グラウンドの周辺を長期計画的に整理をいたしたいと考えております。

ごみ収集の民間業者委託につきましては、衛生部長から申し上げさせていただきます。

海の星幼稚園につきましては、担当の教育委員会のほうからお答えをさしていただきたいとおもふ。なお、これまでの土木工事等につきましてさらにご質問がございましたら、三輪土木部長からお答えをさしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ごみ収集の件について、お答え申し上げます。

昨年度、すなはち四十三年度の収集計画につきましては、いろいろ、特掃区域の拡大という課題に取り組みまして一般家庭のごみを早急に処理するという方針を打ち立てまして今まで、去年の暮の現在で青果市場だとかあるいは百貨店だとかあるいはバチンコ屋とかあるいは料理旅館といふことで、大体四十五カ所くらいの事業所を市の直営のコンテナ一車、大体現有勢力コンテナーのクレーン車が三台ございますけれども、その一台を充てまして収集を有料

収集、すなわち業務用ごみといたしまして条例の規定によりまして料金を、有料収集と業務用のごみ、有料収集ということを続けてまいったわけでございますが、先ほど申し上げましたように一般家庭に重点を置くといたことに切りかえたいというふうに考えておりましたところ、たまたま当時、末永焼却場の炉修理にからみまして市の直営車が泊山の埋め立て地へ運ぶ際に、民間チャーターという形で転送用のごみを請け負わした業者がおりましたので、構造を改造し、当初そろばんに合いませんけれどもやりたいという意向が示されましたので、その機会に市が有料収集しておつたものをこれに切りかえといふ方針を、去年の一一番忙しい十二月に切りかえたわけでございます。

ただいま伊藤議員が言われましたのは、委託収集というふうに表現されましたが、これは許可業者でございます。許可条件を付しまして許可業者として市長の決裁を得て取り扱つたのでございます。これにつきましては、許可条件のものものは市の清掃条例のとおり一日二十キログラム、または〇・五立米は二十円という算出の根拠にこれを守るといふ許可条件で、運行その他は市の指示を受けるということで許可条件を付して現在までに至つておる。現況は毎月月報で清掃管理課のほうへ報告が来ますと、市が収集していくよりも大体五割増しのものが現在、収集されると。有料収集ということで、これが集めたものの受けた先是焼却場あるいは南部の泊山の民地への受け入れ体制を整えておる、こうしたことでございます。したがいまして、第二段の料金関係はそうでございます。

ただ、ここで一日、基本的な算出方法としては、いま申し上げました二十キログラム二十円という根拠でございますが、業者によりまして毎日収集の場合と、あるいは月に何べんやるといたり間隔を置いた収集の形態がございますが基本料金としては条例どおりということになつります。

それから行政指導につきましては、許可条件の厳守とそれから業者が出す月報処理ということで、これは対外折衝がござりますので、清掃管理課のほうの扱い事務として管理課長所管で処理をしております。

第三点のコンテナーの貸与ということでございますが、これにつきまして、その前に市の方針といたしまして從来特に近鉄の四日市駅から国鉄の四日市、それから阿瀬知川とそれから三滝川にはさまれた地区をコンテナー化するという方針で六、七年続けてまいりましたが、ここ二年前から駅前のところでは、コンテナーでは夜間の飲食業のごみが多い、かえつて不潔だということで二年前から切りかえまして、駅前だけは毎日収集といふように切りかえております。したがつて、そこに配置したコンテナーがあいています。

それからその毎日収集以外の地区は原則として週二回に切りかえてそのコンテナーを去年から撤収しております。それから近鉄、国鉄線を越えて納屋地区の方面につきましては去年、拡張したわけでございますが、余った、引き揚げたコンテナーをそれに充当するということをいたしておりますが、本年度につきましては、重点的に団地化した団地あるいは組織された住宅にこれを配置して、三台のコンテナー、クレーン車の能力一ぱいにこれを計画収集をするといふように切りかえております。

したがいまして、コンテナー車は大体、耐用年数が二年程度、長いので三年、鉄製でございますので、毎年六十戸くらいの増強はおはかりしてご承認いただいて代替用に毎年増強はしておりますけれども、純然として余つたものはそぞざいません。原則として毎年予算でお願いしとのは代替物といたことで考えてます。

それからまた、収集計画を立てる際、道幅の小さいところあるいは架線、電柱があつて困難なところはしたくてもできない。土地の状況によつてコンテナーで行くかあるいは巡回で行くか、または拠点収集で一ヵ所に集めてもらうかということで、地域に属した、立地条件に属したやり方で計画収集ができるような配意を持ってます。したがいまして、お尋ねのコンテナーの貸与ということは、原則として余裕もございませんし、一般的にはらまくということはいたしておりません。ただ、交換修理ということで数個の予備を持つてますので、時期的な緊急の場合にはこれを臨

時に配置するという運用をいたしております。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） 海の星のことについてお尋ねがございましたが、教育委員会としてのお返事を申し上げたところへ来ています。

まず、結論から申し上げますと、園児の保護者との接触を保ちまして、最終段階ではそれぞの希望をできるだけ満足するような方法をとると、こういうふうに考えております。近くそれについては終止符を打つ、そういうふうな状態のところへ来ています。

なお、いろいろの事情について話を、返事をせよといふこともございましたが、実際申し上げますと、この私立学校関係は、教育委員会としては閑知していないところでございますけれども、まあ問題が園児に関係しますので、やはり教育に關係いたしますので、私たちも多少、関係を持ったわけでございます。これはご承知いただきたいと思います。

ます。

それから、九月の初めになつてこの問題が私のほうへ出てまいりました。それからたえず内部なり泊山なりそういうところの幼稚園と接觸を保つて事態を見ておつたわけでございます。いろいろと事情が流動いたしますので、途中においてものごとをいたしますが、ほんとうに教育的な考え方から配慮せなければならぬことができなくなりますので、今日こうしてじつと待つておつたわけでござりますけれども、きのう、きょうの状態を見ますと大体落ちついてきたようでございます。

それから、九月の七日に、日曜でござりますが海の星の父兄会があつたそうでござります、そこで、向こうの神父

さんでござりますが、廃園にして海の星の一のほうがあるそうでござりますが、そこで二部授業をするのだ、こういう一方的な通告をした上でござります。そういうことが私のほうにはわかつておりました。九月の八日に父兄三人、保護者三人がまいりまして正式に入れてほしいと、こういうふうに申し入れがございました。それでさつき申し上げた結論の点を申し上げまして、よく了承して帰つていただいたわけでございます。

なお、この問題は、私学審議会というものが県のほうにございまして、そういうところで廃園ということを決定しなければほんとうの廃園ということにならぬかとこう思ひますので、県のほうとも私のほう連絡をとつてみますと、一方的な通告はあるけれども、私学審議会ではまだ廃園ということには決定はしていないのだ、こういう返事でございます。しかし、園児の教育については、保育についてはやはりそういうことのためにいろいろおくれたりそういうことがありますので、教育委員会としては、いま、先刻申し上げましたような方法をとつておるのでござります。

以上で、私のほうのお返事は終わりたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 海の星幼稚園に対する建設費の助成あるいは運営費の助成につきましては、ただいま教育長からも話がありましたが、まだ正式な廃園といふところまでは至つておりませんから結論は出しておりませんがこれにつきましては十分慎重に検討いたしまして善処していきたい、このように考えております。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 近鉄当局は電力消費、運転技術面からしても海蔵川以南の高架について賛意を表しているやに聞いておりますが、三滝川以南を実現すれば海蔵川、三滝川間の将来は、実現は可能性がないと思ひます。新聞発表があつたのち海蔵、橋北両地区代表が知事と面談をしたところ、知事は四日市市が海蔵川以南の高架に賛同すれば実現可能であるやに回答されたと聞いております。この際海蔵、橋北両地区の福祉と発展のため、万難を排し海蔵川以南の近鉄高架実現に努力されるよう強く要望をいたすものでござります。

これが放置されますると、両地区的代表は重大な決意をせざるを得ないと言つてゐるかに聞いておりますが、私は九鬼市長の手腕に期待し、市長の決意次第で実現できるものと信じております。

ごみの問題は、たえず行政指導をして善処されるよう願ひます。

海の星幼稚園につきまして昨年、災害がありましたとき、園舎の防衛は園自体でやるようになつたび市からも注意を促されたとか。また、ことし災害のあったとき、救援の手を差しのべたにもかかわらずにべもなく断わられたとか。その後休園、廃園と市に何らの連絡もなく一方的にやり、これがため父兄は右往左往して（「でたらめを言うな」と呼ぶ者あり）教育委員会へかけ込んでまいり（「うそは言うな、ほんとのことを言え」と呼ぶ者あり）したので、委員会では事情を知るため連絡してもなしのつぶてである。教育委員会としては対策が立てられない。しかも、この海の星は聖母の家と同系列であり、この幼稚園問題についても聖母の家同様、助成が表になつたり裏になつたり画策しておるとかと聞いておりますので、これがたとえ私立であつてもだまつておられないと思いましてお尋ねいたしております。

補助金については、市の補助規定から見て返還要求はできないということがわかつていても、これでよいのかといふことになると何か割り切れないものが残ります。一般市民から見た場合そんなばかげたと思われるでしよう。廃園

も手続き上は県の審査会が認められなければ正式廃園とはいえないが、園児のいない幼稚園では事实上の廃園同様でありますから、この補助金についてはさらにこれから問題としてご検討もいただきたいと同時に、この在園を断わられた園児に対しましても、でき得る限りのご配慮をお願いいたします。

再度ご答弁を願ひます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 海の星幼稚園の件につきましては、かねて皆さん方からも非常など心配を賜わつておつたわけでござります。一百三十万の市費を助成して二年も経過をしないうちに廃園になるというようなことは、まことに遺憾なことでござりますので、昨年も三百、四百万ばかりの工事費をかけましていろいろ土砂の取り除きをさしていただいたわけでございますが、何ぶんこの土地はご承知のように財務局であるとか個人持ちの土地がたくさんございまして、思うにまかせないところでございまして、われわれのほうといたしましては財務局あるいは県とお話を申し上げて、自衛隊による表土の除去というような話を進めておつた次第でございますが、幼稚園のほうではもう廃園にしたいのだということでお答え申し上げたような廃園に伴うところの事後処置等についていろいろと考慮をしておるわけでございますが、われわれといたしまして一百三十万の助成金を出しておるわけでござりますし、場所も山くずれさえなければ環境としては非常によいところでございます。でき得べくんば存続をしていただきて、父兄のど期待に沿いたいと考えておるわけでございますが、今後いろいろのまた推移があるかもしれません、一応、廃園を決定しておるというようなわけでござりますので、二百三十万円等の助成につきまして、いろいろと善処いたしたいと考えておるわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） まあ知事は四日市市の決意いかんだといお話をござりますが、まあ海蔵川以南という問題は、私はそういう案を出したならばもうこの高架はできないという問題であるというように判断をいたしております。これは、建設省の意向も非常にかとうございますし、三滝川以南の事業にいたしましてもむずかしいと。一・七にプラス〇・八キロメーターをプラスするということは非常に困難な情勢ではないかと思いますが、今後まだ調査費の要求をしておる段階でございますので、引き続きまして海蔵川以南等につきましてもそういう話し合いは進めたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 伊藤君。

〔伊藤金一君登壇〕

○伊藤金一君 ただいま私が四点について質問いたしましたが、それぞれ回答をいただいておりますが、申し上げたことに対しまして善処されることを強く要望をいたしまして、私の質問を打ち切らしていただきます。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 革新クラブを代表して質問を行ないたいと思ひます。

まず初めに、市の行政といふものは、たとえば四日市市におきましては、四日市全域に執行されなければならぬということは、言うまでもありません。また、行政のましさを市民に押しつけ、犠牲を負わせていくということも、許すことはできないわけでござります。こうじうことにつきましては、憲法をはじめとする関係法令に見ても明らか

なところであります。行政は常に住民のためのものであり、住民の意見を尊重をし、住民にほんとうに喜んでもらえる行政を執行するといふことこそが、ほんとうの民主政治であり、地方政治の確立はそこにあるといふことがいえると思います。

ところが、本定例会におきましても、あるいは今までのそれぞれの議会におきましても、それぞれの議員から発言をされておる。あるいは執行者に意見として要求をされておる内容を見てまいりますと、まだまだ市民の不満といふものは充満をしているのではないか、こうじうことがはつきりと指摘ができるんだと思います。私たちも住民不在の市政、こうじう表現であらゆる機会をとらえながら具体的に問題点を指摘をし、意見を述べましたが、まだまだ多くの問題を残していく結果を現在も持つておるといふふうに考えております。

本定例会に当たつても、私たちはあらゆる角度から市政を分析をし、ほんとうの意味における、ほんとうに内容を持たせる市民による市民のための市政を確立するための意見をまとめてまいりました。そのまとめた意見の中から今回、通告をいたしております問題について、市長をはじめとして各執行者に質問するわけですが、市長はじめ各執行者は、執行者といふ権力のみのを捨てて、その日その日の生活に苦しんでいる市民の立場で、あるいは市政の先頭に立つて直接、市民と密接な結びつきを持つております一般職員の立場で、前向きの姿勢での答弁をまずしていただくようお願いをいたします。

そこで、通告をいたしております順序に質問をいたしますが、まず第一番に清掃対策についてであります。

昨日からも衛生問題についての質問が出ておりますが、ことし三月の定例会において衛生部長は、清掃区域の拡大に関する質問に対し、四十一年度予算による車両の増車は五月中旬に実施をし、職員の増員については、例年より早く手続をとっているので、地域の拡大についても五月の中旬ごろから三重、県（あがた）、水沢に入りたいと、はつき

り答弁をいたしております。

ところが、その後の状況を見ておりますと、車両については部長の答弁どおりに増車をされておりますけれども、職員の増員については部長が三月議会で公約をしたとおりという形にはなっておらず、再三の募集行為にもかかわらず、九月一日現在で予算定員二百二十五名に対し二百十八名、八名の不足を来たしております。この八名の不足を補うために一日二千三百円の臨時職員を採用せざるを得ない、こういう状態に相なつておるわけであります。

部長の公約した区域の拡大は、昨日の答弁を聞いておりましても、九月の中旬ということであります。公約した時期よりも四ヶ月もおくれるという、こういう事実になつておるわけであります。部長の三月議会での公約した内容とそれが守れなかつた責任の問題というのが、議会としてもあるいは市民としても、単に事務的な報告だけを聞いてそれを許すというわけにはまいらぬと思います。また、昨日の答弁を聞いておりましても、今後の問題ということが明らかに解決をされておりません。そこで、次の諸点について質問いたしますので、具体的にお答えを願いたいと思います。

まず、その第一でありますと、部長が公約したとおりなぜ人員の確保ができなかつたのか、その原因を聞きたいと思ひます。

その第二は、その原因を明らかにしたうえで、今後そのような原因をなくするために一体どうふうにしていくのか、その考え方を聞きたいと思います。

第三は、三月議会で部長から発表をした三重、県（あがた）、水沢以外の未収区域について、今後どのように拡大をしていく計画なのか、それをお尋ねをいたします。

それから、第四は、先ほど伊藤議員からの質問があり答弁のあつたことと若干関連をいたしますけれども、現在、

区域内であつても工場の寄宿舎などの収集は行なつていらないと思います。これらの収集計画は一体どうなるのか。先ほど許可業者による委託収集といいますか、そういうのが一般の商店なんかの場合には適用されているということで答弁がありました。工場の寄宿舎等については許可業者にまかせるのか、あるいは直営でやるのかとどうことについてのご答弁をお願いをいたしたいと思います。

以上の点についての答弁を聞いたうえで、さらに再質問の中でつづ込んで質問をいたしたいと思いますので、そのうえに立つての答弁をお願いをいたします。

統じて、通告第二の固定資産の評価についての質問をいたします。

最近、土地を初めとする不動産の値上がりは、非常な高騰を続けております。特に、土地の問題につきましては、一般市民はその入手に非常な苦労を続けているのが現状でありますし、これらの不動産を中心とした固定資産に対する評価が現在行なわれようとしておるわけであります。一般常識としては実際に売買される不動産の価格といふのは、評価額の三倍程度だといふに私は聞いておるわけであります。

そういう意味においては現在、作業が進められ、あるいは評価委員会の中ではすでに四日市における評価額が決定されておりますけれども、これに対する一般市民の関心といふものは非常に深いものであります。特に、公害地における市民が大気汚染あるいは地盤沈下などによつて家屋の腐食なりあるいは塩害のために水田が耕作できない。こういう実情の中で、しかもそれらが税の関係からいきますと全く考慮されない中で高い固定資産税を払わなければならぬといふことで、実は悩んでおるわけであります。

たとえて申し上げますと、工場地帯に密接をした住宅地で、大気汚染のために自分自身の体がむしばまれどつかへ転居をする、転居をしたそのあとを、自分の土地でありますからそのまま放置するのもつたひない話でありますの

で、だれかに買ってもらいたいといつてもですね、なかなか買ってもらえない。個人の所有地であれば工場が建設されるほどの大きな面積を持つてあるわけではありません。何百坪、何万坪という土地なれば工場適地ということでの用地買収がされるかもわかりませんけれども、七十坪あるいは百坪前後の土地でありますとなかなか、公害とうとも含めて個人が売買するということにはならぬわけであります。

ところが、これらの住宅地に対しても昔と変わらぬまでの評価がされ、税がかけられてるということであります個人にとってみますと、いじことばでいえば宝の持ちぐされであり、持っていることによって苦しめられているという結果を生んでるわけであります。

いま一つ例を申し上げたいと思いますが、塩害による水田が不毛になつた場合に、相も変らず地目の設定が水田ということであります。実情を見てまいりますと、確かにアシが茂り水がたまり沼同様であります。これが水田ということで評価をされ、そのまま税が課せられているという実情であります。これらに対する行政指導なりというものが一体どうこうふうにされておるのか。地目の設定いかんによつては水田ということで設定されていなければ税が安くなるはずであります。これらのことが放置されているといふことが、私たちがかねてから言っておる公害地における減税問題といふことにもかかるわけであります。

いま申し上げたことは、単に一般的な例にしかすぎないわけであります。このように一般並みに取り扱われ、一般並みに課税されているというのが、現在の固定資産税の実情ではないかと思ひます。

そこで、お尋ねをするわけでありますが、今回四十五年から評価がえられる固定資産税の作業について、このよな実情をどのように把握をして、どのように対処しようとしておるのか、その点の説明をしていただきたい、これが第一であります。

第二は、いま申し上げた例の中で、家屋の問題があります。先般、公害地の家屋についての減税措置について、一般的な評価がえの作業のために同時に実施することは困難であると新聞で発表されておりますが、あの記事からいたしますと、確認をしたいわけであります。公害地における家屋に対する減税はされるんだといふことを、私は確認をしたい、まず第一に。そのうえに立つて具体的に今後、あの新聞発表の内容以降になるわけであります、どのように進めていかれるのか、説明を願いたいと思ひます。

第三は、現在すでに評価委員会では、先ほど申し上げたように結論を出して、国及び県からの指示を待つておる状態であります。公害地の評価について六年前の評価時と今度の評価とどういう変化をしておるのか、その点を説明していただきたいと思ひます。

第四は、総括的な質問になりますが、四日市における最終裁定は委員会の諮詢を受けた市長が下すことになつております。そこで、市長として公害地の減税措置について、どういう態度で臨むのか。いままでも私たちは質問をしておりますが、あらためてここで市長の態度を表明していただきたいと思ひます。

その第五は、新都市計画法との関係であります。昨日の質問に対する答弁の中にもありました、新しい固定資産税の評価額の決定と新都市計画法による区域の設定とがどういう関係になるのか、これを説明をしていただきたいと思ひます。

以上で、固定資産税の評価についての質問の項目を終わります。

続いて、通告第三の税の適正支出についてであります。税金といふものは単に国・県あるいは市町村の財源に充てはめるために徴収するだけのものではなくつて、徴収した税金をいかに住民のために有効に使用するかといふことがその税といふものの意義が非常に深いものと私たちは考えるわけであります。

ところが、実際には市民が汗とほこりにまみれ、その中から苦しい思いをしながらも納税した金が適切に使用されないのかどうと、私は決してそうではないと思ひます。地財法第一条及び第二条では、地方財政の健全性の確保及び地方財政の自主性を規定いたしております。地方財政の健全化を確立するためには、さらに同じこの地財法の各条文において規定をいたしておるわけあります。たとえば、国の事業に対する県、市町村の負担、県の事業に対する市町村の負担、これを明らかにし、さらにそれを裏づけるために、負担をしてはならないものをはつきりと規定しているわけであります。また、地方税法を見てまいりますと、都道府県が徴収できる、いわゆる都道府県税についても条文の中ではつきりと税目が定められ、市町村が徴収できるいわゆる市町村税についても、はつきりと税目が区分をされております。

このように見てまいりますと、都道府県税及び市町村税については、はつきり区分していることは、たとえば市税に対しては県が介入することを防止している、こう言つても過言ではないわけあります。このように区分されたワクの中でそれぞの機関が自動的に与えられた任務のために最も有效地このお金を使用するということが、税の適正支出であり適正使用だというのではないでしようか。

ところが、初めに申し上げましたように、市民は市の行政に対してまだまだ多くの不満を持っております。議会でもたびたび具体的な問題点をあげながらも指摘をされております。

四日市市における四十四年度の当初予算における市税収入は四十二億九千万円、今回の補正を含めますと四十四億二千七百万、非常に膨大な金額になつておりますし、一般会計予算総額に占める割合を見てみましても五八・一%、こういう数字になつております。同格都市と比較をいたしましても高い水準にあるということはだれもが認めるところであり、一面ではそれだけ四日市における財政が豊かだと、こういうふうにいわれるところであります。

しかるに、先ほど申し上げたように市民の不満がまだあることは、市の行政が一部に片寄り、大部分の市民が忘れられているんではないか。税が大部分の市民に適切に還元されていないんではないかと、これを指摘することができると思います。また法で禁止されている方面に支出されてはいけないのかどうか。こういうことも私たちの意見としては言わざるを得ないわけであります。

私は、三月議会の議論をここでむし返すつもりはありませんけれども、私たちは三月議会におきまして県立高校に対する補助金の支出について反対をいたしました。残念ながら私たちの意見が通らずに議会では議決をされましたが、議会の立場でいうならば、現在、監査委員になつてみえる二宮さんが助役の当時に、この種の補助金については今後支出しないと、これを答弁されているわけであります。しかも、三月議会以降、三泗地区労働組合協議会が監査請求を行ないました。この監査請求に対する監査委員会の回答というのが全く事務的であります。わずか二、三行の文書で回答をされております。これでははたして税が適切に、しかも市民に親切に支出をされたのかどうと、私は疑わざるを得ないわけであります。

したがつて、今後、税の問題を中心にして適正支出について一体どういうふうに取り扱つていくのかということについて、まず第一番としては、税がほんとうの意味で市民に還元されるための適正支出についての市長の見解をはつきりと表明をしていただきたい。

第一は、法ではつきり禁止されているもの、あるいは禁止されているものと思われるものについて、今後も支出するのかしないのか、この点はつきりと、先ほど申し上げた三十九年だと思いますけれども、当時の助役発言とからではつきりとしていただきたく思います。

統じて、通告第四の新都市計画のプランについてであります。昨日、志積議員からこまかく質問され答弁されてお

りますので、重複する点を避けたいと思いますが、ただ、きのうの答弁の中で明確になつていなかつた点と、新しい問題について市の態度を聞きたいと思います。昨日、県の審議会のメンバー、構成等については説明がありました。市の審議会をつくりたゞといふような意見もあつたと思ひますけれども、その構成といつくるのかとくらうことが明確に答弁されなかつたように思ひますので、あらためて市の審議会、どうくらう目的でやるのかとくらうことも含めて審議会をつくるのかつくるのか。つくるとすればその構成といつくるのかとくらうことについて説明を願いたいと思います。

その第二は、新都市計画法によつて市民の受ける影響といふのは、いろいろの面から複雑な要素を持つております一部の関心のある市民の方々は、新聞等に載せられておる資料によつてそれぞれ研究をいたしておりますけれども、市といふ行政機関の立場で新都市計画法に対する説明なりあるいは意見の聴取といふのがされていない、またされようとしていないといふうふうに私は理解をするわけであります。

市民の利害を親切に市として聞くという立場があるならば、私は新都市計画法に対する説明といふのを、すべての市民にといふのは困難かもわかりませんが、方法等については研究するとしても説明をしていく必要があるのではないか、このように考へるわけであります。したがつて、そういう事前説明の場を設けるのか設けないのか、この点についてお尋ねをいたします。

さらに、その第三は、昨日も公聴会のご意見がございましたが、やるともやらないともはつきりした答弁はございませんでした。公聴会を開くことができるといふことは規定をされておりますので、公聴会をやるんだということははつきりと答弁していただきたいと思ひます。

統いて、通告第五の自衛隊事務所についてであります。公会堂の日本間に統いて公会堂そのものが焼失をいたしま

した。市長の報告に対してもいろいろ質問をしたかつたわけでありますけれども、そのことは別として、公会堂に入つておりました自衛隊の事務所が現在、懷雪寮に入つておられます。懷雪寮があそこに建築をされたときにはそれなりの目的をもつてあそこに建てられたはずであります。ほかにもつていく場所がないからといふことで、あそこに自衛隊の事務所を置くことについては私は反対であります。ましてや本庁舎をはじめとして市の関係庁舎が狭い。近く本庁舎の新築をどうのこうのといつてある矢先に、狭い思いをしてくるときに何も無理をしてあそこに自衛隊の連絡事務所を置いておかなくつてもいいんではないかと思ひます。

確かに関係法令では、地方自治体はそれらの場所を提供するといふことになつておるかもわかりませんけれども、四日市市の現状からいってみて、自衛隊と申し入れを行なう中でどつかに移転してもらう手はができると思ひますので、これについての取り扱い方についてどのように考へておられるのか、お尋ねをいたします。

以上、五点にわたつて質問をいたしますので、冒頭申し上げたように単に執行者というかたいワクの中にはまらずに、市民の立場に立つて冷静に答弁をしていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午前十一時二十八分休憩

午前十一時七分休憩

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
市長。

○市長（九鬼喜久男君）質問にお答えを申し上げます。

先ほど清掃対策等、総体的に関連をされまして、市の行政の均てん化あるいは平等に、市民が全部平等に潤うべきだ、と指摘ございましたが、われわれもそのように考えておるわけでございまして、やはり市民が利用する、また使用するすべて、上水道、道路、下水、体育館、学校等すべてのものを含めまして、その利用あるいは使用の頻度と必要性の範囲において、市民が私は均等に利益を享受すべきではないかというように考えます。

しかしながら、中心街の市街地あるいは住宅街、農業地域等においておのずからそこに頻度と必要性において相違がありますので、全部が全部どことも同じ条件だといふにはまらないと思ひますが、市の行政がこのような頻度と必要性から平等に市民全体に享受されるべきものであるというように判断をいたしております。

清掃対策でござりますが、衛生部長がお答えしました三月議会に対しまして、たいへんそれが実施がおくれておるということにつきまして申しわけなく存じております。さらに詳細につきましては、が必要がございましたら衛生部長からお答えをさせていただきたいと考えております。

九月になりましたからのこととございますが、三月から実施すると申し上げました準掃、特掃地域の拡大につきましては、九月十六日以降において屎、ごみとも水沢、本町、小山田の小山、山田、三重の坂部、山の一色、県（あがた）の赤水等のごみの収集、し尿の収集等を実施をさせていただきたいというように考えております。

四十四年度は十六人の定員増と収集車五台の増車をお認めいただいたわけでござりますが、予算定員二百四十七名に対しまして、八月に臨時に募集をいたしまして、十四、五名の中から七人の採用をさせていただいて、現在二百三十九人でございまして、予算定員の足りぬ八人につきましては、臨時職員で、補充者は臨時雇用者で対処しておるわ

けでございますが、なお最近の情勢では、なお希望者が、応募者があるということでござりますので、できる限り近い将来において定員まで人員の補正をさせていただくことができるというのことを確信をいたしております。

臨時職員等につきましてはいろいろ問題がございますが、まあいろいろと指摘のような公害地であるとか塩害地等がござりますので、できる限り正規の者でもってこれを充足をしていただきますように、早急に対策を講じます。

固定資産の評価についての問題でございますが、まあいろいろと指摘のような公害地であるとか塩害地等がございまして、そういうような実情の把握をどういうように考えておるのかということでございますが、これにつきましては、ご指摘のように昭和四十五年度は固定資産の評価の基準年度でござりますので、近くこの評価がえを行なうことになりますが、現在の見通しといたしましては、宅地と申しますものはでき得る限り時価を基準といたしまして、時価に近づけた評価をいたします。

一例を申し上げますと、昭和四十二年に近鉄駅前の宅地で、昭和三十九年でござります、時価百二十万円のところが四十二万円に評価されておりますが、四十五年の評価の基準では、県の内示を受けておる価格は、時価百五十万円のところが七十四万といふやうなぐあいに、比率的に見ましてもできる限り宅地は時価に近づけた評価がされておるト。農地は一〇%程度引き上げられます。山林は据え置き、家屋につきましては、四十二年、四十五年間のこの三年間の損耗を三%の限度内において減価をさせていただくことといたします。（「それは原則」と呼ぶ者あり）

まあ、いすれこういふことは総務衛生委員会等で詳しく説明をしていただきたいと考えておりますが、公害の地価の値下がり等につきましては、いろいろ常にその評価につきまして、それが反映されておるかどうかといふことでござりますが、宅地について考えますと、先ほど申し上げましたように土地の評価は、時価を基準として評価するということが原則になつておりますと、公害によってその地域の地下が下がつておきましたならば、評価は当然それ

を反映して評価されるということになると思います。現在の評価額は、昭和三十九年の評価額はそのまま据え置かれていますので、四十五年度に全面的に評価がえを行なった場合には、当然相当大きな変化が出ることが予想されるわけでござります。

現在の評価がえにつきましては、昨年の七月ごろから売買実測の実例を調査してきたわけでございます。本年の三月の固定資産評価の審議会委員会を設置いたしまして、これらの時価の価額につきまして、標準地価の価額の評価につきまして、いろいろ審議をわざわらしてきました。

現在、本市の宅地の基準につきましては、近鉄の駅前が一応、評価の基準となつておりますが、すでに申し上げましたように百二十万が百五十万に上がって、前は約三分の一であつたけれども、今度の評価では約二分の一まで現在の相場に近づいておるといふことがいえるわけでございます。まあ今回の評価がえでは、この地価が上がつたということのほかに評価水準の引き上げが行なわれたということでございまして、そういう意味におきまして公害地といふものは、その時価が下がりましたならば当然その地価が下がつたという意味において、これが評価されるということになるわけでござります。（「そんなことはわかつておる、言わぬでも」と呼ぶ者あり）

四十二年と四十五年の間の評価は、そのように判断をいたしておるわけでございまして、公害地の家屋の減耗による評価についてはどのように考えておるか。また、公害地の減税措置についてもどのように考えておるか、という質問でござりますが、すでに前からいろいろ意見を拝聴いたしておりまして、公害地であるとかあるいは桜であるとかそういうところ、下野、県（あがた）等につきましても、これまでいろいろ評価、比較をしてきたわけでございますけれども、いずれも、津との差が三%くらいしか生じないというわけでございまして、この評価といふものが非常にむずかしいと。

ことに、一番顕著に比較されるのは、一応、金属部分でございまして、ひさしのトタンの屋根の部分並びに小屋等のトタン板、それからといふの減耗といふものでござりますが、大体いすれのうちを見ましても、といとかそういうところの、その固定資産の価額に占める割合は大体二%の程度でござりますので、その評価が、板の部分については減耗が少ない、ほとんどないということでござりますので非常にむずかしい。しかも、最近におきましては、大部分がといが塩化ビニール製品に変つておるとか、また、トタン板にいたしましても塩化ビニールの波板にかわつておるという状況でござりますので、その減耗度といふものがあらわれにくくいうことでござります。

また、最近のように交通が非常に頻繁になりますと、自動車から出されるところの塩素酸化物等によるところの減耗であるとか、あるいは道路に飛散しておるところのいろいろの酸化物であるとか塩といふようなものが飛び散るというようなことがございまして、そういうことによるところの被害もあるわけでござります。これを公害地と非公害地について建物全体の損耗程度の減耗を比較するということをしたわけでござりますけれども、非常にむずかしい。また、その建物の管理がよかつたか悪かつたか。また、その使い方が適当であったかどうかとか、また、主要資材がどの程度の品質のが使われておつたかどうかということにつきましても、一律に比較ができないわけでございますのでたいへんこの比較がむずかしいわけでござります。

したがつて、これらいろいろの総合判断をいたしました結果、磯津の地域につきましては、最も家屋の損耗の激しい地域といたしまして、評価上、若干の考慮をさしていただきたい、そのように考えております。

新都市計画法との関連の問題につきましては、まあ評価がえは新都市計画法と関係なく評価されるわけでござりますが、しかしながら、今後、決定されますところの新都市計画法による区域決定によりまして、その地域において起つてくる問題につきましては、都市計画税をどのように処理するか。また、市街化区域内における農地の評価の問

題をどうするか、とくことでござりますが、いずれもこれは、国のほうにおかれましてもしばらく見守つて対処いたしたいといふ方針を打ち出しておりますので、四日市市におきましても國の方針あるいは県の方針に従つて対処いたしたいと考えております。

税の適正支出の問題でござりますが、先ほど冒頭に申し上げましたように、市の行政が全体の市民に対して均等にまた均てん化して平等にやはり使われるといふことが望ましいわけでござります。しかしながら、その地域によつてあるいは住民のその強い希望によつては、やはり一応、表面的に見れば一部の人に利益が片寄るのではないかといふような考え方もあると思われますけれども、しかしながら、たとえば高校の助成金にいたしましては、もとより県が地元に負担をかけるといふことは、非常に不適正なものであるといふことは、ご指摘もないまでのことでござりますけれども、県のいい方は、地元に対する負担金であつて何も市にはお願いしておらないのだとこう考え方でござりますけれども、地元負担金と申しますものは、やはり市民の負担になつてくるわけでございまして、一例を申し上げますと、菰野の高等学校にいたしましても、六、七〇%、年度によつて違ひますが、六、七〇%の四日市市民が菰野の高等学校に通つておるわけでございまして、それは四日市市域の全体からそういう市民が通つておるわけでござります。やはり地元の負担金といふものは市民に直接かかるということを考えますと、やはり市民の負担を肩がわりしてやるといふような考え方から、市が自発的に、任意的に私は出さざるを得ないやはり場合があるといふことはやはりかねがね私は申し上げておるとおりでございまして、決して納税者の意向を忘れて市の税金が不適正に使われておるというように、私は考えておりません。

今後ともこのような地方財政法に規定されておるところに違反するような金の出資に、まあそれに違反すると考えられやすいような金の支出につきましては、厳重に判断いたしまして考えさせていただきたいと思っておりますけれども、

ども、高校の補助金等につきましては、市民からそういう強い要望がござりますわけでござりますので、やはりそういうことにつきましては、十分地区民あるいはそういう市民の意向を参考して今後、処置をいたしたいと考えておるわけでござります。

新都市計画法の計画、プランについての問題でござりますが、市の審議会の構成の時期につきましては、大体おそくとも十月以内、十月一ぱい以内に設置をさしていただきたいというように考えております。

それから、市民の受ける影響もまことにそれは大きいことでござります。利害も非常に大きな問題になつてくるところでござりますので、こういう趣旨を十分説明する地元説明会といふものは十分開かしていただきまして考え方としていただきたいと考えております。いろいろPR等の資料につきましても、できる限り準備をしたいと考えております。自衛隊の事務所でございますが、すでに結論を申し上げますと、自衛隊は現在、焼けましてから懐雪寮に入つていただいておりますけれども、いずれ懐雪寮も新庁舎のために除去をされますので、前々から公会堂を除去する考え方から立ちのいていたくように要請をいたしておりまして、現在は三栄町の民家をお借りいたしまして、そこへ移動することになつておりますことをご報告さしていただきます。

なお、税とその他の問題につきまして、必要がございましたら岩野助役並びに税務部長、土木部長の説明で補足をさしていただきたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） ただいまの市長の説明に補足して、具体的に申し上げます。

第一回のなぜ人員確保ができなかつたのか、といふお尋ねでござりますが、私は、これは労働需要の窮迫化といふ

ふうに理解しています。もう少し具体的にいえば、周囲の、四日市市における人的確保の労働需要が多くて供給が少ないと、ことに単純労務を主体とした労働確保にむずかしい。もう少し具体的にいえば、ほかのほうのが清掃職員なりより条件がいいといたことが、この四月の時点であらわれておるというふうに、私は端的にそういうふうに理解をしております。

で、将来どうするか、ということをございますが、現在時点では、一部いま市長が触れましたが、員数上は九月現在で臨時八名を含めてやつてますけれども、方針としては正規職員で充用するという方針は変わつておりません。で現実に現在、臨時職員である中でも、うちが農繁期でそのときに困るからおれは臨時でおりたいのだ、という意思表明の方もおられます。それから、単純労務者といえどもクレベリンその他の適正検査を人事課のほうでやつておりますので、そういうものがいやだと。働くことは彼らでも働くという意思の方もござりますし、それから直接、人事課のほうへそういうことをしとるのでおれも希望するという方が、きのう現在で五、六人おられるということで、第四次補充として人事課に申し出ておる事項は、九月中にそういう人を合わせて第四次の採用の選考をしていただきたいというふうに、私からは申し出とります。

それから、第三番目の未収区域の拡大の計画でござりますが、きのうも私から約七百戸というものを目標としてしままで入ってなかつた地区に、市街地を形成した地区を重点として九月十六日以降入る方針を部内で決定いたしました、というふうに報告申し上げ、市長もそれを先ほど確認されたわけでござますが、員数上の問題と計画上の問題と、それから実際の運営の問題がござりますので、私どもいたしましては、これから気候もよくなることなどでござりますので、計画以上な収集を実施したいというふうに考えとります。

それから、第四番目の工場の、特に寄宿舎の収集計画はどうなつておるか、という具体的な問題でござりますが、

私どもの考え方は、社宅であろうと、いわゆる住居を拠点としたごみの家庭収集については同様に扱うという原則をつけております。また、工場内以外の社宅につきましては、むしろ職場に命令がよく徹底いたしますので、非常に能率的なごみの収集をいたしております。

問題点といたしましては、工場内にあるところの寄宿舎が、問題点を指摘されたと思ひます。これにつきましては従来、工場の産業廃棄物と一緒に処理された場合については、工場廃棄物として一緒に扱つてた。ただ、収集車の出入りの問題、工場保安の問題あるいは特に紛糾あたしは女子工員の風紀の問題がござりますので、一般社宅なみの開放された社宅なみにはいかないというふうに考えてますが、これにつきましては、個々の事業場と清掃の管理課及び担当の事業所とそれから企業側の工場管理者と打ち合わせまして、風紀の問題あるいは帰る時間、あるいは何曜日を決める方法について具体的に話し合つていくべきだというふうに考えまして、部内の打ち合わせ会でそういうふうな方針を、私から部下に示してございます。

そういうことで、原則としては、工場廃棄物と一緒にしないということであれば区別しないというふうに私は割り切つて、そういうふうな命令をしておりますことを報告しとります。

○議長（服部昌弘君） 税務部長。

〔税務部長（伊藤涼一君）登壇〕

○税務部長（伊藤涼一君） 評価の問題につきまして、補足をさせていただきたいと思ひます。（「聞こえへん、大きな声で言え」と呼ぶ者あり）

第一問の評価がえの際に公害の状況をどうするかと、こういう問題でございますが、公害地の住宅のあとを売れないなど、あるいは公害による地域に塩田があつてこれが沼同様になつていると、こういうふうなところの例をあげてど

説明になつたのでござりますが、評価の原則は、先ほど市長が申しましたように、時価を基準として評価をすると、これがたてまえでござりますので、下がれば評価は自然に下がると、これがたてまえでござります。

ご承知のようにこの工場の近くに住宅があつてこれがあき地となつて売れないと、いうような点もござりますが、そういうようなところでござりますれば、当然時価が下がつてしまひりますので、四十五年度の評価がえにおきましては、そういう要素を反映しまして評価ができると、こういうことになるわけあります。

それから塩害田の関係でございますが、これも実はこの磯津の入口に五町歩ほどの塩害田がございまして、これは塩害の常襲田でありまして、かなり前から沼同様になつておりますが、アシが生えておるところでござりますが、しかししながら、これは地目は田になつておりますが、しかし評価は、地目のいかんにかかわらず現況でもつて評価するところ、これがたてまえでござりますので、あの土地につきましても田でなくてアシの茂つてゐる沼地としての価額の評価をいたしております。

それから、第二問の公害地域の家屋の減免、その後どう進めるかと、こういうような点でござりますが、これは、先ほど市長からお話をありましたように特別、損耗の厳しい地域としまして、磯津について若干の特別損耗の考慮をしたじと、こういう方向でござります。

それから、第三点の評価審議会の評定価額でござりますが、三十九年の価額と今回の四十五年の価額とどういう関係になるかと、こういうような点でござりますが、三十九年の価額といいますのは、そのときの評価審議委員会の委員さんの関係もござりますが、非常に低い価額で格付けがされておると、こういうことでございました。しかるに、この四十五年度を控えての審議会におきましては、ほど時価に近いような価額でご審議を願いたいというようなことがございますので、これは、審議委員会の評定価額が高いか安いかということは、評価とは直接は関係がないのでござります。

さしまして、評価の水準といふものは、これは県から、県下の均衡をとるために四日市の、宅地で申しますと近鉄の駅前といふような土地を指定しまして、その土地が市長が先ほど申しました七十四万と、こういうような現在、内示を受けておりますが、その水準によりまして審議委員の評定をいたいた全市の均衡を考慮して、そして七十四万の水準で評価をすると、こうじうことでござりますので、三十九年の審議会の価額が比較的安かつた、四十五年の価額が比較的時価に近かつたといふような点は、何ら評価が高い安いには関係ございません。ただ内容の均衡がとれているかいないかが問題になるわけでござりますが、現在、評価の段階で非常に国・県の措置がおくれておりますが、最初は宅地の評価がえをすると、こうじうようなことははつきりわかつておりました。

農地につきましては、本年は、今回は評価がえをしないと、こういうようなことを國も発表をしておつたのでございますが、これが最近になりまして若干の引き上げをすると、こうじうような方針に変わつてしまひました。非常にこの基準地価額の確定といふこともおくれておりますが、内示は七十四万で受けておりまして、これによりましてこの七十四万によって審議委員会でご評定を願つた価額を基準にして全市の評価を見てみる、まだこれは検討中でございますが、それとこの三十九年の実際の評価額と比べてみます。どうじうようなことになるかとじうことを申し上げてみたいのでござります。

先も市長が申しましたように、三十九年には四十二万の評価であると、これが四十五年では七十万の評価になる。こうじうようなことは、値上がりのほかに評価の引き上げ、評価水準の引き上げといふことが多分に含まれておりますが、実際に上がつたよりも今回の評価ではそれよりも割合の高い値上がりが、評価の引き上げがあると、こうじうことがござります。そういうことを頭に置いていただきまして、お願ひしたいと思うわけでござりますが、この駅前が約七六%の引き上げでござります。これは四十二万が七十四万でござまして、七四%の引き上げでござります。

それから、諏訪西の地域、区画整理の行なわれました地域、これはかなり引き上げ率が高いわけでござります。割ないし多いものでは三倍余り、こうじょうようなものがござります。

それから、公害地域の塩浜なんかにおきましては、この評価水準の引き上げによる分としまして、約一〇%余りの引き上げがあるんじやないかと、こうじょうような現在、予想を持っています。

それから、道路がついた地域であるとかあるいは住宅が盛んに開発されておる地域、こうじょうような地域の引き上げといふものは、かなりな額になるわけでありまして、まあ大体の傾向を申しますと、以上のようになるわけでございます。

それから、第四点の公害地の減税にどういう態度をとるか、というような問題は、ただいま市長の申しましたように、土地は時価によって評価がえをする。家屋は、戦津についての若干の考慮をしたい、こうじょうことでござります。

それから、第五点の新都市計画法と評価がえの点につきましては、市長が説明いたしましたとおりでござります。以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 新都市計画法に基づく審議会のことにつきまして、補足してご答弁申し上げます。

らどうだ、そして円滑な都市計画の行政の運営をやれ、こうじょうふうな指導がきておりまして、それに基づいてやるわけでござりますが、構成といたしましては、まず第一に、県に準じておりますので学識経験者、それから、市議会の議員の中から選んでいただいた方々、それから、関係といいますか、各界の団体等がござります。たとえば農業協同組合とかあるいは商店連合会とかあるのはまた商工会議所とか、いろいろ団体がござますが、そういう団体を代表していただく方、それに行政機関の職員、こうじょうもので構成したらどうだといふうな通知がまいっておりますので、この線に沿つていま事務的な検討を加えておるような次第でござります。

構成人員といたしましては、十五人から二十人くらいのところでとじょう考え方でござります。

それから、公聴会の問題でございますが、いま市長から説明がございましたですけれども、これに補足させていただきますと、やはりこれも必要に応じて公聴会等住民の意思を反映させると、こうじょうふうに法律はいっておりまして、その趣旨に沿いまして、われわれの考え方といたしましては、公聴会でござりますと非常にこう何といいますか、かみしもを着てかた苦しいような感じを受けるわけでござります。

で、実際の住民の意思を聞く場合には、やはり地元説明会といなごやかな、ソフトマード的な考え方でほんとうの意思をお聞きいたしたい。これは、今回の場合は非常に大きな変化を、都市計画上大きな変化をもたらすものでもござりますし、また、それが私権に対しても相當大きく左右をするものでござります。

まあ、いま税務部長の答弁の中にも、あるいは市長の答弁の中にもござりましたように、税の問題等もからんでまいります。まあいろいろな問題がからんでまいりますので、これは十分われわれとしては慎重な態度で、事務担当者として慎重な態度で臨みたい、こうじょうふうに思っておりますので、今後また議会の方々に対しましても、いろいろどこ相談やらご指導やらご鞭撻をいただきなければならぬ問題が多々ございますので、その辺はよろしくお願ひい

たしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 山本君、

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 時間の関係もありますので、整理をしながら再質問をいたしたいと思います。

先ほどの質問の順序とは不同になりますが、まず、自衛隊連絡事務所の件につきましては、一般民家を借りてそちらのほうに移転をする、こういう答弁がありましたので、その点については了としたいと思います。

それから、新都市計画法の関係であります。昨日の答弁に引き続いて、さらに具体的に説明がありました。私たちの願うところは、あとでしまったという気持ちを、あるいはそういう実績をあとに残さないために、事前からやかましく言つておられるわけでありますので、説明会なりあるいは公聴会を開く中で、いま部長が説明したような中での事前の対処というのを慎重にやつていただきようにお願いをして、この項についても終わりたいと思います。

それから、清掃対策、固定資産の問題、税の適正支出の問題であります。特に固定資産の評価の問題、それから税の適正支出の問題についていまの答弁を聞いておりますと、何もこの議会の中で私が答弁を求めなくつてもいいようなことを答弁されているわけであります。私のほうで答弁として求めているのは、事務的なことではなくって、行政という立場で市長なり部長の政策を聞きたいわけであります。

特に、固定資産の問題につきましても、そろばんを片手に持つて説明をいたしておる感が非常に強いわけであります。ちなみに、時価という問題が先ほど説明されましたけれども、公害地における土地の価格というのは、ほとんど上がっていない。あるいは低くなっているというところがあるわけであります。土地の使用目的によつても、宅地として使用される場合、あるいは工場用地として使用される場合に、それぞれ土地の価格というのが異つてくるわけであります。

あります。そういうことが行政という立場でどういう形で評価をされるのか。市長としてのそこらあたりの態度というのを私は聞きたかったわけであります。

近鉄の駅前で比較をして、公害地の土地の価格が上がらないということは、それだけそこに住んでおる住民が損害をこうむつておられるわけであります。そういうことをなぜ行政という立場から解説をしないのか。

さらに、大気汚染による損耗評価がむずかしい、こういうことがいわれます。ところが、免税、減税、こういう措置が講じられる例があるわけであります。たとえば、ステーションホテルの固定資産税がどういうふうになされておるのか、ここらあたりをやはり行政という立場で私は考えていただきたいと思います。私の調べたところでは、ステーションホテルの固定資産税は二分の一に減税をされているわけであります。外資導入との関係があるということで政治的な配慮がなされているわけであります。

こういう面から考えていくと、公害地における固定資産税評価というのは、税の課税ということは、政治的にも私は減税の処置がされるんじやないかということを言つておられるわけであります。事務的な回答については、答弁についてでは差し控えて、政策的にそこらあたりの市長としての意思をはつきりと表明をしていただきたいと思うわけであります。

政治的に、この減税の問題については、政治的な問題であります。繰り返します。したがつて、減ということを政府にかけ合つて、こういう市長の意思があるのかないのかといふことを言つておられるわけであります。事務的な回答については、答弁をしていただきたいと思つます。

それから、先ほどの答弁の中で、特に税の適正支出の中で、法で禁止をされているもの、あるいは禁止されているものと思われるものについて、今後どういうふうにするのかということを質問いたしましたが、具体的な答弁がござります。

いませんでしたので、これはあらためて、岩野助役の担当だと思いますので、助役のほうから三月議会における答弁を踏まえて答弁をしていただきたい、このように思います。

それから、統いて清掃対策の問題であります。これも先ほどの答弁でいきますと、事務的に答弁がなされております。五月の中旬に車両が確保された、ところが人員が確保できないために約四カ月間にわたって車両を遊ばせておつたという責任の所在はです、衛生部にあるのか。人事を担当しておる総務にあるのか、そこらあたりの兼ね合いを明確にしていただきたい。

あわせて、いま非常勤の方が八名みえるわけですが、日額一千三百円、これを月額に直しますと五万七千五百円という数字になるわけあります。正規の職員では応募者が多くて非常勤であれば、日額一千三百円の非常勤であれば応募者があつたということについての矛盾を、執行者としてどう説明をしていくのか。私たちの理解としては、あるいは四日市の現状としては、先ほど需要と供給の話が出ましたけれども、一千三百円も出さなければ人員を確保できないというのが、四日市の労働状況じやないんじやないですか。

それならば、現在、正規の職員として働いてみえる方々が、五万七千円以下の方といふのが私はほとんどだらうと思ひますけれども、それらの方々の労働条件なりがより向上されないことには、清掃業務に従事をする職員といふのは集めることができない、こういうことが指摘されると思うんです。そこらあたりが執行者の立場でどういうふうに判断をされているかということを、私はお尋ねをしたいと思います。

ちなみに、先ほど募集の方法等についても若干の説明がありましたけれども、市のとつておる募集方法といふのは全く官僚的であります。自治会を通じて回覧板を回したところで、そんなにたやすい方法で人が集まるんじやありません。いま市内の中小企業の中でどれだけ苦労をして人を集めているか、そういうふうなことを十分に判断するなら

ば、自治会を通じて回覧板を回すだけで人が集まるんだといふような気やすいそういう手だてというのは、私は執行者として十分に反省をすべきではないかと思います。

ましてや、清掃といふああいう仕事の内容から判断をして、そうちやすく人が集まる、こういうことではないと思ひます。

さらに、つけ加えて言うならば、現在、再三の募集で採用された方々の状況を見てまいりますと、当初の最高年齢の制限は三十五才でした。それが四十才になり今度は四十五才になつておるわけであります。それでどうやら七名の募集ができたということであります。言いかえますと、中年、高年になつてから募集に応じてきた、こういうことだと思います。中途採用者の、中高年齢採用者の最低賃金といふのが一体どういう形になつておるのか。このことも私は考える必要があるのではないか。先ほど日額二千三百円の例を申し上げましたが、五万七千五百円といふそういう最低の金額を示さないことに、正規の職員は集まらないのではないかということを、私は指摘をしたいと思います。そこらあたりについての執行者としての考え方を、再度、具体的に示していくただくことを求めて、再質問にしたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後零時十二分休憩

午後一時六分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 第一及び第三の山本議員の再質問にお答えいたします。

清掃職員に従事する職員の確保が計画のとおりに進まないでございましたことをおわびいたします。

山本議員のご指摘のように中小企業における人手不足が非常に深刻でございまして、市もまたこの市の清掃に従事する職員を確保することにつきましても、また例外ではなかつたわけでござります。過去を振り返ってみましたがこの大体二十年間に清掃に従事する職員の確保に困難を感じましたことが二回ございます。一回は確かに三十五、六年ごろのこととござりますし、今回がこれで二回目でござります。三十五、六年当時、いま回顧いたしますと、人が得られないままに希望して來た者を全部採用いたしましたところ、非常に職員の質の低下を招きましたとして、これを改善するためにずいぶん長い年月を要しました。

そのために、今回はその轍を踏まないためにも、職員は不足しておりますたれども、職員の質の低下を招かないために、不足はしながらも必ずしも希望者を全部採用するということはいたしませんでした。これがまあ幾ぶん定員充足のおくれた原因にもなつておるわけでござります。

臨時職員の賃金を二千三百円で募集したのでござりますが、この給与と正規の職員の給与とは正規の職員を含んでおります地方公務員の給与ベースあるいは年金、賞与、有給休暇、共済、こういった関係もございまして、一がいに両者を比較することはむずかしいと思うんでござりますけれども、ただ長期的な、また社会的な観点から見ました場合、労務に従事する人々の賃金が、最近、急激に上昇しておるという一般的な傾向は否定することはできないと思ひます。

したがいまして、私たちといたしましては、清掃職員の必要数を確保するためには、適切な措置を検討いたしました対策を講じていきたいと思うんでござりますが、これにつきましては、給与の改定という問題でござりますので、慎重に取り扱つて、しかもこうした職員を確保していく、このように考えております。

次に、第三につきましては、税収入はもちろんのこととござますが、国、県の補助金あるいは各種の収入全般につきまして、いやしくも市費につきまして私は違法な支出は絶対にいたさないように心がけております。なお、違法と解せられるおそれのあるような支出につきましては、十分に検討いたしまして誤解を招くことのないよう努めていきたいと、このように考えております。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 いま岩野助役のほうから清掃の問題と税の適正支出に關係する答弁があつたわけですが、税の適正支出に關係する中で再度強く要望しておきたいのは、俗に疑わしきは罰せず、疑わしきは用いず、ということばがあります。いま助役の答弁を聞いておりますと、それらについては十分に研究をしてと、こういう表現であります。

行政という立場でありますから、たとえば、本議会が満場一致で議決をされるような、そういう内容のものを進めてもらいたい。このことがまぎらわしきものを用いていかない、こういうことにつながるのではないかと思うわけです。そういう立場での税の適切な支出というものを、今後とも十分に計画をし、執行をしていくよう強く要望するわけであります。ひいては、そのことが市民が喜ぶことであり、市政が発展をしていく道につながるのではないかということを、最後につけ加えていきます。

統いて、清掃の問題でありますが、再度私は、理事者はもちろんでありますが、私たち議員もですね、いま清掃業

務で働いておる人々の立場になつてですね、この問題について今後の対策を講じていかなければならぬだらうと思います。

端的に指摘をいたしたいと思いますが、いま市長をはじめとする理事者の中で、自分自身があの仕事に従事をしている立場で、先ほどから出でるような答弁がされておるのかどうかということを再度、答弁は必要でありますけれども、今後の対策の中で、十分胸に手を当てながら考えていただきたい、このことを強く要望する次第であります。さらに、今後の職員の採用についても、事務的に運ぶのではなくて、作業の内容からいつてみましても、職場環境なりの改善といふことが、率直にいえるんではないかと思います。加えて、四日市市内では採用が困難だといふことでも、今までの状況の中からは判断をされるわけであります。

幸いにして、今度、垂坂のほうに清掃団地というのが計画をされております。また、現在の泊山にいたしましても河原田にしても、また末永にしても通勤状況を判断してみると、一般的の、たとえば本庁に通勤するのとは通勤状況が困難であります。しかも、仕事に従事する中では、ほこりにまみれ汗にまみれるという立場で、現在、入浴施設等がされてはおりますけれども、はたしてそれだけで職場の環境がよくなるのかといふと、決してそうではないし、あるいは市外から採用といふことを前提に今後とも考えていかないことには、職員を確保するということはできなく、このように判断をするわけであります。

そういうことに立つて考えるならば、今度計画をされる清掃団地なりあるいは泊山に清掃職員用の宿舎というようなことも考えていく必要があるんではないかということを、私は意見として申し述べたいわけであります。それらの施設が今後充実をし、さらには、賃金の問題にいたしましても、先ほど自分の身になつて自分がその立場で働くということを考えたうえでの賃金といふものを考えたうえでこの問題に当たつていかないことには、私は、根本的な解決

とさうのはできないだらう。ましてや、今後とも地域を拡大をしていくところについてはさらに困難性が伴つてくるのではないかということを、指摘をしておきたいと思うわけであります。

さらに、今までの質問の中では私は出しておりませんが、民間に移すのか直営にするのかといふとともに、今後の問題として出てまいります。私たちは直営といふことを今後とも堅持をするといふことを、意見として申し述べておきたいと思います。

現在、未収区域で民間業者によるサービスがどういうことになつておるのか。市との間の協定では十五リツター十円、こうじうことでされておることであります。実際にはそれが守られていない。そのことについて市民から業者に小言をいふと、今までの議会の中でも話が出ましたが、一たんくみ上げたやつをまた差し戻していく、こうじう業者たつてあるわけであります。まともにとつていつも倍に近い不当な料金をとつていくといふ例も事実あるわけであります。

また、捨ててはならないところへ捨てていく、衛生部から指導をしてここへ捨ててはいけないところへもあって捨てていくといふ業者があるということを、直営にするか、民営にするか、民営に委託をしていくかといふことについて検討する場合に十分に反省をしてもらいたい。私たちとしては、民間に委託をした場合には、いま市民がこうむつておる迷惑といふものがさらに増大するのだ、こうじうことを確信するわけであります。そういう意味から必ずしも私たちは直営といふことを実行していく、今後とも堅持をしていくといふことを強く意見として申し述べておきたいと思います。

まとめといたしまして、私の質問に対するそれぞれの答弁は、率直に申し上げて私自身が、あるいは私たち革新クラブとしても満足する回答ではなかつたといふに判断をいたしますけれども、答弁の中で、部分的ではあります

がうかがわれるこれから市政について、特にきのうの市長の発言でありませんが、私たちとしては、次期の市長選に市長が、九鬼市長が再度、立候補するならば、これから私たちが市長を見つめる日というのは、さらに厳しくしなければならないと思います。

そういう立場で、市長をはじめとする各理事者は、市民の生活を優先的に考える四日市の行政と/orものに、十分な対策を立てていただきたい。特に、本会議以降年末にかけては、四十五年度予算の作成時期にもなるわけあります。十分にいま申し上げたようなことを、来年度予算の作成に当たっても、いまから考慮に入れながら対処していただくことを強く要望して私の質問を終わります。

○議長（服部昌弘君） 野崎君。

「野崎貞芳君登壇」

○野崎貞芳君 革新クラブの二番手として、通告いたしました順に従ってご質問申し上げます。

まず第一点、公園施設の整備についてでお尋ねいたします。

緑地の確保及び整備は、自然の環境及び都市景観の維持はもとより、市民のレクリエーションの場として必要であるばかりでなく、工場公害に対する緩衝機能、都市地域の特性に応じて施設、緑地、生産緑地等の計画的な配置をはかるべきであります。都市地域においては無秩序な市街地の拡大防止と健全な生活環境を確保するため、緑地の保全と開発を系統的に考慮した施設緑地、生産緑地等の緑地を計画的に配置するため、泊山公園は自然公園と/orまあその中に乳児園あるいは希望の家等をつくる計画が出されましたし、また南部丘陵公園が、普通公園ではござりますが、運動施設等を建設する計画を、四十年より四十五年完成という計画で進められたわけでございますが、その間に中央緑地公園ができた今日、国の承認は得てあたとしても、事業延長せず新しい構想の公園に事業変更を計画

すべきであると考えますが、この点についてどういふうにお考えか、お尋ねいたします。

また、きのうの公園関係の答弁にも海浜公園と伊坂ダムについては、いろいろと答弁があつたので了といたしますが、伊坂ダムについては、これは非常に、督察の手によってパトロールされております。非常に地域の方々もこの問題については非常な関心を持ってみえます。また、土地買収のときの条件にも、特に地元の意見を、地元住民の参加をさせてほしいというようなことが出されておりましたが、この点についてどのような計画についての参加をさせるとか、お考えがありましたら、お尋ねしたいと思います。これは犯罪のパトロールをしておる事実に対して、早く整備をする必要があるというふうに考えております。

次に、宮妻峡についてであります。

四日市唯一の観光地である宮妻峡は、四十三年七月には鈴鹿国定公園に指定された中にあって、市民のレクリエーションの地帯として重要な役割りを果たすべき地域であります。宮妻の観光、レクリエーション事業は、登山あるいはキャンピング等、動的レクリエーションの魅力に著しい伸びがあり、現状は宮妻峡ヒュッテの規模も狭く、道路の整備も悪く、電気の引き込みと防犯的な面等の改善をし、余暇の健康的な利用をはかるため、十分な配慮をお願いしたいわけでござります。

この宮妻峡についてどのように進められようとするのか。また、最近、この宮妻峡についてご調査された経過があるか、あつたらお示し願いたいと思います。

次に、都市下水道整備でございます。下水道の普及は、一般におくれてるので、市街地における完全補給を目標として、公共下水道の整備を促進し、都市環境の改善、公衆衛生の向上及び公共水域の水質保全をはかる必要があります。河川の水質汚濁、低地における雨水の排水不良による浸水等を防止し、さらに今後、住宅開発あるいは工業開

発等に対処するために、公共下水道の、あるいは都市下水路の整備に積極的に取り組んでいただきたいのです。しかし、公共下水道は、何分にも多額の費用を要する事業ではあります、十分、承知しております。また、北部の調査の結果の計画でも明らかであります。都市下水の質問は、地域が北によりますが、富洲原地区は近鉄線以西への住宅化が進むにつれて、排水路の整備が急務であり、隣接町の排水が不完全なために、過日七号台風のときには、天ヶ須賀地区において浸水があつたのであります。いろいろ調査され、また、その結果においては、川越町豊田地区高松地区の雨水が原因であつたし、これらを解決するためには現有水路を整備し、ポンプアップ以外にないと考えます。

広域行政として、広域的な土地利用を十分考慮して、共同設置をお願いするものであります、その考え方についてお尋ねいたします。

以上、二点についてご答弁をいたします。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） ただいまの二点に関する質問にお答え申し上げます。

まず、公園の問題でありますが、おっしゃるとおり当四日市は工業都市でございますので、できるだけ公園の整備をいたしまして、市民の生活環境を整えるということは、きわめて重要な課題の一つであろうかと思います。

そこで、現在あります公園の概況を申し上げますと、計画決定をいたしましたものが、都市計画上、計画決定いたしましたものが二十二ヵ所、百九十一ヘクタール余りでございます。このうち使用可能なものは十五ヵ所、四十八ヘクタール程度だというふうに考えられます。将来は、これを五十一ヵ所にして三百ヘクタール以上の公園をつくりた

い、かように考へておるわけでござります。このうち泊山公園につきましては、先ほどお話のありましたように、計画決定をいたしましたのは、三十九年の四月でございまして、事業決定が昭和四十年といふことになつておりますが面積が三万六千九百十一坪（一一一・八〇六・三平方メートル）でございまして、事業費の概況、およそ八千万、こういうようなことになつております。

それから、南部丘陵公園でございますが、これは二つに分れとりまして、そのうち普通公園が一ヵ所、これは計画でまいりますと七万二千坪（三三七六〇〇平方メートル）余りでござります。この普通公園のほうは、泊山公園と同時に計画決定並びに事業決定をいたしております。

一方、南部丘陵公園のほうにつきましては、事業決定はいたしておりません。

そこで、先ほどお話のありましたように、この泊山公園あるいは南部丘陵公園の完成よりも先に中央緑地ができましたので、そこに運動施設が整備をされたといふことから、南部丘陵公園の運動公園のほうにつきましては、今後、計画を変更しなければならないかといふふうに考えております。

現在どういうふうに計画を変更するかといふことについては立案中でござりますので、決定をいたし次第また皆さまにおはかりを申し上げたい、かよう考へておるわけでござります。

泊山公園と南部丘陵公園は、先ほど野崎議員からお話のありましたように、計画といたしましては五カ年計画で進めてまいつたわけでございますが、何せ都市計画の仕事でございまして、国の補助金を前提といたしておりますが、国の補助金のワクが非常に少ないので、計画の実施がたいへんおくれております。この点は申しわけないと思つておるのでございますが、この計画完成までにはいましばらくの年限を要しようかといふふうに考えております。

さらに、伊坂ダム周辺の公園化の問題につきましては、昨日、坪井議員のご質問にお答えをいたしまして詳しく述べ

説明申し上げたとおりでございますが、できるだけ早い機会にこれの実現をはかるべく日下県、市で調整中でございますので、いましばらく計画決定まで時間をいただきたい、かように考えておるわけでございます。

さらに、宮妻峡についてでございますが、これは年々歳々宮妻峡の利用者が非常にふえておりまして、本年、宮妻峡に来ていただいた方々からアンケートをとりました。アンケートの回答は百三十三通ございましたが、このうち最も多い利用者は、やはり三重県の方々でありまして、失礼いたしました、百五十九通の回答を得ておりますが、このうち最も多くの回答を寄せていただきましたのが、三重県の県民でございます。百三十名でございますが、そのうち市内の方が九十九人、市外の方が三十一人でございます。パーセントに直しますと、三重県が八一・八%、愛知県が一四・五%、その他大阪、京都、東京というふうになつております。

で、この宮妻峡に行かれる方々はどういう方かと申しますと、学生の方々が約四〇%足らずで最も多く、その他会社員あるいは農家の方々等に主としてご利用をいただいております。年齢的に申しますと、二十才までが四三%とうように、きわめて若い方々が多くご利用をいただいておるということになるのでございますが、そういうような利用の状況であるにもかかわりませず、施設その他につきましては、やはりまだ今後多く整備をしていかなければならぬ点がございますが、昨年は予算をお認めをいたしまして、洗面所等のヒュッテの修理をいたしました。さらには、ことしは電気の取りかえをすることにいたしております。

それから、道路につきましては、非常に砂防地域で、たいへん危険なところでございますので、できるだけ早く整備をいたしたいというふうに考えておるわけでございますが、若干まだそこに手が届いていないということについては申しわけないと考えておりまして、できるだけ早くこれも整備をするよう努めをいたしたいと考えております。

公園については以上のとおりでございますが、次に、下水の問題についてお答えを申し上げます。

公共下水道につきましては、すでに今後、拡張していく区域というものが決定をいたしておりまして、橋北地区のまでは橋北地区とそれから三瀧川までの橋北地区と、それから南側につきましては、たしか常磐のほうであったというふうに記憶をいたしておりますが、公共下水の行き届かない各地域につきましては、都市下水路の整備を急ぐ必要があるということで、昨日、市長からご答弁申し上げましたとおり、本年度当初予算におきまして、都市下水路の整備といたしまして五千万円を計上いたしたわけでございますが、この五千万円は、都市下水整備の第一次的な計画というふうに考えております。

で、そのほかに、先ほど野崎議員からお話のありました北部におきます川越地区を含みました広域的な下水道の、都市下水道の整備につきましては、約四キロ、八億円、受益面積三百三十六ヘクタールというような膨大な都市下水路の整備を考えておるわけでございますが、この都市下水路は、富田、富洲原地区の町のまん中へ上の水が落ちてこないよう富田、富洲原地区周辺をずっと、上の水を全部外側へ流して、最終的には川越のポンプ所のところで処理をしようと、こういう考えでおるわけでございますが、これは、将来の公共下水道の布設を前提とした計画でございまして、現在、川越のほうと話し合いを進めておる段階でございます、この川越との話し合いがつきました暁におきまして、これを国の方に申請をして、補助金等の獲得をいたしたり、かように考えておりますが、現在、川越のほうと話し中であると、こういう段階まで進んでおります。

そこで、北のほうの排水問題につきましては、野崎議員からお話のありましたとおり、ちょっと大雨が降りますと天ヶ須賀地区等において浸水を起こしますので、先ほど申しました五千万の範囲内におきまして、天ヶ須賀地区の排水路の整備をいたしますと同時に、小さなポンプでもつけて、一時的な処置を講じていただきたい、かように考えておる次第でございます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 野崎君。

〔野崎貞芳君登壇〕

○野崎貞芳君 ただいま答弁をいたしました中で、伊坂のダムを開発していくために地元の代表を入れてほしいということがあります。あるいはそれについてですね、どういうような運営の中でそれを聞き入れてもらえるのかということをお尋ねしたわけでございますが、答弁がいただけなかつたので、その問題について答弁をいただきたいと思います。

また、宮妻峡についてのアンケートでございますが、これは、いまの答弁の私がお尋ねしたのは調査ということでございますけれども、たまたまアンケートの結果をご報告いたしましたので、アンケートに対する私の考え方を申し述べたいと思います。このアンケートはシーズンの半ばに配布されたと、利用者に対して配布されたということで、利用者の数が年間百五十九人とか、あるいはそういう小さな数字ではないと思います。もう少し数は多くなっていますし、また、そこの宿泊する場合に五十人と限定されています。

そうすると、一例をあげれば名古屋あるいは四日市、桑名の会社あるいは銀行、そういうところから五十名ほんと申し込まれたときに、一般の市民がそこに行つてキャンピングするということ、あるいはその施設を使うということがですね、非常に至難である。したがつて、設備を拡張してほしいということが、お願いの一つでございます。

それから、最近は家族づれで利用したいという方々も多いようでございます。そういう場合に、家族づれが行つてやれるような施設ができるないかどうかということも、今後の計画の中に入れてほしい、こういうことでございますので、このアンケートについて、やなしに、市独自がこの計画というものを立案された経緯があるかどうかというふうなことを、なければよろしいですが、もう一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 加藤助役。

〔助役（加藤寛嗣君）登壇〕

○助役（加藤寛嗣君） 伊坂ダム周辺の住民の方々の参加の問題についてお答えを忘れまして、たいへん失礼をいたしました。

先ほど申し上げましたように、伊坂ダム周辺の公園化については、現在、県、市の間でどういうふうなものにするかということを調整中でございます。したがいまして、ある程度の試案ができました段階において、住民の方々のご意見も十分、どういう形で参加をしていただくかということをあらかじめ頭の中において試案の作成に当たりたいと思いますが、これができました段階においてもう一度おはかりを申し上げたい、かようと考えております。

それから、宮妻峡の問題でございますが、先ほど私が申しましたのは、アンケートを回収した数だけを申し上げましたんで、確かに利用者の方はこれよりはるかに多いわけでございます。ただ、アンケートを、市独自の考え方で宮妻峡の設備の拡張をというふうな考え方があるかどうかということでござりますが、いろいろアンケートをとつてみますと、あそこにはできるだけ自然のキャンプ地としておいてほしいというご要望が強いようございますので、あそこへ鉄筋コンクリートのばかりかい宿舎というようなことは、ちょっといまの段階では考えていないというのが実情でございます。これはまた、時代の流れその他趨勢において考えていただきたい、かようと考えまして、さしあたっては現在ある設備の充実等を考えていきたい、かようと考えております。

○議長（服部昌弘君） 暫時、休憩いたします。

午後一時四十七分休憩

○議長(渡部昌弘君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 総体質問の前に皆さんに一言お礼を申したいと思います。

無所属の山口に、一番初めの時間を二十分、次に三十分、今度は一時間ちゅう時間を、貴重な割り当てをいただきましたことにつきまして、皆さんに厚くお礼を申したいと思います。何といたしましても議員の本分は言論の自由でござりますので、だんだんわかつていただけたと、心から私は喜んでおる次第でござります。できましたら次は一時簡単くらい与えていただくことをお願ひいたします。(笑声)

私の質問の通告の順序に従つてお尋ねいたしたいと思いますが、私が言いますことは、山口よ愚問の質問をするやないかといふそしりを受けると思ひますけれども、何にいたしましても私は一期休んでおりました関係上、その間のわからぬことがござりますので、愚問のような質問をいたすと思ひますけれども、その点をご了承のほどをお願いいたします。

まず第一番に、中央緑地と公害防止事業団についてでござりますが、この問題は、中央緑地の問題は過去の問題でございまして、ただ聞きたいのは、この前の本会議におきまして私が、樹木が相当枯れておるがこれをいかにするか、という質問をいたしたものでござりますが、そのことについてま一度質問をいたしたいのが一点。

再質問するときの資料といたしまして、私がこの前の六月議会にそれを発言いたしましたそれ以後今日まで三カ月の間に何本枯れておるかということを、理事者でお調べになつたかならぬかを一言お聞かせ願いたい。

そのうえで再質問をいたします。

次に、公害防止事業団の性格でござりまするが、過去の問題でござりまするので、聞くことばかなことでござりますけれども聞きますると、この前の議会でも市長が述べられたごとく霞ヶ浦の海面を復元して、そこへ海浜地帯をつくる構想を明らかにしておみえになりますが、これも公害防止事業団に委託されるものかせんものかをお尋ねいたします。

そのうえで再質問をいたします。

次に、第三コンビナートに関連する道路についてでありまするが、これは皆さんもご承知のごとく平田市長の大ぶり式の構想から発足いたしておるものでござりまするが、そのときに三百万円のあの一体の調査費が出ておるはずでござります。いまだによつて調査結果も聞いたこともございませんし、一応その調査結果をご報告願いたい。

それに関連いたしまして、平田市長の構想発表以来、おそらく六、七年たつておると思ひまするが、あの構想を廃棄するのか、またこれを継続していくものか。継続いたして行くものなれば、おそらく道路の構想ができることがあります。と私は存じまするが、その構想を詳細にひとつお聞かせを願いたい、これが二番目。

三番目は、義務教育施設についてでござりまするが、これは私がつづつきますると、地区の学校の建築にも差しさわりがある思ひまするが、あまり重箱の底はつきませんが、私が理事者にここへ申し入れまして、昭和二十五年から四十二年まで、小、中、幼稚園と三つに対する全部の学校施設に対する各地区の小、中学校のどれだけ、いまで十年余りの間に支出をしまして、その調査結果を私がよく検討したものでござります。

相当、偏重は私は認めておりますが、あまりそれを深く突っ込みますと、議員諸候にもご迷惑がかかることやし、あまり深くは追及いたしませんが、ただ言えることは、地区のP.T.A.の強力なる市長に対する運動と、地元議員の圧力によって相当の片寄つておることは、いなめない事実と私は考えるものでござります。それに反しまして富田

は私と荒木議員、二人ともおとなしい人間でございますので、地区の学校には非常に迷惑を及ぼしておることと私は心からわびておるものでござります。こう申しますと、市長にはよほどあほでない限りは胸のうちに何とかこたえることが、私はあると思います。（笑声）これは、再質問はいたしません。この辺でとどめて、市長の胸の底に、山口はどういうことを質問しておるかをよくお考えのほどを願いたいと思います。

次に、その他についてでございますが、先ほどのごみの処理の問題でござりまするが、伊藤議員の質問といい山本議員の質問といい私はじつと聞いておりましたが、まあ両方のおっしゃることは、じま一番市政として考えなきやならぬことやなと私はつくづく聞いておった次第でござります。

と申しますのは、ごみの、先ほどの理事者の答弁によりますると、金が安いとごみ集めの人が集まらないという答弁でございましたが、ご無理ごもつともでござります。と申しますのは、なぜかといえば、生活環境がよくなりやなるほどごみ集めの人が払底するのは事実でござります。けれども、ごみ集めといてもこれは公務員でございまして、臨時雇い以外は恩給者となります。そういうところを勘案いたしますると、へたなことをしたらどれくらいのごみ集めの高いものにつくかということ、一応考えなければならぬ。

その半面に、また先ほど伊藤議員が民間移譲についてといたばが出ておりますが、民間移譲にすれば確かに安いことは事実でござります。と申しますのは、一昨年私が三鷹市を行政視察いたしましたときに、その議長が申しますには、三鷹市も庁舎建設を機にして市政一新のために屎尿処理とごみとこの二つを民間移譲をいたしましたと。その結果一億円の黒字が出ましたので市民の皆さんから非常に喜んでいただいております。近い県の方々はその点について皆さんにお見えになつて実情を調査していくかれますと聞きましたので、私はなるほどなと思って帰つたのでござりまするが、一応私がここで申したいことは、先ほど言いましたごとくだんだんと生活水準が高まってくる

に従つてなり手がない。これがほん出しておけばほん出しておくほど、先になつてから解決できる問題と違うと私は考えるので、一言ここで質問いたすのでござります。

この辺で民間に移譲するか、そうか直営でやっていくか、根本的にひとつ市長は一線を打ち出していただきたいとその場になつてからあわてこむといふことをせぬと、この前の近鉄高架のように、中央の大官が四日市に見えてせなければいかぬといわれて、初めてあわてこむようなことでは手ぬるいと思ひますので、ころばぬ先、前もつて市長に注文をつける次第でござります。

けれども、民間がいいか悪いかということは、私はよう申しません。一部議員の方も先ほどおっしゃいましたが、確かに民間に移譲すれば不親切な面が多々出でてくると思ひます。また直営でやればべらぼうに高いことも、こら事実でござります。その間をいかに調整して安く上げるかといふのが、一番のポイントと私は思ひます。その点を市長はよく勘案をされまして、早急にこの線を打ち出していただきたいということをここでお願ひいたしまして、市長の決意のほどを一言披瀝を願いたい。

この、聞くのは、義務教育施設については、もうこれは私は答弁は要求いたしません。（笑声）ただ、一、三、その他、この三つだけをひとつご答弁を願います。その他、この三つだけをご答弁を願います。そのうえまた再質問でござつかいになります。（笑声）

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

中央緑地の問題でございますが、先般、喬木であるとか灌木等の数を申し上げましたが、枯れた数字を申し上げま

すと、喬木につきましては九百九十二本、灌木につきましては四千百九十本、九百九十二本は一一・一%の枯死率でござりますし、灌木につきましては大体一七・四%の枯死率でござります。ことに喬木九百九十二本のうちクスノキがかなりの数枯れておりますので、こういう樹木につきましては、四日市市と事業団の委託並びに譲渡に関する契約ごございまして、枯死したものにつきましては二年間の保証がございまして、第十一条第五項にそういう条文がござります。したがつて、それに伴いまして枯れたものにつきましては、時期を得て植えかえ、それがさらにまた枯れた場合にはもう一年間保証するというような契約になつております。

霞ヶ浦の公害防止事業団の事業の件でござりますが、これは昨日申し上げたとおりでございまして、四億四千万円の事業費でもって公害防止事業団の事業にお願いをしたい、お願いを申し上げたい、四十五年度の事業としてお取り上げをいたくということをお願い申し上げておるわけでござります。

第三点のコンビナートに関連する富田・山城線等の調査結果でございますが、三百万円過去に調査費が計上されておるところことでござりますが、当時の関係者の意見を聴しましても、そういう事実についてはつきりいたしません点がござりますので、これは追つて関係者と一べんよく資料を調べましてお答えを申し上げたいと思ひます。

義務教育施設の点につきましては、とくとよく考え方をしていただきたいと思ひます。

次に、ごみの民間移譲の問題でございますが、岩野助役等も答えたしていただきましたとおりでござりますし、いまだのご質問にもございましたように、やはり消費景気が向上し生産活動が活発化するに従いまして、このような仕事に対する希望者がたいへん少なくなつて、しかも、希望者があつてもだんだん高齢化してくるというのが実情でございます。そういう意味合いからある時点においてはやはり民間移譲の場合を考えなければならぬのではないかとうよう私に私は考えております。

現に隣の鈴鹿市等におきましても民営に移譲いたしておりますし、ことに大都市はもうほとんど公営と民営との共存でやつております。まあ民営に委譲すると申し上げましても、施設を公営にして収集、焼却等の事業について民営にするという考え方もござりますし、全部の施設を民営にしていくという考え方もあるうかと思ひますので、将来の労働力等の問題あるいは収集能力の問題等も十分考えまして、北のほうにはごみの収集のための用地も買収させていただいてある次第でござりますので、いろいろの観点から総合的に判断をいたしまして、将来、こういうものが全部官営でまかなえないと判断いたしましたときには、議会とも相談をさせていただきまして、民営、一部民間移譲の方策も考慮していくべきだといふように考えております。（山口議員「霞ヶ浦の構想はありませんか。あつたらひとつご説明願いたいと思ひます」と呼ぶ）

○市長（九鬼喜久男君）（続）百メートル道路の構想がございまして、その構想はのちにいろいろと変化をいたしましたて、現在三十メートル道路の計画決定をなされておるわけでござります。ただし、その道路の取りつけ部分、すなわち名四国道等あるいは関西線の踏切、一号線等の交差点がすべて高架になりますので、この点に非常にむずかしい問題がござります。

それは、名四国道もまた関西線も非常にくつついておりまして、高架でもつてしましても海の中へ入つてしまつて、いうような形で、コンビナートのどの地点に道路をおろしてくるかというような問題もござりますし、また、ご承知のように岐阜の工事局におきましては、関西線の放送ヤード七万五千坪（三四七五〇〇平方メートル）というような計画も工事局は持つております。そういうような場合に、ちょうどそのまん中にこの富田・山城線が入つてくるわけでござりますので、そうなればまた全線、この走車ヤードのところは全線高架にしなければならないというような問題もあるかと思ひますので、これが実施計画を決定することにつきましては、いろいろの問題があるのではないかと

いうことで、ただいまそういう総合的な問題をいろいろの観点から検討しておる最中でございます。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 ただいま市長から霞ヶ浦の緑地のほうも公害防止事業団にやらすと聞きましたので、それではさかのぼって中央緑地の関係もお尋ねいたします。

なぜかと申しますと、最近に公害防止事業団でも相当、警察の手でわざわざしておる新聞もたまたま見受けますので、内容にわたくち市長にお尋ねいたしたいと思います。

まず第一番に、先ほど市長の、枯れた木のバーセンテージを聞きますると、約一五%が枯れておると申されました。が、先日私が契約書がないかと理事者に申しますと、契約は事業団——公害防止事業団と市のとりきめで、業者のとりきめは全然ないと、そういたせば公害防止事業団と市の樹木の契約はないかと尋ねますと、何にもないという返答でござります。

何といったましても、市費と違いますと、一般社会の寄付によつてつくられる公園でござりますけれども、金には変わりはございません。何本で幾らがというような契約書は、これはあつていゝものか悪いものかを市長にもう一べんお尋ねしたい。

どんな木を植えて一億一千五百萬になつておりますが、一億一千百九十一万円になつてますが、全部の樹木は三万二千四百四十本、一本がとりもなおさず三千五百五十円でござります。大体木といたしますと、一年では動かさんくてほん出しておいても芽は出るものでござります。あくる年とさつきおつしやいました二年の契約は、これはけつこうでござります。二年過ぎれば大体これはもう植わりますと、おそらく来年、さ来年は相当の数字が出てきます

るが、そういたしますと、これが二割や三割でおさまりやよろしいが、五割という数字が出たときに、いかにしてこれを解決つけられるかをお尋ねしたいと思います。

ただ、樹木が何本だけの契約書でもつて、本数なれば一尺の木を植えても本数でござります。契約書に何尺の高さで何寸の回りで何年生というような請負契約書が入つておれば、これは枯れてもその数で受け取りやけつこうでございますが、何本という契約書をつけて、これどうやつてしてこれを枯れたときに始末するかということを、市長に一べんお尋ねします。

大きな問題だと思います。一億五千万、これ半分になると六千何百万、これが事業でほんとに弁済できるかできぬかを、私は危惧に感するものでござります。また、契約書に何寸という明細が入つておらぬ限りは、總体に三千五百五十五円の一本の木でござりまするぞ。これを百円の木を植えても一本で通ります。枯れてしまつて撤去したときは、どこをもつてこれを代償の寸法に充てはまるかということをお尋ねいたしたいと思います。

それと、もう一つは、公害防止事業団といふものの性格を市長に尋ねましたけれども、性格はおつしやらなんだが防止事業団と契約されましたことを一応明らかにしてもらいたいということは、霞ヶ浦のコンビナートにできる緑地が今後なければ、私はもうすんだことやで私は聞いてしません。けれども、四千万円でこれが事業をしようと思いますると、一応、正確な契約、そのほかの建物の立地買収費が七億六千万円、これは市が直接やつたものと私は思ひますし、また体育館も五億余りのものを、これは市が直営やつたで議会の協賛を得て建てたことは事実でござりまするが、そのほかに対してはどういう処置をとつてこれを内容を聞かなければ、今度はおいそれと議会でわれわれ承認することはできません。そういうたてまえから、市長に性格と契約内容、全部をここでおつしやつていただきたい。

次に、先ほど調査費の三百万円、これは調べてもわからぬというお答えがございましたけれども、これは私が休ん

でおつた期間に発生した問題でござりますので、強く私は申しませんけれども、おそらく調査でないとおこります。それは私の列の前川君が出たとき、前川君がよく聞いておりますので、確かに私はあつたはずと思ひます。それに基づいて何べんかこういう調査結果が出るで、三割を供出でどうとかこうとかとこうことを市長に迫られておるとこうとも、私は聞いております。

もう一つは、あの道路の問題でござりますけれども、まあこれはいまの九鬼市長の問題と違いまして責めることはできませんけれども、あの敷地に面したものは相当、所有者が難儀をいたしておるということは、売ろうと思つても売れません。農地転用の問題で市長判押さぬような始末が多々あつたものでござります。そのたんびに私が来てまして市長に、所有者のものをきみなぜそういうことをするのやというて責めたものでござりますが、ここは百メーターチョロができませぬのやで絶対的に農地転用はできません、というてがんばつたものでござります。

それが、いまになるとまるつきり、さつきから構想を聞いておりますと高架か何か、そら当然、高架なんかができるものでございます。けれども、高架何かという問題は、ただ一号線までの問題でございまして、せいぜい鶴くらいまでの問題でございますが、構想と聞いておりますものは、その道路はどこまで行くものかの構想と、もう一つは、おそらく私は名阪国道まで着くやないかと私は思つておるのでござります。そうでなければ何の価値もございませんただ一号線に連絡するくらいやつたら、これはただ会社だけの利用とじうことで、何の価値もないものと私は思つます。

そういう意味合いからいたしますと、名阪国道までつけなかつたら利用価値はゼロと。長い歳月がたつてあるのでござりますので、もうこの辺で市長がわれわれに質問する前に、議会に発表するのが私は当然の義務と思ひます。平田市長がいま時分、存命ならば私は責め抜くのでござりますけれども、市長がかわつたおかげで言うことができま

せんけれども（「地獄まで行つたらええ」と呼ぶ者あり）市長以外の理事者はみな頭の底に残つておることと思ふます。

先のごみの収集問題については、市長の答弁でけつこうでござりますので、私は質問いたしませんが、この二点につけていま一度ご答弁のほどを願ひます。（前川議員「言うてる意味が違うわ」と呼ぶ）

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君） 登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

この公害防止事業団の事業は、当該市町村あるいは府県と事業団が直接、契約いたしまして、事業団は事業実施について各建設業者あるいは植栽業者等と契約するわけでござります。四日市市の場合は、四日市市と事業団で工事委託並びに譲渡の契約をしておるわけでございまして、事業団はその趣旨に基づいて土地を買い、建設業者あるいは植栽業者と契約しておるわけでございまして、四日市市の場合は、事業団は日本技術開発という会社と契約をいたしまして、日本技術開発が各種の植栽業者を使って植樹の場合はいたしましたわけでござります。なお、ブール、回りの石垣あるいは下水、陸上競技場、野球場等につきましては、それぞれの事業団が発注をいたしまして、業者と契約をいたしております。

まあ樹木が枯れたにつきましては、すべてこの検収は、樹木の直径と樹高一木の高さを検収をいたしまして、事業団で検収をいたしております。事業団の四日市の責任者は四日市市の職員が出向をいたしまして検認をいたしておりまして、そのような関係から植え直す木につきましても直径、樹高等々十分検討いたしまして検収をすることになつております。

なお、事業団の事業でございますが、この事業を、あすこ、中央緑地と申しますと、体育館等を含めた全部の事業でございますが、体育館のみが四日市市の直営の七十周年記念の事業になつてゐることは、ご承知のとおりでございまして、体育館の建物以外の部分全部の、体育館の下の用地も含めまして全部の土地並びにその他の施設は、全部、事業団の事業になつております。その詳細につきましては、繁雑ではございますが、念のために申し上げておきますまず、用地買収でございますが、用地買収費が七億二千三百九十七万六千円でございます。それから、進入道路、物件の移転等で約四千万、合計七億六千四百万がこの用地関係でございます。

工事費は、敷地の造成費、排水、園路、広場、周辺、休養施設等各費用がかかつております。運動施設につきましては、陸上競技場一億三千七百四十二万五千円、野球場が一千七百六十七万円、水泳場が一億五千七百四十六万円、それから管理施設、給水、電気、付帯施設、橋梁、雜工事といたしまして建設事務所、ガス工事負担金その他工事でございまして、体育館の建設費以外の総事業費が約十八億円でございます。この十八億円プラス体育館の建設費が中央緑地事業の市営の七十周年記念の建設費を含めての総事業費約二十三億円でございます。

次に、富田・山城線でございますが、名四の取りつけから鵜を経て名阪国道にまで接続をする計画になつております。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 わかつたようなわからぬような、市長の答弁を聞いておりますとつかまえどころがございませんが、私の一番聞いておる重点は契約問題でございまして、先ほど市長が樹木の問題に寸法、何からよく調べて買いやすとおっしゃいましたが、われわれはそれを信じようといつたって信じることができますか、市長。契約書がありやこそ

われわれ見て契約書どおり履行できとるなということがわかりますけれども、契約書がないものを理事者がかつてにきめてこれは何寸でございました。それでわれわれは承諾できると思ひますか、あなたは。われわれが一々立ち合うものならいざ知らず、理事者が行つて寸法、これは二寸でございました。二寸を二寸に変えました。その一べんでもつて処理できるものと私は考えるのでございます。

幾ら公害防止事業団が知りませんけれども、一本の木が三千五百五十円ちゅうようなべらぼうな高い金は、これはとりもなおさず二十年月賦で払いますので、二十年か十五年か私は知りませんけれども、利息が利息を生んで高いことと思ひますけれども、そのうえまして契約は何にも、一片も契約はないわ、あなたが自分の個人のものをやるとなつたときに、こういうあいまいなことであなたは承知して人に請け負いさせられますか、市長、どうですか。あまりにもうさんな点を私はついておるのでございます。

一億一千五百九十一万円という膨大な数字を、ただ一片の数だけで請け負いさせるという点に私は疑問を感じるのでございます。これがこのくらいずさんなものでござりますので、ほかは推して知るべしでございます。一べんでも水泳プールが高いか安いか審議されたことがござりますか、その点をもう一度お尋ねしたいと思ひます。審議してこれは議会が言うべき問題と違いますけれども、防止事業団の価格はこれくらいのものやが議会の方はどう考えられますかと、一べんでも聞いたことございまするか、その点をもう一度お聞かせ願いたいと思ひます。そのうえで再度質問します。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 樹木の枯死したことにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、すべてこ

れは四日市市と事業団が契約をしておることでございまして、したがつて、先ほど申し上げましたようにその十一条引き渡し及び所有権の移転の項目がございますが、その第五項に「公害防止事業団は第一項の規定による土地及び施設の引き渡しの日から二年間、施設の個所を補修またはその瑕疵によつて生じた減失もしくは棄損に対してはこの損害を賠償することとする」とあります。それに従いまして事業団は業者にそのように指令をして、四日市市が立ち合ひのうえでそれを検査することに規定はなつておりますので、私は、これはそのようないいかげんなものであるとうことを断言することができると思います。

また、ブルー等の建設費等につきましても、事業費等あるいは建設単価等につきまして、日本技術開発、それから公害防止事業団の技術者、市の技術者等が数回にわたる検討を経て合理的なものであるという決定のもとにこれがやられたものでござります。また、さらにこの全事業につきましては、すでに会計検査院もこの検査を終了しております。そうしてその承認を賜わつておるわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 あまり市長を責めても始まりませんので、大体この線でほこをおさめまするが、よく市長も胸に手を当てて考えてもらいたいと思います。だれが何とこうてもこんなばかなことはございません。

ここで一言私がお願いたいのは、ほかのことはござ知らず樹木の一億一千五百九十一万円に対しても、根拠のないものにこれを植樹する、植えかえをやるのでござりますので、いやしくもそれに監督といふとおかしいけれども、おそらくこれは建設常任委員会がこの緑地問題は担当しておみえになると私は思います。建設常任委員会において厳重なる監督を私はお願いたいと思います。（笑声）いかに委員長が扱われるか知りませんけれども、われわれが納得いただけるように善後処理を私は委員会にお願いたいのであります。

市長に言っておりますと、市長はのらりくらりと、最後になるとしり切れトンボで何千万円がどこへ煙に飛んでいくやわかりません、失礼な言い方でござりますけれども、あんまり言うたらしかられるでもう言わんとくけど、市長はおぼつかん育ちやでこういうことができると、私は考えるのでござります。（笑声）少し苦労したもんなければこんな契約ではおそらくやる人間はどこにもございません。それで私はついておるのでござります。どうかこの点も、今後この霞ヶ浦の契約のときにも、よほどの注意を払つていただきたいと思ふます。これが私の質問の要点でござります。

もう一つ、まんだ一時に十五分余つてまで、（笑聲）もう一つはコンビナートの件でござりますけれども、やるやらぬは、やるということは、市長先ほど申しておみえになりますのでやられることはわかりまするが、事業計画だけを早いとこお考え願つて地区の者にお示し願いたいと。

それから、もう一つお尋ねいたいのは、この三十メーターと先ほど市長がおっしゃられたが、三十メーターの道路敷地は市で買収する意思があるのか。地区に負担をかけるのか、その点をくどくようでござりまするけれども、いま一度、答弁を願いたいと思います。

なぜかといいますると、この三百万円の調査費の一番の発端は、ここで区画整理を実施して百メーター道路の敷地を無償提供させるというのが魂胆であったと、私は聞き及んでおるのでござります。区画整理と申しますや三割半かの提供でござりますので、百メーター道路も安々と市も手に入るので、そういう思いつきをされたことと思つますけれども、そういう構想を持たれて私も理事者から一回か二回話を聞いたのでござります。こういうような構想があるがどうやとまで聞いておりますが、一応地区の者に言つますると、三割どころか一割でもいやうので、調

査費三百万円かけて区画整理の構想はできたけれどもお流れになつたと記憶しておるのでござります。構想を立てる前にそのところもよく勘案されまして実施に移していくいただきたいと私は思うのでござります。

（ま）一度その点だけをご回答願えれば、私はこれで質問を打ち切ります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） この事業を実施するためには、都市計画街路の事業であります公共事業の場合は、三分の二の国庫補助がござりますし、区画整理事業の場合は地元負担と申しますか、そういうような形に結果的には用地を出していただくと、どうなることになるわけでございますが、ともかく都市開発基金の適用等も問題もございますので、こういうような問題、どのような形にするかということは今後、十分検討いたしたいと考えております。

まだ、時間が十分ござりますので…。（笑声）

○議長（服部昌弘君） よろしくどうぞますか。（山口議員「よろしく」と呼ぶ）

暫時、休憩をいたします。

午後一時五十分休憩

午後三時十一分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

宮田君。

〔宮田勇君登壇〕

○宮田勇君 私は新風クラブを代表して、通告の順位によつて市政一般について質問をいたします。

まず、質問に入ります前にお断わりしておきたいと思います。今議会の一般質問は新風クラブがしんがりでござりますので、前日の質問者の内容と重複する点がございましたら、あしからずお許しのほどをお願いいたします。

本日は、あまり詳しい私の所見を申し上げることを控えまして、多数の項目にわたつておりますので、きわめて質問の要点を申し上げます。

質問の第一点は、四日市市市有建築物の安全管理についてでござります。先に公会堂が惜しくも炎上をするという悲しい事実があつたのでござります。これにつきましては、当時、新聞紙上等や今議会開会直後に市長よりきわめて遺憾の意を表明されてゐるわけでございますが、今次、公会堂の火災、全焼以前に一度、公会堂付属建物においてぼやのございましたことは、市民も十分承知をしております。市長も、これに対する非常にご心配いただいたことと思つております。

ところが、この公会堂付属建物のぼや当時において、市長は、この由緒ある小菅翁の寄贈による公会堂、いわば市としては宝物的などの建築物をいかなる態度でいかなる具体的な方法をもつて安全管理をなさつたかといふ点を、お伺いいたしたいと思うのでございます。

今次惜しくも火災によつて炎上いたしましたが、はたして第一次のぼやがあつた時点において、市長はこの管理に安全に万全を期せられたか、具体的な方法、対策は何であつたろうかといふことについても、お伺いしたいのであります。新聞紙上の報じますところによりますと、ほとんどこの由緒ある公会堂が物置き同然であつたと。あるいは当直管理がどのように行なわれていたかという点についても、明快など答弁をいただきたいのであります。

これに関連をしまして、枚挙することができないほど市有建築物といふものは、市の本庁舎をはじめ市内各個所、

学校、さようでござります。あるいは出張所もさようでござります。これらを含めて膨大な数の市有建築物を持つおりますが、今次の公会堂の火災に省みて、市長はどのようにこれら市有建築物の安全管理に具体的なお考えを持っていらっしゃるのか、承りたいのであります。

一個の市有建築物が炎上をするというようなことについて、単に市長が遺憾の意を表明するということだけで、こういう問題は落着する問題ではございません。今次の公会堂の火災につきましては、市民の多くは市の宝物的な建造物を焼いたということについて、きわめて遺憾に存じておる市民が大多数あると思うのでござります。こういう点に関しまして、私が最初に市長のご見解なり今後の保安管理についての具体的な方策をお伺いするということは、少なくとも二十万市民の声を代弁してお尋ねしているということを基盤においてご答弁を願いたいのでござります。

次に、質問第二点、教育行政についてであります。これにはいろいろお尋ねいたしたいことがありますので、それについて簡潔に要点を申し述べたいと思います。

まず第一でござりますが、これも私から詳しく申し上げるまでもなく今日、大学紛争を頂点といたしまして国内あるいは県内においても、今日の教育がある意味における混乱期であり、まことに憂慮すべき多くの問題をかかえておるということを申し上げなければならないと思うのでござります。

これにつきまして、四日市市は申し上げるまでもなく名古屋に近接した地域でござります。すでにこの大学紛争に端を発しましたところの学校教育の場におけるひんしゆくすべきいろいろな事実が、目の前にきわめて具体的に展開されておるのでござりますが、名古屋市と地域を接しておる四日市市において、かかる問題についてはどのような現状におかれているのか。また、かかる教育界の混乱という問題が、将来を見通してこれがますますその火の手が上がつてくるということを予想いたしましたこの前提に立つて、四日市市内における教育の場というものが安全であり安

泰であり、市民が安心して学校教育を信頼できる条件に置かれるいるのかどうかといふ点について、ご答弁を願いたいと思うのであります。

私は、少なくともこういう問題が、小学校なりあるいは中学校なりに侵食していくというようなことは考えたくないのをございますが、さりとてこれは安心しておられるというふうにも考えられない点がござります。おそらくこういう点につきましては、学校教育行政をお預りの市教育委員会においては、十分ご心配をいたしておる点でござりますので、私ども教育界門外にあるずぶのしろうとが、こういった見解を申し上げること自体、非常にはばかるものでござりますが、ただいま申しましたような趣旨の面について、教育委員会当局のお考えるいは将来の見通し、ないしは、現在最も苦悩されているような重要な教育諸問題についてご答弁をお願いいたしたいのでござります。

次に、教育問題二つ目について、質問いたしました。

それは、学生の問題でござります。四日市市もドーナツ型都市の形態を日に日に濃くしておりまして、都心部よりもドーナツ周辺部のほうが年々児童、生徒の数といふものは、現状維持もしくは減少の傾向にあって、むしろ周辺、ドーナツ型の部分は年々児童、生徒数の増加を見ておるというような現状にあるやに聞いております。

これに伴つて、周辺部の学校がだんだんマンモス化していると。最も生徒数の多い学校、中学校におきましては、南中学校、あるいは小学校においては日永小学校等が最もその顕著な例でござります。

これと同時に最も問題になるのは、学生の問題であるうかと思うのであります。周辺部の児童数増といふことは当然、学校の新設、こういう問題が伴つてくるものであり、同時にまた、今日の状態においてすら学区の不適当なところがたくさんございます。児童、生徒数の増加によるところの学校新設並びにこれに伴う学区制の再配置の問題をひとつ取り上げて考えてみて、お尋ねいたしたいと思うのでござります。

今日、四日市市教育委員会におかれましては、学区外通学ということをなくしてしまいたいと、こういったようなお考まで進めておいでになることは十分承知しておりますが、この学区外通学が頻繁に行なわれていて、これがなかなか解消しないというのが現状でございます。

いろいろ申し上げましたが、私の問題を整理いたしますと、第一には、ドーナツ型の形態をしてくるこの都市において、周辺部の新しい学校を建設するその現在の構想。どこにどれほど収容できる学校をつくるかとしているのか、どこの学校の児童、生徒をその新設校に入学させようというような、これは将来を展望いたしました、これについて具体的にお考えいただきたいと同時に、当然、学区が再編成されなければならないという問題がこれに加味されてくるわけでございますが、そういう新たに新しい学校を設置し、これについて学区をどのように再編成するかというこの学区の再編成でございますが、これについてお答えいただきたいということと同時に、学区外通学といふものに対する教育委員会の取り組み方、徹底的に学区外通学を認めないで、その学区の児童、生徒はその学区の学校に就学させるこというこの基本的な考え方もどこまで本市に推し進めになるのか。現在ではまだまだ学区外通学はたくさんござります。これをどのように排除していくかという点につきまして、明快にお答えをいただきたいと思うのでございます。次に、ただいま質問をいたしました問題に関連性がございますこの問題は、水沢中学校なりあるいは保々小学校、この二校は市内まれに見る小規模校でございます。今日までに私が聞いております範囲では、特に水沢中学校の統廃合の問題でございます。かなり以前よりこのことについては、教育委員会当局は強い関心をお示しになつておられたやに承つておるのであります、と説明申し上げるまでもなく今日、一独立校がきわめて小人数の生徒による少数の教師をもつて教育をしておるということは、これは教育効果の点について大きな問題があると私には受けとめられるのでござります。

市教育委員会ご当局において小規模校の統廃合ということについて、もちろんこの問題を善処するためには、それぞの該当する地区の住民の考え方、これが一番、基盤になろうかと思うのでございます。住民の考え方なり感情を無視して強行するということは、これは大きな社会問題を巻き起こす原因にもなろうかと思うのでございます。がしかし、このまま放置しておいてよい問題であろうとは、しさかも思ひません。

一説には、現在の水沢中と三鈴中が一校となつて、より教育効果を上げていったほうがよろしくのではないかと、世上一般にそのように理解をされておるのではないかと思うのでございます。その後全くその推進につきましては、頓座をきたしているように見受けられます。同じように水沢中学校よりは若干規模は大きいのでございますが、保々中学校におきましても、これがはたして一独立校として適正な規模であるのかどうかという点についても、問題がござります。

こういう小規模学校の統廃合について、現在、市の教育委員会はどのようにお考えになつていらっしゃるのか。また、今までこれら的小規模学校について、その統廃合についてどのように具体的な方策をお立てになつて促進に努力なさつたか。あるいは将来一つの見通しをもつていつごろこの問題と具体的に取り組み、どの年度をメドにして統廃合を行なうのかというような点について、でき得る限り詳細にその地区の事情なり学校の事情なりを付加してご答弁を願いたいと思うのでございます。

さらに、教育問題について、二点お伺いしておきます。

その第一点は、中央緑地の体育施設の管理運営の問題でございます。

端的に申しますと、体育施設そのものが土木関係の管理に置かれていくということに、はなはだ私は疑義を感じるものでございます。率直に申しまして、本年、中学校の生徒あるいは小学校の高学年の生徒が、学校にブールはござ

しましても、中央緑地の公認プールで泳ぎたい、そこで練習もし体育もやりたいという熱望がよくわかるのでござります。ところが、ござ中央緑地のプールへまいりますと、たゞへんこれは思い切った表現でござりますが、プールは市内の企業の職員がフルに利用していく私ら生徒、児童は泳ぐ機会がきわめて少ない、こうじう不満の声が頻発しておりましたことは、私もたびたび耳にしております。

もちろんこの中央緑地の体育施設が市民全員のためにつくられたことは、これは異論のないところでござりますが、しま発育の途上にあり、ことに体育をもつて夏季休暇中体の鍛錬もし、心の鍛錬もするといふ重要な生徒、児童に、企業の独占したプール使用、独占をさせたプール使用といった印象を与えていたことは、きわめて遺憾に思うのでござります。

したがいまして、中央緑地全体の維持管理には土木関係がいたしますにしても、その中にある体育馆あるいはブル、陸上競技場、これらの維持、運営は当然、教育委員会に属すべきものであり、教育委員会が責任をもつて有効に全市民、なかんずく発育途上にあるところの生徒、児童にも十分利用させる機会を提供すべきだと考えるのでござります。

こうじう点につきまして、市長が、中央緑地全体の管理はしま申したように土木関係にありとしましても、ここに置かれている体育諸施設といふものは、当然教育委員会が管理運営すべきであると思ひますが、こうじう見解について市長の率直なご見解を承りたいと、このように考えるものでござります。

次に、富洲原小学校の新築の問題について、お尋ねをいたします。

今日、四日市市の近鉄路線にありますところの小、中学校の中でしさかも鉄筋化を見ておらない学校が一校ござります。これは、申し上げるまでもなく富洲原小学校でござります。近鉄沿線の小、中学校すべてが何らかの形にお

いて鉄筋化を見ております。ある学校においてはもうほとんど完ぺきに近いまでに鉄筋化がなされておりまし、ある学校においてはその緒に着いておると、こうじうような時点で富洲原小学校一校だけが取り残されておるといふことは、その校舎の耐用度の強さその他いろいろな事情がございましょうけれども、何としても納得のいかない点がござります。

今日、木造校舎といふものが耐震、耐火にはきわめてもろいものであるということは十分、市長もご承知のとおりでござります。また、教育委員会におかれましてもご承知のことだと思うのであります、ひとり富洲原小学校が三十年前、四十年前といふざかも変わるところのない木造一点ばかりの校舎であるといふこと、これ自体たゞいま申し上げましたように納得するわけにはまいりません。ことに朝明川一つ隔てました川越小学校をごらんになりますと、あるいは朝日小学校をごらんになりますと、川越小学校のごときは中学校も小学校もすでに古い以前にりっぱに整備された学校になっております。あるいは朝日小学校にしましても四日市市にいままれに見る建築規格をもつて理想的な校舎をつくつておるのであります。

朝明川の鉄橋一つ渡りますと、すぐさま私どもの富洲原地区になるわけですが、近隣の川越、朝日と額を接しておりますだけに、この貧弱な校舎の状態といふものを、これについて地区住民の皆さんがどうじう気持ちでこの富洲原小学校をながめておるかといふことを考えますとき、一日も早く鉄筋校舎を建築いただきたい、このように考えるものでござります。近鉄沿線小学校を考えました場合、そのほとんどがコンクリートバルを打ち込んだまことにすがすがしい響きに満たされおりましてもかかわらず、富洲原小学校のみが一度もその恩恵を受けていないといふ点でぜひ全面改築をお願いいたしたいと思ひますと同時に、市も学校建設十カ年計画ないしはその後の五カ年計画において富洲原小学校の建築がどの年度にどのような規模で行なわれるのかといふことについてご計画をお持ちのことだと

思うのであります。（「大丈夫」と呼ぶ者あり）

それぞれ十ヵ年計画、五ヵ年計画のその初期ないしは中間過程において、なかなかどこの学校は何年度に建築するというようなことは、すいぶん発表を差し控えておられたわけがありますが、近鉄沿線で一枚だけ残った富洲原小学校に対しましては、早急に対処をしますとか、近いうちに何とかしますといふようなあいまいのことした答弁でなく富洲原小学校の改築は昭和何年度というその簡潔なご答弁をお願いいたしたいと思うのでございます。

教育問題につきましては、まだまだたくさん問題がございますが、時間に制約がござりますので、この辺で教育問題は打ち切りたいと思います。

次に、北部開発について、お尋ねをいたします。

私は、北部が開発されることについて、一昨年の本会議でも意見を申し上げたり、あるいは質問をいたしましたがいまその点を振り返ってみると、霞ヶ浦の埋め立てに伴つて公害を伴う工場誘致は絶対反対という、こういう点については、市長も十分当時の私の考えをお聞き願つておるところと思ひます。

しかしながら、その後霞ヶ浦の埋め立てについて、市長の見解としては、決して市民の健康を害する公害の伴うものではないということを、地区にあるいは私どもにもよくご説明を願つておりますので、ある程度の納得はいたしております。この霞ヶ浦の埋め立てを中心にして大遠冷蔵及び三重造船、こういうものの完成もわれわれは期待することができます。あるいは三岐鉄道の近鉄線乗り入れというようなものも具体化いたしまして、これらの件をめぐつて市長のおっしゃるようく霞ヶ浦コンビナート操業後においても公害は伴わないと。ほかのいま申しました大遠冷蔵とかあるいは三重造船といふものにつきましては、公害といふものは一応考え方ないと了解しております。

ところが、この市長のご尽力によつて北部にもようやく物理的な開発ができたが、物理的な開発の緒に着いたとい

うこととは、それは申し上げて市長のご努力あるいは市長の持つておられる構想といつものに敬意を表することができます。

問題は、ただいま申し上げたように物理的開発はできましたが、その裏にですね、住民は一まつの不安を持つております。言いかえれば人心開発、人心開発についての十分な世論がないということでございます。これはどういうことかと申しますと、現在、富洲原あるいは富田、この地域で企業を営んでおられる方々が、北部海岸地帯が開発されるに従つて自分たちに脅威を与へはしないだろうか。いわゆる人間の雇用関係でございます。大企業が進出すればするほど中小企業に働く者が吸収されていくと。あるいは大企業が起これば、当然そこには企業としていろいろな産業が開発されてくるわけでございますが、そういうものによって地元の商店その他が圧迫されることはないとだろうか。こういう点で一つの大きな不安を持つております。そういう点について、これは特別の施策があつてしかるべきだと思つてあります。

物理的開発ができるても人心の開発ができなければ、これは政治だと申し上げられないと思うのでございます。もし人心開発を離れて物理的な開発のみに力を注ぐということになれば、これは明らかに市民不在の政治になろうと思うのであります。われわれの見通しといたしましては、塩浜の例もござりますし、あるいは楠町の例もございます。あるいは単に四日市のみならず日本の各地の産業の起つてきたその背後を考えてみますと、物理的な開発ができたそなけには、必ずその地域の住民はしあわせをしておるのでございます。

しかし、ここ二十年、三十年以前の日本の経済状態と今日は著しく違つております。そういう点から考えてみますときには、市長は北部開発の物理的なものに対して、人心的開発についてどのような納得のいく施策、方針をお持ちになつておられるのか、この点をとくと承りたいと思うものでござります。

次の問題は、四日市市北部地域開発のためと/orいことを前提として質問を申し上げます。

市長におかれましては、こんな古いことはご存じないかと思いますが、富田と富洲原は、東洋紡績の中を南北に貫く広い一本の道路で結ばれておりました。ところが、この道路の閉鎖によりまして、富田と富洲原は全く立ち切られ両地区發展のために一つのビリオドが打たれたわけあります。しかし、両地区住民の願いは、この道路の遮断によって運河沿いの道路の整備をいつも願つておるのであります。この運河沿いの道路は、市長はご承知かどうかわかりませんが、国道一号線富田地区の分岐点より富洲原地区の海運橋に達する県道赤須賀・四日市線を指しておるものでございます。

この道路の状況は、西側が東洋紡績の半ば倒れかかった壇に沿い、東側は運河の草ぼうぼうとおい茂る間を屈曲して通っております。一度現地でどちらにいたきたいと思ひますが、富田・富洲原地区住民の願いは、この道路の屈曲をせめてできる限り直線化いた頂き、多少、運河の川幅もせばめられても、道路を広くし直線化するとともに、川岸の護岸を完べきなものにして都市河川らしい形態につくりかえていたきたいのでございます。

もちろんこの道路は、先ほど申し上げたように県道でございますので、市長の県への申請なり働きかけによりましてこの短距離区間の道路改善に懸命な努力をお願いいたしたいと思ひます。
世上一般の考え方によればこの地区には国道一号線と名四国道が南北に走っているではないか、何をせいたくなことを言うと批判も免れないでしようが、しかし、富田と富洲原と川越を結ぶ人間と人間の結び合ひ、そこからくる北部開発を思うとき、この県道の改善整備こそローカル産業のうえに最も大切なことを明記いたきたいと思うのでございます。

むしろ私は、この県道を抜本的に改修して桑名市と結び合う二大国道の中間路線として、今日において確保しなけ

れば、三十年後あるいは五十年後の北部開発に目がなかつたと、そしりも免れ得ないものと思うのでござります。されば、北部開発につきましても青年市長らしい開発を、この面にもお示しいただきたい。ぜひ県との交渉においてこれを達成いた頂き、地区民の考へている構想以上にすぐれたプランを実現いたたくようお願ひいたします。こうした点につきましてどのようにお考へをいただいておるのか、ご答弁をお願いいたしたいと思ひます。

次に、富田一色海浜緑地化の促進についてお尋ねをいたします。

いまここで私が詳細を申し上げるまでもなく、本件につきましては、一昨年の議会の建設常任委員会に取り上げられて、その請願の採択が決定を見てゐる所以あります。また、これが将来、緑地化されるということにつけても、また今までの経緯につきましても、同じく私から申し上げるまでもなく今年一月、建設省から計画決定の認可もいたいでおると聞き及んでおります。いよいよ県の管理から市の管理に移されるという段階にまいつておることは、ここでご説明申し上げるまでもなく、十分、市長はご了解のことございましようが、しかし、これの促進につきましてどのような手配をなさつていらっしゃるのか。それ以後、市長が市管理に一日も早く実現するような対策、あるいは折衝等についていままでとつてこられたところの措置、これらについてお伺いいたしたいのであります。

申し上げるまでもなく、富田一色住民一同がこの願いを実らせていたきたいことはほかなりません。実は海は企業のために奪われ、バラベットで日隠しをされておるうえに、やがてくる大協和石油の操業などなど、住民の健康と生命の保全のいずれから見ても悪条件の累加でござります。かつてはこの地帯に仮設住宅がございましたが、今まではそのかけもなく、ただ一途にこの地帯を緑地いただいて、一朝有事の待避の広場であり、健康と安静性を求める公園でありたいと願つてゐるわけであります。

市長もご承知のとおり人口密度におきましては、本市で最も高いのがこの富田一色であります。過密地帯に対する

安全と健康という最大の社会保障について、市長はこの富田一色をどのように受けとめていたかであります。私は理解に苦しまざるを得ません。富田一色の住民は、世上浜のがいらだといわれておりますが、この浜のがいらにも理解も抱負もございます。海浜地帯の緑地化をやつしていただければ、地域住民は微力を集めてここに遊び場を持たない子供たちのための遊園地化も考えております。住民や子供たちが集まるごとに話題にのぼるのは、当分、緑地化の問題が一番頻度が多いように思ひます。このことを考えてみても、この過密化状態にある地区住民の願いは何であるかということが、おわかりいただけると思います。

今年、日永地区に一大緑地帯が完成をみましたが、このことは、市の文化水準を高められた大事業として敬服いたします。この緑地一帯の地域が公害防止緑地帯だと聞いておりますが、過疎地帯にこんなりっぱな緑地帯が実現されていながら、いま現に過密地帯である富田一色にこのことが手がつけられていないのは、一体どういうことが理由なのでございましょうか、この点市長にお尋ねをいたしたいのであります。

富田一色住民は、しま過密といふ生活の中の最大の不幸の中に置かれて、やがて好むと好まるとにかかわらず大協和石油の公害にさらされるモルモットのような富田一色の住民であることをよくご認識いただきまして、県の現在の管理から市に移管される時期はいつであるか、その見通し。

二つ目は、移管された後における海浜緑地化の市長の見解なり、これについて簡潔にして明快なるご答弁をお願いいたしたいのでござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

本議会の冒頭にもお断わり申し上げました次第でございますが、公会堂の焼失につきましては、まことに残念なことでもあり、かつ申しわけないことでござります。

したがいまして、これらの公会堂の安全、管理につきましては、去る十二月七日に日本間を焼失いたしましたに続きましてのこととござりますので、まことに申しわけない次第でござります。

それで、配線の点検であるとか夜間警備等につきましては特に注意をいたしておったわけでございまして、中央緑地にガードマンの本拠を置きました夜間、四回ずつの警備をいたしておつたわけでござります。そういう状態で推移をいたしておりましたわけですが、そのほかにも市有物件の安全管理につきましては、本庁であるとか学校保育園、幼稚園、出張所、公民館等たくさんござりますので、住み込み職員であるとか代行宿直員、民間警備会社に委託するような方法によっていろいろと努力をしてまいりました。そうして、特に夜間警備に重点を置きました夜間警備に重点を置きました。今後も火災報知器等について十分検討をしていきたいと考えております。

しかしながら、この日本間の場合も公会堂の場合にいたしましてもでございますが、火災原因が何であるかということは、やはり糾明してみる必要があるのではないかと考えます。公会堂の場合にも自衛隊の方が宿直をしておみえになりましたが、自分の顔にホースの水がかかってくるまで気がつかなかつたというような状況でござりますし、また、愛知県の松蔭高校の火災にいたしましても、宿直員が二十分前に巡回をしてそこを見ておつても防げ得なかつたということを考える場合に、住み込み職員であるとか代行宿直員がおつても火災を防ぎ得るということは非常にむづかしい。

こういう観点から火災の原因といふものを考えますと、一応、電気の関係、たばこ、火鉢、ストーブ等の失火とい

うような原因。それから類焼、それから不審火、この四つの場合を私は考えることができるのではないかと、まあ考えます。公会堂の場合にいたしました、日本間の場合にいたしました、いずれも不審火でございまして、まあ不審火と申しますと、放火等を含めての原因のわからないという、しかも犯人とか、どういう原因で火がついたかわからぬということでございますが、まあこの不審火によるものであるというところに、非常に困難な問題がございますので、こういう事実にも照らして、さらに西館、税務署あと地の、税務署の旧庁舎でございますが、あれもやはり木造でございますので、これらの警備につきましても、今後、十分留意をいたしたいと考える次第でございます。

中央緑地の管理、運営の問題につきましては、去る議会で十分お話し申し上げてあるはずでございますが、この事業は建設省の認可の事業でございまして、建設省の補助を受けて、いただいておつて、しかも、緑地というようなたまえから建設省が一応、公害防止事業団の中でもそういう面ではリーダーシップをとつて国庫補助をやつておる関係でござりますので、中央緑地全体の施設といつものが、そういう観点から建設省の非常な補助と指導でできたものでございまして、当然、建設省に対するたまえから見ましても、一応やはり土木部の所管にしておく必要があると、いうやむを得ない事情がござります。

適当な時期に、体育施設等につきましては、教育委員会に移管したほうがいいとわれわれも考えるとのことでござりますが、現在、公害防止事業団から譲渡されたばかりでござりますし、その公害防止事業団のよつて立つ趣旨から考えましても、これをしばらく土木部の所管にしておくのが適切であるといつうように考えております。建設省等も土木部の所管であるといつうことに対して、非常に満足の意を表明しとるといつうのが、現状でござります。

プールの運営につきましては、ご指摘の点もござりますが、五時以降の場合、五時以降で一般の開放を締め切りま

して、それからいろいろの専用使用であるとか高等学校の水泳部の専用等にまかしておるわけでございまして、一応小学生の生徒にいたしましても、中学生にいたしましても、五時以降にプールで泳がしておくといつうことにつきましては、危険性もござりますし、親の心配もあるといつうことで、一応やはり一般公開は五時で締め切るのが妥当ではないかといつうように考えております。

したがつて、五時以降は会社、工場等の水泳部あるいは水泳部の試合等に専用使用しとするわけでございまして、その中にはもちろん高等学校等の水泳部の練習にも専用さしておりますが、そういう観点でただいま五時以降は専用しておる。そのほかに体育大会あるいは水泳部のいろいろの大会等には一日中専用しておる場合もござりますが、でき得る限りこれを市民に広く利用していただきまして、市民のご期待におこたえをしたいと考えております。

北部開発の問題でござりますが、幸いご指摘のように遠用漁業基地が十年ぶりに稼動をいたしまして、ごらんのとおり冷蔵庫あるいは造船所等ができまいりました。年間に二十億円くらいの金が地元に落ちるであろうといつことがいわれております。しかも三重造船ではすでに三百人近い男子労務者を擁しております、その七〇%が静岡県等から技術者が来ておるわけでござりますが、そういうことで北部開発の観点からは、私はたいへん喜ぶべきことではないかといつうように考えております。

たゞ、冷蔵庫であるとか造船所等のみが利益を得るといつうのではなくして地元と一体となつてやはり地元の利益になるといつう観点から、今後とも市も積極的にいろいろの面につきまして相談にのつていきたい、またいろいろと話をしたいといつうように考えておるわけでござります。

人心開発といつう意見がございましたが、人心開発といつう問題につきましては、私よく、どういふことかよくわか

らなうのでござりますけれども、まあ労働力とくうような点につきましても、やはり地元の企業等につきましては、中小企業等につきましては、非常に不安なこともあります。また、遠用漁船が入つてくるとか、あるいはまた造船所の職員がふえるとか、あるいはいろいろの商人であるとかいろいろの関係の出入りもふえるとくうことでございまして、そういう観点からやはり地元の文化水準も上がるような、いわゆる文化、教養に資するようなことも、今後北部の地域については特に重点的に考えていかなければならないものであると考えております。

人心開発の問題につきましてはもう一度、詳細にわたつてご質問の点について伺いたいと考えておる次第でござります。

東洋紡の運河沿いの道路でございますが、この道路が非常に、自動車を走らせてみても走りにくくて、かつ危険がある。また、あの運河等につきましても、非常にごみが捨てられてきたないということで遺憾に思つております。この道路ができる限り直線化して改良されますように、今後、土木事務所等とも積極的に話を進めたいと考えております。

また、運河の清掃につきましては、私は、地元の自治会あるいは皆さんの非常な監督、監視を賜わりまして、運河に絶対ものを捨てないといふようなことでございましたならば、十分あれは清掃させていたく必要があるのではないかと考へておりますが、見ておりますと、製材所にいたしましてもあるには付近の住民の方々にいたしましても、あそこがごみ捨て場のようになつておるとへうようなことでござりますので、そういうような、整備される段階にそういうような協力を賜われば段階においてよく考えてみたいと考へております。

なお、県道の直線化等の道路改良につきましては、土木部長から必要がございましたら補正をさしていただきます富田一色の海岸の浜洲の問題でございますが、三千坪（九九〇〇平方メートル）の土地がござります。これは前面

に漁業基地、造船所等ができますので、その発展とも歩調をあわせてやはり整備をしなければならない問題でござりますので、さらにこの管理あるいは設備、植樹等については、皆さんのご期待に沿うようにしたいと思つておりますが、このごろ児童遊園と申しますと、すぐ児童の遊具であるとかそういうことが考えられますが、児童の遊具といふものが児童の自主的な体育機能あるいは運動能力の開発にはたして役立つものであるかどうかについては、最近、非常に疑問視されております。

むしろ遊具といふようなものがない広っぽのようなもののがよいのではないか。ブランコであるとかすべり台であるといふようなものをこしらえ、児童の創意工夫をそこなうといふことで、むしろ過保護から間違いでないかというような説がござります。そういう観点からやはり自由に遊べる、創意工夫をこらして子供が自主的に遊べるようになるのが、私はこれからやはり児童遊園地の一つの進むべき道ではないかといふように考へております。そういう観点から、中央緑地等につきましても、ブランコ、遊具等につきましては、一切置かない方針で対処いたしましたいと考へております。

○議長（服部昌弘君） 教育委員長。

〔教育委員長（龍池清真君）登壇〕

○教育委員長（龍池清真君） ただいまのご質問に対しまして、お答えを申します。なお、詳細は教育長なり次長のほうからご答弁申しますが、大体のところ申し上げてみたいと思います。

まず、大学紛争を契機としました日本の教育界の反省であります。これはこの前の六月の当市会におきまして、伊藤信一議員のご質問に対しましてお答えを申しましたうちに、多少愚見を申し上げたのであります。いまさらこれをここで繰り返すようなことはいたしませんが、要するところ戦後、教育というものに対する国民の考え方が変

わってきただよに思ひます。それと現在の学校制度といふものが、あるいは教育内容つてもののがうまくバランスがとれないために、たゞ単に大学の紛争ばかりでなくして、これが高等学校に及び、またさらに下のほうへも及んでくるような状況にあるんだと思うんです。

で、こういふうな観点からいたしますると、たゞ単に大学問題を解決すればそれでこの紛争は終わるんだというような段階ではないと思うんでありますて、このことにつきましては、先般、新しく委員のかわりました中教審におきまして、日本の教育全般に対しましていま鋭意、こう審議が続けられてるんでありますて、もう近々これの中間報告が出ると思うんです。で、そうしたことによくかみしめてしまして、将来の教育の健全な発達といふことを、もうひとつ地域的にもこれを考え方直してみたいと思っております。

次に、学区制の問題でありますて、都市のドーナツ化に従いまして、四日市市もまたそういうふうな弊害を受けまして、ことにご指摘の日永小学校におきましては、もう現在の校舎、校地では、もうこれ以上の学童を収容することができないような状態にありますて、こういふうなことを、現状を踏まえて委員会では寄り寄り打開策を考究中でございます。まだ具体的なところまではまいりませんけれども、まず着手すべきはこういふうな方面ではないかと思って、鋭意、検討中であります。

次に、水沢中学、三鈴中学の統廃合の問題でありますて、これは一番市内としましては最初に統廃合として手をつけるべき問題でありますて、ここには普通の市内の中学校の統廃合とはまた違った面の困難さがありまして、三鈴中学校では、ご承知のとおり鉢鹿市からの委託生徒を引き受けております。で、これを移転するに際しましては、鉢鹿市のほうからの中学生に非常な動搖があります。

また、一方、水沢中学校におきましては、現在、自転車で通学しておる最長の距離が三・八キロといふうな自転

車通学をしておりますので、これが移転しました場合の新しい校地の選定あるいは交通といふような点も十分に考えて処理をしなければならない問題であるように思ひます。

そういうふうな移転のためのいろいろな条件といふものを寄り寄り考えておりまして、ご指摘のようにまず最初は住民の説得でありますので、そういうふうな方面にも寄り寄りこちらから皆さんの意見を尋ねておるような状況でござります。

そのほかの点につきましては、事務局のほうから答弁いたします。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お答えいたします。

大部分が教育委員長がお返事をさせていただいた上でござりますが、まあ事務的に申し上げる面も多少ござりますのでつけ加えさせていただきますが。

まず大学紛争の問題は、名古屋まで起こっているが四日市における影響はどうか。小、中学校の生徒はどうかと、そういうことでございましたので、これは私のほうからお返事することだと思います。

まあ、いまのところ小、中学校においては、多少疑惑もござりますけれども、まああと、こう思つておるんでござります。

高等学校については、ときどき新聞紙上をにぎわしますのでござりますけれども、かなり入ってきております。まあいろいろの入り方もございまして、なかなかいまの時代むずかしい教育について、非常にむずかしい時代かと、こう思つておるんでござります。まあやはり児童、生徒、少なくとも未成熟の児童、生徒は、政治活動とか政

治的活動とか宗教的活動の中へはあまり入らないほうが多いんだと。やはりいろいろの、いまだ知識を吸収するときで、それを批判し、それをいろいろと勉強するときではなかなかと思つておるわけでござりますが、相当、高等学校の生徒会とかそういうところには入つておる状態が見受けられるわけでござります。

なら、どうかというと、なかなかその問題については、これはこうだと、こういうふうに断定をすることがむずかしいものですから、一般に口を閉ざしてしやべらないようにするのが現状のようでござります。

学区制の問題は、しま委員長からお話がありましたけれども、なお具体的に申し上げますと、やはり通学区の問題には六ヵ所ほどひざみができるようになります。それでこの秋、通学区の審議会を開いて検討するつもりでございますが、やはり受け入れ体制をつくってやりませんと、なかなか問題がありますので、そういうつもりでしまやつておるわけでござります。

それから、教育委員会といたしましては、やむを得ない事情のところについては、学区外の通学の許可をしてあるところはござります。人數もある程度までつかんでおりますが、それ以上については少しわかりかねますので、ご了承いただきたいと思っております。

その次に、水沢、保々のことをもうお話し申し上げたかと思つますので、ただ問題は、やはり少人数の学校といふものは教育効果がやはりあがらないとおつしやつたことについては、私も十分そういう考え方に対しても十分お聞きしたわけでござります。

それから、緑地の問題は、市長からお話をいただいたと思います。

富洲原の問題でござりますが、やはり私も着任して間がございませんし、いろいろ検討をしておる段階でござります。たとえば補助金の問題、それから鉄筋化の問題、学校全体の整備計画、また学区の問題、そういうことをいろいろ次計画、さらに新しい年次計画、これを立てていきたいと思っておりますので、その間においてひとつ十分検討していくただこうと、こういうふうに考えておるわけでござります。

以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 宮田君。

〔宮田勇君登壇〕

○宮田勇君 再度、質問いたします。

私の質問内容が多数にわたつておりますので、一つ一つこれを理事者の方から確たる答弁を求めておつたんでは、とても時間がかかりますので、要点の件にだけ市長にお尋ねをいたしたいと思つます。

私は、富田一色の浜洲の問題は、遊具とか児童遊園地とかということをお尋ねしておるのではございません。この富田一色の浜洲は本年の一月に建設省の計画決定が認められておると、その段階に来ておる、しまの時点において市長がこのことについて、促進することについて手を打つておるのかおらぬのか。これをいつやるのか、この問題をもう一度お尋ねいたしたいと思つます。

なお、もう一点。東洋紡績の東の県道、四日市・赤須賀線でござります。この点につきましては、何か市長からあいまいな答弁がございましたが、土木部長に一応、答弁を求めます。この県道の排水をして都市河川らしい姿にやる気があるのかないのか。これを県との交渉において促進させる気持ちがおありなのかないのか、これをひとつお伺いいたしたいと思つます。

○議長（服部昌弘君）　土木部長。

「土木部長（三輪喜代司君）登壇」

○土木部長（三輪喜代司君）　浜洲の問題も兼ねて、市長にかわりましてご答弁申し上げます。

浜洲につきましては、すでに議会で採択になつておりますのは、しまど指摘のとおりでござりますが、そのときの条件として、かねてからいろいろと浜洲につきましては問題点があつたようになりますし、また、名四国道が、あすこで工事を始められて、開始する以前にもいろいろな加工業者その他の方々との問題点もあつたよう聞いております。

そういう点は、当時の建設委員会において、私の記憶しておるところでは、これは採択するが、ただし地元において十分、円満な解決をはかるように努力しなさいといふような条件がたしかつておつたように記憶いたしておりますので、そういう観点から、現在は私のほうも率直に申し上げまして、いまのところ緑地決定はいたしましたものいわゆる海岸法によるところの海岸敷でござります。これは行政財産でござりまして、これにつきましては、国有財産法あるいは海岸法に定められまして、正式な占用許可といふものは、特定のもの以外は認められないというのは、すでにご承知のとおりだと思います。

で、これは現在、したがつて海岸管理者であるところの知事が管理をいたしておりますが、これを一般のいわゆる緑地その他に利用する場合には、これを廃止いたしまして普通財産に切りかえて、国有財産法で今度は大蔵省のほうから市が無償で貸し付けを受けるか、あるいはその他の方法で使用さしてもらう以外に方法はないのでございまして現在、非常にむずかしいのは、地元の問題だと思います。これは、委員会でも相当それで、継続審議、継続審議等も長くやっていただいたわけでございますが、最終的にいま申し上げたような結論に達しておりますので、その辺十分

考えまして、われわれといたしましても、いま市長が申し上げましたように、前面があのよう開発されてまづりまして、できる限り地元の円満な解決方法を考えながら前進していくよう努力いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、運河の問題でござりますが、これもやる意思があるのかないのかとどうことでござりますが、やる意思はござります。が、しかし、非常にむずかしい問題であることはご承知のとおりでござります。財源的にも、また過去のいきさつからいきましても、あの運河が一応の遊水地帯になつておりますし、富田を中心にしてしまった水あるいは東洋紡の下を通つてきて富田ポンプ場へ入つておる水路がござりますが、ああいうのが全部あの運河へ入つて、あのポンプ場から外へ出しておるわけでございまして、それとまた、財政的にも市単でできるかどうかといふところに大きな問題点もあるんじやなかろうかと思ひます。

われわれこれはやるとするならば、道路のほうでやるといふと、これは県の問題でござりますが、護岸の問題につつまざりますと、水路の問題になります。で、ご承知のようにいまわれわれは都市下水の問題といつましましては、いま加藤助役からもお話をございましたように、幹線水路あるいは現在の水路の改修、こういふのに重点をしております。したがいまして、まあ予算も五千万円といふことで善処をやつておるわけでござりますので、この予算の中ではとうていこれはまかない切れないので、断言できるのと同時に、またこの問題を解決するには一応、富田、富洲原の都市下水道の完備というものが前提要件になつてくるのではないか、こう思います。

そういう中におきまして、何らかの方法で財源を見出しながら、われわれといたしましては前向きの姿勢で進みたい気持ちを持っています。しかし、いつやるかといわれますと、ちょっとこれはここではつきり申し上げましてお答えできぬような現状でござりますので、十分その辺の趣旨はわかつておりますから、しまばらく結論は出せな

とうふうな状況でございます。なお、県道につきましては、市長からもお話をございましたように、県のほうへの曲りくねつてあります道路並びにその他の問題につきまして話し合いを進めていきたい、このように思っております。

運河のほうは市単でやらなきやなりませんので、ひとついまの結論を出すことだけはごかんべんいただきたいと思います。（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 本日はこの程度にとどめ、あとの方は明日にお願いすることとしたしまして、明日は午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時二十分散会

昭和四十四年九月十三日

四日市市議会定例会会議録（第四号）

九昭和四十四年
月四日市市議会定例会会議録 第四号

米田好兼速記

昭和四十四年九月十三日（土曜日）

○議事日程 第四号

昭和四十四年九月十三日（土）午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第六七号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院
事業決算認定について……………質疑・委員会付託

第三 議案第六八号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計

決算認定について……………〃

第四 議案第六九号 昭和四十四年度四日市市一般会計補正
予算（第一号）……………〃

第五 議案第七〇号 昭和四十四年度四日市市競輪事業特別
会計補正予算（第一号）……………〃

第六 議案第七一号 昭和四十四年度四日市市と畜場食肉市

場特別会計補正予算（第一号）……………質疑 委員会付託

第七 議案第七二号

昭和四十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）……………〃

第八 議案第七三号

昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）……………〃

第九 議案第七四号

昭和四十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………〃

第一〇 議案第七五号

四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………〃

一一 議案第七六号

四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………〃

一二 議案第七七号

四日市市立保育所条例の一部改正について……………〃

一三 議案第七八号

四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………〃

一四 議案第七九号

四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………〃

一五 議案第八〇号
市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について……………質疑 委員会付託

一六 議案第八一号

土地の取得について……………〃

一七 議案第八二号

市の区域内にあらたに土地を生じたこととの確認並びに町の区域の変更について……………〃

一八 議案第八三号

町の区域の設定について……………〃

一九 議案第八四号

町及び字の区域並びに名称の変更について……………〃

二〇 議案第八五号

町及び字の区域の変更について……………〃

二一 議案第八六号

市道路線の認定について……………〃

二二 議案第八七号

市道路線の一部廃止について……………〃

二三 議案第八八号

市道路線廃止について……………〃

二四 議案第八九号

鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結について……………〃

〇本日の会議に付した事項

第一 一般質問

二 議案第六七号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

三 議案第六八号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定について

四 議案第六九号 昭和四十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算(第一号)

五 議案第七〇号 昭和四十四年度四日市市畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

六 議案第七一號 昭和四十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算(第一号)

七 議案第七二号 昭和四十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)

八 議案第七三号 昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)

九 議案第七四号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

一〇 議案第七五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

一一 議案第七六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

一二 議案第七七号 四日市市立保育所条例の一部改正について

一三 議案第七八号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

一四 議案第七九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

一五 議案第八〇号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

一六 議案第八一号 土地の取得について

一七 議案第八二号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について

一八 議案第八三号 町の区域の設定について

十九 議案第八四号 町及び字の区域並びに名称の変更について

二十 議案第八五号 町及び字の区域の変更について

二十一 議案第八六号 市道路線の認定について

二十二 議案第八七号 市道路線の一部廢止について

二十三 議案第八八号 市道路線廢止について

二十四 議案第八九号 鋼製又胴型消防艇の建造契約の締結について

○出席議員(四十一名)

笠 大 荒 岩 伊 伊 伊 伊 天 味

田 島 田 藤 藤 藤 木 春 岡

七 武 久 信 太 泰 金 武 文 一

衛 雄 一 郎 一 一 治 雄 郎

君 君 君 君 君 君 君 君 君

○欠席議員（二名）

谷 大 口 谷 專 喜 九 正 君 君

吉 山 山 山 安 六 宮 松 增 前 藤 日 日
垣 本 中 口 垣 平 田 島 山 川 井 比 沖
照 忠 信 豊 良 英 辰 泰 義 武
男 勝 一 生 勇 司 勇 一 一 男 郎 平 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

早 服 長 野 生 豊 塙 辻 高 志 坂 後 小 小 訓 喜 川 加
谷 川 部 川 崎 川 田 井 橋 積 土 藤 林 林 翁 野 村 藤
正 昌 鐸 貞 平 妙 誠 力 政 長 藤 喜 哲 也 定
十 夫 弘 元 芳 藏 稔 子 二 三 一 郎 郎 夫 夫 男 等 潔 男
君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君 君

○議案説明のため出席した者

助 市 長 役 役 加 岩 藤 野 寛 見 翠 嗣 斎 君 君

教育委員長
西瀧池
清真伍助
君君君

市立病院事務田長市村山了君

水道事業管理者
次長 城井義夫
技術部長 加藤英也君
君

消 防 長 富 山 光 三
森 新 八 君

事務局長	鷺野正和
議事係長	森正太郎
事務事長	坂正靖
板崎	柴田静良
大之丞	大之丞

○議長（服部昌弘君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十五名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第四号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

日程第一 一般質問

○議長（服部昌弘君） それでは、日程第一、一般質問を昨日に引き続き行ないます。

後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 新風クラブを代表して昨日の宮田議員に續いて、ご通告申し上げた順により質問をいたします。なお、一部重複の点がありましてもお許しをいただきたいと思います。

第一点は、西部地区の開発であります。

まず宮妻の観光開発でありますが、昨日、野崎議員の質問に対し、利用者によるアンケートの結果報告と、今後の方針を、自然のキャンプ場としておきたいとの考え方を示されました。これは現在の施設を整備するだけにとどめのか、それともほかに新しい施設をするのかについてお伺いいたします。

次に、現在あるヒュッテの近くにある業者、たとえば売店とか、マス池とか、タクシー乗り場及び待ち合い所などがありますが、ほとんど閉鎖されている現状ですが、これらが使用している土地はどのようにして貸しておられるのか。いずれにしても常時閉鎖されている現状であれば、常にご使用くださる方に貸されることが望ましいと思いますがいい

かがでございますか。また、貸しているときに建物を建てて、その建物は個人の建物であるから売買されても、売買されているやに承っていますが、そのような事実はありますのか。あるとすれば、借地としての権利はどうなるのですか。こうした点について、どのようにお考えになつておられるのかということであります。

次に、その後、いろいろの使用目的をもつて借地願いを出しておられる方があるようですが、これが保留になつております、今後、貸すのか貸さないかについてはどのように処理されようとお考えかをお伺いいたします。

また、大門池のキャンプ場の奥に射撃場をつくりたいむねの話が出ているように承っておりますが、この射撃場の実現については市有林を開放しての問題でございまして、その意思がおありなのかお伺いいたしたいと思います。

次に農地法人、農地組合法人として八月発足された西野茶園の計画によりますと、水沢地区の農業従事者十五名により組織された組合であります。市はモデル茶園としてこれが育成に努力されていることは、ほんとうにうれしいことであります。承りますと、この計画が打ち出された当初は五、六十名ほどの希望者があつたようですが、負担金等の力の問題その他理由により最終十五名になつたようですが、今後の方針として、このモデル茶園が完成されたのち第一回に遠慮された方々よりの申し込みも考えられると思いますが、これに対処して次の計画をお立てくださる意向がございますのか。また、既設の茶園の完成の晩には、これに準じた設備の近代化をはかられるようござ思があるのかをお伺いいたします。

続いて、宮妻のヒュッテに至る進入道路は、非常に狭く、危険な個所も一部あるやに思われますが、これらの整備についてはどうお考えか。さらに、この間の電燈等についてはいかがお考えでござりますか。電話についてはすでにご配慮くださったやに思いますが――。

次に、西部への通ずる道路は、県道が一本にしばられておるようですが、この地区発展開発のために、さき

に農林省が打ち出されていると承っている県営大規模農道の計画については、どのような考え方でござりますか、お伺いをいたします。

第二點是商業開發的問題。

市長は、今年度の方針の中で、商業再開発について不燃化都市造成の目的をもって、地区関係者と研究協議を通じて、漸次実現をはかっていきたいといっておられますし、昨年予算により、大学グループによる診断を実施し、開発調査報告書もできてまいりました。それによりますと、先生方も言っておられるように、商業活動は何といつても今日の都市活動の中心的役割りの一部をなうものであり、したがって、商業活動の営まれている具体的なたとえば商店街のごときが都市づくりの重要な役割りをなっているということを考えなければならないと思いますが、ご承知のことより当市の中心商店街は、戦前中町通りでありまして、戦後諏訪新道に移り、いま近鉄四日市駅前の一一番街を中心とするものになつてまいましたが、中心商店街は過去三度にわたつて移動するという、他都市に例の少ない典型的商店街移動を経験するという推移を経ており、こうした中での商店だけにその力はきわめて微力であると思います。

めいたぐく計画がんじましようか。

の新聞でちらびっ子天国とかの記事がありましたが、ここを歩いて、いわゆる市民はほんとうに楽しい、のんびりしていこうの一ときを過ごされたようを感じました。昔は道路上で、売りに来るアイスクリームや紙芝居に子供がお金を持ってかけ集まつてくる風景を各所で見たものでございましたが、今日では道路を歩くことすら危険で、歩けないほど自動車が行ききしております。ましてや広場の少ない当市においては、商店街の道路を閉鎖し、木を植え、水をまき、ベンチを置いて広場に等しいものをつくり、手近なところに市民に縁といこうを提供することが、これから的新しい町づくりであると思しますが、こうした点において、どのようにお考えになつていられますか。

他都市よりお客さんが見えた。一家そろって散歩をしたり町へ出でいこうと思ったとき、どこへ行くのか、当然、商店街自身も高層建築して空地をつくり、駐車場をつくっていくよう努力しなければなりませんが、市の政策上、路面の公園化に対する指針を打ち立ててくださることが、根本的な問題だと考えるのであります。

ですが、工業高校移転についての今後の見通しはいかがでござりますか。

統して、富田駅前は道路が最も狭いが、これは都市計画において広げる考え方がないのか。富洲原地区は、さきに述べた買ひもの公園をつくってはどうかということをごさいます。橋北地区の旧東海道は、自動車の駐車でふさがっております。この駐車場対策として、中心にある川を暗渠にして駐車場とする考え方も一策だと思いますが、いかがでござりますか。中町通りは、卸売り商を中心のご指導をいただきたいし、国鉄の四日市駅周辺は、関西線複線電化に伴い国鉄利用者も多くなつてくるであります。この駅前を中心とする商店街づくりも大切だと思います。いま話題になつてゐる国鉄駅北及び元警察署南の県保有地の処分については、どうお考えか。また一番街方面の駐車場対策として諏訪公園を立体化し、駐車場をつくってはと思ひますが、この計画に地元の強い熱意がある場合、市はどのよ

うな方向で手を出そうとなされるのか。西部ニュータウン地区については、最寄品を中心とする小型ショッピングセンターをつくることが望ましいと指摘されていますが、これらの指導についてはどうお考えか等々、当市商店街全域についての政策を具体的にお伺いを申し上げたいのであります。

第三点は、国鉄操車場についてであります。

去る六月での説明によりますと、関西線の複線化に伴う北勢地区の操車計画、それから四日市地区における貨物の将来を想定するに、現在の四日市駅を中心とする扱いは六百両であり、昭和五十五年を推定すると約三倍の一千万両になるようござりますが、そういう観点から、関西線複線化に伴う操車場が、八田とこの北勢地域という考え方をしており、この考え方の中で、この霞ヶ浦地区があげられているとのことでありましたが、最近聞くところによりますと、八月の末ごろに岐阜工事局より四日市に来られまして、四日市大操車場の事業計画を説明され、事業認定許可を受けるべく書類提出の運びであるとのことを耳にしましたが、その後の計画はどうなっておりますか。主として駐車場に対する考え方はいかがでござりますか、具体的に構想があればお示しをいただきたいのであります。

以上、三点についてお伺いをいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 西部開発についての問題でございますが、宮妻峡等につきましては、昨日加藤助役からいろいろ申し上げさせていただきました。このような、宮妻峡にいたしましても大門池等にいたしましても、四日市の青少年等の健全育成のための自然公園的な、また自然キャンプ、自然のそういう環境でキャンプをするような場所としては、非常に四日市市といたしましても得がたい場所でございますので、今後はこのような自然をどのように保存していくかということと、しかもそのキャンプ場としての利用のしやすさということを考えていかなければならぬと考えております。したがって、ヒュッテも今後整備をいたしたいと思っておりますし便所、水飲み場等につきましても、いろいろと整備もし、またキャンプの張れる場所等につきましても、十分の場所を用意するように今後は考えていくたいと考えております。

貸地だとか売店等の問題につきましては、私多少つまびらかにいたしませんので、担当者からお答えをさせていただきます。

大門池の射撃場につきましては、かねてからそのお話を関係者からございました。市有地ではございますが、水沢地区の地元の十分なご了解を得たうえで、強い要望があつたら射撃場として使つてもいただいても差しつかえないのではないかと考えております。ただ、地元との了解点をどのようにしていくかということであろうかと思います。

茶園のモデルにつきましては、最近新しい歴史等の茶の品種の導入がどうしてもなされなければならない。しかも水沢の茶園は、すでに七十年生八十年生というような古い茶の木になつております。品種を変える必要があるわけでござりますけれども、一人や二人変えてみたつて茶の集荷量に、茶の葉の集荷ということが非常に不均一になつて不利益であるというようなことで、このようなモデル形式によつて新しい品種によるところの大量生産をはからなければ、新品種によるところの開拓ということは進まないという趣旨から、パイロットモデルプランとをはかつておるわけでございますが、これが完成するまでにはいろいろの参加者もあろうかと思ひますけれども、このモデル茶園も一応一人前に育て上げたうえでいろいろとその処置も考え、既存の茶園の近代化等につきましても、このモデル茶園の成果を見たうえでいろいろとご相談もさせていただき、また、いろいろの推進方法等につきましても考えていただきたいと思つております。

西部への道路でござりますけれども、現在のところ県道一本でござりますが、幸い名阪国道が入ってまいりますので、その名阪国道にどのように側道的に連結していくかということをござりますが、これは、今後よく検討のうえもう少し便利にしなければならないと考えております。内部川沿いの道路の整備ということも必要ではないかというようになります。担当者からお答えをさせていただきます。

商業開発の問題でございますが、この商業開発という問題は、ことにこの地方自治体にとりましてこれの指導につきましては、たいへんむずかしい問題がござります。皆さんそれぞれ非常に競争相手ばかりでござりますし、ある商店街の整理に力を入れますと他の商店街がどうなるのか、ということでございますが、商店街の形成といふものが、戦後ご指摘のように、ターミナルの移動に伴つて移動をしてきたというような珍しいケースでござりますが、一応今後は、近鉄の駅が場所を変えない限り一番街、並びに近鉄の駅裏というものが中心になつていくのではないかと考えてあります。商店街といふものは、やっぱり魅力がなければならない。どうしても最近のような消費経済のブームの時代には、流行というのも迫りますし、新しいデザイン新しい創意、工夫を加えられたものがどうしても買いためられるといふことがあります。しかも、そういうような流行の先端をいくような近代的なものであつて、しかもよいものを売る、しかもまた買いやすい、最近についていえばターミナルのあると申しましても、駐車場であるとか交通上の条件といふようなことが問題になつてくるわけでございまして、したがつてわれわれといたしましては、どの商店を特に何をするといふのではなくて、都市計画によつて遊園地であるとか、駐車場であるとか、街路計画であるとかといふものを考えていかなければならぬものであるとうように考えております。ご指摘の富田駅前にいたしましても、いずれも交通の条件といふ

ものが最近の自動車の、車がふえるに従いまして非常に困難な情勢を迎えておりますが、ご指摘のように、三滝川等の河岸に駐車場を設けるとかそういうことはぜひとも考えていかなければならぬ。また河岸のみならず、水の来ないときには三滝川の河底なんかも利用できるのではないかと。先ほど瀬戸の商店街を拝見いたしましたら、川の水のないところを整備いたしまして駐車場にして、非常に便利に使われておるということを拝見いたしました。そういうようなことも、今後は考えていかなければならぬのではないかと考えておりますので、三滝川の河岸のみならず河底を整備して、駐車場化していくといふことも考えることができるんじゃないかと思ひます。

国鉄の駅前中町の発展、またそれから団地のショッピング街の形成。特に団地のショッピングにつきましては、げたばきの方法で商店を形成させて、その商店がかつてに住宅に転用されて、ほかに転用されないように十分監督をしてショッピングのセンターをその団地の中につくらさしておりますが、これらのいろいろのこまかい指導方針等につきましては、産業部長からお答えをさせていただきたいと思います。

国鉄の操車場でございますが、ご指摘のように関西線が複線化いたしましても、この操車場が完成いたしませんことに、操車能力といふものが増加いたしません。現在のところ、八田であるとか枇杷島であるとかといふものが一応考えられておるわけでござりますが、岐阜工事局等におかれましては、羽津から富田浜にかけての七万五千坪（二十四万七千五百平方メートル）をぜひとも操車場にしたいんだというような申し出がござりますが、まだ詳細にわかつてはいろいろの話がございませんが、ご承知のように、富士電機四日市工場の東側等につきましては、川崎鋳造であるとか、またレストランであるとか、燃料の貯蔵所であるとかといふようなものがすでにできかけております。しかも今後の道路計画もござりますので、いろいろ困難な問題はございますが、国鉄当局に言わしむれば、そういうようなものがあるのは普通のことであつて、この程度のものを処置するのは国鉄にとっては大した問題ではないよう

言ふ方をしておりますけれども、われわれといたしましては困難な問題があるのではないかと考えておりますが、もしやられるものならば、できる限り早い時期において用地の買収であるとか、諸計画等の提示を求めて、一応協力をさせていただきたいというよう考へておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） ただいま市長がお答え申し上げました点につきまして、若干の補足と残された問題にお答えしたいと思います。

宮妻開発の問題につきまして、昨日の野崎議員からのご質問があつたわけでござりますが、ご存じのように昨年、国定公園に指定をされまして、その指定されたことに基づきます事業計画の認定を厚生大臣から受けることになつておりまして、その事業計画の線に、方向に沿つて今後の三重県、滋賀県を通ずるこの鈴鹿国定公園についての計画を実施していくかなきやならないわけでござります。その事業計画の申請が、三重県、滋賀県でまだまとまらない。また関係市町村にも協議が下りてこないという状態になつております。これは、三重県当局の観光担当のほうが人事移動が大幅にあつたためにおくれていろいろな事情もあるわけでござります。

そこで、昨日、加藤助役からもご説明申し上げましたように、いろいろ考へておりましたその一つといたしましてことしの夏、つい先般アンケートを実施いたしまして、今後のそういうふたつの滋賀県、三重県を通ずる計画の中にいかに宮妻を位置づけていくか、その中でいかに利用者の希望にこたえるものを考えていくかというアンケートを実施したわけでございます。その内容につきましては、すでに昨日ご説明したとおりでござりますが、市長もかねがねあの宮妻のヒュッテをもう少し何とかするように考へよといふ指示も出ております。昨日、加藤助役は、ばかりかのものはひ、国定公園規約の中に一環として考へていただきたいと思つております。

さまのご質問の中に、電灯のご指摘があつたように思ひましたが、昨日加藤助役もちよつと触れておりましたように、さまでも発電機を持っておりましたが、非常にキャパシティが弱いといふことで、今年度当初予算に計上いたしまして、ことしの夏には間に合わなかつたために拡張部分にまだ電灯がないところがあつたために、たいへん苦情があつたんでござりますが、近々中に新しい発電機を設置することにいたしております。規模としては、一般の電力をあそこまで引つばつていくようにすべきであるといふうな声も、アンケートの中にもいろいろ出ておりましたが当面そういうふた発電機でもつてやつていただきたいといふうに考へております。

それから、あの宮妻付近の土地につきまして、市有林の貸借関係についてのしまど指摘でござりますが、当時の村自体から地元の観光協会、宮妻観光協会といつてあります。この観光協会に一括貸与をいたしておりまして、五年更新でいたしております。先ほどお話にも出ておりましたように、茶屋であるとか、あるいはタクシーの待合所といいますか駐車場といいますか、それから売店、それからマス池などもいろいろ利用いたしております。これは全部観光協会に貸しておるわけでございまして、ちょうどどことしの三月末をもつて三十九年以来の五年契約が切れまして、更新をいたしております。先ほど、これらが売買の対象になつておるといふうなご指摘がございましたが、私いまのところ、そういう事実があることを耳にいたしておりませんので、さつそく調査をして、そのような事実があれ

は善処をしていただきたいと思つております。

マス池その他、今後借りたいといひ希望が出でおり、それが保留になつてゐることにつれてどうするのかどうぞ質問でござりますが、市有林管理委員会におきましても、本件はいろいろ審議をいただいておりまして、観光行政の立場からのこのマス池につきましては、先ほど申し上げました鈴鹿国定公園の事業計画の一環として、こういつたものを今後配慮をしていただきたいといひよう考へております。

それから、西部道路といひますか、西部連絡道路といひうんですか、県営大規模農道の計画の内容について説明せよとうご指摘でございますが、これは来年度、昭和四十五年度の政府予算編成に当たりまして、農林の原案としてこれもしまの米の生産対策との関連で農林省、大蔵省の間で話し合いが進んできたものでござりますが、従来のような農道ではなくて、非常に大規模な幅もハーメーター、あるいは長さも当初、十キロといひような話をありましたが、最近では三十キロぐらいの大きなものにしたいといひふうな話も出ておりまして、三重県県下でこういつた大規模農道とどうようなものがどのように考え方されるかとどうことで、県のほうでもいろいろ原案も考へて、農林のほうに提出しているようでござります。市のほうにも意見を聞いてきておられまして、北のほうにいま続けております農免道路と似たような感じで、これを市の中北部あるいは南部にこれを考へられないかとどうことで、県当局といひろいろ話し合ひをしておりまして、しまご指摘のような西部道路といひふうなかつこうにこれが考へられないかとどうことで、県の原案から農林省のほうに大体出でていると思っております。

それから商業開発の問題でございますが、四日市に毎年この求人開拓によつて来てもらつてあります若い人たちと再々懇談会などをやつておりますが、この方々から、この若く人たちから大体、九州、東北その他のへんびなところから来てもらつてはるはずの子供さん方から、四日市に来てあまりに都市が小さいのにびっくりしたと。その都市が

小さくといひるのは、どうも商店街を指しているらしいとどうことで、われわれも、また四日市の商業会の皆さん方にもそういつたお話を申し上げまして、ともどもひとつ四日市らしい、また四日市としても、ともととりつけた商店街づくりを考えるべきじゃないかといひことをいろいろ話し合いをいたしてあります、ご指摘のような昨年、神戸大学の平井先生を中心といたしましたグループに答申をいただいた方向づけを見ましても、四日市の持つておる商業の特性、あるいは最近、商業再開発の花ざかりといわれておりますが、全国各地で商店街を中心とした再開発の問題が出ております。また、お話しのようないいもの公園といいますか、そういうた考え方もヨーロッパでも出でてあるようですし、また国内でもいろいろ出でておりますが、そういうた方向につきまして、昭和四十四年度の市の商工行政の中で、商店連合会の幹部の方々ともお話をいたしまして、新年度予算の中にそういうた方向へ持つていくことを事業計画いたしております。次第に機運も上がつてきておりますが、商連との話し合いの中では、いま後藤議員からいろいろご指摘がありました各個所、幾つかの個所についていろいろ構想、ご意見などがあつたわけでござりますが、その中で、工業高校の移転の見通しのご指摘もありましたが、これはちょっと私ご答弁できませんが、これの見通しに伴つてのショッピングセンターの問題、それから諏訪新道についての考え方、あるいは富洲原の地区におきましてもかなり機運が出てまいつております。それから、桜の駅前並びに新しい県の開発公社が行ないます桜団地の計画と関連いたしました桜の団地計画、こういつた四つの地区をモデルとして取り上げて、その考え方を練つてくこうじやないかということで、そのそれぞれの協議会を近くつくる機運になつてきております。

団地の中に、しま市長からたばきショッピングなどをやつておるとどうことでござりますが、先生方の答申の中にもそういつた方向づけが出されておりました。新しく、しま申し上げた桜等につきましてはそういうた考え方を団地の中に、今後ともども地元の商店、あるいはもう少し全市的な商店の皆さん方とも話し合つて、考へていただきたいと

じうように考えております。

以上まだ漏れてくる点があるかと思ひますが、私はこの程度にしたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 市長の答弁に補足いたします。

富田駅前の都市計画街路の問題でござりますが、近鉄富田駅、富田、本町線、これの貫通につきましては非常に問題がござります。したがいまして、大々的な都市改造的な様相を含めないとおそらくできないだろうということと、それから関西線がこれは高架でまたぐようには計画されておりますので、この辺のところも慎重にやつていかなければならぬ。したがつて、いま直ちにこれが手をつけることはできないと思います。ただ、北部開発のあれを読んでみると、ご承知のように人工地盤でござりますので、総合池をつくるという大きな構想が出ておりますが、これはもうおそらく不可能だろう、ただそれに近づけるような方向に持つていただきたい。が、時期的には相当な長年月を要するといふに考えております。

それから、四日市工業高校の移転の問題でござりますが、日下県と折衝中でございまして、ここでご答弁ができるのが非常に遺憾に思ひますが、今後ともさらにこの問題につきましては、解決点を見出すように努力をいたしたいと思ひます。したがいまして、そのあと地の利用につきましても、その後の問題として検討をいたしたい、このように考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

それから河川の駐車場でござりますが、河川を駐車場に利用したらどうだといふことでござりますが、大きな、たとえば三滝川、海蔵川といふような大きな河川でございましたら、河川敷の整備によりまして、断面を整備いたしま

して、河川を整備いたしましてその中へ駐車場を持つていくといふなことは、一応考えることはできますが、小さな河川、小河川。都市排水路的な要素を持つておる、都市下水路的な要素、あるいは都市下水路の河川について、これをふたをしてその上へ自動車をとめるといふことは、われわれこれを維持管理しておるもの側から見ますと、非常に望ましくないこととござりますので、維持管理が非常にやりにくくなることと、この辺は十分検討をいたしませんと悔いを先載に残すようになりますから、ひとつご了解をいただきたいと思ひます。

それから、諏訪公園の駐車場化の問題でござますが、ただいまのご質問の中で地元の熱意だといふことでござります。この点が、どこまでご熱意を入れ切つていただけるのかといふことが、一つ問題があろうかと思ひます。それから、はたしてあれが利用ができるかどうかといふこと。それからもう一つは、進入道路をどこにするかといふ問題こういふ点もござりますので、これは慎重に検討をさしていただきたいと思ひます。

それから、西部に通ずる道路が少ないといふことでございますが、これは、西部へ通ずる道路は大半県道でござります。北のほうからまいりますと、しま県道で改修をやられつつありますのが平津・菰野線これの延長、これは本年度、先行買収的に県のほうでは、市道日永・八郷線まで何とか延長したいと、こういふに言つておられます。それから、四日市・関ケ原線も上海老・高角線まで持つていただきたい、これは札場のところでござりますが、そこまで先行買収的なことをやりたい、こういふにわれわれはお聞きいたしておるのでござります。それから、四日市・土山でござりますが、これは名阪の関連で高角の橋がござります、未完でございますが、こういふものを完了する。それからあと舗装をするといふことを聞いております。それから日永・宮妻でござますが、これも名阪関連で、名阪の交差部分について改良を加えていく。なお、これに関連いたしましては、下のほうでは子西・八王子線といふのがちょうどあの八王子の小林町の坂のところまで、出雲橋から登った坂のところまで通ずる予定になつております。

その他、港・四日市その他いろいろ県道がござりますが、局部的な改修をやつております。大々的な改良といふものにつきましては、しま申し上げました四日市・土山の名阪関連、これが一番大きな改良でござりますので、ご承知をいただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 問題点を二、三しほりましてお伺いを申し上げたいと思ひます。

既設の売店等の問題について、その権利の建物が売買されてゐるかどうかとどうことについては、現状わからぬそうちとどうことでござりますが、これに対して契約書は、使用をしない場合においては返却を求めても差しつかえがないような契約書になつてゐるかどうかとどうことを、お伺いを申し上げたいと思ひます。

それから、その上に家を建てて家を売買することが、調べられた暁において、実際そういう事実がある場合には一体どういうふうなご処理をなさるうとされるのかとどうことを、お伺いを申し上げたいと思ひます。

それから次に、射撃場の問題については、地元の了解があればけつこうだとうことでござりますので、了解をいたしたいと思ひます。

大門池を中心とする屋外のキャンプ場の問題については、この議会に屋外活動センターの設置についての陳情書が出ておりますので、教育民生委員会のほうでいろいろお世話にならうかと思ひますが、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

本年度の予算で、電話の架設に対する予算が計上されております。どうもそれは残るような気がいたしましたが、こ

れを当年度のヒュッテの施設の改造をしようといふ市長のご方針でもござりますので、その方向に使われていつていいのかどうか。それとも、組み直しにおいてまたあらためて十二月の補正にでも出るような意向があるのか、その辺もお伺いを申し上げたいと思ひます。

道路の電灯の問題については、着々お進めをいただいておりますので、至急手配をいただきたいと思ひます。

また、県営の大規模農道、これはほんの農林省から何かこう聞いてきましただけだそうでござりますので、この辺につきましては、もし具体的なものが出てまいりました暁には、ひとつ内部川の川岸を沿つた道路整備でござりますのでよろしくご配慮を賜わりたいと思ひます。

それから、商業の関係の問題でござりますが、駐車場と公園は都市計画の中で考えていくことと、ご答弁を賜わったわけです。しかしながら、都市計画の進みといふものは、非常に早いようでおそうござります。そういうような観点から、一つずつ問題点を取り上げて計画の中を整備をしていかないかと、現在の商業対策としての問題には、おくれていくのではないかといふような感じをいたします。

ご承知のようすに、現在は全国的なケースでござりますが、商業活動は提携とか合併とかといふような機運に全く生まれてしまひまして、その中で一年、二年といふ月日が非常に重要なことでござります。先ほど土木部長からご答弁をいただきました諏訪公園の駐車場の問題につきましてでござりますが、豊橋の駅前に市営のバスターミナルがござります。その上に、従来の公園を上に上げましてやつた例がござります。また、豊橋のその北側に名豊ビルが建築されまして、地下が通路になつております。その北側が道路の下を利用して、駐車場を市営でつくりております。一台二百万といふ費用をかけております。そういうことなどでございまして、諏訪公園の約三千五百坪（一、五五〇平方メートル）といふうに承っておりますが、その三千五百坪のうち、一千坪（六六〇平方メートル）な

一一千五百坪（べ二五〇平方メートル）を上に上げる、そして公園にしてはどうかということござります。大体計算からまじりましても、二千坪といたしまして約三億五千万かそちらの勘定になつてしまふと思ひます。

そのうちで、市が一体どのくらいなら出資してもいいだらうかとか、負担してもいいだらうかということをお伺いを申し上げたいということをございます。地元が強い熱意を示した場合ということは、地元が主体となつた会社形式をつくり、市と民間による会社をつくり上げたときに、さきに議会で申し上げた、オカダヤが三千万出しますということは言つておりますので、市は何もくらゐは出していただけるのかとどうことを実はお伺いを申し上げたいとさうのが、要旨でござります。

進入道路の進入口の問題については、北から入つて北へ出る東向きの一方通行だといふような考え方で取り上げていくことがいいのではないか、というように考えております。

また、国鉄駅前の県保有地の利用の問題は、聞き漏らしかもわかりませんがご回答がなかつたよう思ひます。この辺についての方向だけは、すでに部内でご協議を賜わつたよう承つておりますので、その辺の詳細をご発表賜わりたいと思ひます。

なお、工業高校移転あと利用の問題につきましては、県と折衝中であるから現在その時点で時期を発表することはむずかしいとこうことでござりますが、近鉄連続高架の問題も生まれてきておりますし、現在のところであれば土地移転といふものは非常に安くいけるんではないか。しかし近鉄高架化を実現を進めるに付れて、この地価が上がってくると、はたしてその土地の利用については二十五万、三十万、きのうの市長のお話によると、駅前百五十万といふ評価をいたしておりますと、西浦の関係が五十万ないし六十万になつてきた場合においては、おそらく四日市の地元業者ではとてもそれをこなし切るだけの力がないのではないか、ということを考えられるわけです。そういうことに

なりますと、県外から、他都市からいわゆる業者を引つぱつてくるといふことの結果に終わつてしまふはしないかということを実は心配をいたしまして、そういう観点から、この土地の利用をするとすれば、早い時点で契約をする必要があるのでないかということを、強く考えるものであります。そういうこともぜひひとつ頭の中においていただきて、ご折衝を賜わりたいと思ひます。

また、富田の道路幅の問題につきましては、都市計画上においても、大改造をしなければ非常にむずかしいといふことでござりますが、しかばあのままで放つとくのかとこうことになるわけです。その辺についての考え方を再度お伺いを申し上げたい。いずれにせよ、平井先生を中心とする学者グループの間における調査結果が出ておりますので、それをできるだけ早い機会に、忠実に一步ずつ前進されていくようにお願いを申し上げたいといふふうに考えるわけです。この辺について、再度お伺いを申し上げたいと思ひます。

なお、国鉄操車場の問題につきましては、当然計画が出てきたらそれを協力しようではないかといふ市長の答弁でござりますが、この問題につきましては、地元の道路の問題とか排水の問題とかが非常に重要な問題でござりますので、こまかく計画が出る前に大きな計画が出てまいりましても、地元の関係者には一早くその計画を示していただきまして、地元の納得のいくような方法でこの操車場の建設をお進めいただくことを、要望申し上げたいと思ひます。

以上、前記一、三点の問題につきましてご回答を賜わりたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

簡潔に。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 議長から簡潔にということでござりますので、簡単に答弁をさしていただきます。

諏訪公園の駐車場の問題につきましては、ただいま申し上げましたのと、ちょっと私あとで補足させていただこうと思ひましたんですが、先日来の議会で問題になつております近鉄の連続立体の高架下の利用、これとの駐車場の関係、これはたしかわれわれの承知しておるところでは一〇%でござりますが、これについては公共用地として使用するようすに協議ができたと、こういうことになつております。協定の中でござります。そういうこと等もあわせ考えながらやつていかなければならぬのじやなかろうかと、単に諏訪公園だけにしほるといふことはどうかといふうふうな気もいたしますのと、同時にまたただいまの予算の中で、ご審議いただいてある予算の中で一部いま利用しておつていただきます駐車場がござりますが、あれの整備の予算も入れております。そういうところでしばらくご猶予をいたさきたいと思います。その推移を見守つたうえで、どちらを取るかといふことをわれわれは考えたい。片方のほうでしたら経費はかからず、しかも三千万、四千万といふ出費をいたしかねないやれるんじやなかろうか。それから会社方式というのもなかなかこれうまくいかないよう聞いておりますが、そういう点も考えていかなきやなりませんで、これはもう少し慎重に対策を講じていかなきやならぬ、このように思ひます。

四日市工業高校につきましては、私よくわかつておりますので、十分県とも折衝をさせていただきたいと思つてあります。以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 産業部長。

〔産業部長（阿南輝彦君）登壇〕

○産業部長（阿南輝彦君） 宮妻ヒュッテ付近の土地の貸方、売店等の契約書の内容についての指摘でござりますが、ことしの三月の末に五年契約の更新をいたしておりますが、これ引き続き同じ内容でござりますが、その契約書の本文の中に、乙は、乙とは地元の観光協会でござります。乙は、本件市有林をその目的以外に使用し、または甲の

甲は市長でござります。甲の承諾を得ずしてその権利を譲渡し、もしくは他に転貸してはならない、といふことになつております。私も聞いておりませんが、その目的以外に使つておる、あるいは譲渡しておる、転貸しておるといふような事実があれば、この契約書に基づいて指摘をしていただきたいと思つております。

それから、電話架設費の残りでござりますが、当初予算に見ておりましたものは、警察の電話と共用をするつもりでおつたのが単独電話とすることになりました。これが逆に予算の不用額を生じてしまひました。大体確定をいたしております。これにつきましては、それをご指摘のような宮妻につきまして、ガードレールをそこにつけたい。また本日連絡がまいった情報によりますと、もう少し奥のほうにあります橋が非常に危険状態になつておるといふ営林署の連絡等もござりますので、そういうことに使うことをもう少し検討をさしていただきたいと思つております。

以上。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） 駅前の保有地の問題でござますが、これはただいま関係部課で協議をいたしております。結論は出ておりません。結論が出来ましたら、そのうえでご回答申し上げたいと思ひます。協議中でござりますので、さようご承知おき願ひます。

○議長（服部昌弘君） 後藤君。

〔後藤藤太郎君登壇〕

○後藤藤太郎君 一時間の時間をちょうどだいたしましたが、二、三分こそかございませんので、一、三點要望を申し上げたいと思ひます。

まず第一点は、借地願いの出でおります分につきましては、市有林の管理会がござりますて、その中で検討すると
じうことあります。議会からも委員が出ておられますので、よろしくご審議を賜わりたいと思ひます。

それから、次に公園の駐車場は、近鉄の高架下を利用ができるようであるから、それとからみ合わせながら考えて
じきたいというようなご答弁をちょうだいたしましたが、その時期と先ほど申し上げた商業界の推移の関係その他
からにらみ合わせて、時期をおくれないよう早くお打ち出しをいたきたいと思うのであります。この辺につきま
しては、よろしくお願ひいたします。

また、新道通り、国道百六十四号線を市道に振りかえていただきたいことは、今回ではございませんが、前
回に申し上げ、それを買ひもの公園的な性格に路面を使用したらどうかということに申し上げたわけでござりますが
だいぶ時期もたつておりますので、そろそろご計画を立てていただき時期ではなかろうか、お考えいただくな時
期に来ておるのではないかとうような考え方をいたしますので、前回ご答弁を賜わった加藤助役のほうにおきま
ても、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

また、国鉄駅前の県保有地の問題でござりますが、これは地域の方々がやや動かれてくるような傾向でござります。
そういうような時期が失しますと、非常にむずかしい問題になりかねないとも考えますので、その辺につきまして、
至急、目下検討中ということでござりますが、検討を長く続けられておりますと、またむずかしくところに足を踏み
込むのではないかとうような感じいたします。そういう考え方で、至急ひとつご結論を出していただいて、お
話し合いをお進めいたことをお願いを申し上げたいと思います。

なお、商業活動の全般の問題につきましては、市長からもうとうにご答弁を賜わったことでござますが、非常に
むずかしい問題でござりますが、他都市からまいりまして四日市が小さく、四日市の町はきたないうようなこと

をついぶん言われますので、商店街は全力を上げてそういう方向にはやってはおりますものの、何せ先ほど申し上げ
ましたように三度にわたる商店街移動がございました関係で、力が及ばず今日に至つておりますことを十分ご賢察を
いただきますて、そういう面で格別のご指導を賜わりますことをお願いを申し上げまして、私の質問を終わりたい
と思ひます。

○議長（服部昌弘君） 以上で一般質問は終了いたしました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時一分休憩

午前十一時二十分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二　議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、なし
日程第二十四　議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 日程第二、議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、な
くし日程第二十四、議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結についての二十三議案を一括議題といたしま
す。

ご質疑がありましたら、ご発言願ひます。

山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 議案六十八号及び六十九号に關係をして質問をいたします。

まず、議案六十八号水道事業会計決算について質問をいたします。市長の報告説明では、収入決算額に対し支出決算額が、一億一千四百六十八万円超過することになり、この補てんのために当年度利益剰余処分額、及び前年度繰越損益勘定留保資金、及び繰越工事資金を充当したため、損益計算書においては三千八百二十三万の純利益となつた、このように報告されております。さらに、水道事業報告書の総括の中では、事業の拡張に伴い企業債、償還金などの增高により、財政面に相当圧迫を受けてゐる実情であり、今後、事業の拡張を続けるには現行料金を改定しない限り経営の悪化が十分予想される、このように報告をされております。

そこで市長にお尋ねをいたしますが、この事業報告書の中で今後料金の改定をしない限り、どうじうふうにうたわれておりますけれども、市長の考え方として、現行料金をいつどろ改定をしない限りには、この報告書に書いてある文句が消えていかないのかをお尋ねをしたいと思ひます。なお、今まで、過去数回にわたつて水道事業についての報告がされておるわけありますが、それらを総括をいたしますと、当然、近々のうちに赤字になるんだといふことが報告をされておるわけでありますけれども、万が一赤字になつた場合には、一般会計からの繰り入れについて市長としてはどうじうふうに考へるのかをお尋ねしたいと思ひます。

同じく六十八号の水道事業会計決算についての二点目の、これは要望事項になりますが、産水委員会の中でも具体的にこの決算内容について審議をいたしますので、その資料といたしまして、将来五カ年間にわたる收支見込み、計画についてその資料の提出を求めるわけであります。なお、この項につきましては、病院会計についても決算報告がされておりますので、同様の資料を提出をしていただくようにお願いをいたします。

統いて、議案六十九号一般会計補正予算についての中で、三点ほど質問をいたしたいと思ひます。
まず、第一点でありますが、民生費中社会福祉総務費の中で、法外扶助費百三十七万円といふのが計上されておりますが、この内訳を説明していただきたいと思ひます。

第二点は、衛生費中火葬場墓地費の工事請負費として、大谷墓地の踏切拡張、進入工事、水道工事費などがあげられておりますけれども、こ存じのよう、現在の大谷墓地の造成されたあの状態を見てまいりますと、衛生部長も私と一緒に行つたことがあるわけであります。あのままでおきますと、一番下のほうにあるたんぼに粘土を含んだ土砂が流れ込んで、水田の表皮を粘土質でおいかぶせる、こうじら傾向になつてゐるわけであります。今度のこの工事請負費の中で、これらの問題が解決できるのかどうかをお尋ねをしたいと思ひます。

それから第三番目は、総務費中諸費の中で、菰野警部派出所建設費として三百萬円が計上されております。昨日、私は一般質問の中で税の適正基準についての質問をいたしましたが、そのときに答弁された内容と、この菰野警部派出所に三百万円支出されることについての関係をどうじうふうにとらえてみえるのかをお尋ねをしたいと思ひます。
以上です。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 水道料金に關係いたしましてお答えを申し上げます。

水道料金は、もうやがて赤字になると申し上げながら経過したわけでございますが、四十三年度分につきましては、決算書十二ページに記載のとおり、四十三年度未処分利益剰余金三千九百五十五万円ございました。そのうち法定の減債積立金を三千七百万円いたしまして、翌年度繰越剰余利益金が二百五十五万六千九十二円残つた

わけでございます。四十四年度につきましては、非常に暑くて水がよく売れましたので、四十四年度分については若干の黒字の見込みでございますが、昭和四十五年度になりますと、大体三千万円から五千円の赤字が見込まれます。そういうような情勢でございますので、昭和四十六年度の六月ごろには若干の水道料金の値上げにつきまして、この六月市議会に提案をさせていただいたらいかがなものかと考えておる次第でございます。（「市長選挙のときじやなして、終わってからか」「市長選挙前にやつたらどうや」と呼ぶ者あり）

その値上げ幅等につきましては、十分皆さまのご意見も拝聴させていただきまして検討させていただきたいと思つております。

なお、水道会計に赤字が出た場合に、一般会計から補てんをするのかどうかといたることでございますが、一応公営企業でやつておる以上、水道会計につきましては赤字の補てんはしないという態度で臨みたいと考へております。

五力年間の収支見込み並びに資料等につきましては、皆さまにご了解をいただきますような資料を提出をさせていただきたいと考えております。なお、そのうえの補正申し上げなければならない点につきましては、水道局から申し上げさせていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 厚生部長。

〔厚生部長（小西忠臣君）登壇〕

○厚生部長（小西忠臣君） お答えをさせていただきます。

扶助費の百三十七万につきましては、ご案内のように毎年支給しております生活援護家庭、並びに準援護家庭世帯に対する夏期及び年末手当の収入認定の上限が、千円から二千円にアップしたことによります差額でございます。対象人員が約千六百三十人を対象としております。

以上でござります。

○議長（服部昌弘君） 岩野助役。

〔助役（岩野見齊君）登壇〕

○助役（岩野見齊君） 警察の建設費についてお答えいたします。

昨日お答えいたしましたうちの第二項で、誤解を招きやすい事項に私はあると思います。その点につきましては十分検討したんでございますが、南警察署を建てました場合にも、滋野からは分担金をいたいでおるような実情でございますし、また南署の管内にも属し、また住民も滋野署の所管に入つておると、同時にまた滋野と四日市とは広域行政というような立場から考えました場合、やむを得ない点もあるとかように考えて、慎重に検討したんでござりますけれども、計上さしていただきた次第でございます。（笑声、「すりかえ」「名答弁」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 衛生部長。

〔衛生部長（中山英郎君）登壇〕

○衛生部長（中山英郎君） 火葬場墓地費の工事費の追加をお願いしたわけでございますが、お尋ねの件は、この工事費中に先般現場でご指摘になつた造成土砂の流入修理といふことについての件といふことでお尋ねでございますが、先般ご指摘になりました、現場でご指摘になり私も承知したわけでございますが、あの土砂の流入につきましては、現予算でコンクリート擁壁が完成しております。それから、たんぼに入った土については造成といふことで、盛土の埋め戻しこうことで解決をしております。それから、将来の進入路につきましては、この今回補正した予算で万全を期する考え方であります。

○議長（服部昌弘君） 山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 先ほど質問した順序に従つて要請なりをいたしたいと思ひます。議案質疑でございますので、細部にわたくつてはそれぞの委員会でさらに慎重に審議をされるはずでありますので、議員諸侯におかれましても十分に私の意をくんでいただいて、それぞの委員会で積極的に意見なりを出していただく中で善処をしていただきたいといふことを、まず要請をいたしたいと思ひます。

水道料金の問題をめぐつて、四十四年度決算についてはまあまあ黒字だと、ところが四十五年については三千円から五千万円の赤字が見込まれるので、四十六年の六月ごろには料金改定をお願いをしなければならぬ、こうじう市長の将来見込みを含めた説明があつたわけであります。水といふ問題は非常に重要な問題であります。先ほど、一般会計からの繰り入れの問題について、公営企業だからそういうことについては考えないんだ、こうじう態度表明をされました。水を飲んでいない人間はだれもいないわけであります。そういう意味において、委員会の中でも、これは私の所属する委員会でございますので、精一ぱいの審議をやりたいと思うわけでありますが、さらに、事業の健全運営、しかもそれが市民にはね返つてこないといふような立場での今後にわたつての検討を、さらに進めていただくようにお願いをしておきたいと思ひます。

それから、六十九号一般会計の補正予算の関係であります。民生費の法外扶助費の中みをいま説明されたわけであります。坪井議員の質問に対しての答弁を聞くまでは、私としては、これはたまたま敬老の日が直前に迫つてゐるわけであります。従来からそれをその会派からもいわれております敬老祝い金といふ趣旨での予算が計上されたんじやないか。こうじうことと期待をしておつたわけです。ところが、昨日の坪井議員の質問に対しても、市長の答弁では、老人に対する福祉政策については施設の充実に重点を置いて、この種の問題についてはいまのこと

ろ考えていなひんだ、こうじう内容の答弁があつたわけであります。ところが、実際にご老人の方々、平均寿命が延びたとはいいながらも、今後もさらに寿命を延ばし、あるいは余生を楽しんでいただくといふ意味からいきますと、私たちとしては何らかの敬老の日にちなんだ何といいますか、お菓子代も値上がりしたことでありますけれどもそれに見合つところの何らかの措置といふものをさらに考えていく必要があるんではないかといふふうに考えるわけであります。せつかくそれぞの議員からもそうじう強い要望がされておりますので、昨日の市長答弁をさらに再考をしていただくようここでお願いをして、この項については終わりたいと思ひます。

それから、衛生費中の大谷墓地の工事費の関係であります。大谷墓地の工事の進展状況については相当長年月を経てゐるわけであります。ここらあたりでそろそろもう完成に持つていかなければ、だめだといふふうに私自身としても考えるわけであります。このことについては、たしか三月議会でしたかの中でも指摘をされてくることでもありますので、この工事の進捗をさらに早めていくこうじう立場での、委員会で慎重な審議をひとつよろしくお願ひをしたいと思ひます。

それから、総務費の諸費の中での菰野警部派出所の建設に対する三百万円の支出の問題であります。いま岩野助役の答弁から、はつきり誤解を招く内容のものであるといふことを発表されておりますので、この種の扱ひについて私は、担当の委員会の中で十分に審査をしていただきますようにお願ひをして、私の質問を終ります。

○議長（服部昌弘君） 増山君。

〔増山英一君登壇〕

○増山英一君 議案第十九号昭和四十四年度四日市一般会計補正予算第一号、歳出第一款総務費第十三項庁舎建設費中工事請負費五千万円につづて、ご質問をいたいと思ひます。

昨日の全協におきまして、私が質問いたしましたところ、私のことばが足りなかつたことも事実でござります。さわゆる市庁舎特別委員会といふ特別委員会を申し上げるのを忘れたといふことと、また議長も建設常任委員会と誤解をされたこととこれ、事実でござります。ところで議長は、私に第一、第三を注意されまして、あすの本会議でこれを質問したほうが効果があると、こういふことをうわれたんでござりますが、どうも私はそれが納得いかない。効果があるないといふことは、これは別の問題として、全協に議長は、質疑、ご意見がござりますが、どうも私はそれが納得いかない。効果があるないことをうわれてみえますが、その意見、あるいは質疑があるから私は質問したんでござります。その点にどうも議長はどういふお考えか、その点ひとつ議長にお尋ねしたい、と思ひます。

次に、この五千万円の建設費につきましてでござりますが、昨日、前川議員が市長に対する質問中、これは設計費であると、こういふ答弁をされておりますし、また議案説明にもそう書いてあります。それなれば議案書にて、建設費と書かずに設計費と明記せねばならないと私は思ひんです。

それと、この五千万円につきましては総務費に入っておりますが、総務衛生委員会も知らぬ、あるいは建設常任委員会も全然私は聞いたこともございませんし、また私が庁舎特別委員会委員にもなつておりますが、そんな相談も受けたことはございません。にもかかわらず、ローンとこういふ予算を出すといふことは一体どういふわけか、これひとつご質問をしたい。

それから、次に、昨日も申し上げましたようにこの五千万円の庁舎建設費は、基本設計であるのか、あるいは実施設計であるのか、この点をはつきりひとつお答えを願いたい。それからその次に、もう業者がすでに、これ事実であるかないかそのほどは、デマであるかわかりませんが、もうすでに日建であるといふことが、東京、名古屋、大阪方面の業者ではもうすでに流れていると。それは、火のなまこころに煙は立たぬといふたとえもありますが、そういうよう

な問題が流れてある最中にこうした予算が計上されるといふことは、よほどこれはもう理事者のほうですでに腹がきまつておるんじやないかと、かようにも考へるんですけど、その辺ひとつはつきりご答弁願いたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） それじゃ、議長からちょっと、昨日の経緯についてお答えいたします。

増山議員の昨日のご質問の中に三点ござりますして、第一点につきましては、理事者のほうから答弁をさせました。ご承知のとおりでござります。第二点、第三点につきましては、実はきょうの議会に提案上程されております議案のことですございますので、それならば、議会に先立ちまして全員協議会で事前審査をするといふことは、必ずしも議事運営上正しくはなまことうふうに判断をいたしましたので、効果のあるかないかといふこととは別に、きょうの議案質疑の中で十分ご質問をひとつお願ひいたしましたと、そういうことでござりますして、他意はございませんので、あしからずご了承願います。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 工事請負費に関連いたす問題でお答えを申し上げます。

工事請負費として五千万円計上さしていただいたわけでござりますが、総務衛生委員会あるいは建設委員会にもはからぬではないかといふことでござりますが、総務衛生委員会におかれではそれぞれの仕事もあるし、建設委員会におかれまして、これまでの所定の仕事がある。特に庁舎建設につきましては、将来計画を考えたりつばなものをつくらうと、しかも議員の皆さん全体の中で、各派を代表されて庁舎建設特別委員会といふものがつくられて、そのためじろじろご審議をわざわざしてきたわけでござりますので、われわれは庁舎建設に関しましては、すべて庁舎建設特別委員会にはからしていただき、この五千万円等につきましても昨日お答え申し上げましたとおりの経緯でござ

しまして、これは、実施設計並びに若干の建築費にわたるような広い範囲の意味の建設費という意味で申し上げておるわけで、主として実施設計料であるとうとうように考えます。

ことに、従来四日市市は設計業者も入札にしたと。過去におきましては、私が就任いたしまして以来、体育馆等の設計につきましては設計料を入れました。この設計料を入れにすることとは、これは非常に考えてみればこつけることとござりますて、建設費を入れにするところとは非常に趣きを異にいたしております。設計と申しますのは、私が申し上げるまでもないことで、各設計業者の独創的な创意と工夫が加えられておる、そのほんとうの意味における创意であり、创意を買わしていただき、あるいは新しい考え方を買わしていただきわけでございましてここに設計料と申しますものは、業界の規定によつて建設費の何れとくようにきまつております。一流の業者は、どこに競争入札をかけましても、その規定の設計料というものが提出されるわけでござりますので、入札の意味をなさないというように考えられるわけでござります。

そういう意味合ひから、われわれは全国のおもだつた市役所、庁舎あるいは最近のいい建物を建てておる業者を選定いたしまして、いろいろの意向を聞いたうえでその中の一社にしばらしていただきたいといふように考えておるわけでございまして、現在の段階で日建に決定をしたというような事実は、全くございません。そういうことは一部のデマでございまして、そういう事実は全くないということをここで断言申し上げます。業界の意見といたしましては元来そういう場合には、複数制に考える場合には設計協議をやれと、そういうことを申し入れてきております。設計協議をやる場合には、委員長をこしらえて委員会を設置して、委員会に相当な報酬を払い、設計の協議をするわけでございますので、そういうようなことはあんまりしたくないといふような考え方方に立つておりますが、ともかく若干名の業者からいろいろな意向を聞いたうえで、適当なところにしづりたいといふ考え方をしております。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） 予算科目の問題につきまして、私から補足して申し上げたいと思います。

普通なれば、設計料につきましては委託料の科目に組み、それから工事費につきましては何々工事請負費と、このように付記いたしまして提案させていただくのでござりますが、庁舎の建設につきましては起債対象事業でござりますので、その起債の説明方針によりますと、建設費といふことで起債が認められるので、設計費として分けた場合にはそれは起債の対象外といふことにされますので、あえて庁舎建設費と、こういうような付記をさしていただいたわけでござります。

しかし、実際に融資を受ける場合には、当然設計費は要るものでござりますので、融資の対象にはなるのでござります。こういうことでござります。（増山英一君「もうよろしくわ」と呼ぶ）

○議長（服部昌弘君） 前川君。

〔前川辰男君登壇〕

○前川辰男君 議案第六十九号の庁舎建設費に関連した質問をします。

この庁舎建設につきましては、先ほど市長が説明をしましたように、慎重に三年にわたつてやつてまいりました。しかし、これはあくまで非公式な段階で進めてきたわけですが、ここで正式に顔を出して本会議で審議する状態になつてあります。その間にもうすでに既成の事実がかなりつくり上げられてきて、そのことにつきましてはここで申し上げることを省略いたしましたが、この内容につきまして若干答弁を願いたいと思うのです。

私どもは、この問題が始まつてから現在に至るまで、常に庁舎の建設といふことにつきまして絶対反対といふ態度

はつづけません。確かに古い庁舎、しかも狭い、庁舎の中で事務をとり、市のこの大きな仕事をやつてくらえにおいて非常に非能率でもあるし、いろんな問題もあるということは事実です。したがつて、それを能率的に市民の要求に応じられる態勢をつくるということは、当然のことであるわけです。がしかし、それと、市民からたくさん、いろんな角度から要望されておる問題、これは一昨日から本日にわたつて三日間における質問の中にも、そういう事実が実に具体的にたくさん出ておつたはずです。しまさらそれを一つ一つ指摘するつもりはございませんが、累積しておる問題、新しく起つてきておる問題、こういう問題を、庁舎建設の中で十数億円の金が集中的に使われることとどう関連をさしていくのか。つまり一口で言えば、行政効果がそのために低下をする。市民福祉がマイナスになるところを私どもは常に心配をしておるわけです。その点につきまして、しままで私の知る範囲においては抽象的な答弁しか出ておらなかつたように思ひます。この点につきまして、理事者の具体的なお答えをいただきたいとどくは申し上げません。この答弁の内容によりましては、さらに関係委員会において十二分に審議をお願いしたいとこらことをつけ加えておきます。

なあ、たいへん大きな問題ですから、先ほどからもいわれておるよう建設委員会とか、あるいは総務衛生委員会とかそれぞれ総力をあげて、われわれはこれを多角的な面から審議をしなきやならないと考えますので、できるところならそういう点で、一委員会じやなしに合同審査のような形をとつていただいて慎重に審議を願うことを要望しますて、質問を終ります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

庁舎建設が全般の福利、福祉行政等を含めた一般市政の行政効果を減殺するのではないかという質問が、過去にあつてもございました。岩野助役からかなり源資的に、詳細にご説明はさしていただきておるとおりでござりますて、十三億円の費用をかけさせていただきましても、大体申し上げましたとおり六億五千万の起債、現実的には五億二千万円ぐらゐになるそうでござりますが、市の財政調整基金としての積立金が約六億円、そういう財源内容を考えましたときに、一般的市の行政にしわが寄らないことが断言することができると思っております。したがつて、今後とも行政効果の下がることのないよう、万全の配慮をいたしたいと考えております。

○議長（服部昌弘君） 訓覇君。

〔訓覇也男君登壇〕

○訓覇也男君 議案第六十九号の補正予算案について伺います。

私立の保育園、幼稚園、つまり児童福祉費と教育振興費の中に建設の補助金が出されておりますが、これにつきまして、昨日来問題になりました海の星第二幼稚園が廃園になつて、出した金をどうするかがあまり明確ではございませんでしたですが、約五百五十万ほどのこの金が、もしつぶれたとしたらこれは回収することができるのかできないのか、その点、市長と監査委員にご答弁をいただきます。

次に産業部長に伺います。今度の補正予算のうちで、補正された予算の中で一般財源が三億四千六百万円、そのうちで農林水産業費には千二百五十六万円しか出されておりません。四日市始まって以来の若い産業部長ができたわけであります。農林水産業費の当初予算は三億四千万ばかりでありますて、ちょうど公園費と中央緑地費の金額ぐらいであります。四日市の繁栄は、この第一次産業の人たちの努力と犠牲の上に成つておるわけありますて、四日市が格段の裕福な都市になりましたのは、そのような背景があるわけありますが、このことが当初予算で明らかにな

つて、この九月予算を刮目しておつたのでありますけれども、たつたこれだけしか予算が取れなかつたといふ事情にひいて伺いたい。

しかも、農林水産予算が大幅に取れるチャンスがあつたはずであります、取れなかつたことにひいてのしきさつを伺いたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答えを申し上げます。

私立海の星幼稚園の建設費に対しましては、三百三十万円の建設費の助成をいたしておるわけでございますが、やむを得ない事態に立ち至つて廃園のようになりますと、土地、建物は残るわけでござりますが、建設費をどうな形で回収するかといふことは、この建設費といふものが、現金化されないために非常に困難な問題でありますし、あの用途といふことをどのように考えるかといふことは、考え方によつては無理に回収をしなくてものではないかといふようにも考へられますし、今後、海の星幼稚園当局と十分折衝を重ねたいと思つております。

それから、昨年、三百五十万円の金をかけてあの土砂を取つたわけでござりますが、これはすべて青少年ホームの埋め立て地に使つたわけでござりますので、この埋め立て地をかねてその金を使つたといたします。

○議長（服部昌弘君） 監査委員。

〔監査委員（森新八君）登壇〕

○監査委員（森新八君） ただいま訓霸議員の意見はどうかといたすことです。私のほうは質問に対しても答弁じ

やござりませんので、意見でござりますので、いわゆるご承知のように監査委員は独任制でござります。私のいわゆる意見といたしまして申し上げますならば、ちょうど本年の四月にその補助金に対しまして、監査を実行をしたわけでござります。それでその結果、非常に有効にそれが使用され、その児童に対する家庭の関係も、父兄も喜ばれておるという現状を見まして非常にいい結果じゃなかろうかといふに考へたわけでござりますが、不幸にしてこれ天災と申し上げましようか、その後における集中豪雨によつてそういう結果がまづありましたので、いわゆる不可分的な関係のものではなかつたかといふことと、また考へますれば、もう少し設計の上に、いわゆる海の星関係の設計の上にも考へが必要でなかつたかといふように考へまして、三人が寄つて、一応この市長のどうした結果がつきましたか、それによつて市の十分に市民に対する立場に立つて、ひとつその以後の見解を加えてみたうと、こういうふうに考へますのでご了承願ふとうござります。

○議長（服部昌弘君） 訓霸君。

〔訓霸也男君登壇〕

○訓霸也男君 たいへん時間も迫つてしまひましたので、産業部長に対する質問はちよつと一般質問に似ておりますので、答弁はよろしく。

私立の不安定な学校に対する金の出し方については、しばしば警戒をせよと指摘をしておつたところであります。一例をあげれば、メリノールに対してどうであつたかといふことです。ことし百五十名定員のところ、メリノールは百二十四名しか採用しておりません。これも契約違反であります。また、赤ちゃんの家これは、昨年三十万出したわけであります。法人化しないうちに金を出しまして、あのような状態でつぶれてしまつて、どうするかといつたよう左問題が残つております。

このように、経営指導に対してもチェックできなし、さらにこういった不安定なものに對して、あと始末がなかなか思うようにはいかない。そういう面について、私どもはすでに、小林議員が当時の会長でありました児童福祉審議会のときにも、私立の幼稚園、保育園に對しての問題点は踏襲してあるはずであります。これに對して、予算的にもそういうことであります。さらに教育内容については、昨日教育長は、私立のことは知らぬというようなことばかりつたようでありますけれども、指導内容については四日市市の教育長で、教育市長でありますから、四日市市の市民の子弟の教育については、つまり指導内容については十分考えていくべきだと思うわけであります。たとえば「に」という字を、「こ」の字を先に書いてあとからしやつとう、左へぼうを入れてあるといつたような指導が、私立ではなされておるわけでござります。

市長は、こういう私立に下請けをさせれば市費の出費は少なくすむといふうに考えておるかもわかりませんけれども、市民の側では、支出が多くなり、しかも質の悪い授業となるわけであります。その点については、十分考るべきであると思ひます。私ども、少なくとも市長の独走をチェックするための機関としての議会が、議席を持っておるもののが根拠あることについて指摘をしておるのでありますから、十分その点、今後については慎重に考え直していただきたいと思うわけであります。安からう悪からうの下請け化についての私の考え方でありますが、教育民生常任委員会では十分ご審議をいただきたいと思ひます。

なお、農林水産業費の問題でございますが、これを予算を獲得するチャンスがあつたではないかといふことの意味は、たとえば、保々地区におきまして約三百五十町歩のたんぼがあります。畑を入れて四百六、七十坪（一、五五〇平方メートル）であります。それが名阪が通り、さらに平津・菰野線、あるいは四教道路が通る、そして吉田工業が来たとするならば、準農村地帯のようなことから一変して近郊農村に変わるわけであります。近郊農村の経営につ

いては、北部開発計画の土地利用についても、中身はもうすでに出ておるわけであります。すなわち、あそこでいち早くハウス栽培ないしは温湿栽培へ切り變えるための予算を大幅に投入すべきであります。といふうに考えるわけであります。との保々地区におきましては、北部においては県（あがた）地区に次いで專業農家が五十五戸と多く、しかも第一兼業農家が第二兼業農家よりも多いといふ、県（あがた）に次いでの地区である。ここへ農業指導をどうするかといふことは、またとないチャンスであったと思うわけでありますが、いまからでもおそらくので、十分ひとつ農林水産業の第一次産業の育成のために、今後奮闘をしていただきたいことを要望いたしまして、終わります。

○議長（服部昌弘君） 大島君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 議案第六十九号についてお尋ねをいたします。

第一点は、交通安全対策特別交付金の減額の問題についてお尋ねをいたします。今日、交通戦争ともいわれ、最も生命を大事にするこの交通安全の対策の問題について、本市も十分とまではいかないとしても努力を重ねておるわけでござりますが、今日、車の増加に伴い、すでに一万人の交通事故者を、死亡者を出しておる今日、最も大事な問題ではなかろうかと考えておる次第でござります。当然、中央にも働きかけたことは当然だと思いますが、この理由についてお尋ねをいたしたいのでござります。

第二点目は、一般公営住宅の建設費の減額でござります。昨日来の質問の中にもありましたように、すでに公営住宅の申し込みが、八回なし十回以上の申し込みを行なつておつても入居できないというような、非常な緊迫を感じます。今日の一般公営住宅でござります。この問題も、最も住民にとっては深刻な問題となつておりますが、これも減額されておる。この減額の理由についてお尋ねをしたいのでござります。

第三点目は教育委員会でござりますが、教育費の中の三重県公立学校施設整備期成会といたるのに負担金を出しておられます、この内容についてお伺いをしてみたいと思ひます。

第四点は、市庁舎建設の問題でござりますが、先ほども質問がありました。また昨日も質問をされました、市長の説明によりますと、九階ないし十階、最上部に議会を設けるという計画と聞いておりますが、議会といふのは市民に直結してゐる問題であります。エレベーターをつけたからそれで十分ではないかといふお考へかもしません。あるいはまた、近代的な建設と、建築と、あるいは建築物といふような考え方かもしませんが、あくまでも市民と密着した、こうじう考え方をとっていただくことが最も大事であろうと思うものでござります。

したがつて、設計の段取りにおきまして、私は、たとえば川崎市にもありますように、駐車場といふことは非常に心配をされて、市長もきのう答弁をされておりますが、げたばき式であれば、私は駐車場の問題も現在の敷地内であれば、私は別に関係ない、当然、現在の敷地内で十分まかなえるものであればそれができると私は思ひます。また通路にいたしましても、たとえば愛知県厅、あるいは名古屋市の場合を見ましても、地下道で本館、西館の連絡を行なつております。こうじうような問題もござります。したがつて、私は議会関係の棟と事務的の棟、このようない行政棟といひますか、こうじうように分類をしてでも議会をなるべく下に置く必要がある、こうじう考へを持つておりますしたがじまして、もう一度その点についての市長の答弁をお願いしたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 総務部長。

〔総務部長（平井清三君）登壇〕

○総務部長（平井清三君） ご質問の第一点の交通安全対策特別交付金の減額更正でござますが、当初、一千五百万円を一応見込み計上をしたのでござりますが、その後千三百二十三万二千円といふ交付指令がござましたので、そ

の額に基づきまして減額したものでござります。これは、ご承知のように交通罰則金の地方団体への交付金でございまして、市の運動いかんによつて増減するものではございません。機械的に計算されるものでござります。

それから、住宅費の補助金の減額更正でござりますが、従前、住宅費の補助金につきましては、建設費並びに用地費に対しまして国庫補助金があつたのでござりますが、四十四年度からは、用地費に対しましては補助金でなく起債で財源措置がとれると、このようになりましたので、補助金から起債に財源更正をしたものでござります。それにつきまして、補助金と起債との違いは、今後住宅使用料につきまして、この分だけ使用料の補助金がまづる、このようない措置されております。

○議長（服部昌弘君） 教育長。

〔教育長（西川棟伍君）登壇〕

○教育長（西川棟伍君） お答えいたします。

公立文教施設の期成会といふものがございまして、全国的組織になつております。会長は、三重県の場合は津の市長がいたしております。国庫補助金の額によつて分担金がきめられてあるようでござります、しままでずっと。そういう点で、この組織の期成会に対しても負担金をお願いしておるわけでござります。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 市庁舎の構造につきましては、昨日申し上げたとおりでござまして、これは、庁舎建設特別委員会等におきましてもじそいろと審議をされました。その過程において、理事者の主たる管理者のあるところが四階、議会が五階、六階といふような案がございましたが、そういたします場合には、議場の上に建設ができない

とふうような構造上の欠陥から、全部上へ上がつたほうがいいじゃないか、みんな上へ上がつていいこうとふううことになつたわけでございまして、三階にのぼるでも四階にのぼるのにいたしましても、エレベーターでのぼる限りはそう違ひはないと思います。保健のために歩かれる方があるかわかりませんですが、そういう方を除きまして、エレベーターでのぼる限りそういう考え方と同じじやないかとふうように考えております。

ことに、建物を高くしてよくとふうのはこれから傾向であります。東京都の二十三区の平均を見ましても、一・六階だとふうようなことでは、今までたつても狭い國の住宅問題、あるいは道路の問題、公園の問題は解決しないと同じように、狭いところは狭いところなりにやっぱり配慮すべきであるとふうように考えてあります。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 議案第六十七号四日市病院事業決算認定についてをお尋ねいたしました。

今期の損益の決算書を見ますと、三千百四十七万三千六百四十九円となつておりますが、この点についてでござりまするが、どうしても私はふに落ちるので、いまからお尋ねをいたしたいと思ひます。

と申しますのは、病院経営で公立の病院は欠損だらけとふうことは、もうこれ二年も三年も前からでござりまするが、それに反して民間の病院は、損がいつておるか得がいつておるか私は税務官とは違いますので、わかりませんが、ただいえることは、既設の病院はどんどんと拡張していく、また公立、民間とを問わず新規に先生方が開業されて、どんどんと病院を建てていかれます。最近の新聞でちらつと私見ましたが、これは真偽のほどはわかりませんけれども、ある病院が不正申告で、百万余りの不正申告をしてあるとふうことを摘発されたとふうことを新聞に見かけましたが、病院経営は七〇%も利益の控除になつております。そのうえまだ不正申告をやらなきゃならぬぐらに見かけます。

らの利益をあげておるのに反して、公立側のために三千百四十七万とふうよな、三千百四十七万三千六百何がしとじう赤字が出るとふうなことをなぜにやるかとふうのを私はお尋ねいたしたいと思ひます。

おそらくこれは、ほかの病院と違つて官庁方面は薬を高く買う、また、先生方に報酬を高く払つておるか、何とかその辺に欠陥があると思ひますので、私がお尋ねするのでござりまするが、その点をはつきりとひとつお教えを願ひたいと思ひます。

○議長（服部昌弘君） 病院事務長。

〔市立四日市病院事務長（村山了君）登壇〕

○市立四日市病院事務長（村山了君） 病院の運営につきましては、いろいろ全国的な病院をながめてみましても、四十二年度において五〇%、それから大体一〇%ずつくらい赤字に転落していく病院がふえておりまして、からうじて黒字であるといふ病院も、一、二、三私どものほうで当たつてみたんですが、たとえば、実際にベットが百ベットとしても若干のゆとりがあつて、その差で何とかやってみえるとふうなことで、普通の現在の公立病院が、現在の医療法に基づいて現在の診療報酬をらようだいしておりますと、どうしても黒字になることができないとふうのが現状でござります。

そこで、それならば、同じ評価に基づいて民間病院はどうしてそんなに楽な生活ができるのか、この点については私たちもその比率を知りたいと思っております。

ちまたに出てるいろいろな、そらべつた現況を分析した本など、あるにはまた隨筆などを見ましても、そこにはいろいろ問題があるようでござりますが、この席でそういう書物の内容を申し上げるのはどうかと思ひますけれども公立いたしましては、やるだけのことをやつてもなかなか黒字になりにくく、しかしこの前のご答弁に申し上げた

ようには、とひつて私たちは、赤字になつたままの状態がひいとは考えておりません。どうすれば黒字になるか。

これはいまご指摘になつたように薬の問題あるいはまた給料の問題、人件費の問題、あるいはまた運営の問題そういうことにについて、一段と努力しなければならないと思つていますが、現況はなかなか、いま申し上げたように、打破しにくい問題があることだけをお答えさしていただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 私が尋ねておりますのは、言ひにくいくらいとこを尋ねておるんです。言ひにくいくらいとこがなかつたら私が尋ねておりません。その点をお尋ねしておりますのでござります。

なぜかと申しますと、三千何百万円といふばく大な大きな金でござります。市民に迷惑をかけるのでござります。そうすれば、民間でもうけとるという法をなぜ取り入れられないかといふのをお尋ねするのでござります。民間が不正でもうけとるとのならば、私は取り入れとは言ひません。不正でなかつたら何かを研究をして、この赤字を消しますといわれるか、そりか民間のやり方をうんと研究をして、民間のやり方を取り入れますと答弁するか、どちらかをひとつ返答願いたいと思います。

私は、不正をやれとは申しません。けれどもあなたが、民間は不正をやつとるからとり入れることができぬとおっしゃれば、ここでひとつはつきりと答弁願いたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 病院事務長。

〔市立四日市病院事務長（村山了君）登壇〕

○市立四日市病院事務長（村山了君） 三千百万の赤字でございますが、この赤字は、そのうちで二千六百万は減価償却費積立金でございます。それから一千百万は、退職金でございます。これらの金は一応病院で持ちましても、看護婦を最終的に全部の負担にするというのに若干問題がありますので、こういう建設費あるいは改築費そういうものは、病院で最終的にいつまでも負担していくのかどうかということは、市のほうと一べん相談してみたいと思っております。

それと、いま申し上げたように退職引当金を一年度で払っておりますが、これもそう一千百万の支出を要するような運転が、毎年あるとは考えられません。これを年賦制度にする、年賦償還制度にする、あるいはまた機械的な制度によって事前に、短年度にそいつた赤字が出ないよう考へていくというようなことをするならば、数字の上では何とか経営できるような状態にし得るということは、申せ得ると思います。

しかし、非常に現在そのようなことを申し上げても、現財政は先ほど申し上げたように、現在の医療法に基づくと非常に苦しいので、ここで今後絶対に黒字の運営をやりますということを申し上げにくいいんです。たとえば先ほどのように、民間のやり方を、民間はもうけているんだからやり方をまねしたらどうだというようなことですが、一般の開業医でやってお見えになることを直ちに私は、公立病院で当はめにいんではないか、公立病院は公立病院としての性格をちゃんと持つ、なお一例をあげますならば、たとえ収益を度外視してもするべき仕事はしなければいけない、一例をあげますならば、交通事故などがをされた、その方がある程度全治されても、まだ機能は十分じゃないという場合は、一般の開業医の方ではなかなか取り扱つていただけない、そういう方が四日市病院へ来ていただきまして、私のほうでリファービリテーションという機関を持っておりまして、そちらでお世話しているわけですが、こういう事業は非常に経営が伴わない、やつたら赤字になることはきまつておる。しかし、公立病院ですから当然やらな

ければいけないということで、民間事業で開業医の方がやられなくとも、公立病院としてはどうしてもやっていくとそういうことをやる機会というのが、今後私はますますふえてくるんじやないかというふうに考えますので、たとえ損をしても、そういう市民の医療を守る、しかも採算が合わなくても守るという事業は、やっていくべきであるというふうに考えてています。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 病院の赤字につきましては、私も責任者として深くおわび申し上げる次第でございますがただいま病院事務長が申し上げましたように、減価償却費二千六百万円、退職金千百万円、人件費のアップで、人効のアップで千五百万円、約五千二百万円くらいのマイナスの金がございますが、こういうことがあったから赤字になつたということは理由にならないことでございまして、公営企業としての欠陥が出ておるということであろうと思ひます。

ご承知のように、公営企業の代表的なものとして国鉄を見ていただきましらおわかりになると思いますが、四日の公立病院にいたしましても、非営利性、たゞいまリファビリテーション設備というようなことにつきまして、非営利性のそういうものをやらざるを得ないということを申し上げさせていただきましたが、それ以外に非営利性といふことは、すなわち公共性ということであろうと思ひますけれども、きわめて非能率的であるということと、利益をあげるようなやり方でお医者さんが、そういう心組みになつていただいておらないということが、一つの大きな原因であろうと考えております。

そういうことから、経営上、特にこの決算書を見ていただきますとわかりますように、薬剤と人件費でほとんどの

金が使われております。大体二億五千万円くらいずつ、薬剤が二億五千万円、人件費が二億五千万円ということでございますので、われわれといたしましては、お医者さまの確保することによって患者数の、以前は小児科のお医者さんが足りなかつたとかいろいろのことがございました。そういうことによるところの患者数の増加をはかるためにお医者さんの確保をはかりました。したがつて、今後、患者数の増加をはかりたいということと、薬剤の合理的な購入方法をやりたいというように私は指示をいたしております。まとめて、あまりまとめて大量に買わずに、月に一回ないしは二回に切つて買うというような買い方をやる、しかも、この薬剤の購入にいたしましても、官庁で行なわれておりますところのような談合方式によって薬は買わざるを得ないという欠点がございます。そういうような点をどういうように打開するかということをございますが、結局、一般のお医者さんで、もうこれは一般のお医者さんが預つたらむづかしいというような患者は、みな公営病院に自動車で運んでくるというのが事実でございますので、そういう点、公共的な非営利性がやっぱりあるということをございますが、それを打開して、少なくとも私は収入とんとんになれば、公営企業としてはそれでいいのではないかというようくに判断をいたしておりますので、今後ともこの赤字が早急に解決するような方法を講じさせていきたいと考えておる次第でございます。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 市長の説明で大体私もわかつたようなわからぬようなくらいの気持ちになつてしまひましたが、けれども言えることは、代々の事務長が必至になつて、何とか赤字を消したいと思って努力してみえることは、私はずっと前から総務一本でおりますので、よくその点はわかつておるのでござります。なぜかと申しますと、事務長も公務員でござりますので、何とか黒字にして、自分の名誉といいますか、皆さんにかつていただきたいと必至になつてや

られておることは、これは事実でございます。先ほど市長が薬の件を、安く買つたり何とかとおっしゃられましたがこれもよくわかります。その点もきつく事務長は万全の配慮をしておみえになることは、私もよくそれはわかつております。決して私は、高いものを買っておるとは思つておりません。また、不正もあるとは思つておりません。私の尋ねておる原因は何かといいますと、その奥でございます。その奥を何とか民間のやり方を取り入れてやらぬことは、これは打開できるものと違うということを、私が頭において皆さんにお尋ねしておるのでございます。いまの市長の答弁のようなことでは、これが黒字に転換するものと違います。いつの議会のあの審議のときでも、いつもこれを突いておりますけれども、一向に直らぬというのは、いくら努力してもこれ以上はいかぬ、といいますのは、全国の公立の病院を全部調べても、おそらく黒字のところはないとは私は思います。それに反して民間は、全部が黒字ということは、私は税務官と違いまして断言はいたしませんけれども、どのようにどんどん拡張していくということは、もうからぬことには絶対事業は拡張できるものと違います。また、新規のお医者さんも、公立病院みたいに何千万と赤字がいくものに手を出すようなあほは一人もおりません。

その点をよく考へて、民間のやり方を、これは市民のためにやつておる公立病院でございますので、先ほど事務長の言つた点もよくわかりますけれども、けれども、この赤字ということは、いくら病院が公立というたてまえから損を覚悟でやっておみえになるかわかりませんけれども、市民からいけば、何をやつとんのやなと、こうだれも感じ取つておりません。

私案でござりますけれども、民間の医者を入れた経営協議会みたいなものを病院に設置して、赤字解消の方法を考えられたらいかがなものかと私思いますが、市長、その点はどういうもんでございましょう。

○議長（耶部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） 私もお医者さんではありませんので、川村先生によく聞かなきやわかりませんが、大体、全国の高額所得番付表を見ますと三割はお医者さんが占めています。全国のどの府県においても、大体三割、三〇%はお医者さんが占めておる。やはりお医者さんは、もうけようとする気があるからもうかるのでございまして、現に市立病院のベットを少しでも拡充するということにつきましても医師会は大反対。四日市市に医科大学をつくるといつても、お医者さんはどうしても附属病院が当然要るんだから、これも大反対というようなことでございます。そういうことでござりますので、はたして経営の合理化について、医師をまじえたところの経営協議会をやってみても、黒字になるかどうかその点は私も自信を持てないものでございますけれども、そういうやり方につきましては今後十分検討させていただきたいと思います。（山口信生君「それだけこうでございます」と呼ぶ）

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑はございませんか。

別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

議案第六十七号ないし議案第八十九号を、関係常任委員会に付託いたします。
各常任委員会の担当部門は、付託議案一覧表のとおりでございます。

付 託 議 案 一 覧 表

（昭和四十四年九月定例会）

○総務衛生委員会

議案第六十七号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定に

ついて

議案第六九号

昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条 歳入歳出予算中

歳入全般

歳出第二款

総務費

第四款

衛生費

第九款

消防費

第二条

議案第七七号

四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

議案第七九号

四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第八〇号

市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第八二号

市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について

議案第八三号

町及び字の区域並びに名称の変更について

議案第八四号

町及び字の区域の変更について

議案第八五号

銅製双胴型消防艇の建造契約の締結について

議案第八九号

土地の取得について

○教育民生委員会

議案第六九号

昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条

歳入歳出予算中

歳出第三款

民生費

第一〇款

教育費

議案第七七号

四日市市立保育所条例の一部改正について

議案第七八号

四日市市国民健康保険条例の一部改正について

議案第八一号

土地の取得について

○産業水道委員会

議案第六八号

昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定について

議案第六九号

昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第一条

歳出第六款

農林水産業費

第七款

商工費

第一款

災害復旧費中

第一項 農林水産施設災害復旧費

議案第七〇号 昭和四十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算

(第一号)

議案第七一号 昭和四十四年度四日市市畜場食肉市場特別会計補

正予算(第一号)

議案第七四号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予

算

議案第七五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

○建設委員会

議案第六九号 昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算(第一号)

第一条 歳入歳出予算中

歳出第八款 土木費

第一款 災害復旧費中

第二項 土木施設災害復旧費

議案第七二号 昭和四十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算

(第一号)

議案第七三号 昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会

計補正予算(第一号)

市道路線の認定について

議案第八六号 市道路線の一部廃止について

議案第八七号 市道路線廃止について

議案第八八号

○議長(服部昌弘君) 次に、本日までに受理いたしました請願及び陳情は、お手元に配布いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ一覧表記載の関係常任委員会に付託いたします。

	受 理 番 号	件	名	付 託 委 員 会
請 願 第 一 号	霞ヶ浦埋立第二期工事の反対について			建設
請 願 第 二 号	中央緑地へ通ずる橋梁及び進入路設置について			建設
請 願 第 三 号	市立河原田小学校校舎新築について			建設
請 願 第 四 号	市立河原田小学校校舎新築について			建設
請 願 第 五 号	日永第二小学校新設について			教育民生
請 願 第 六 号	県地内下海老橋のかけ替えについて			

受理番号	件	名	付託委員会
請願第 七号	市立四日市病院を真の市民医療センターとすることについて		
請願第 八号	四日市市農協ビルの新築に対する助成について		
陳情第一六号	市立中部幼稚園園舎の改築促進について		
陳情第一七号	市立八郷小学校鉄筋校舎の増築について		
陳情第一八号	市立塩浜中学校通学路の交通安全施設等の設置について		
陳情第一九号	水沢茶園開拓パイロット事業にかかる鎌谷川護岸工事（青木地内）の実施について		
陳情第二〇号	塩浜地区（磯津）に公立保育園設置について		
陳情第二一号	老人対策について		
陳情第二二号	私立保育所新增改築の補助率引き上げ等について		
陳情第二三号	野外活動センターの設置について		
陳情第二四号	橋北地区内に児童館の建設について		
陳情第二五号	海蔵川以南の近鉄線高架化について		
陳情第二六号	松阪競輪四日市場外車券売場（四日市競輪場施設の一部）の継続貸与について		
	産業水道		
	建 設	建 設	建 設
	付託委員会		
	名		
陳情第二七号	日永地内道路拡幅について		
	件		
	受理番号		

○議長（服部昌弘君） この際、ご報告申し上げます。

目下、総務衛生委員会において審査中の公営住宅の公会所転換利用についての陳情は、取り下げの申し出がありま

したからご了承を願います。

- 議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
- 次会は、来たる二十二日、午前十時から会議を開きます。
- 本日は、これをもって散会いたします。

午後零時三十五分散会

四日市市議会

四日市市議会定例會會議錄（第五号）

昭和四十四年九月二十二日

九昭和四十四年四月四日市市議会定例会會議錄 第五号

米田好兼速記

昭和四十四年九月二十二日（月曜日）

○議事日程 第五号

昭和四十四年九月二十二日（月）午前十時開議

- | | | |
|-----------|---------------------------------|----------------|
| 第一 議案第六七号 | 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について | 委員長報告・質疑、討論、議決 |
| 第二 議案第六八号 | 昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定について | 〃 |
| 第三 議案第六九号 | 昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号） | 〃 |
| 第四 議案第七〇号 | 昭和四十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号） | 〃 |
| 第五 議案第七一號 | 昭和四十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号） | 〃 |

第六	議案第七二号	昭和四十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………委員長報告・質疑、討論、議決
第七	議案第七三号	昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………
第八	議案第七四号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………
第九	議案第七五号	四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について……………
第一〇	議案第七六号	四日市市役所出張所設置条例の一部改正について……………
一一	議案第七七号	四日市市立保育所条例の一部改正について……………
一二	議案第七八号	四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………
一三	議案第七九号	四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について……………
一四	議案第八〇号	市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について……………
一五	議案第八一号	土地の取得について……………委員長報告・質疑、討論、議決
一六	議案第八二号	市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について……………
一七	議案第八三号	町の区域の設定について……………
一八	議案第八四号	町及び字の区域並びに名称の変更について……………
一九	議案第八五号	町及び字の区域の変更について……………
二〇	議案第八六号	市道路線の認定について……………
二一	議案第八七号	市道路線の一部廃止について……………
二二	議案第八八号	市道路線廃止について……………
二三	議案第八八九号	鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結について……………
二四	議案第九〇号	公平委員会委員の選任について……………議案説明・質疑、討論、議決
二五	議案第九一号	教育委員会委員の任命について……………
二六	議案第九二号	工事請負契約の締結について……………
二七	発議第六号	近鉄線高架促進に関する意見書提出について……………

第二八 発議第七号 津彦根線国道昇格に関する意見書提出について

議案説明、質疑、討論、議決

第二九 委員会報告第七号 請願書等審査結果報告について採否決定

第三〇 委員会報告第八号 請願書等審査結果報告について

ついて……………議案説明、質疑、討論、議決

○本日の会議に付した事件

第一 議案第六七号 昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について

第二 議案第六八号 昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定について

第三 議案第六九号 昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）

第四 議案第七〇号 昭和四十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）

第五 議案第七一号 昭和四十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）

第六 議案第七二号 昭和四十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）

第七 議案第七三号 昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）

第八 議案第七四号 昭和四十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算

第九 議案第七五号 四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正について

第一〇 議案第七六号 四日市市役所出張所設置条例の一部改正について

一一 議案第七七号 四日市市立保育所条例の一部改正について

一二 議案第七八号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

一三 議案第七九号 四日市市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

一四 議案第八〇号 市立四日市病院使用料及び手数料条例の一部改正について

一五 議案第八一号 土地の取得について

一六 議案第八二号 市の区域内にあらたに土地を生じたことの確認並びに町の区域の変更について

一七 議案第八三号 町及び字の区域並びに名称の変更について

一八 議案第八四号 町及び字の区域の設定について

一九 議案第八五号 町及び字の区域の変更について

二〇 議案第八六号 市道路線の認定について

二一 議案第八七号 市道路線の一部廃止について

二二 議案第八八号 市道路線廃止について

二三 議案第八九号 鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結について

二四 議案第九〇号 公平委員会委員の選任について

二五 議案第九一号 教育委員会委員の任命について

二六 議案第九二号 工事請負契約の締結について

二七 発議第六号 近鉄線高架促進に関する意見書提出について

二八 発議第七号 津彦根線国道昇格に関する意見書提出について

二九 委員会報告第七号 請願書等審査結果報告について

○出席議員（四十一名）

増前 藤日 日早 服長 野生 豊坪 辻高 志坂 後小
谷
山川 井比 沖川 部川 崎川 田井 橋 積上 藤林
英辰 泰義 武正 昌錚 貞平 妙誠 力政 長藤 喜
治
一男 郎平 男夫 弘元 芳藏 稔子 二三 一郎 郎夫
君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君

小訓 喜川 加大 大岩 伊伊 伊伊 荒天味
多
林 頑野 村藤 谷島 田藤 藤藤 藤木 春岡
哲也 定喜 武久 信太 泰金 武文一
夫男 等潔 男正 雄雄 一郎 一治 雄郎
君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君 君君

水道事業管理者	病院立事務日長市	次教育委員長	副建設部役長	土木部長	衛生部長	厚生部長	産業部長	稅務部長	總務部長	市長公室長
城井義夫君	村山山君	滝川池君	村木浦園	園輪三中小	西山西阿	南南伊	藤井平	井沢谷		
		伝助君	喜代次君	和司君	英郎君	忠臣君	輝彦君	涼彦君	清一君	文三君
		了君	代君	代君	代君	代君	代君	代君	代君	男君

収入役	助役	市長	谷笠	吉山	山山	安六宮	松
庄加司	藤野	九鬼	口田	垣本	中口	垣平	田島
良寬一	見嗣君	喜久君	専七	照忠	信	豊	良
喜久君	齊君	男君	九衛君	勝一生	勇司	勇一	君君君君君君君君

○議案説明のため出席した者

○欠席議員(二名)

次 長 菊 地 英 也 君
技 術 部 長 加 藤 弘 君

代表監査委員 森 新 八 君
消 防 長 富 山 光 三 君

○市議会事務局

事務局長鷺野正和君
次議事係長小坂靖君
主任事務柴田静良君
事務板崎大之丞君

午前十時五分開議

○議長（服部昌弘君）　ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、三十九名であります。

本日の議事につきましては、議事日程第五号により取り進めたいと思いますから、よろしくお願ひいたします。

- 日程第一　議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び
日程第二　議案第六十八号昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定について
○議長（服部昌弘君）　日程第一、議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、及び日程第二、議案第六十八号昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定についての二議案を一括議題といたします。本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務衛生委員長にお願いいたします。

訓廟君。

〔総務衛生委員長（訓廟也男君）登壇〕

○総務衛生委員長（訓廟也男君）　総務衛生委員会に付託されました議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定については、率直なところ、提出されました企業会計形式による書類及び市長の議案説明や理事者の説明は一般性を欠き、地方行政に市民が直接参画することを拒んでいるかのようでありましたが、ただ監査委員の意見書は、前年度との増減比較をはじめ詳細な資料を整えられており、審査に当たってまことに適切なものと思料せられました。

当委員会では、一般質問にも取り上げられましたとおり三千四百八十二万三千二百八十二円の赤字について、主として病院の企業性を追求した審査を行なったのであります。

まず、収入のうちいわゆる医業収益についてですが、予算額に比べ四千三百二十万円の減となつておりますのは、患者数において前年度より入院三千四百六十六人、外来六千四百十九人の減であり、その原因は退職した小児

科医師の後任決定がおくれたためと、病院、病棟、診察室の八件に及ぶ改築、改修工事が行なわれたためであります。なお、診療報酬の実質的な据え置きになっていることも、支出の増に比べて赤字額をふやす根本的な原因となっています。

それから、医師の質についてただしたのでありますが、名大の教育指定病院となっている関係上、医師の交代に当たつても決して悪くはない。ただ、経済観念が不足しているのではないかとの理事者の説明がありました。なお、小児科医師の欠員のため患者減少による医業収益の減は、五千五百万円に及ぶことが判明し、この点においても経営上の重大な問題点が提起されたのであります。

また、一人の医師が診察できる限度についてただしたところ、一日六十ないし七十人であるとの説明がなされ、現状ではほぼ限界に近い実情であることが認められました。

収入の審査については、以上のように詳細にわたったのであります。

次いで、支出については、いわゆる医業費用のうち材料費は二億四千万円であり、とりわけ薬品類は二億円をこえているのであります。前年度と比べると医業費用は一九・九五%の増となつておりますが、そのうち人件費は一九・七五%にとどまっているのに反し、材料費においては実に二二・八%の増となつております。当委員会としては、この薬品の購入方法について論議を集中いたしました。

開業医の場合の実際について検討いたしましたところ、公立病院として的一般的な購入方法である従来の競争入札によることは、薬品業界の実情に必ずしも適応していないことが明らかになつたのであります。これについて理事者よりは、実現性のある具体案として検討したいとの発言もあり、明るい見通しを持つことができたのであります。

本委員会は、昭和四十三年度は特別の事情が重なつたとはいえ、なお医療内容を低下させることなく運営すること

も可能であることを明らかにし、今後、企業能率の増進につとめるだけにとどまらず、積極的に公立病院としての本来の使命に取り組み、市民が安心して命を預けられるよう格段の努力を払われるよう要望して、本案を認定いたしました。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同のほどをお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。
志積君。

〔産業水道委員長（志積政一君）登壇〕

○産業水道委員長（志積政一君） 産業水道委員会に付託になりました議案第六十八号昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定につきまして、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本決算の審議に当たりましては、理事者から詳細な説明を求め、慎重な審査をいたしましたのであります。監査委員各位のご意見にもありましたように、決算書及び付属書類は地方公営企業法及び関係法令に準拠して作成され、この計数は正確であり、本年度の財政状態と経営成績を適正に表示しており、当年度の純利益三千八百二十三万三千七百五十七円のうち、当年度の起債償還金の財源に三千七百万円を充て、残額を翌年度へ繰り越されており、別段指摘する事項もなく、原案どおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、水道料金値上げの問題は、市政施策にかかる重要な問題であり、特に市長の出席を求め所信をただしましたところ、今後、事業の拡張に伴い財政面に相当圧迫を受け赤字財政になることは必至であるので、料金の値上げをする考えでありますが、昭和四十六年六月までは改正を行なわないという説明がありました。

料金改定について、その時期をできる限り延伸するため将来の財政運営計画に万全を期するとともに、さらに経

當の合理化なお一そうの努力をされるよう強く要望いたした次第でござります。

どうかよろしくご審議賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 以上で、委員長の報告は終了いたしました。

両委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言願います。——ご質疑ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

それでは、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら二件につきましては、討論の通告もありませんので直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより議案第六十七号及び議案第六十八号の一議案を一括して採決いたします。
本決算に対する委員長の報告は、認定すべきであるとするものであります。本決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第六十七号昭和四十三年度四日市市立四日市病院事業決算認定について及び議案第六十八号昭和四十三年度四日市市水道事業会計決算認定についての一議案は、委員長の報告のとおり認定することに決しました。

日程第三 議案第六十九号四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし
日程第二十三 議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第三、議案第六十九号昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）、ないし日程第二十三、議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約についての二十一議案を一括議題といたします。
本件に関する各委員長の報告を求めます。

まず、建設委員長にお願いいたします。

喜多野君。

〔建設委員長（喜多野等君）登壇〕

○建設委員長（喜多野等君） 建設委員会に付託となりました関係議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第六十九号昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）中、第八款土木費中、道路橋梁費の補正是、水道局その他の道路、路面復旧における委託工事費、大治田町一号線の道路改良、末永・大正橋線及び塩浜・大治田線の道路舗装、新設のための工事請負費並びに東坂部四号線ほかの道路拡幅用地購入費などがおもなるものであります。土地購入費について質疑があり、道路拡幅等にかかる用地買収を行なう場合は、その単価等と地域を勘案のうえ、均衡性をはかるよう今後十分検討したうえ、予算に計上されるべきであるとの強い意見が出されたのであります。

それについて理事者から、今後は十分検討を加え、善処していくとの説明があり、これを了としたのであります。

次に、都市計画費の補正は、新都市計画法の施行に伴う事務費の追加及び浜田第二区整理事業推進のため資材作成委託料並びに西浦土地区画整理事業特別会計への繰出金、街路事業費における子西・八王子線の跨線橋架設工事費及び改良工事費、六地蔵・中川原線の改良工事費がおもなるものであります。

また、公園費の補正は、今回、国庫補助金が決定いたしました天ヶ須賀児童公園の整備費のほか、近鉄四日市駅前の噴水、塩浜・大治田線及び名四国道高架下の整備工事がおもなるものであります。

特に近鉄四日市駅前の噴水につきましては、現在故障が重なり、位置上、美観上も非常に見苦しいので、早急にその対策を講じられるよう要望いたしました。

次に、都市下水路費の補正は、磯津ポンプ場排出管布設工事費並びに富洲原地区排出施設、新設改良工事費がおもるものであります。

また、住宅費の補正は、老朽化しました新浜町市営住宅の除去費及び日永同和住宅二戸の建設費がおもなるものであります。

次に、第十一款災害復旧費中の土木施設災害復旧費の補正は、公共土木施設の過年度発生補助災害復旧費の単価増及び去る七月の集中豪雨による応急復旧仮設工事費がおもなるものであり、それぞれ必要な措置がなされまして、別段異議はなかったのであります。土木行政全般にわたり道路、橋梁及び下水排水の整備改良は、住みよい町づくりの基礎をなすものであり、市民の要望が大でありますので、理事者は早急に地域性を生かした施策を樹立し、工事の促進をはかられるよう要望いたしまして、以上原案のとおり承認いたした次第であります。

次に、議案第七十二号昭和四十四年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）は、日永、泊山処理区等の施設維持修繕工事請負費、下水管清掃工事費の追加分と笹川団地下水施設維持修繕費の補正がなされたものであります。

また、議案第七十三号昭和四十四年度四日市市西浦土地区画整理事業特別会計補正予算（第一号）は、家屋移転事業が当初計画を上回りましたので、それに伴う移転補償費及び用地造成費等が計上されたもので、以上二議案についていざれも別段異議なく、原案どおり承認いたしました。

次に議案第八十六号市道路線の認定、議案第八十七号市道路線の一部廃止及び議案第八十八号市道路線の廃止について、以上の三議案はいざれも別段異議なく、原案どおり承認いたしました。

以上、建設委員会に付託となりました関係議案に対する審査の結果報告といたします。

よろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 次に、産業水道委員長にお願いいたします。
志積君。

〔産業水道委員長（志積政一君）登壇〕

○産業水道委員長（志積政一君） 産業水道委員会に付託になりました関係議案について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、十七日並びに十八日の両日にわたりまして、各議案について理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を重ねました結果、いざれも妥当なものと認め原案どおり承認いたしました。

以下、その経過の概要と、特に要望のありました諸点について、順を追ってご報告いたします。

まず、議案第六十九号昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）中、関係部分について申し上げます。

第六款農林水産業費、第七款商工費、第十一款災害復旧費でありますが、その中で特に質疑、要望がありましたのは、農林水産業費における都市近郊地域農地対策事業の推進についてであります。

本事業は、都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区分に関する都市計画に対する農業者の意向等を考え、各地区に協議会を設置し、実施しようとするものであります。本事業に当たっては、農業者の立場をよく把握し、関係農民の意思が都市計画法に基づく審議会に十分反映できるように強く要望いたした次第であります。

なお、商工費における三重県貿易振興会の負担金について質疑がありました。本貿易振興会は三重県並びに県下十二市商工会議所等の諸団体によって組織され、このほど発足するものであります。本会は、県下の港湾利用による貿易振興を目的としているのでありますが、現状は当四日市港がそのねらいとするところであつて、片貿易を是正するため県内輸出産業への呼びかけが重点となるものであります。また、県下各市の負担分百五十万円のうち、百三十万円を負担いたしたいとの理事者の説明を了といたしました。

次に、議案第七十号昭和四十四年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第一号）は、車券売り上げ高が、当初の予想をはるかに上回ったため、所要経費を追加するほか、監督官庁からの強い指示により競輪場内外の施設の整備をはかるための必要な措置であり、議案第七十一号昭和四十四年度四日市市と畜場食肉市場特別会計補正予算（第一号）は、環境整備のための措置であります。両案とも別段異議はありませんでした。

次に、議案第七十四号昭和四十四年度四日市市水道事業会計第一回補正予算並びに議案第七十五号四日市市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数に関する条例の一部改正案についても、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

以上、簡単でございますが、産業水道委員会の審査結果のご報告を終わります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

大谷君。

〔教育民生委員長（大谷喜正君）登壇〕

○教育民生委員長（大谷喜正君） 教育民生委員会に付託になりました議案第六十九号昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）中、関係部分ほか三議案に対する当委員会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。当委員会は、去る十七日委員会を開会、関係議案について理事者の詳細な説明を聴取し、慎重な審査を行なったのであります。いずれも妥当なものと認め、原案のとおり承認いたした次第であります。

以下、その経過の概要と要望のありました諸点について申し上げます。

まず、議案第六十九号昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算（第一号）中、歳出第三款民生費の補正は、社会福祉費における県社会福祉事業職員共済会に対する負担金及び保護家庭に対する法外扶助費の不足見込み分並びに児童福祉における内部保育園建設費等の追加がおもなるものであります。別段異議はありませんでした。

次に、第十款教育費の補正は、教育総務費における職員退職手当、私立幼稚園新增設補助金、小中学校費の校舎修繕費並びに幼稚園費における高花平幼稚園園舎新築費等の追加がおもなるものであります。公立学校施設整備期成会の活動状況等についていろいろな質疑があり、本期成会の予算等について資料を提出されるよう要望いたしました。特に論議されましたのは、私立幼稚園に対する新增設の補助金についてであります。過日、本会議における質問にもありました海の星幼稚園廃園の問題とも関連して、教育委員会の行政上の所管、私学に対する指導性の限界、児童教育について等いろいろ論議され、これに対して理事者から教育関係法規に基づいて市教育委員会の行政上の権限等について詳細な説明がありました。しかしながら、私立幼稚園の充実と補助行政との間に生じる諸問題については行政事務の運用面において今後十分配慮されるよう要望するとともに、私立幼稚園の職員の組織等を通じて研修を行

なうなど、本市幼児教育の充実のためさらに積極的に努力されるよう強く要望いたした次第であります。

また、小中学校校舎、幼稚園、保育園の園舎等施設の建築については、全市画一的なものではなく、地域性等十分配慮して設計されたいという強い意見がありました。

次に、議案第七十七号市立保育所条例の改正案は、なでしこ及びあさけ両保育園の収容定員を認可に伴い増員しようと/orするものでありまして、別段異議はなかったのであります。保育園の定員については、マンモス化の傾向により、行政区域との関係、ますます悪化する交通事情等、社会情勢の変化を十分考慮して整備されるよう強く要望するとともに、現在の名称の問題についても検討を加えられるよう要望をいたしました。

次に、議案第七十八号国民健康保険条例の一部改正案は、保険料の減額対象世帯範囲の拡大及び助産費の引き上げに伴うものであり、議案第八十一号は、市立川島小学校の建設用地一万七千八百四十八平方メートルを取得しようとするものであります。いずれも別段異議はありませんでした。

以上、簡単ではございますが、教育民生委員会に付託になりました各議案の審査結果報告といたします。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） 次に、総務衛生委員長にお願いいたします。

訓観君。

〔総務衛生委員長（訓観也男君）登壇〕

○総務衛生委員長（訓観也男君） 総務衛生委員会に付託されました関係議案について、その審査の経過と結果をご報告いたします。

当委員会は、十六、十七日の両日にわたり終始慎重な審査を行なったのであります。その結果、積極的な要望を

付し、いすれも九月の時点としては妥当なものと認め、原案のとおり承認いたしました。

まず、議案第六十九号補正予算案の関係部分のうち、第二款総務費は、市長会負担金として県に設置する技術センター、消防育英資金その他分であり、本年度希望退職及び普通退職者の手当と、給与計算事務委託料としてバロス計算機も使用限度に達しているので、津、鈴鹿、伊勢の各市とともに電算機に委託しようとするものであります。その他公会堂などの敷地購入分等と、交通安全対策の歩道橋及び歩道整備は、塩浜駅西からの学童通学のため計上せられたものであります。

庁舎建設については、議会と行政側とは明確に区分することがたてまえであり、市民感情のうえからも議会棟と行政棟とは分離すべきであるとの要望が出され、市長の出席を求めてただしたところ、広い場所を取れないという条件のもとでは、分離できないとの答えがあり、当委員会としては庁舎の基本構想として公会堂あと地、地下一階、地上十階、約六千坪（一九、八〇〇平方メートル）、建設費約十三億円という建設委員会の答申案を確認いたしました。なお、計上されました五千万円については、工事費の〇・〇三九九が設計協会の料率であり、その内訳は基本設計二十五%、実施設計五〇%、監理二五%であり、そのうち監理は業者と市建設部の折半であるから、十三億の場合は約四千五百万円となるとの説明がありました。設計料の競争入札に意味がないとはいえ、市民ホールの場合は約半額になったという例もあるので、参考として対処せられたいと要望いたしました。

菰野警部派出所建設の負担金については、桜、水沢地区が管内でもあり、南署の場合菰野町より二百四十万の負担があつたとの説明があり、やむを得ぬものとして了承いたしました。

次に、第四款衛生費について、悪臭調査は厚生省へ報告して規制へのデータとするものであり、公害は法や県条例の適用にならない小規模のもの等については、強い行政指導を行ないたいとの答えがありました。

また、火葬場墓地費は、北大谷の整備関係工事費が計上されているのでありますて、詳細な説明を受け承認いたしました。

次に、第九款消防費は、中署港出張所庁舎について借用中の土地返還要求があつたのでありますて、幸いファアミリ製油用地をかわり地としていただけたので、応急措置として賃借いたしたいとの説明に異議はございませんでした。

次に、歳入全般について、火力発電所関係等の市税及び前年度繰越金等を一般財源とし、歳出に関連した特定財源を計上されたものでありますて、特に公害による税軽減の処置は四十五年度より実施いたしたいが、追って委員会に報告するとの説明があり、評価がえ等は適時適切な処置をせられるよう要望いたしました。

また、地方債に関する補正についても妥当なものでありますて、いざれも原案のとおり承認いたしました。

なお、起債、予算外義務負担等についてただしたところ、一般会計十七億千五十万円、特別会計十三億九千九百二十九万円、公営企業会計二十二億七百三十五万円、計五十三億千七百十五万円のほか、義務負担分二十六億九百二万円ほかに中央緑地関係約十四億二千万円、合計九十三億三千万円となるとの説明がありました。

議案第七十六号、七十九号、八十号、八十二号、八十三号及び八十五号の六議案につきましては、別段異議なく原案どおり承認いたしました。

議案第八十四号町及び字の区域並びに名称の変更については、本年度の住居表示整備事業実施に伴い住居表示審議会の答申と、法定の公示手続を得て町の区域及び名称を変更しようとするものでありますて、町名等は関係住民の意思を尊重すべきではあるが、区域の設定等については、いたずらに古い習慣や市民感情に迎合することなく、その本来の目的をゆがめることなく、審議会の運営について十分なる指導性を發揮するよう強く要望して本案を承認いたしました。

次に、議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結についてでありますて、本委員会は八月九日に契約は慎重に行なうこと及び受益者の負担について十分検討することの要望をいたしましたので、この二点を重点として審査いたしました。

双胴消防艇は特殊物件であり、専門メーカーに特定されてくるので、競争入札によらないための要望でありますてが、契約については堺市の場合との比較をただしたところ、装備において二十五万円相当の無線機一基、百二十万円相当の船舶用レーダーを増設し、小型救助艇三十五馬力を四十馬力のものに強化し、その他種々の改良を加えて、四千四百二十五万円の見積もりに対し、四千二百九十万円で契約したとの説明がありました。堺市の場合は四十七トンであり、四千二百万円であり、当市は四十九トンでありますから、契約上の努力は要望の趣旨に十分沿つたものと認められたのであります。

受益者負担については、使用区域が限られ、使用目的も特定されてくるので、従来の地区消防車の例もあり、なお今後の維持管理費も相当の巨額にのぼることが予想せられるのでありますて、予算議会での市長の説明もあつたといふ経過も加えてただしたのでありますてが、中消防署港出張所に関連し、あるいは消防艇の泊地等に関する協力等を求めたとの説明がなされたのであります。

しかし、本委員会は全国関係十二市のうち、県費補助を受けたものは横浜、日立の二市、寄付を受けたもの横浜、八戸の二市であり、ほかに全額寄付によるもの一市があることが判明いたしましたので、受益者の負担を含めて財源の獲得につき付帯決議をつけよとの動議が出されたのでありますてが、これに對して助役より、必要財源の確保のための努力が足りなかつたことを認め、今後、議会の意思を尊重して趣旨に沿うよう努力するとの発言がありましたので委員会は理事者の努力に期待するとの要望にとどめ、本案を承認いたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案は全部原案どおり承認いたしました。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご賛同を賜りますようお願いいたします。

○議長（服部昌弘君） 以上で、各委員長の報告は終了いたしました。

各委員長の報告に対しまして、ご質疑がありましたらご発言を願います。

山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 ちよつと議題にそれるという議長のご忠告があると思ひますけれども、少々の点は曲げてひとつ承認を願います。

追加予算のうちの八款土木費、五項の土地区画整理費についてお尋ねいたします。

委託料九十一万円、土地測量委託料十万円、街路調査委託料八十万六千円となつておりますが、先日的一般質問のときに、私から第三コンビナートに関連する道路についてを質問いたしましたときに、それに付随する調査料が三百何がしが出ておるということは、現議員の前川氏から聞いておるが、私はそのときやめておりましてわからぬでいかがかと質問したときに、市長はそういうものはありません、というお答えをいただきましたが、私の質問する要旨は、それをはつきりしなければ私はこの委託料というものは、またそういう結果におちいるのではないかというので、私が質問いたすわけでございます。

もとより、こういう筋書きは何もこの本会議で申さなくとも、理事者の前へ行って聞けばよくわかるのでございまするけれども、私の申しますのはそれと違いまして、本質論を私から聞かんとするのでござります。その私が調査の結果、三十八年歳入歳出予算第四回追加更正予算第五款都市計画費、区画整理費の三、需用費として委託料三百四

十六万五千円、羽津土地区画整理事業委託料入札三十七年十一月八日落札八州測量三百四十五万となつております。

理事者のほうといたしましても、仕事はつかえておりますので、おくれることはやむを得ぬと思いますが、私が質問したときに知らぬということばが出ております。もとより市長は代がかわっておりますので万やむを得ませんけど、その点はよく私わかります。土木部長もかわっております。皆かわっておりますけれども、為政というものは自治体、そういうものと違うと私は思います。かわっておれば、そのときに調査しますとおっしゃれば、私の胸はなでおろしますけれども、知らぬということばが出、そのうえ私がつづかなければ七年も前のやつがわかつてこんというときにおいて、この調査料をここで提案されまして、ほんとうにまたやるのかやらぬのかお聞きしたいのでございます。そういうような結果を招くか招かぬかをお尋ねしたいのでござります。（「一般質問じやないか」と呼ぶ者あり）

○議長（服部昌弘君） 山口さん、そういう内容は建設委員会で審議されたかどうかということが、そこが抜けたな

○山口信生君（続） いやいや、それは先ほど私はこの問題を緊急質問に持つていこうかと思いまして、はかつていただいたのでござります。そのときに、委員長にそれを聞いていただいて、それから食らいついていっててくれというお答えがございましたので……。その点は、ちよつと抜けただけはご猶予のほどを願います。

けれども、副議長のおっしゃるということは、私は不服でございます。いやしくも副議長が言うということは穩当を欠きます。（「良識、良識」と呼ぶ者あり）ほかの議員がおっしゃることならいいと思ひますけれども、いやしくも副議長でござります。副議長は部下を指導していただくのが順序と思います。それをやじるということは、隠当を欠くと思います。（「良識、良識」と呼ぶ者あり）どちらが良識ですか。議員は、副議長の部下ですぞ。

〔発言する者あり〕

○議長（服部昌弘君） 静粛に願います。

ふうぞ……。だから委員長に対する……。

○山口信生君（続） 委員長、その点はご審査願いましたか、どうでございましたか。ちょうどその点、行ったり来たりは……。すみませんけれども。

○議長（服部昌弘君） 一回、降壇してください。委員長から答弁させますから。（「休憩、休憩」と呼ぶ者あり）

喜多野君。

〔建設委員長（喜多野等君）登壇〕

○建設委員長（喜多野等君） ただいま山口議員のほうからご質問がございました委託料に関連いたしまして、一般質問の際に提出されて質疑され質問されました羽津・山城線に対する調査費がついておったかおらないかというような一般質問の状態だったと思いますが、その件につきまして当建設委員会では、議案外のことでもござりますので、十分なる審議を尽しております。それゆえに、本来からいって都市計画路線でございますので、当然建設委員会の範疇に入る案件でございますので、本件につきまして十分意のあるところを担当の理事者のほうからご説明させますので、よろしくご質問いただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

○山口信生君 私が言つておりますのは、その内容を言つているのではない。内容は、後日、理事者のほうに行って伺います。ただ私はそういうこと、お粗末な予算執行、いいか悪いかを尋ねております。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） お答えいたします。

三十七年度の問題につきましては、ご承知の当時八幡製鉄株式会社の誘致に関連いたしまして、茂福地内約六十五万坪（約二一四五、〇〇〇平方メートル）ぐらいと思います。これについての区画整理をやろう。八幡製鉄の全面埋め立てについて背後地をどうするかということで、区画整理をやるというような前提のもとに立つてなされた委託料だということを聞いておりますが、ご承知のような事情で八幡が来なくなりましたので、状況の変化でこの結果は現在都市計画課のほうで保管しております。

したがいまして、あの地区が今後区画整理をやるというふうになつてまいりましたならば、この調査は生きてくるというふうに私は確信をいたしております。

なお、委員長のほうからご指示がございましたが、この四十四年の九月に追加をいたしております委託料につきましては、浜田の第二の土地区画整理、都市改造でござります。ご承知のようにこの前の金場・新正線これを南へ抜くのを主眼にいたしまして、戦災復興からはずされた地域から南は鹿化川、西は国道一号線、東は関西線こういうところの区画整理をやろうとして、これは本年度の当初にもたしかまつたと思いますが、昨年も予算化されております。それで、おいおいこれを追つてまいりまして、機運がだんだん熟してまいりましたので、最終的な作業をするための委託料をお願いしておるような次第でござります。

これは、したがいまして先ほど山口議員のご質問の中にございました北部の、いわゆる三十七年度の調査委託料とその本質において変わっておりますので、当然これはいかなる要因があるうともやらなければならない区画整理でござります。

それから、北のほうの三百四十六万五千、この予算につきましては、八幡の関連においてなされた、このように私

調べましたところ聞いておりますので、状況その他からしてこの辺は多分に相違すると思ひます。したがいまして、趣旨はよくわかりました。貴重な予算、財源でございますので、今後は状況の変化があればやむを得ないと思いますが、こういう状況の変化を十分先を見通したうえで予算化をしていかなければならぬのは、われわれに課せられました当然の義務だと心得ております。したがいまして、十分今後とも善処をしていきたいと思ひますのでよろしく願います。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 先ほどから聞いております件でござりまするけれども、要は私が言わんとするところは、議員が言うても何年経っても知らぬというようなお粗末では、今後どうするかというのが私の尋ねておる本旨でございます。私がこれ言わんと黙つておつたら、どういう結果になるかと市長にひとつお尋ねいたします。

○議長（服部昌弘君） 市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） お答え申し上げます。

先般の質問のときに、担当の当時の、現在の担当部長等に伺いましたところが、記憶がないということをございましたので、当日のご質問には承知をしておりませんので私はのちほどよく調べる、と申し上げたはずでございましたただいま三輪土木部長がお答えいたしましたとおりでございまして、八幡製鉄誘致に関連する一千万坪（六六〇〇、〇〇〇平方メートル）の後背地の整理として三百万円の調査費が八洲測量によつて計上されたわけでございますが、この場合は非常に大きな情勢の変化があつて、八幡製鉄の誘致というものがないということになりましたので、私は

やむを得ない処理ではないかと思う次第でございますが、茂福等六十五万坪につきましては、申し上げました八洲測量によつてすべて調査が完了しておるわけでござります。

ただいまの部長の答えるとおり、今後こういう資料が活用されることがあるかと思いますけれども、情勢の大きな変化によってこれが実現しなかつたということでござります。

ご指摘の浜田第二の区画整理事業並びに六地蔵・中川原線等の委託につきましては、現在事業は進行中のものでござりますので、もとより調査委託料は実現あるいは実施を目標にされたものでござりますけれども、大きな情勢の変化によつてこれが日の目を見なくなつたということでござりますので、今後こうすることのないように十分慎重に対処いたしたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 山口君。

〔山口信生君登壇〕

○山口信生君 あまり何べんか言ひますと、山口はくどいとそしりを免れんと思ひますので、もうこの辺でやめまするが、いまの市長のご答弁によりますと、情勢の変化によつてこれをせなかつたといふお答えでござりまするが、情勢の変化とは違いますか。知らなんだと違いますか。情勢の変化なれば、四年も五年も放り出しとくものと違いますあの予算三百何十万円は計上したけれども、これはむだでございましたと議会に報告あつてしかるべきと私は考えるものでござります。議員から突つ込まれて調べますと。そのうえ状態が変わつたでこれを採用せなんだといふようなことは、私はあまりにも理事者のか粗末を私は注意を喚起しとるのでござります。何も責めておるのと違います。注意を喚起しておる。大事な市税を使っておりますですから、三百万も四百万も使ってたな上げてしまつて、議会にも報告もせんと、また議員から突つ込まれてわかりませんから調べますからというようなお粗末なことではいかぬ

ということを、私が言うとるのが本旨でございます。

もう一つつけ加えますけれども、これは余談になりますけれども、私がこの前のときに、質問中に、ある議員からそんなことは死んだ平田市長に聞いて来いちうやじが飛んだと、私は思っておりますが、いやしくもですぞ、議員は審査し議決しているものでございます。

責任は、持つておるはずのものでございます。それにもかかわらず、死んだ市長に聞いて来いといふうな情けないことばのやじが出ようとは、私はふがいなくて歯ぎしりかんなものでございます。いま少しやじるのも注意していただきたいと、私は存する次第でございます。言うとる本人は、一生懸命言うとります。その点をよく頭に入れていただいて、やじもけっこうでございます。けれども、そのやじもよく考えていただいて、市政にプラスになるやじをひとつお願ひいたします。

これで、私の質問は終わります。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

「土木部長（三輪喜代司君）登壇」

○土木部長（三輪喜代司君） 一応いまの質問、それから前の私の答弁で少し足らないところがございましたので、補足させていただきます。誤解をいただきますと、困りますと思いまして。

と申しますことは、いろいろ、これも皆さんご承知と思いますが、八幡製鉄に関連いたしまして、私が答弁すべきでないと思いますが、関連いたしておりますのでちょっと申し上げたいと思いますが、いろんな経費を使っておりまして、おそらく私の考えでは平田前市長が八幡製鉄から六億何がしかの金をお取りになられた中には、こういうものも含まれているんじやなからうかと。もう平田さんなくなつてみえますので、たゞわけにもまいりませんが、そのまま方の前でこの私の考え方を披瀝させていただきます。

以上でございます。

○議長（服部昌弘君） 他に質疑はありませんか。（「休憩」、「なし」と呼ぶ者あり）

ほかにご質疑もありませんので、これをもって委員長報告に対する質疑を終結いたします。

おはかりいたします。これら二十一件につきましては、討論の通告もありませんので、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより議案第六十九号ないし議案第八十九号の二十一議案を一括して採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

これら二十一件は、各委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第六十九号昭和四十四年度四日市市一般会計補正予算

(第一号)、ないし議案第八十九号鋼製双胴型消防艇の建造契約の締結についての二十一議案は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

午前十一時六分休憩

午前十一時二十二分再開

○議長（服部昌弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第二十四 議案第九十号公平委員会委員の選任について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十四、議案第九十号公平委員会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十号は、本市公平委員会委員芝田敬太郎氏の任期が、来たる十月三日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として選任申し上げたいと存し、ここにご提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴につきましては、お手元に配布申し上げたとおりであります。
よろしくご審議のうえ、ご同意を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言を願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となつております議案第九十号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第九十号公平委員会委員の選任については、これに同意することに決しました。

日程第二十五 議案第九十一号教育委員会委員の任命について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十五、議案第九十一号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔教育委員長（龍池清真君）退場〕

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十一号は、本市教育委員会委員龍池清真氏の任期が、来たる十月三日をもって満了となりますので、引き続き同氏を委員として任命申し上げたいと存じ、ここにご提案申し上げるものであります。

なお、同氏のご経歴につきましては、お手元に配布申し上げたとおりであります。

よろしくご審議のうえ、ご同意を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。（「なし」と呼ぶ者あり）

別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。
おはかりいたします。ただいま議題となつております議案第九十一号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本案は、市長の推薦者に同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よつて、議案第九十一号教育委員会委員の任命については、これに同意することに決しました。

日程第二十六 議案第九十二号工事請負契約の締結について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十六、議案第九十二号工事請負契約の締結についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（九鬼喜久男君）登壇〕

○市長（九鬼喜久男君） ただいま上程の議案についてご説明申し上げます。

議案第九十二号は、曙町地内における常磐幹線シールド工事の請負契約案であります。合見積を徴して慎重に検討いたしました結果、随意契約により金額一億一千三百六十二万五千円をもって、名古屋市中区堀一丁目十三番二十四号佐藤工業株式会社名古屋支店と工事請負契約を締結いたしましたご提案申し上げるものであります。

よろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言願います。

山本君。

〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 ただいま提案をされました工事請負契約について、市長に質問をいたしたいと思います。

この工事の内容につきましては、六月の議会でこの工事以前の工事として随意契約が出てまいりました。そのときに、私は発言を求めていわゆる随意契約のあり方について質問をいたしました。その答弁として、土木部長なり、あるいは付託になりました総務委員会の中でもいろいろ慎重審議をされたその結果が出てまいっております。それによりますと、この種の契約行為については、今後さらに研究をして、事前に議会にはかつて提案をする、こういう形になつておるわけであります。いま取り急ぎ六月の会議録を調べたわけでありますが、こういう事実については、間違

いないことになつております。

そういう意味におきまして、再度この工事についての随意契約が出てまいりっておりますので、そこらあたりの経過を具体的に説明をしていただきたいし、六月議会で発言をされたあの趣旨から判断をして、どうということになつておるのかを説明をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 土木部長。

〔土木部長（三輪喜代司君）登壇〕

○土木部長（三輪喜代司君） ただいまのご質問に対しまして、市長にかわりましてご答弁申し上げます。

その前にお断わり申しておきますが、六月随意契約をお願いいたしましたのは、常磐ポンプ場の関係の工事でござります。シールドにつきましては、随意契約をお願いいたしておりません。契約の内容の変更と繰り越しをお願いいたしました。したがいまして、第二点のこの結果になりました経過につきまして、ご報告申し上げたいと思います。

この工事は、ご承知のように昨年のちょうどいまどろでございます。九月の二十日でござりますから、ちょうど一年前でございますが、議会のご承認を得まして第一期工事として全線約五百四十メートルを佐藤工業株式会社と契約の締結をいたしましたのでございます。その後、発進堅坑の用地、これはご承知のとおりでございますが、諸物件の移転等に日時を要しまして、昨年の十一月の中旬から本格的な工事を始めたんだでございますが、工事が予想に反しまして非常に難航いたしまして、したがつてその理由の究明その他いろいろな問題をわれわれのほう並びに佐藤工業両者で調査をいたしました。また、公共事業でもございますので建設省と十分協議をいたしました。で、そこでご了承をいたきました。道路横断部分につきましては、深井戸並びに薬液注入の工事費として一千六百三十万円の増額をお願

いすることになりました。

しかし、全線のいま申し上げました五百四十メートル、正確に申し上げますと五三九・一〇メートルでございますが、これを四十三年度の先ほど申し上げました事情によりまして、四十三年度内に事業の完成が困難になりましたので、そのうち延長を三百十二メートル、九千五百二十七万五千円に契約金額を減らさしていただきました。で、その契約変更をすることとしたしまして、さらにその三百十二メートルのうちから約二百メートル、四千四百八十七万五千円を本年度へ繰り越すことで、本年の三月の市議会でご承認を得たのでございます。その際、残額の五千九百九十二万五千円につきましては、建設省と協議いたしまして、建設省の了承を得たうえ、常磐ポンプ場のほうへ振りかえまして三井建設株式会社とここで随意契約をさせていただいたのでございます。これにつきましても、市議会のご承認を得てることとはご承知のとおりでございます。

その後、請負人の佐藤工業株式会社が工事の、これは非常に困難でございましたんですが、この作業を進めてまいりましたですが、ご承知のようにあそこは海岸地帯でもございますし、すでに道路自体がゼロメートルのところもございます。そういうことで、海水並びに地下水に悩まされまして、再三にわたりまして調査研究をして、工事の進捗をはかるように努力をしたのでございます。ところが、六月七月の降雨期並びにこの降雨期に至りました、これが非常に水位が高くなつてしまりました。で、八月中旬に至りまして、一応工事を中止するのやむなき状態に至つたのでございます。この間、われわれといつましても、技術的な対策等について業者のほうとも協力し、また他の機関にもお願いをいたしまして、研究してまいつたんでございますが、その後、その結果、今後におきましては深井戸、リップウェルと、それからご承知の圧気、坑内の気圧を上げるのでございますが、この工法を主軸にして施工することが経済面的にも考えまして、一応現段階では最良の方策ではないかと、このように判断をいたしまして、その結果、

県やそれから建設省の意見を求めたのでございます。現時点では、建設省、県ともやむを得ないものではないか、しかししながら、全国的に見ましてこのシールド工法というものは、非常に下水で最近取り上げられておりますが、新しい工法でもございますし、また事故もたびたび発生をしておるのでございます。今回のここでお願いをいたしております工事請負契約につきましては、その点は十分研究されたものと考えられますけれども、建設省も四日市もなお一そう注意を払つて事故を起こさないようにということをご了承を得ておるのでございます。

こういう基本線に沿いまして、四十四年度事業として残りました二百二十七メートルの掘さく、それからセグメント工事と、全線の五三九・一〇メートル、約五百四十メートルにわたりますコンクリートの巻きたて工及び繰り越し分のリープウェルを含めまして設計いたしましたところ、約一億一千三百六十万程度の工事となつたのでございますこれは、すでにいま申し上げましたように一応県や建設省の了解を得ておりますので、きょうここで提案いたしておりますように三者で見積もり合わせをいたしました結果、佐藤工業株式会社と契約の締結をさしていただこうと、このように考えておる次第でございます。

もう少し早くこれを出さしていただきますとよろしかったんでござりますけれども、このただいま申し上げました八月中のいろいろな角度からの技術的な検討を加えるのが非常に時間要しました結果、このような結果になつてまいりまして、事前に協議会その他で皆さま方におはかりをいたすことができなかつたのは、残念でございます。遺憾に思つております。がしかし、あともうすでに十日ほどかかりますと、新しい……、約十日ぐらいでござりますが、もう残つておりますのが四十三年度の繰り越し分として現在やつておりますのが、あと四十メートル少しでござりますので、あと十日ぐらい経ちますと新しい四十四年度の事業のほうへ突入しなければいけない。なおシールドは、ご承知のように工事をとめますと、そこでまたいろいろな事故も発生する可能性も多いし、薬注等の関係も出てまいり

まして、経費の点もふくらんでまいりますので、このようなご無理なお願いをしたような次第でございます。まことにわれわれの勝手なことで、こういうことをお願いいたしまして恐縮でございますが、ご承知のようなところでもござりますので、その辺の事情ご了承いただきまして、何とぞよろしくお願ひいたしたい、このように考えておる次第でござりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

また、かんじんなことを答弁の中で漏らしまして恐縮でござります。

一般の総務衛生委員会並びに建設委員会で、一応ご説明だけはさしていただいておりますので、その辺のところもご了承いただきたいと思います。

○議長（服部昌弘君） 山本君。
〔山本勝君登壇〕

○山本勝君 答弁漏れのかんじんなところを答弁されたので、追及するところ若干くずれたわけであります、シールド工法については、新しい工法ということで、国からの技術的な援助、あるいは費用等についての四割補助こういことも実はついておることについては、私としても理解をするところであります。しかし、いわゆる随意契約という問題についての疑問点というのは、工法がどうであれ、あるいは工事の種類がどうであれ疑惑として持たざるを得ないということについては、これは一般的な問題だらうと思うわけです。そのことについては、六月議会における答弁からいきますと、事前に慎重審査ができるよう議会に申し入れをするんだ、こういうことがはつきりと総務委員会の中でも結論づけられて委員長報告に出ているわけです。そういうことを十分に尊重を、これからもしていきたいと思います。具体的には、今度のこの工事請負契約の中のシールド工法についての問題であります、要望として強く申し上げるわけありますけれども、新しい工法だ、技術的にも非常にむずかしいんだ、こういうことがいまの説明

の中でもなされているわけです。

そうなりますと、これからはたしてどうなることになるかということもつけ加えて、私たちとしては心配をするわけであります。幸か不幸か現在のところ国庫補助が四割である、こういう報告もされております。しかし、むづかしいということになればいいわけでも、そういうこともぶつかる可能性も私としては心配せざるを得ません。そういう意味において、今後さらに現在の四割の国庫補助についても、さらに幅を広げていくような努力が、いまちよっと聞いたところによりますと、される余裕があるよう受け取られますので、さらにその方面での努力というのをしていただきたい、こういうことを強く申し上げて私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（服部昌弘君） 他にご質疑ありませんか。

他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。ただいま議題となつております議案第九十二号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案の採決を行ないます。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、議案第九十二号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第二十七 発議第六号近鉄線高架促進に関する意見書提出について、及び

日程第二十八 発議第七号津彦根線国道昇格に関する意見書提出について

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十七、発議第六号近鉄線高架促進に関する意見書提出について、及び日程第二十八、発議第七号津彦根線国道昇格に関する意見書提出についての二議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

〔喜多野等君登壇〕

○喜多野等君 発議第六号及び発議第七号について、提案者を代表いたしまして一言ご説明申し上げます。

まず、近鉄線高架促進に関する意見書提出についてありますが、当四日市は中部、関西両経済圏の中間に位置しわが国屈指の石油化学工業都市として躍進を続けておりますが、これに伴う市の交通事情は日とともに悪化の一途をたどり、これがため市内各所において交通がふくそうし、いまや交通マヒ寸前の状態を呈しております。特に近鉄線四日市駅周辺の急速なる市街化、また昭和四十五年四月、東名阪国道の開通に伴う桜インターチェンジから国道一号線・名四国道に通ずる東西路線は、年々急速な交通量の増大のため混亂をまねくことは、火を見るより明らかであります。

これが対策として、市街地を南北に縦断する近鉄線の高架化が急務であり、近鉄線海蔵川以南、国道一号線までの二・五キロメートルの区間を、都市計画事業として早急に実現処置を講ぜられるよう県知事に対しても要望しようと

するものであります。

次に、発議第七号津・彦根線国道昇格に関する意見書提出についてご説明を申し上げます。

県道津・彦根線は、古くから三重県津市と滋賀県彦根市を結ぶ巡見街道として活用せられ、今日では重要な地方道となつております。沿線付近一帯は、四日市を中心とした臨海工業地帯の住宅地や観光地として発展が期待されており、また本線は龜山市で名阪国道に接続し、現在建設中の東名阪国道の龜山、鈴鹿、四日市、桑名の各インターチェンジ付近を通過して、彦根市で名神高速道路に接続、三重県北伊勢内陸部と滋賀県東部周辺開発の主要路線となつておおり、早急に実現処置を講ぜられるよう政府に要望しようとするものであります。

どうかよろしくご審議のうえ、ご賛同のほどをお願い申し上げます。

○議長（服部昌弘君） ご質疑がありましたら、ご発言を願います。——ご質疑はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

おはかりいたします。ただいま議題となつております発議第六号及び発議第七号については、委員会の付託を省略し、直ちに採決を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。

これより発議第六号及び第七号の二議案を、一括して採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よつて、発議第六号近鉄線高架促進に関する意見書提出について及び発議第七号津・彦根線国道昇格に関する意見書提出についての二議案は、原案のとおり可決されました。

日程第二十九 委員会報告第七号、及び

日程第三十 委員会報告第八号

○議長（服部昌弘君） 次に、日程第二十九、委員会報告第七号、及び日程第三十、委員会報告第八号の二件を一括議題といたします。

○議長（服部昌弘君） ご質疑、ご意見がありましたら、ご発言を願います。

別段ご質疑、ご意見もありませんので、本件を各委員長の報告どおり決定いたしましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よつて、委員会報告第七号及び委員会報告第八号は、各委員長の報告どおり決定いたしました。

報告番号	請願番号	件	名	委員会	審査結果
建設	採択	民生教育			採択
陳情第二〇号	陳情第一六号	市立河原田小学校校舎新築について	市立中部幼稚園園舎の改築促進について	教育	採択
陳情第一七号	陳情第五号	日永第二小学校新設等について	市立中部幼稚園園舎の改築促進について	教育	採択
陳情第二一一号	陳情第一二三号	市立八郷小学校鉄筋校舎の増築について	公立保育園設置について	教育	採択
陳情第二二二号	陳情第二四号	私立保育所新增改築補助率引き上げ等について	野外活動センターの設置について	教育	採択
陳情第二三三号	請願第六号	橋北地区内に児童館の建設について	中央緑地へ通ずる橋梁及び進入路設置について	建設	採択
陳情第二二七号	請願第三号	県地内下海老橋のかけ替えについて	交通事故安全対策について	建設	採択
陳情第八号	陳情第一八号	市立塩浜中学校通学路の交通安全施設等の設置について	橋北地区内に児童館の建設について	教育	採択
八	陳情第二五号	海蔵川以南の近鉄線高架化について	中央緑地へ通ずる橋梁及び進入路設置について	建設	採択
	陳情第二七号	日永地内道路拡幅について	交通事故安全対策について	建設	採択

報告番号	請願番号	件	名	委員会	審査結果
八	陳情第一八号	市立塩浜中学校通学路の交通安全施設等の設置について	橋北地区内に児童館の建設について	教育	採択

○議長（服部昌弘君） なお、総務衛生、産業水道、建設の各常任委員長から、日下委員会において審査中の事件について、お手元に配布いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査について、ご異議あります。

各委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することにいたしまして、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部昌弘君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第七号 市立四日市病院を真の市民医療センターとすることについて

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年九月二十二日

総務衛生委員会

委員長 訓 翁 也 男

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 君

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第八号 四日市市農協ビルの新築に対する助成について

陳情第一〇号 県内既存中小造船業者の保護育成について

陳情第二六号 松阪競輪四日市場外車券売場(四日市競輪場施設の一部)の継続貸与について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年九月二十二日

産業水道委員会

委員長 志 積 政 一

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 君

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

議案第四〇号 四日市港管理組合規約の変更にかかる協議について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年九月二十二日

建設委員会

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 君

閉会中継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について左記により閉会中もなお継続審査を要するものと決定したから、会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一五号 近鉄電車の高花平乗り入れについて

請願第二号 霊ヶ浦埋立第二期工事の反対について

陳情第一五号 国道一号線以西の中央道両側にバーキングメーター設置について

陳情第九号 海蔵地域内の土地区画整理事業の早期推進について

陳情第一九号 水沢茶園開拓バイロット事業にかかる鎌谷川護岸工事（青木地内）の実施について

二、理 由

調査研究のため

昭和四十四年九月二十二日

建設委員会

四日市市議会議長

服 部 昌 弘 殿

委員長 喜多野 等

○議長（服部昌弘君） 次に、監査委員より現金出納検査結果報告について、報告第二十一号ないし報告第二十九号の九件がまいってあります。

お手元に配布いたしておりますので、これによつてご了承を願います。

○議長（服部昌弘君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和四十四年九月、四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日、ご熱心にご審議をいただきまして、まことにご苦労さまでございました。

午前十一時五十分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 服 部 昌 弘

署 名 議 員 荒 木 武 治
署 名 議 員 藤 井 泰 治 郎

